## 〇経済産業省令第十五号

電 気 事 業 法 等  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る等  $\mathcal{O}$ 法 律 平 成二十七 年 法 律 第 四 十七 号) 0 部  $\mathcal{O}$ 施 行 に 伴 V ) ガ

ス 事 業 法 昭 和 <u>-</u> 十 九 年 法 律 第 五. + 号) 0 規定に基づ き、 ガ ス 事 業 法 施 行 規 則 等  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 する

省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

経済産業大臣 世耕 弘成

ガ ス 事 業 法 施 行 規 則  $\mathcal{O}$ 部 改 正

目次

目

次

を

次

0)

ように

改

め

る。

第

条

ガ

ス

事

業法

施

行

規

則

昭昭

和

兀

+

五.

年通

商産業省令第九十七号)

の 一

部を次

のように改正する。

ガ

ス

事

業

法

施

行

規

則

等

 $\mathcal{O}$ 

部

を改

正

する

省令

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 ガス小売事業

第一節 事業の登録 (第六条―第十二条)

第二節 業務 (第十三条—第二十条)

第三節 ガス工作物

第 款 技術上の基準への適合等 (第二十一条―第二十三条)

第二款 自主的な保安 (第二十四条—第三十八条)

第三款 工事計画及び検査 (第三十九条—第五十一条)

第三章 ガス導管事業

第一節 一般ガス導管事業

第一款 事業の許可(第五十二条—

第六十三条)

第二款 業務 (第六十四条—第八十八条

第三款 ガス工作物

第一 目 技 術 上 0) 基 準 へ の 適合等 (第八十九条 第九十一条)

第二目 自主的な保安 (第九十二条—第九十六条)

第三目 工事計画及び検査 (第九十七条―第百十条)

第二節 特定ガス導管事業

第 款 事 業  $\mathcal{O}$ 届 出 ( 第 百 + \_\_ 条 第 百十 七 条)

第二款 業務 (第百十八条—第百三十条)

第三款 ガス工作物に係る規定の準用 (第百三十一条)

第三節 導 管  $\mathcal{O}$ 接続 に係 る努力義務 等 (第百三十二条—百三十四条)

第 四 章 ガ ス 製 造 事 業

第 節 事 業  $\mathcal{O}$ 届 出 第 百  $\equiv$ + 五. 条 第百 三十 七 条)

第 節 業 務 第 百 三 + 八 条 第 百 兀 + 七 条)

第三 節 ガ ス 工 作 物

第 款 自 主 的 な 保安 ( 第 百 兀 + 八 条 第 百 五. + \_

第二 款 工 事 計 画 及 び 検 査 第 百 五. 十三 条 第 百 六 十六 条)

第 六 章 あ 0 せ W 及 び 仲 裁 第 百 七 + 条 第

五.

章

ガ

ス

事

業

以

外

 $\mathcal{O}$ 

ガ

ス

 $\mathcal{O}$ 

供

給

等

 $\mathcal{O}$ 

事

業

第

百

六

+

七

条

第

百

六

+

九

条)

第七 章 指 定 試 験 機 関 及 び 登 録 ガ ス 工 作 物 検 査 機 関

第 節 指 定 試 験 機 関 第 百 七 + 条 第 百 八 + 五. 条)

第 節 登 録 ガ ス 工 作 物 検 查 機 関 第 百 八 + 六 条 第 百 九 + 六 条)

第 八 章 雑 則 第 百 九 + 七 条 第 百 + 九 条

附 則

第 条 第二 項 第 六 号 中 熱 量  $\mathcal{O}$ 変 更 同 0 ガ ス グ ル プ ( ガ ス 用 品  $\mathcal{O}$ 技 術 上  $\mathcal{O}$ 基 潍 等 に 関 す

掲 る げ 省 令 Ξ Α 昭 和 兀 + 六 年 通 六 A 、 商 産 業 五. 省 Ć 令 第二十 七 号) L二又は 別 表 第三  $\equiv$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 備 1 ず 考 れ  $\mathcal{O}$ か 適 を 用 す 1 う。 ベ き ガ 内 ス グ  $\mathcal{O}$ 変 ル 更 を プ 除  $\mathcal{O}$ <\_ 項 K

L

L

Ś

以 下 熱 量 変 更」 とい う。 を 実 施 L た 場 合 を削 り、 同 項 に 次 の <u>ニ</u> 号 を 加 え る。

七 大  $\Box$ 供 給 と は 次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ に Ł 適 合 す る 小 売 供 給 を 1 う。

1 当 限 L す た り、 熱 場 る 量  $\mathcal{O}$ 量 合 供 匹 年 + に 給 〇 以 六 目 お 地 下こ 点  $\mathcal{O}$ メ け 後 ガ る に  $\mathcal{O}$ ジ 半 0 六 号 年 ユ 1 ] 月 及 7 目 間 び ル  $\mathcal{O}$ 供 第  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 年 給 ガ 兀 ガ 間 を 条 ス ス 約  $\mathcal{O}$ 供 第 を ガ L 常 給 た ス 項 量 温 供 年 を一 第 給 間 及 兀 び 量  $\mathcal{O}$ 倍 常 号 に ガ 12 ス L 圧 あ た お で 供 0 ŧ + 7 給 1 7 万 は  $\mathcal{O}$ 量 とす <u>\f</u>  $\widehat{\underline{\phantom{a}}}$ 基 方 ることが 年 準 メ 年 量 目 以 上 1 以 と 降 継 ル V) 以 できる。  $\mathcal{O}$ 続 う。 上 す 年 供 る 間 給 ガ  $\mathcal{O}$ で す ガ ス が あ る ス  $\mathcal{O}$ る t 供 供 基 場 給 給  $\mathcal{O}$ 合 準 12 量 を 量 に 相 が 約

口 て、 イ 連  $\mathcal{O}$ 続 ガ L ス 7  $\mathcal{O}$ 実 供 際 給 12 を二 供 年 給 以 L た 上 ガ 行 ス 0 7  $\mathcal{O}$ 量 1 が る 場 正 当 合 な で 理 あ 由 0 無く て、 ガ 基 潍 ス 量  $\mathcal{O}$ 使 に 達 用 者 L な が 至 か 近 0 た  $\mathcal{O}$ t 年  $\mathcal{O}$ 度 で な に お 1

ح\_ ہ

で

あ

る

八 以 表 ル 下 第 同  $\equiv$ 特 プ じ  $\mathcal{O}$ 定 備 ガ 導 管 考 ス に \_\_  $\mathcal{O}$ 用 لح 属 適 品 す 用  $\mathcal{O}$ は る す 技 t ベ 術 ガ ス き  $\mathcal{O}$ 上 12 ガ  $\mathcal{O}$ 限 メ ス 基 る。 グ 準 タ 等 ン ル を 12 を 関 プ 主 供  $\mathcal{O}$ す 成 給 る 分 項 とす す 12 省 る導 掲 令 げ る 管 る 昭 ガ で 十 二 和 ス あ 兀 で 0 Α +あ て、 又 六 0 て、 は 年 次 + 通  $\stackrel{\cdot}{=}$ 十 二 0 商 1 産 Α ず 業  $\mathcal{O}$ A ガ 又 n 省 令 か ス は 第二 に グ + 該 三 ル + 当 Α す プ 七  $\mathcal{O}$ る を 号) ガ t ス う。 别 グ  $\mathcal{O}$ 

を

V)

う。

1 لح で あ 内 V つて う。 径 が 二 百 製  $\mathcal{O}$ ? 造 構 ij 外 所 メ 又 12 お は  $\vdash$ け 他 る ル  $\mathcal{O}$ 総 者 以 上 延 か で 長 5 あ 導 が り、 管 キ に ょ か 口 ŋ つ、 メ ] ガ ス ガ 1 ス ル  $\mathcal{O}$ を 供  $\mathcal{O}$ 超 給 圧 を受 力 え る が け  $\bigcirc$ ŧ る  $\mathcal{O}$ 事 五. 当 業 メ ガ 場 該 導 パ ス 管 以 لح 下 力 ル 製 体 以 لح 造 上 所  $\mathcal{O}$ L 等 7 導 管 運

口 内 径 が 百 ? ij メ ]  $\vdash$ ル 未 満 で あ り、 か つ、 ガ ス  $\mathcal{O}$ 圧 力 が 五. メ ガ パ ス 力 ル 以 上  $\mathcal{O}$ 導 管 で あ

用

さ

れ

る

t

 $\mathcal{O}$ 

を

含

む

 $\sum$ 

0

号

に

お

1

7

同

ľ

つて、

製

造

所

等

 $\mathcal{O}$ 

構

外

に

お

け

る

総

延

長

が

キ

口

X

]

1

ル

を

超

え

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

ノヽ パ 内 ス 力 径 ル が 未 満 百 3  $\mathcal{O}$ IJ 導 管 X で あ 1 0 ル 未 7 満 製 で 造 あ り、 所 等 か  $\mathcal{O}$ 構 つ、 外 ガ に お ス け  $\mathcal{O}$ 圧 る 総 力 が 延 長  $\bigcirc$ が + 五. 五 メ ガ 丰 パ 口 メ ス 力 1 ル 以 ル を 上 超 五. え メ ガ る

t

 $\mathcal{O}$ 

二 区  $\mathcal{O}$ 域 用 内 般 12 供 に ガ す お ス 導 る け る 管 t 事  $\mathcal{O}$ · 業 者 般 及 び ガ が ス 1 導 そ か 管  $\mathcal{O}$ 5 供 事 ハ 業 給 ま で 区  $\mathcal{O}$ 域 に 用 掲 以 12 外 げ 供 る す  $\mathcal{O}$ る 地 ŧ 導 域  $\mathcal{O}$ 管 を に 除 と お < . 接 1 て 続 設 す 置 る t す る  $\mathcal{O}$ 導 専 管 5 で あ 般 つ て、 ガ ス 導 当 管 該 事 供 業 給

第二条の二を削る。

第二 条 か 5 第 兀 条 ま で を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改  $\Diamond$ る

第二条 業  $\mathcal{O}$ 用 に 法 第 供 す 条 る 第 た  $\otimes$ 兀  $\mathcal{O}$ 項 ガ 第 ス 号  $\mathcal{O}$ 量  $\mathcal{O}$ 経  $\mathcal{O}$ 変 済 産 動 業  $\mathcal{O}$ 範 省 令 井 とす で定 う。 。 8 る 範 井 は 同 号  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 者  $\mathcal{O}$ ガ ス を供 給 す る 事

の範囲とする。

般 ガ ス 導 管 事 業 に 該 当 L な 1 導 管  $\mathcal{O}$ 要 件

第三条 法 第 条 第 五. 項  $\mathcal{O}$ 経 済 産 業 省 令 で 定 8 る 要 件 12 該 当 す る 導 管 は、 次 に 掲 げ る 導 管 とする。

+ = Α 及 び 十三 Α  $\mathcal{O}$ ガ ス グ ル ] プ 以 外  $\mathcal{O}$ ガ ス グ ル プ に 属 す る ガ ス を 供 給 す る 導 管

特 定 ガ ス 発 生 設 備 に お 1 7 発 生 さ せ た ガ ス を 供 給 す る 導 管 前 号 に 掲 げ る t 0 を 除

特 定 ガ ス 導 管 事 業 に 該 当 L な 1 導 管  $\mathcal{O}$ 要 件

第 匹 条 法 第 条 第 七 項  $\mathcal{O}$ 経 済 産 業 省 令 で 定  $\Diamond$ る 要 件 12 該 当 す る 導 管 は 次 12 掲 げ る 導 管 とす

メ タ ン 以 外  $\mathcal{O}$ 成 分 を 主 成 分 とす る ガ ス を 供 給 す る 導 管

メ タ ン を主 成 分 لح す る ガ ス + = A 及 び +  $\stackrel{\cdot}{=}$ Α  $\mathcal{O}$ ガ ス グ ル プ 以 外  $\mathcal{O}$ ガ ス グ ル ] プ に 属 する

ものに限る。)を供給する導管

 $\equiv$ メ タ ン を主 成 分と す る ガ ス + = A 及 び + 三 Α  $\mathcal{O}$ ガ ス グ ル ] プ 以 外  $\mathcal{O}$ ガ ス グ ル ] プ に 属 す る

t  $\mathcal{O}$ を 除 を 供 給 す る 導 管 で あ 0 て、 次  $\mathcal{O}$ 1 ず n か 12 該 当 す る t  $\mathcal{O}$ 

1 ガ ス  $\mathcal{O}$ 圧 力 が  $\bigcirc$ • 五. メ ガ パ ス 力 ル 未 満  $\mathcal{O}$ 導 管

口 で あ 内 つて、 径 が 製 百 造 ? IJ 所 等 X ]  $\mathcal{O}$ 構 1 外 ル に 以 お 上 け で る あ り、 総 延 長 か が つ、 丰 ガ 口 ス メ  $\mathcal{O}$ 圧 力 1 が ル を  $\bigcirc$ 超 え 五. な メ ガ 7 t パ ス  $\mathcal{O}$ 力 ル 以 上 0 導 管

ノヽ <u>つ</u> て、 内 径 製造 が二 百 所 等 ミリメー  $\mathcal{O}$ 構 外  $\vdash$ に お ル 未 け 満 る であ 総 延 り、 長 が か 丰 つ、 口 X ガ ス ] 1  $\mathcal{O}$ 圧 ル 力 を 超 が え 五. な メ ガ 1 パ ŧ ス  $\mathcal{O}$ 力 ル 以 上  $\mathcal{O}$ 導 管 で あ

= パ 内 ス 径 力 ル が 未 満 百  $\leq$  $\mathcal{O}$ IJ 導 管 メ で あ 1 0 ル 未 て 満 製 で 造 あ り、 所 等  $\mathcal{O}$ か 構 外 に ガ お ス け  $\mathcal{O}$ る 圧 力 総 が 延 長  $\bigcirc$ が + 五. 五. メ 丰 ガ パ 口 メ ス 力 ル 1 以 ル を 上 超 五. え メ ガ な

いもの

2

次

 $\mathcal{O}$ 

各

号

に

掲

げ

る

導

管

は

前

項

各号

に

掲

げ

る

導

管

に

該

当

L

な

1

導

管

と

4

な

す。

兀 基 準 量 に 達 L な 1 量 0 ガ ス を供 給 地 点 12 お V) て 供 給 す る 導 管

前 項 各 号 12 掲 げ る 導 管 以 外  $\mathcal{O}$ 導 管 と <del>\_\_\_</del> 体 と し 7 運 用 さ n る 導 管

域 内 般 に お ガ け ス Ś 導 そ 管 事  $\mathcal{O}$ 事 業 者 業 が  $\mathcal{O}$ そ 用 に  $\mathcal{O}$ 供 供 す 給 る 区 導 域 管 以 کے 外 接  $\mathcal{O}$ 続 地 す 域 る 12 ŧ お  $\mathcal{O}$ 1 7 専 設 5 置 す 般 る 導 ガ 管 ス 導 で 管 あ つて、 事 業  $\mathcal{O}$ 当 用 に 該 供 供 給 す る 区

第四条の二を削る。

Ł

 $\mathcal{O}$ 

を

除

<\_

第二 章  $\mathcal{O}$ 章 名 同 章 第 <del>---</del> 節 か 5 第  $\equiv$ 節 ま で  $\mathcal{O}$ 節 名 同 節 第 款 か 5 第  $\equiv$ 款 ま で 0) 款 名、 同 節 第 兀

款 及 び 第 五 款 第 三 章 並 び に 第 兀 章  $\mathcal{O}$ 章 名 を 削 る。

五. 第百二 第二十条、 + 条 中 第二十二条の二、 「 第 + 九 条 、 第 第二十二条の + 九 条 の 三、 第十 匹、 九 第二十二条の六、 条の三の三、 第 第二十三条 + 九 条 の 三 第二項  $\mathcal{O}$ 匹、 第 第 + 九 八 十六 条  $\mathcal{O}$ 

+ 六 条、 + 七 第 条 八 条 + 第 第 六条の三、 百 <u>-</u> + -六 + 九 条、 条 、 第 第七 第 八 + 百 <u>二</u> 十 + -六条の三の三、 兀 条、 条 、 第七 第 十 三 百  $\equiv$ 第 + 条 、 八 + 九 六 第 条 条 及 七 0) + び 五. 第 五 及び 条 百 兀 第 第 + 八 七 兀 十七 十六 条」 条 条 に 改 を 第  $\Diamond$ る。 百 「 第 + 六 九 十 五 条 第 百 第

第 百 + 条 を 第 百 + 凣 条 کے 同 条  $\bigcirc$ 次 12 次  $\mathcal{O}$ 条 を 加 え る。

申 請 書 等  $\mathcal{O}$ 提 出 部 数 等)

第二百 業 な 大 1 臣 + 九 た だ 経 条 L 済 産 ガ 法 業 ス 事 第 局 三 業 長 + 又 者 は 五. は 条 産 業 法  $\mathcal{O}$ 又 許 保 は 安 可 \_ 監  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 申 督 省 請 部 令 12 長 係 に  $\mathcal{O}$ 提 規 る 定 書 出 に す 類 ょ に る り、 とき 0 1 申 7 は は 請 正 書 正 本 報 本 \_\_ 告 通 通 を 書 及 提 又 は び 出 写 届 L 出 L な 書 け 通 を れ 経 ば を 提 な 済 産 出 5

2 書 類 経  $\mathcal{O}$ 済 写 産 業 L をそ 大臣 に れ ぞ 対 れ L 次 同 表  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 表 下  $\mathcal{O}$ 上 欄 欄 に 定 に 撂  $\emptyset$ げ る 経 申 済 産 請 業 又 は 局 長 届 又 出 をす は 産 業 る 保 者 安 は、 監 督 そ 部  $\mathcal{O}$ 申 長 に 請 又 は 部 提 届 出 出 に な 係 け る

る

ることとする。

れ ば な 5 な 1

法 第 + 五 条  $\mathcal{O}$ 許 可  $\mathcal{O}$ 申 請

法 第三 + 八 条 第 項 第 兀 号  $\mathcal{O}$ 事 項  $\mathcal{O}$ 変 更 に 係 る第 兀 + 条 第

項  $\mathcal{O}$ 許 可  $\mathcal{O}$ 申 請

法 第 + 八 条 第 項 第 五. 号  $\mathcal{O}$ 事 項  $\mathcal{O}$ 変 更 に 係 る 第 兀 +

条

業 供 局 給 長 区 域 を 管 轄 す る 経

済

産

L

第一項の届出

四 法第四十一条第二項の届出

五 法 第 兀 + = 条 第 項 又 は 第二 項  $\mathcal{O}$ 認 可  $\mathcal{O}$ 

申

請

申

請

六 法 第 兀 + 兀 条 第 項  $\mathcal{O}$ 許 可 又 は 第 項  $\mathcal{O}$ 認 可 0

七 法第四十八条第一項の認可の申請

八 法第四十八条第六項の届出

九 法第四十八条第九項の届出

+ 法 第 五. + 六 条 第 項 又 は 第 項  $\mathcal{O}$ 届 出

+

法

第

六

+

八

条

第

項

第二

項

第七

項

又

は

第

八

項

 $\mathcal{O}$ 

届

出

管

轄

す

る産

業

保

安

監

督

部

長

ガス工作物の設置の場所を

経 済 産 業 局 長 及 び 産業保 安 監 督 部 長 に 対 L 法第百 六 + 八条 第 項 後 段  $\mathcal{O}$ 裁 定  $\mathcal{O}$ 申 請 を しようと

3

第 す る 百 者 + は、 条 中 そ  $\mathcal{O}$ 第 申 請 兀 + に 七 係 条 る  $\mathcal{O}$ 書 類 第 を 植 項」 物  $\mathcal{O}$ を 所 在 第 地 を 百 七 管 十三条第 轄 す る 経 済 項」 産 業 に、 局 長 に 第 提 十二条第二 出 することとする。 項 を

第十四条第二項」に改める。

第百二十条を第二百十七条とする。

第百 十九 条中 「 第 匹 + t 条 第一 項」 を 第 百 七十二条第 項」 に、 「第十二条第二項」 を 第十

兀 条第 項」 に、 様 式第七十 七 を 「 様 式第九十九」 に、 「 様 式第七十八」 を 「 様 式 第百」 に 改

める。

第百十九条を第二百十六条とする。

第 百 + 八 条 中 第 兀 + 六 条 第 項 を 第 百 七 + 条 第 項」 に、 「第十二 条 第二 項」 を 「第十

四条第二項」に改める。

第百十八条を第二百十五条とする。

第 百 + 七 条  $\mathcal{O}$ 中  $\neg$ 第 五. + 条 の 二 第 項」 を 第 百 八 + 六 条 第 項 に、 様 式 第 七 +

を

様式第九十八」に改める。

第百十七条の二を第二百十四条とする。

第百 + 七 条 第 項 中 第 五. + 条 第 項」 を 「 第 百 八 十四四 条第 項」 に 改 め、 同 条第七 項 を 削

同 条 第 六 項 を 同 条 第 九 項 لح Ļ 同 項  $\mathcal{O}$ 次 に 次  $\mathcal{O}$ \_ 項 を 加 え る。

10 意 見 聴 取 会 12 出 席 L 7 意 見 を 沭 べ る 者 が 事 案  $\mathcal{O}$ 範 开 を 超 え 7 発 言 す るとき、 又 は 意 見 聴 取 会 に

出 席 し 7 1 る 者 が 意 見 聴 取 会  $\mathcal{O}$ 秩 序 を 乱 し、 若 L < は 不 穏 な 言 動 を す るときは 議 長 は れ 5

 $\mathcal{O}$ 者 に 対 L そ  $\mathcal{O}$ 発 言 を 禁 止 し、 又 は 退 場 を 命 ず ることが で き る。

11 議 長 は 意 見 聴 取 会  $\mathcal{O}$ 期 日 又 は 場 所 を 変 更 L た にときは そ  $\mathcal{O}$ 期 日 及 び 場 所 を 第四 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ

る 指 定を受 け た者 及 び 第 五. 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 意 見 聴 取 会に 出 席 を求  $\Diamond$ 5 れ た 者 に 通 知 L な け れ ば な

らない。

項」 4 1 て 第 か ら、 潍 に 百 経 + 済 改 用 意 産 七  $\Diamond$ す 業 条 見 る 聴 大 第 第 同 取 臣 項 五 百 会 を + 項 を に 経 同 五 出 済 条 条 同 席 産 第 第 条 業 第 六 兀 L 7 項 項 局 八 \_ 項 意 長 と と 見 を 又 を は 述 産 第 同 業 べ 条 兀 同 保 第 ることが 項 条 安 第 監 項 に、 兀 督 を 項 を で 部 同 き 条 第 長 同 る は 第 条 七 者 第 三 項 を 項 七 12 前 指 لح 項 お 項 定 と L  $\mathcal{O}$ 1 L L 規 7 定 潍 同 そ に 項 用 同 条  $\mathcal{O}$ ょ  $\mathcal{O}$ す 期 る る 第 次 三 日 届 に 同 出 条 項  $\mathcal{O}$ 次  $\equiv$ 中 を 第  $\mathcal{O}$ 日 L 五 第 前 た 項 項 ま 者 を 七 で 項  $\mathcal{O}$ 加 を 12 う に え る。 指 ち 前 お

5  $\mathcal{O}$ あ 経 済 る 者 産 業 関 大 係 臣 行 経 政 機 済 関 産 業  $\mathcal{O}$ 職 局 員 長 そ 又 は  $\mathcal{O}$ 他 産 業  $\mathcal{O}$ 参 保 考 安 監 人 督 に 部 意 見 長 聴 は 取 会 必 に 要 出 が 席 あ を る لح 求 認  $\Diamond$ る  $\Diamond$  $\sum$ る لح と が き で は き る 学 識 経 験

第

百

+

七

条

第

項

 $\mathcal{O}$ 

次

に

次

 $\mathcal{O}$ 

項

を

加

え

る。

定

L

た

者

に

対

L

そ

 $\mathcal{O}$ 

旨

を

通

知

L

な

け

n

ば

な

5

な

1

2  $\mathcal{O}$ 経 期 済 日 産  $\mathcal{O}$ 業 + 大 臣 \_\_ 日 経 前 ま 済 で 産 業 に 局 長 意 見 又 聴 は 産 取 業 会 保  $\mathcal{O}$ 安 期 監 日 及 督 部 び 場 長 所 は 並 び 意 見 12 聴 事 案 取 会  $\mathcal{O}$ 内 を 開 容 を こうとす 審 査 請 る 求 لح 人 に き は、 対 L そ 通

第百十七条を第二百十三条とする。

知

L

な

け

れ

ば

な

5

な

1

第 百 + 六 条 第二 項 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 8 る

2 経 済 産 業 大 臣 又 は 経 済 産 業 局 長 は 行 政 手 続 法 第 十 七 条 第 項  $\mathcal{O}$ 許 可  $\mathcal{O}$ 申 請 を L た 者  $\mathcal{O}$ う 5 カン

ら、 聴 聞 に 出 席 して 意 見を 述 べ ることが できる者 を指定 し、 その 期 日 0 三日 前 までに 指定 た者

に 対 L そ  $\mathcal{O}$ 旨 を 通 知 L な け れ ば な 5 な 1

第百十六条を第二百十二条とする。

第百十五条を削る。

第 百 + 兀 条 第 項 中 第四十七 条 第四 項」 を 「 第 百 七十二条 第 匹 項」 に、 様 式 第七 + 兀 を

様 式 第 九 + 六 に 改 め、 同 条 第 項 中 第 兀 + 七 条 第 八 項」 を 第 百 七 十二条 第 八 項」 に、 様 式

第七十五」を「様式第九十七」に改める。

第百十四条を第二百十一条とする。

第 百 十三 条 の 三 第 項 中 様 式 第 七十」 を  $\neg$ 様 式 第 九 十 二 に 改 め、 同 条 第二 項 中 様 式 第 七 +

を 様 式 第 九 十三 に改 め、 同 条 第三 項 中 様 式 第七 · 十二二 を \_ 様 式 第 九 + 四 12 改 め、 同 条

第 兀 項 を 削 り、 同 条第 五. 項 中 般 ガ ス 事 業 者 ガ ス 導 管 事 業 者 及 び 大 П ガ ス 事 業者 以 下  $\mathcal{O}$ 条

12 お 1 7 般 ガ ス 事 業 者 等 \_ と 1 う。 を ガ ス 事 業 者」 に 改  $\Diamond$ 同 項 を 同 条 第 兀 項 لح し、 同

条 第 六 項 中 様 式 第 七 +  $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ を 様 式 第 九 + 五. に 改  $\Diamond$ 同 項 を 同 条 第 五. 項 と 同 条 第 七 項 中

般 ガ ス 事 業 者 等 を ガ ス 事 業 者 に、 第 五. 項」 を 第 兀 項 に 改 め、 同 項 を 同 条 第 六 項とす

第百十三条の三を第二百十条とする。

る。

者 合 を 十三 第 合 + を + 売 又 六 七  $\mathcal{O}$ 第 を 又 百 ガ を 含 条 事 は 兀 条 は + 七 百 含 ガ 条 法 ス 第 業 + 潍 又 条 第 匹 む 条 三 む。 第 条」 を 小 第 者 用 は ス 法 に、 条 事 を 小 売 項 百 項 業 第 に 匹 第 項」 売 事  $\mathcal{O}$ 者 業 法 般 百 条 第 事 を 兀 法 業 第 + 者 第 几 を 匹 12 第 ガ  $\mathcal{O}$ 第 第三 を + 者  $\equiv$ 改 三 条 に 九 六 ス 表  $\equiv$ + + 第 改 導 第 九 条  $\Diamond$ 十 六 ガ 12 三 + 条 + 般 九 管 七  $\otimes$ <del>---</del> + 六 般 兀 条 号 条 条 改 事 ス 第 ガ 同 第 ガ 業 中 兀 条 第 小 8 条  $\mathcal{O}$ 百 表 同 ス  $\mathcal{O}$ 導 第二 売 表 者 条  $\mathcal{O}$ ス 八 八 百 第 管 事 同 八 導 法  $\mathcal{O}$ 条 項 及 業 条 管 三 第 号 特 般 表 兀 事 U 法  $\mathcal{O}$ 号 第 法 者 第 第 業 中 第 兀 事 七 定 ガ 三 第 業 中 + 法 者 第 ガ 兀 百 ス 七 法  $\equiv$ 事 号 + 者 + 第 八 ス 百 三 般 中 条  $\equiv$ 特 導 業 \_\_\_ 第 + 般 + 七 条 + 特 般 + 条 定 条 管 者 兀 ガ 三 ガ  $\neg$ + 法 第 条 <del>\_\_</del> 事 ス 条 定 ガ 七 ガ ス  $\mathcal{O}$ 法 第 事 業 般 第 条 第 + 導 七 ガ ス ス ガ 導 管 条 ス 事 項 業 者 ス ガ 第 八  $\mathcal{O}$ 12 業 管 導 事 ス 八 項 導 + 八 に 者 項  $\mathcal{O}$ お 又 業 + 管 者 は 管 事 に 兀 事 八 及 お に 1 者 業 業 7 事 兀 事 及 お 条 び 1 ガ お ガ 業 者 業 第 第 者 ス 準 条 び 1 ガ 7 1 ス 特 第 者  $\equiv$ 準 又 導 製 者 第 ス 7 7 用 定 ガ  $\equiv$ 潍 又 導 項 + は 管 準 す 造 又 用 + 管 す は ガ ス 用 は に 七 ガ 事 事 項 用 る 導 業 場 条 る 業 大 ス に 七 す ガ 事 ス す お 業 製 管 者 者 墳 条 る ス  $\mathcal{O}$ 場 る 合 お 1 製 管 場 者 場 ガ + 合 を 事 1  $\mathcal{O}$ 7 造 又 事 業 合 造 準 を 事 合 含 に ス 7 +又 に は 含 業 者 事 業 を 事 準 は 大 に を 用 お む 0 者 含 含 用 業 む 者 業 大 お す 1 ガ 者 者 第 大 す 1 7 む  $\Box$ る む 場 る 潍 に ス ガ  $\Box$ 7 ガ に 又 + を ス ガ 場 潍 ス 合 用 事 を 製 合 事 業 六 ス 用 又 を す は 又 含 造 を 業 者 第 条 事 す は る 第 第 は ガ  $\equiv$ 事 業 含 る 第 第 者 場 法 ス む 百 五.  $\mathcal{O}$ 

六

+

小

場

む

五.

百

条及び 業者又は準用事業者」に、 第 百 兀 条第二 項 に お *(* \ 「第三十三条第一項の表第一号及び第二号(第九十七条の八、 て準 用する場合を含む。 を 「第二十六条第一項 の表 第 号及び 第九十九 第

二号」に改め、同表第五号を削る。

第百十三条の二を第二百九条とする。

第百十一条から第百十三条までを削る。

第百 十条 の二中「第六十九条の二」を「第百八十三条」に、 「第三十六条の十四」を「第百二十

条」 に、 第四 十条 の二第 五. 項」 を  $\neg$ 第 百 五 + 九 条 第六 項」 に改め る。

第百 1 十条 の二を第二 百 六条とし、 同 条  $\mathcal{O}$ 次 (C 次 の <u>-</u> 条 を 加 え る。

(保安業務規程)

第二百七 次 0) 表 条  $\mathcal{O}$ 上 法第百六十条第一項 欄 に 掲 げる者 の区分に応じ、 (同条第五 一項にお 同 表 の 下 いて準用する場合を含む。) 欄に 掲げる事 項について定 8) の保安業務規程は る t 0 とする

|ガス小売事業者 | 一

保安業務を管理する者  $\mathcal{O}$ 職 務 及び 組 織 12 関すること。

保安 業 務 を管理 す る事業場ごとの 保 安 業 務 監 督者  $\mathcal{O}$ 選 任 に . 関 する

こと。

 $\equiv$ 保安業務監督者が旅行、 疾病その他事故によつてその 職務を行 う

ことができない場合に、 その 職務を代行する者に関すること。

二 保安業務を管理する事業場ごとの保安業務監督者の選任に関する	
一 保安業務を管理する者の職務及び組織に関すること。	一般ガス導管事業者
九 前各号に掲げるもののほか、保安に関し必要な事項	
る措置に関すること。	
一八 保安業務に従事する者であつて保安業務規程に違反した者に対す	
七 保安業務についての記録に関すること。	
, J と °	
、通報の受理、出動、安全の確保及び応急措置を含む。)に関する	
直接に接続するガス工作物を維持し、及び運用する場合にあつては	
な情報の提供その他のガス小売事業者がとるべき措置(消費機器に	
六 災害その他非常の場合における関係者との連絡体制の確保、必要	
の規定による保存に関する業務の実施の方法に関すること。	
る調査、同条第三項及び第四項の規定による通知並びに同条第六項	
五 法第百五十九条第一項の規定による周知、同条第二項の規定によ	
こと。	
四 保安業務に従事する者に対する保安に係る教育及び訓練に関する	

	1														
特定ガス導管事業者															
	九	Z	八	七	Z	It	六	<b>∤</b> ₽	Z	五.	<del>&gt;</del>	四	<del>-</del>	三	<del>&gt;</del>
保安業務を管理する者の職務及び組織に関すること。	前各号に掲げるもののほか、保安に関し必要な事項	る措置に関すること。	保安業務に従事する者であつて保安業務規程に違反した者に対す	保安業務についての記録に関すること。	ること。	応急措置の実施その他の一般ガス導管事業者がとるべき措置に関す	災害その他非常の場合における通報の受理、出動、安全の確保、	保存に関する業務の実施の方法に関すること。	る調査、同条第三項の規定による通知及び同条第六項の規定による	法第百五十九条第一項の規定による周知、同条第二項の規定によ	こと。	保安業務に従事する者に対する保安に係る教育及び訓練に関する	ことができない場合に、その職務を代行する者に関すること。	保安業務監督者が旅行、疾病その他事故によつてその職務を行う	しと。

三 保安業 務 監 一督者 が 旅 行、 疾 病その 他 事 故 によ つてそ 0 職 務 を 行 う

ことが で きな V) 場 合 に、 そ  $\mathcal{O}$ 職 務 を代 行 する者 に 関すること。

兀 保安業務に従事する者に対する保安に係 る教育 及び 訓練 に関する

五. 災害そ 0 他 非常 0 場 合

応 急措 置  $\mathcal{O}$ 実 施 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 特 12 定 お ガ ける通 ス 導 管事 報 の受 業 理、 者 が لح 出 るべ 動、 き措 安全

置

に

関

す

 $\mathcal{O}$ 

確

保

ること。

六 保安業務についての記録に関すること。

七 保安業務に従事する者であつて保安業務規程に違反した者に対す

る措 置 12 関すること。

八 前 各 号 に 揭 げる ŧ 0 0) ほ か、 保安 に 関 L 必 要 な 事 項

第二百 をしようとする者は、 八 条 法 第 百六十 · 条 第 様式 第九十の保安業務規程 項 同 条 第 五. 項 に お 届 \ \ 出書 7 準 を提出 用する場合を含む。) L な らければ、 なら ない。 0 規 定 に ょ る 届 出

法第百六十条第二項 同 条第五項において準用する場合を含む。) 0 規定による届 出をしよう

とす る 者 は 様 式 第 九 + -0 保 安 業 務 規 程 変 更 届 出 書 に 変更を 必 要とす る理 由 を 記 載 L た 書 類 を

添えて提出しなければならない。

に、 条 者 は た 第二 帳 が は 第 そ 簿 第二 百  $\mathcal{O}$ + 項 を お は 旨 百 た ょ 条 を含 だ び 条 又 第 を 第 は L 書 む。 項 を 項 に 帳 万及 中 第 簿 に 改 U 第 は \_ 号 に  $\Diamond$ お 兀 改  $\mathcal{O}$ 調 に + ょ め、 改 表  $\mathcal{U}$ 条 査 同 \_\_ 上 に め、 条  $\mathcal{O}$ 係 第 同 欄 を 同 項 に 第 る 掲 第 及 ガ 項 項 五 六 げ び 中 第 項」 ス  $\mathcal{O}$ 号 る 八 中 使 号 消 12 を 第 用 中 費 改 兀 「 第 「 第 者 機 +  $\Diamond$ 匹 器 لح 第 条 百 小  $\mathcal{O}$ 兀 + を 同 五. 条 + +売 所 項 供 第 条 の 二 有 第 九 給 し、 条  $\mathcal{O}$ 五. 五. 第 契 号 第 項 約 \_ 第二 三 中 又 六 項」 を を は 項 締 項 占 結 を 結 第 た 有 果 に だ 改 百 L L 第 7 7 を め、 五. L +書 1 百 1 る 九 五. な 内 同 場 + 条 を 1 容 項 合 場 第 第 九 ガ に 六 第 条 合 限 項 第 号 百 に ス 中 り、 五. 三 あ  $\mathcal{O}$ に、 + 項 使 0 九 7 用 ま

第百十条を第二百五条とする。

に

改

め

る

業 き る 省 第 令 百 で を 九 定 条  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 前 る 見 条 技  $\mathcal{O}$ 出 術 規 L 上 定 を  $\mathcal{O}$ に 削 基 り、 か 準 か لح わ 同 す 5 条 る ず 第 12 当 項 中 改 該 8 認 る。 可 前 に 条 係  $\mathcal{O}$ 規 る 基 定 準 に を ょ t 5 0 な 7 1 法 で 第 消 費 百 機 五 + 器 九 を 条 設 第 置 す 項 る 0) 経 لح 済 が 産 で

第 百 九 条 を 第二 百 三 条 とし 同 条  $\mathcal{O}$ 次 に 次  $\mathcal{O}$ 条 を 加 え る。

消 費 機 器 に 関 す る 調 査  $\mathcal{O}$ 結 果  $\mathcal{O}$ 通 知

第 2 な  $\mathcal{O}$ ス に 項 又 導 は 百 定 < 承  $\mathcal{O}$ 法 第 兀 諾 管 占  $\Diamond$ 規 る 定 を 事 有 調 条 百 ところ 得 業 査 五 に L 者 + ょ 7  $\mathcal{O}$ 法 て 結 第 又 九 ŋ 11 に は 条 作 な 果 百 前 ょ 項 特 第 成 1 五. + 場 ガ  $\mathcal{O}$ 定 ŋ 四 L た 合 九 規 ガ 項 ス 条 定 当  $\mathcal{O}$ ス  $\mathcal{O}$ 帳 に 導 第 12 該 規 簿 使 あ ょ 定 管 ガ 用 兀 0 当 1) 事 ス に 7 者 項 業 ょ 該 が  $\mathcal{O}$ 通 小 は 第 規 知 者 売 る 調 定 す そ 事 通 査 べ 以 業 に 知 に  $\mathcal{O}$ 百 き ょ 下 は 係 旨 条  $\mathcal{O}$  $\sum_{}$ 用 第 る Ł を る 含  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ に 部 涌 前 <del>\_\_\_</del> 条 知 を 供 項 分 む 項 12 第 は 雷 に す  $\mathcal{O}$ 磁 規 限 お る 定 号 的 る。 1 た を 同 条 7 8 に 方 記  $\mathcal{O}$ 第 法 単  $\mathcal{O}$ ょ 載 表 に る 12 ガ  $\mathcal{O}$ L 上 ょ ス 書 情 た 欄 項 ガ 1) に 書  $\mathcal{O}$ 面 報 に 調 係 通 ス 掲 に を 面 知 墳 る ょ 添 に げ 査 管 託 る る を す え る 事 送 法 実 通 7 消 こと 業 費 施 供 行 第 知 者 給 L う 機 に 百 が 器 た 代 を ŧ 五 と 行 え で  $\mathcal{O}$ + を 日 き う 以 7 九 所 す 後 条 有 般 る 第 遅 次 六 滞 ガ 項

3 に 妆 ガ L ス 小 そ 売 事  $\mathcal{O}$ 用 業 者 1 る は 電 磁 前 的 項 方  $\mathcal{O}$ 法 規  $\mathcal{O}$ 定 12 種 類 ょ 及 ŋ び 通 内 知 容 L を ょ 示 う と L す る 書 と 面 き 又 は は 電 磁 あ 的 5 方 か 法 ľ に 8 ょ る ガ ス 承 諾 導 管 を 得 事 業 な 者 け

n

ば

な

5

な

い

 $\mathcal{O}$ 

場

合

に

お

1

て

当

該

ガ

ス

小

売

事

業

者

は

当

該

書

面

12

ょ

る

涌

知

を

L

た

t

 $\mathcal{O}$ 

لح

4

な

す

4 を 知 適 す ガ 正 る ス に カ 小 当 0 売 円 た 事 業 滑 0 者 に 7 行 は は う た 当 第 8 該 12 項 調 必 査 又 要 は  $\mathcal{O}$ な 結 第 情 果 報 に 項 を 加  $\mathcal{O}$ 提 え 規 定 供 て す に る ガ ょ り、 ょ ス う 墳 努 管 ガ 8 事 ス な 業 導 け 管 者 事 れ が 業 ば 法 第 な 者 5 百 に な 五 対 + し、 1 九 条 調 第 査  $\mathcal{O}$ 五. 結 項  $\mathcal{O}$ 果 業 を 務 涌

第 百 八 条 中 第 兀 十 条  $\mathcal{O}$ 第 項」 を 第 百 五. + 九 条 第 項」 に 改  $\Diamond$ 同 条 第 八 号 及 び 第 九 号 中

に定める」を「のうち」に改め、 「に定める」を「のうち」に改め、 「十一月」を削り、 同条第十号イ中「に定める」を「のうち」に改め、 「件)」を「件)第一条」に、「リ」を「リ 同号口中「

第百八条を第二百二条とする。

ま

で」に改め

る。

とに」を 第百 七 条第 「ごとに、 一項中 同 表 第 0 四十条の二第二項」 中 欄 に掲げる頻度で」に改め、 を「第百五十九条第二項」 「四十月に一 に改り 回以上」 め、 同 を削り、 項第一 号 中 同号の表

を次のように改める。

るもの及び密閉燃焼式	能を有すると認められ	断し燃焼を停止する機	スの供給を自動的に遮	に当該消費機器へのガ	する状態に至つた場合   一回以上	ふろがま(不完全燃焼   け付けたとき及び四	ガス湯沸器及びガス ガスの使用の申込み	消費機器の種類調査の頻度
2 屋外に設置されている燃焼器に係	する事項	ニ並びに第十二号に掲げる基準に関	、第三号ハ、第五号、第六号ハ及び	(イ1及び4に係る部分に限る。)	号、第二号イ1から4まで及びロ1	四年に るものにあつては、第二百二条第一	みを受 1 屋内に設置されている燃焼器に係	調査を行う事項

	以上	足地下街等に
基準に関する事項	け付けたとき及び四年に	(一) 建物区分のうち
第二百二条第八号及び第九号に	ガスの使用の申込みを受	ロ
		扇
		気筒に接続される排気
		これらの排気筒及び排
		ものを除く。)並びに
る。)に掲げる基準に関する		経済産業大臣が認めた
限る。)、ハ及びニに係る部		等の安全性を有すると
号イ(屋内に設置されている		るものその他これと同
係る部分に限る。)並びにハ		する表示が付されてい
されている部分に限る。)及		十三号)第六条に規定
イ及びロ(第二号イ1(屋内		昭和五十四年法律第三
ものにあつては、第二百二条		の監督に関する法律(
気部が屋内に設置する部分を		ス消費機器の設置工事
るものであつてその排気筒又		のものであつて特定ガ

する事項	け付けたとき	
第二百二条第十一号に掲げる基準に関	ガスの使用の申込みを受	ハ燃焼器
		れている燃焼器
		特定地下室等に設置さ
		(二) 建物区分のうち
		れている燃焼器

号 + 加 7 を を 口 え  $\mathcal{O}$ に 九 第 1 同 「とるべ 「とるべ 条 号 る 規 る 規 百 定 第 を 定 場 七  $\equiv$ に す 第 条 合 き措 項」 る き措置及び」 兀 ょ で 第 る あ 号 とし 置 を に、 項 t 0 をとつ て 第 加  $\mathcal{O}$ で 1 え、 兀 っつ 号  $\mathcal{O}$ あ 同 , v たし に、 る た 項 を 「前 場 7 だ 第 同 合 号 に は、 項 L 改 採 号 第 は 書 に 中 規 5 12 8 五. な 号と に 規 定 を 改 定 す か 前 同 っつ す 号 号 る め、 0 L たし る *\*\ 調 口 中 を 場 て 同 査 同 号 合 を は、 項 を 「 第 を に 行 再 第 「とら 三号 び 該 う 同 次 号 当  $\bigcirc$ 項 以 な  $\mathcal{O}$ 中 第 L 前 に、 下 か に 三号とし、 な か 5 に 9 改 前 1 当 たし と め、 当 きは 号」 第 該 に、 兀 該 消 同 費 号 + を 同 通 機 条 項 を 知 1 採 器 中  $\mathcal{O}$ 第 第 に 直 るべ 係 に 号 第 号 近 る 採 9 き 措 事 るべ 三 及  $\mathcal{O}$ 1  $\mathcal{O}$ 当 項 項 次 7 び き 12 に 置 前 該 1 措 を 号 次 を 調  $\mathcal{O}$ 0 採 置  $\mathcal{O}$ 査 涌 7 第 に 7 が 知 及 9 号を を 第 た び 改 百  $\mathcal{O}$ L 五 8

前 号 0) 表  $\mathcal{O}$ 上 欄 1 又 は 口 に 掲 げ る 消 費 機 器  $\mathcal{O}$ 種 類 に 係 る 調 査 を、 前 口  $\mathcal{O}$ 調 査  $\mathcal{O}$ 日 か 5 兀 年 を

経 過 L た H 〇 以 下 ک  $\mathcal{O}$ 号 に お 1 て 基 準 日 と V) う。 前 兀 月 以 内  $\mathcal{O}$ 期 間 に 行 0 た 場 合 に あ 0

7 は 基 潍 日 に お 1 て 当 該 調 杳 を 行 0 た ŧ  $\mathcal{O}$ と み な

第百七条第二項を次のように改める。

2 1 ず 前 れ 項 カン  $\mathcal{O}$ 規 に 該 定 当 に す カン る か کے わ き 5 は ず、 当 該  $\mathcal{O}$ 供 小 売 給 供 地 給 点 に 12 係 0 1 る ガ 7 ス 約  $\mathcal{O}$ L た 使 小 用 売 者 供 が 給 所 が 有 第 L 百 又 九 + は 七 占 有 条 第 す る 消 項 各 費 号 機 器  $\mathcal{O}$ 

場 に 合 対 で す る あ 0 調 て 査 を 要 至 近 L な  $\mathcal{O}$ 1 0 年 度 た だ に お L け る 当  $\mathcal{O}$ 該 供 給 小 売 地 点 供 給 に が 0 連 1 続 7 約 L 7 L 正 た 当 小 売 な 理 供 給 由 を二 な < 年 同 以 項 各 上 号 行  $\mathcal{O}$ 0 1 て ず 1 n る

か 12 該 当 L な カン 0 た と き は ک  $\mathcal{O}$ 限 り で な 1

第百七条に次の一項を加える。

3 年 度 前 に 項 お 本 け 文 る  $\mathcal{O}$ 同 規 定 項 本 に 文 ょ ŋ  $\mathcal{O}$ 小 調 売 査 を 供 行 給 わ  $\mathcal{O}$ な 実 績 か を、 0 た 様 ガ 式 ス 第 小 売 八 事 + 業 九 に 者 ょ は り、 毎 当 年 度 該 経 小 売 過 供 後 給  $\equiv$ に 月 係 以 る 内 消 に 費 機 そ 器  $\mathcal{O}$ 

第 百 七 条 を 第 百 条 と L 同 条  $\mathcal{O}$ 前 12 見 出 L لح L て \_ 消 費 機 器 に 関 す る 調 査 \_ を 付 し、

の次に次の一条を加える。

 $\mathcal{O}$ 

設

置

 $\mathcal{O}$ 

場

所

を

管

轄

す

る

産

業

保

安

監

督

部

長

に

報

告

L

な

け

n

ば

な

5

な

1

同

条

第 そ 百  $\mathcal{O}$ ガ 条 ス 小 売 ガ 事 ス 業 小 売  $\mathcal{O}$ 用 事 業 に 者 供 す は る た 前 条  $\Diamond$ 第  $\mathcal{O}$ ガ 項 ス 第 に 係 号 る  $\mathcal{O}$ 託 送 規 定 供 給 12 を カ 行 カ う 一 わ 5 ず、 般 ガ 当 ス 導 該 管 ガ 事 ス 業 小 者 売 又 事 業 は 特 者 定 が ガ

開 項 7 ス 導 栓 同  $\mathcal{O}$ 消 管 を 費 じ 規 伴 定 機 事 器 業 12 わ 者 な ょ  $\mathcal{O}$ を 所 提 り カン 1 場 供 作 5 有 者 合 さ 成 又 に れ L 直 は 限 た た 近 占 と る 帳  $\mathcal{O}$ き 有 簿 同 者 号 は 当 に  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 表 承 お ガ 該 諾 け ス 調  $\mathcal{O}$ 上 を  $\mathcal{O}$ 査 る 欄 得 に 調 使 ること 査 用 係 1 を 及 る  $\mathcal{O}$ 要 申 部 び が 分 L 込 口 な 4 に に で き を 限 規 1 る。 な 受 定 す た け 1 だ る と 付 き 調 Ļ け  $\mathcal{O}$ は た 情 査 当 と 報  $\mathcal{O}$ き 結 を 該 含 果  $\mathcal{O}$ 調 ガ 限 査 む 法 ŋ  $\mathcal{O}$ ス 結 第 で メ 以 果 ] 下 な 百  $\mathcal{O}$ タ 五 1 提  $\mathcal{O}$ + 供 コ 条 九 条 に ツ に 第 ク お 0 き  $\mathcal{O}$ 1 六

2 契 施 約 す 前 を る 項 ま 締  $\mathcal{O}$ 結 規 で 定  $\mathcal{O}$ L 7 間 に 保 11 ょ 存 る ŋ 場 調 な 合 査 を け 12 限 行 n ば り、 わ な な か 5 同 な 項 0 た 1  $\mathcal{O}$ 規 ガ 定 ス に 小 ょ 売 り 事 提 業 供 者 さ は れ た 調 当 査 該 に 係 調 る 査  $\mathcal{O}$ ガ 結 ス 果  $\mathcal{O}$ を、 使 用 者 調 لح 査 を 小 売 次 に 供 実 給

3 ガ に ょ ス 般  $\mathcal{O}$ n 使 通 ガ 用 知 ス さ 導  $\mathcal{O}$ 管 申 れ 込 た 事 4 業 直 を 近 者 受  $\mathcal{O}$ は け 同 付 号 前 条 け  $\mathcal{O}$ た 表 第 と  $\mathcal{O}$ き 上 項 第 欄 ガ 1 号 ス 及  $\mathcal{O}$ メ び 規 口 定 に タ 規 12 定 か コ す か ツ ク る わ 5  $\mathcal{O}$ 調 ず、 開 査 栓  $\mathcal{O}$ 結 法 を 伴 果 第 を 百 わ な 保 五. 存 + 1 九 場 L 合 7 条 第 に 1 限 る 兀 る。 項 き  $\mathcal{O}$ は 規 に 定

お

け

る

調

査

を

要

L

な

1

4 保 た 当 障 前 該 供 項 給 調  $\mathcal{O}$ 査 に 規 関  $\mathcal{O}$ 定 す 結 に 果 る ょ 契 を n 約 調 を 査 調 締 を 査 を 結 行 次 L わ に 7 な 実 カン 1 施 る 0 す た 場 る 合 \_\_ ま 般 に 限 で ガ  $\mathcal{O}$ り、 ス 間 導 管 保 法 存 第 事 業 L 百 者 な 五. + け は れ 九 ば 条 調 第 な 査 5 兀 12 な 項 係 る 11  $\mathcal{O}$ 規 ガ ス 定 に  $\mathcal{O}$ ょ 使 1) 用 者 通 と 知 さ 最 終 n

第 百 六 条  $\mathcal{O}$ 見 出 L 中 周 知 を 周 知 及 び 調 査 12 改  $\Diamond$ 同 条 第 <del>---</del> 項 中 第 兀 + 条  $\mathcal{O}$ 第 項

を ス 小 同 「 第 号 売 1 事 百 業 中 五. + 者 (1)九 又 条  $\mathcal{O}$ は 第 般 を 項」 ガ (1)ス 導 に に 掲 管 改 事 め、 げ る 業 者 同 若 項 に 第 改 L <  $\Diamond$ \_\_\_ 号 は 特 = 同 号 定 中 1 ガ 採 ス を る 導 同 号 管 を 事 ホ لح 業 「とる」 者」 L に 同 に、 改 号 ホ  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ ガ 同 次 号 ス に 事 次 ホ 業  $\mathcal{O}$ 及 者」 び ょ う に を を 加 削 ガ え ŋ

次 号  $\mathcal{O}$ 表  $\mathcal{O}$ 上 欄 (4)に 掲 げ る ガ ス S ろ が ま に 係 る 排 気 筒  $\mathcal{O}$ 点 検 に 関 す る 事

る。

次 を る を る す 定 号  $\mathcal{O}$ 第 る 条 に、 ガ 下 す ヌ 百 第 ス に 六 を ホ る を に、 条 及 を ガ 同 下 当 使 項 び 号 第 削 年 ス IJ 第 欄 り、 に 用 該 IJ 小  $\equiv$ す لح 項 ガ 売 号」 る 年 12 を に 第 ス 事 同 L 建 改 号 小 業 度ごと」 を 号 物ごと 者  $\Diamond$ 同 口 売 同 チ 表 中 ヌ」 事 を 項 第 業 第 1 を 同  $\mathcal{O}$ う。 二百百  $\mathcal{O}$ を 者 表 を 下 供 同 区 号 (2)給 号 欄 が  $\neg$ \_ IJ 条 分 中 区 ガ 供 以 中 1 第 と 域 給 下 に ス  $\neg$  $\neg$ 以 ک L す 毎 改 又 に  $\mathcal{O}$ ガ 項 年 下 ス は 改 使  $\mathcal{O}$ 8 第 事 度」 供 用 条 同  $\Diamond$ \_ を 뭉 同 給 建  $\mathcal{O}$ カン 業 号」 を 物 加 者」 IJ 申 口 ら 地 込 第二 を ガ え  $\mathcal{O}$ 点 区 に、 を 分 4 表 ス  $\mathcal{O}$ 同 年 \_  $\mathcal{O}$ を 百 号 (1)同 と 受 に 中 を 使 号 条 ガ チ 毎 け と 1 用 1 ま ス 年 に 供 う。 付 で L 毎 中 小  $\mathcal{O}$ 度」 年 給 申 け に 売 供 度」 た 込 事 す お 同 を と ヌ 4 号 る 給 業 1 き を を を 7 者 区 ヌ を 受 及 中 に 域 同 年に」 び 法 け 建 又 U IJ リ 年 は 物 第 付 に 中 区 年 供 け 百 に、 に を 欄 た 分 給 五 項 に、 改 لح に、 + 「チ」 12 地 き に、 め、 点 を 改 九 ヌ」 ŧ, 条  $\mathcal{O}$  $\Diamond$ 同  $\vdash$ 告 に 同 第 を を 表 毎 改 及 表 同 示 (3)様 年 項 び  $\mathcal{O}$ で は  $\Diamond$ に 定 IJ 中 ヌ 中 と 度 供

給

規

同

8

欄

す

号」 に、 に 改 に、  $\Diamond$ 及 び 同 「三年度ごと」 ヌ」 表 (4)を 中  $\overline{\phantom{a}}$ 次 条 を 第 及 び IJ 項 年 第 に <del>---</del> 号 に、 改  $\Diamond$ を ヌ 同 第二 表 (5)を 中 百 IJ 条 第 次 に 条 改 第 項 第  $\Diamond$ 項 \_\_ 号 第 同 表 号 に、 に 次 を  $\mathcal{O}$ ょ 毎 第 う 年 度」 に 加 百 え 条 を る 第 項 年 に 第

(6) 断  $\mathcal{O}$ 12 属 当 開 L 網 を 除 燃 該 製 放 燃 焼 ガ  $\mathcal{O}$ を £ 焼 ス 停 式 ス  $\mathcal{O}$  $\vdash$ 止  $\mathcal{O}$ す 不 ガ る 完 ス ブ 全 機 ス  $\sim$ 燃 1 能  $\mathcal{O}$ 焼 を ガ 有 す ブ ス で る す  $\mathcal{O}$ る 状 あ 供 لح 給 態 0 認 7 を 12 自 燃 8 至 5 焼 動 0 的 た れ 面 場 が る に 遮 合 Ł 金 以 き 4 ガ 上 を ス 及 受 び  $\mathcal{O}$ け 使 年 付 用 に け  $\mathcal{O}$ た 申 لح 口 込 前 項 号 ノヽ 及 び IJ  $\mathcal{O}$ 事

に、 項 を 消 第 供 費 第 機 給 百 1 五. 号 器 六 区 前 及 条 域 と で び チ」 号 あ 第 又 は 0 て 項 供 に 同 を \_ 第 給 改 項 第二 め、 第 を 地 号 点 三 削 号 号 り ノヽ 同 号 及 中 を 及 び ホ び ガ 供 = を ŧ 前 号」 給 を ス 同  $\mathcal{O}$ 号 事 削 す 業 り、 る に ノヽ を 者 と 消 L に 同 費 改 を 号 様 機 め、 ホ 式 同 項 器 中 ガ 第 第 ス 同 五. 「そ に、 号 小 + 兀  $\stackrel{\cdot}{=}$ 号 を 売 0 中 供 事 同 給 業 を 兀 項 ガ + 第 者 区 兀 様 月 域 ス 号 12 式 事 又 と 第 業 を は 者 供 八 給 前 + 兀 号」 七 を 年 地 同 項 点 に、 ガ 第 を に 12 設 ス 改 号 第 置 小 8 チ さ 売  $\mathcal{O}$ 次 号 及 れ 同 事 業 号 に て び IJ 次 に 者 を 1 る  $\mathcal{O}$ 同

三 次  $\mathcal{O}$ 1 か 5 ハ ま で に 掲 げ る 周 知 を、 前 口  $\mathcal{O}$ 周 知  $\mathcal{O}$ 日 カ 5 当 該 1 か 5 ハ ま で に 定  $\emptyset$ る 期 間 を 経

号

を

加

え

る

過 は L た 基 日 準 日 以 12 下この お 1 7 分号に 当 該 お 周 知 1 を て 行 基 0 準 た 日 ŧ  $\mathcal{O}$ とい と 4 う。 な す。 前 匹 月 以 内  $\mathcal{O}$ 期 間 に 行 0 た 場 合に あ て

イ 係 る 前 部 号 分 1 を 除 建 < 物 区 分 又  $\mathcal{O}$ う は 5 口 特 当 定 該 地 下 口  $\mathcal{O}$ 街 表 等  $\mathcal{O}$ 上 特 定 欄 (5)地 に 下 室 掲 等 、 げ る 消 超 費 高 機 層 器 建 に 物 係 又 は る 特 部 分 定 大 に 限 規 る。 模 建 物 に に

規定する周知 二年

口 係 部 分 る 前 号 部 に 分 1 限 る に 建 限 物 る。 12 X . 分 の 規 定 又 うち す は る 口 特 周 定 当 知 地 該 下 口 街 年  $\mathcal{O}$ 等、 表  $\mathcal{O}$ 上 特 定 欄 (1)地 カ 下 5 室 (4)等 ま で 超 高 及 び 層 (6) 建 に 物 掲 又 は げ 特定 る 消 大規 費 機 模 器 建 に 係 物

る

に

ハ 前号ハに規定する周知 四年

第百六条第二項を次のように改める。

2

給 す に る が 0 前 لح 連 1 項 き 続  $\mathcal{O}$ て 約 は 規 7 定 L 当 に 正 た 当 該 小 か 売 な 小 か 供 売 わ 理 給 供 5 由 ず、 な を 給 に < 年 係 次  $\mathcal{O}$ 以 る  $\mathcal{O}$ 各 供 ガ 上 給 뭉 行 ス 地  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 0 7 点 1 使 ず に 1 用 者 n る 0 7) 場 12 か 合 に 7 対 該 す 約 で 当 あ る L た L 0 周 小 な 7 知 売 を か 供 要 至 0 た 給 沂 L とき が な  $\mathcal{O}$ 次 1  $\mathcal{O}$ は 年 各 た 度 号 だ に 0)  $\mathcal{O}$ お L V 限 け ず ŋ る で 当  $\mathcal{O}$ れ な 該 供 か 給 12 1 小 売 該 地 当 供 点

上 供 年 給 間 す  $\mathcal{O}$ る ガ t ス 供  $\mathcal{O}$ 給 に 相 量 当す が 熱 る 量 量 兀 で + あ 六 ること。 メ ガ ジ ユ ル  $\mathcal{O}$ ガ ス を 常 温 及 び 常 圧 で 五. + 万 <u>\frac{\frac{1}{3}}{1}</u> 方 メ ] 1 ル

以

五 + 年 万 間 立  $\mathcal{O}$ 方 ガ ス メ 供 給 1 量 ル 未 が 熱 満 供 量 給 兀 + す 六 る メ ŧ ガ  $\mathcal{O}$ ジ に 相 ユ 当 す ル る  $\mathcal{O}$ 量 ガ で ス あ を 常 0 7 温 及 供 び 常 給 圧 先 で が 建 + 万 物 <u>\f</u> 区 方 分  $\mathcal{O}$ メ う 5 } 工 ル 業 以 上 用

建物であること。

第百六条に次の一項を加える。

3 前 項 本 文  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ Ŋ 周 知 さ せ な か つ た ガ ス 小 売 事 業 者 は 毎 年 度 経 過 後三 月 以 内 に、 そ  $\mathcal{O}$ 年

設 置  $\mathcal{O}$ 場 所 を 管 轄 す る 産 業 保 安 監 督 部 長 12 報 告 1 な け n ば な 5 な 1

度

に

お

け

る

同

項

本

文

 $\mathcal{O}$ 

小

売

供

給

 $\mathcal{O}$ 

実

績

を

様

式

第

八

+

八

に

ょ

ŋ

当

該

小

売

供

給

に

係

る

消

費

機

器

0

第 百 六 条 を 第 百 九 + 七 条 と L 同 条  $\mathcal{O}$ 次 に 次  $\mathcal{O}$ \_ 条 を 加 え る

ガ ス 小 売 事 業 者 12 ょ る 情 報 通 信  $\mathcal{O}$ 技 術 を 利 用 す る 方 法 を 用 1 た 周 知 事 項  $\mathcal{O}$ 提

供

 $\mathcal{O}$ 

方

法

百 九 + 八 条 ガ ス 小 売 事 業 者 は 前 条 第 項 第二 号 1 又 は 口  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 書 面  $\mathcal{O}$ 配 布 に 代 え て、

第

当 知 該 事 ガ 項 ス لح  $\mathcal{O}$ 使 1 う。 用 者  $\mathcal{O}$ を 承 諾 電 子 を 得 情 て、 報 処 当 理 該 組 織 書 を 面 使 12 記 用 載 す す る 方 ベ き 法 そ 事 項  $\mathcal{O}$ 他 以  $\mathcal{O}$ 情 下  $\sum_{}$ 報 涌  $\mathcal{O}$ 条 信 及  $\mathcal{O}$ び 技 次 術 条 を 利 に 用 お す 1 て る 方 法 周

で あ 0 7 次 に 掲 げ る ŧ  $\mathcal{O}$ 以 下  $\mathcal{O}$ 条 及 び 次 条 に お 1 て 雷 磁 的 方 法 کے 1 う。 に ょ n 提 供 す

るこ لح が で きる。  $\mathcal{O}$ 場 合 12 お 1 て ガ ス 小 売 事 業 者 は 当 該 書 面 を 配 布 L た Ł  $\mathcal{O}$ لح 4 な す。

電 子 メ ] ル を 送 信 す る 方 法 で あ 0 て ガ ス  $\mathcal{O}$ 使 用 者 が 当 該 電 子 メ ] ル  $\mathcal{O}$ 記 録 を 出 力 す ること

による書面を作成することができるもの

- 電 当 気 該 通 ガ 信 ス 口 小 線 売 を 事 通 業 U 者 7  $\mathcal{O}$ ガ 使 ス 用  $\mathcal{O}$ に 使 係 用 る 者 電  $\mathcal{O}$ 子 閲 計 覧 に 算 機 供 に L 備 え 当 該 5 ガ れ た ス 0) フ 使 ア 用 1 者 ル に  $\mathcal{O}$ 使 記 録 用 さ に 係 れ た る 周 電 子 知 事 計 算 項 を 機
- 三 磁 気 デ イ ス ク、 シ • デ 1 • 口 4 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 記 録 媒 体 に 周 知 事 項 を 記 録 L た ŧ  $\mathcal{O}$ を 交 付 す Ś

に

備

え

5

れ

た

フ

ア

1

ル

12

周

知

事

項

を

記

録

す

る

方

法

2 ガ 方 法 ス 小 売 事 業 者 は、 前 項 0 規 定 に ょ り、 電 磁 的 方 法 に ょ ŋ 周 知 事 項 を 提 供 L た 場 合 に な 1 7

ガ ス 小 売 事 業 者 12 ょ る 情 報 通 信  $\mathcal{O}$ 技 術 を 利 用 L た 承 諾  $\mathcal{O}$ 取 得

け

れ

ば

な

5

な

1

ガ

ス

 $\mathcal{O}$ 

使

用

者

カ

5

 $\mathcal{O}$ 

求

 $\Diamond$ 

が

あ

0

たとき

は、

そ

 $\mathcal{O}$ 

者

に

対

し、

周

知

事

項

を

記

載

L

た

書

面

を

配

布

L

な

ŧ

第

次 百 利 法 用 項  $\mathcal{O}$ 九 に + す 種 る 定 類 九 8 方 及 条 法 び るところ 内 で ガ 容 あ ス を 0 小 に 示 売 7 次 し、 ょ 事 り、 業  $\mathcal{O}$ 者 書 各 号 は あ 面 に 又 5 掲 前 は か じ 電 条 げ 子 第 る  $\Diamond$ t 情 当 項  $\mathcal{O}$ 報 該 処  $\mathcal{O}$ 第 理 事 規 三 定 組 項 項 織  $\mathcal{O}$ に 提 に を ょ 使 供 お ŋ 用 1  $\mathcal{O}$ 周 す 知 7 相 る 手 事 \_ 方 方 書 項 を 法 12 面 等 そ 対 提 供 し、  $\mathcal{O}$ L と 他 ようとするとき 1 そ  $\mathcal{O}$ う。 情  $\mathcal{O}$ 用 報 涌 1 に る 信 ょ 電  $\mathcal{O}$ 技 磁 る は 術 的 承 諾 方 を

ることに 電 子 X よる ] ル 書 を 面 送 を作 信 す 成 る することができる 方 法 で あ つて、 当 ŧ 該 ガ  $\mathcal{O}$ ス 小 売 事 業者 が .. 当 該 電 子 メ ル  $\mathcal{O}$ 記 録 を 出 力 す

を

得

な

け

n

ば

な

5

な

1

者 者 当  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 承 該 使 諾 ガ 用 に ス に 小 関 係 す 売 る 事 電 る 業 子 事 者 計 項 を  $\mathcal{O}$ 算 使 機 電 気 用 に 備 に 涌 係 信 え 5 る 口 電 線 れ 子 た を 計 フ 通 ľ 算 ア 7 機 1 に ガ ル 備 に ス え 当  $\mathcal{O}$ 5 使 該 れ 用 ガ た 者 ス フ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ア 閲 使 覧 1 用 者 12 ル に  $\mathcal{O}$ 供 記 承 し、 録 諾 さ 当 に 関 れ 該 た す ガ ガ ス る ス 事 小 0 売 項 を 使 事 業 用 記

三 磁気ディスク

三 ク、 シ デ イ ] 口 ム そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 記 録 媒体 12 ガ ス 0 使 用 者  $\mathcal{O}$ 承 諾 に 関 す る 事 項 を

記録したものを得る方法

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ り 示 す ~ き 電 磁 的 方 法  $\mathcal{O}$ 種 類 及 び 内 容 は、 次  $\mathcal{O}$ 各 号 に 掲 げ る ŧ  $\mathcal{O}$ とす る。

二 ファイルへの記録の方式

前

条

第

項

各

号

に

掲

げ

る

方

法

 $\mathcal{O}$ 

う

5

ガ

ス

小

売

事

業

者

が

使

用

す

る

t

 $\mathcal{O}$ 

3 を L 受 7 第 け は な 項 な 5 1  $\mathcal{O}$ な 旨 承 諾  $\mathcal{O}$ 1 申 を 出 得 た だ が た L あ ガ 0 ス たと 当 小 該 売 事業者 き 相 は 手 方 は、 が 当 該 再 当 び 相 該 手 同 方 相 項 に 手  $\mathcal{O}$ 方 対 承 諾 か L 5 を 書 L 周 た 知 面 場 等 事 に 合 項 は  $\mathcal{O}$ 0 提 7 ک て 供 を 電  $\mathcal{O}$ 限 電 磁 的 磁 ŋ 的 方 で 法 方 な 法 に 1 に ょ ょ る 提 0 7 供

第六章を第八章とする。

す す る る 第 令 令 百 第 第 五. 十二条第二項」 七 条 条」  $\mathcal{O}$ 中 を 第三 第 七 + を 条 八 に 第 お 条 七  $\mathcal{O}$ 1 三 条 7 に 準 第 用 お す V) 項」 る 7 を 読 令 み 替 第 「第 七 えて 条 百 \_ 七 準 に 条 用 第 す る令第 項」 第 六 に、 条 の三に 十二条 第 第二 六 お 条 1 項」 て の 三 読 に、 に 4 替 お え 1 第 7 7 六 進 準 条 用 用

の三に 三に 士に、 お 7 お 7 7) 第三十 て読 準 用す み替えて準 る 八 条 令 の 三 を 第三 「 第 用する令」 項」 七 条 を に を お 第 7 第 百 7 七 七 準 条第三 条に 用す る お 項 令 7 て読み に、 に、 替えて準用する令」に、 様 様 式 式 第五 第五 十二の三 十二 の 二 を を 第 様 様 六 式 式 条 第 第 八 八  $\mathcal{O}$ 

第百五条の二を第百七十条とする。

・ -に

改

 $\Diamond$ 

る。

第五章第三節の節名を削る。

第 百 七 + 条  $\mathcal{O}$ 前 に 次  $\mathcal{O}$ 章 名 を 加 え る。

第六章 あつせん及び仲裁

第六章の次に次の一章を加える。

第 七 章 指 定 試 験 機 関 及 び 登 録 ガ ス 工 作物 検 査 機 関

第一節 指定試験機関

(指定試験機関の指定の申請)

第 百 七 + 条 法 第 + 九 条 第  $\equiv$ 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 指 定 を受け ようとする者 は、 様 式 第 八 + = 0 申 請

書 を 経 済 産 業 大 臣 に 提 出 L な け n ば な 5 な 11

2 前 項  $\mathcal{O}$ 申 請 書 12 は 次 K 掲 げ る 書 類 を添 付 L なけ れば ならな

一 定款及び登記事項証明書

- 申 請  $\mathcal{O}$ 日 を含む 事業年 度の 前 事 · 業 年 度に おける財 産 目録 及び貸借対照表
- 三 申 請  $\mathcal{O}$ 日 を 含 む 事 業年 度 に お け る 事 業 計 画 書 及 び 収 支予 算 書

兀 役 員  $\mathcal{O}$ 氏 名 及 び 略 歴 を 記 載 L た 書 面

指 定 試 験 機 関  $\mathcal{O}$ 名 称 等  $\mathcal{O}$ 変 更  $\mathcal{O}$ 届 出

第 百 七十二条 指 定 試 験 機 関 は、 そ  $\mathcal{O}$ 名 称 若 くは 住所又は 試 験事 務 を行う事 務 所  $\mathcal{O}$ 所 在 地 を変更

L ようとするときは、 次の 事 項 を 記 載 L た 届 出 書 「 を 経 済 産 業 大 臣 に 提 出 L な け れ ば な 5 な

変 更 後  $\mathcal{O}$ 指 定 試 験 機 関  $\mathcal{O}$ 名 称 若 L < は 住 所 又 は 試 験 事 務 を 行 う 事 務 所  $\mathcal{O}$ 所 在 地

二 変更しようとする日

三 変更の理由

第

百 七 十三 条 指 定試 験機関 は、 試験事 務を行う事 務所を新設 し、 又 は廃 止 L ようとするときは

次  $\mathcal{O}$ 事 項 を 記 載 L た 届 出 書 を 経 済 産 業 大 臣 に 提 出 L な け れ ば な 5 な V)

新 設 L 又 は 廃 止 L ょ うとす る 事 務 所  $\mathcal{O}$ 名 称 及 び 所 在 地

新 設 L 又 は 廃 止 L ょ うとする事 務 所 に お V 7 試 験 事 務 を 開 始 し、 又 は 廃 止 L ようとす る 日

三 新設又は廃止の理由

(試験事務規程の認可の申請)

第 百 七 + 匹 条 指 定 試 験 機 関 は、 法第 百 十 二 条第一 項 前 段の 規定に よる認 可を受けようとするとき

は、 当 該 認 可に係る試 験事務規程を添えて、 書面 により、 申 請 L なければ なら ない。

(試験事務規程の記載事項)

第 百 七 +五. 条 法 第 百 十二条 第二 項  $\mathcal{O}$ 試 験 事 務 規 程 で 定 め るべ き 事 項 は、 次 0 と おりとする。

- 一 試験の実施の方法に関する事項
- 二 手数料の収納の方法に関する事項
- $\equiv$ 合 格 通 知 書  $\mathcal{O}$ 交 付 及び 再交付 12 関 する 事 項
- 兀 試 験 事 務 12 関 L 7 知 ŋ 得 た 秘 密  $\mathcal{O}$ 保 持 に 関 す る 事

項

- 五 試 験 事 務 に 関 す る 帳 簿 及 び 書 類  $\mathcal{O}$ 保 存 に 関 す る 事 項
- 六 そ  $\mathcal{O}$ 他 試 験 事 務  $\mathcal{O}$ 実 施 に 関 L 必 要 な 事 項

(試験事務規程の変更の認可の申請)

第 百 七 十六 条 指 定 試 験 機 関 は 法 第 百 <del>+</del> <del>-</del> <del>-</del> <del>-</del> 条 第 項 後 段  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る認可を受けようとするとき

は 次  $\mathcal{O}$ 事 項 を 記 載 L た 申 請 書 を 経 済 産 業 大 臣 に 提 出 L な け れば な 5 な 1

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする日
- 三 変更の理由

(試験事務の休廃止の許可の申請)

第 百 七 + 七 条 指 定 試 験 機 関 は 法第 百 十三 条  $\mathcal{O}$ 許 口 を受けようとするときは、 次 0) 事 項 を記 載 L

た 申 請 書 を 経 済 産 業 大 臣 に 提 出 L な け れ ば な 5 な 1

- 休 止 L 又 は 廃 止 L ょ う と す る 試 験 事 務 に 関 す る 業 務  $\mathcal{O}$ 範 囲
- 試 験 事 務 に 関 す る 業 務  $\mathcal{O}$ 全 部 若 L < は 部 を 休 止 し、 又 は 廃 止 L ょ うとす Ś 日 及 び 試 験 事 務

12 関 す る 業 務  $\mathcal{O}$ 全 部 又 は 部 を 休 止 L ょ う とす Ś 場 合 に あ 0 7 は そ  $\mathcal{O}$ 期

間

由

L

 $\equiv$ 試 験 事 務 に 関 す る 業 務 0 全 部 若 L < は 部を休り 止 し、 又 は 廃 止 L ょ うとす うる理

(役員の選任及び解任の認可の申請)

第 百 七 + 八 条 指 定 試 験 機 関 は 法 第 百 + 五. 条  $\mathcal{O}$ 認 可 を受 け ようとするときは、 次 0) 事 項 を 記 載

選 任 又 は 解 任 12 係 る 役 員  $\mathcal{O}$ 氏 名 及 び 略 歴

た

申

請

書

を

経

済

産

業

大

臣

12

提

出

な

け

n

ば

な

5

な

1

一 選任又は解任の理由

(試験員の要件)

第 百 七 + 九 条 法 第 百 + 七 条 第 項  $\mathcal{O}$ 経 済 産 業 省 令 で 定 8) る 要 件 は、 次 0) 各 号  $\mathcal{O}$ V ず れ か に 該 当 す

る者であることとする。

学 学 科 - を担 校 教 · 当 す 育法 る教 に よる大学若 授若、 L < は L < 准 は 教 授 高 等  $\mathcal{O}$ 職 専 門 に 学 あ 校に り、 お 又 は 1 あ て つ ガ た者 ス に 係 る理学若し < は 工学 に 関 する

十 通 号) 商 産 第 業 省 + 関 条 係  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 規 基 定 準 に • ょ 認 る 証 改 制 正 度 等 前  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 整 法 第 理 及 兀 び + 合 五. 条 理 化  $\mathcal{O}$ に 関 第 す 項 る 法  $\mathcal{O}$ ガ 律 ス 亚 工 作 成 + 物 検 年 査 官 法 律  $\mathcal{O}$ 職 第 に 百 あ

つた者

三 甲 種 ガ ス 主 任 技 術 者 免 状  $\mathcal{O}$ 交 付 を 受 け 7 1 る 者 で あ 0 て、 ガ ス 工 作 物  $\mathcal{O}$ 工 事 維 持 又 は 運 用

に 関 す る 業 務 に 年 以 上 従 事 L た 経 験 を 有 す る Ł  $\mathcal{O}$ 

兀  $\angle$ 種 ガ ス 主 任 技 術 者 免 状  $\mathcal{O}$ 交 付 を 受 け て 1 る 者 で あ 0 て、 ガ ス 工 作 物  $\mathcal{O}$ 工 事 維 持 又 は 運 用

に 関 す る 業 務 に 兀 年 以 上 従 事 L た 経 験 を 有 す る ŧ  $\mathcal{O}$ 

五 前 各 号 に 掲 げ る 者 لح 同 等 以 上  $\mathcal{O}$ 知 識 及 び 経 験 を 有 L 7 1 る لح 経 済 産 業 大 臣 が 認  $\Diamond$ る 者

(試験員の選任又は変更の届出)

第 百 八 + 条 法 第 百 + 七 条 第 三 項 前 段  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 届 出 を L ょ う と す る 指 定 試 験 機 関 は 選 任 L た

試 験 員  $\mathcal{O}$ 氏 名 略 歴 担 当 す る 試 験  $\mathcal{O}$ 科 目 及 び 選 任  $\mathcal{O}$ 理 由 を 記 載 L た 届 出 書 を 経 済 産 業 大 臣 12 提

出しなければならない。

2 指 定 試 験 機 関 は 試 験 員  $\mathcal{O}$ 氏 名 12 0 1 7 変 更 が 生 じ た と き、 試 験 員  $\mathcal{O}$ 担 当 す る 試 験  $\mathcal{O}$ 科 目 を 変

更 L た と き、 又 は 試 験 員 を 解 任 L た とき は そ  $\mathcal{O}$ 日 カ 5 + 五. 日 以 内 に、 そ  $\mathcal{O}$ 旨 を 経 済 産 業 大 臣 に

届け出なければならない。

(試験結果の報告)

第 百  $\mathcal{O}$ 八十一 氏 名 生 条 年 月 指 定 日 試 験機 住 所、 関 は 本 籍 試 地 験を 及 び 合 実 施 格 L 通 知 たときは、 書  $\mathcal{O}$ 番 号 を 遅 滞 記 な 載 く L た 合 当 格 該 者 試 験 \_\_ 覧  $\mathcal{O}$ 種 を添えて、 類ごとに 合 経 格 済 者 産

(帳簿)

業

大

臣

に

提

出

L

な

け

れ

ば

な

5

な

1

第 百 八十二 条 法 第 百二 + 条 12 規定する帳 簿 に記 載 すべ き 事 項 は、 次 0 とお りとする。

一 合格者の氏名

二 合格者の生年月日

三 合格者の住所

兀

合

格

者

 $\mathcal{O}$ 

本

籍

地

五 合格通知書の番号

六 合格した試験の種類

2 法 第 百 + 条  $\mathcal{O}$ 経 済 産 業 省 令 で 定 め る 帳 簿  $\mathcal{O}$ 保 存 は、 試 験 事 務 を 廃 止 す る ま でとす る。

電磁的方法による保存)

第 じ 百 八 当 電 十三 該 子 記 計 算 条 録  $\mathcal{O}$ 機 保 そ 前 存 条  $\mathcal{O}$ を 第 他 t  $\mathcal{O}$ 機 つ 項 て 各 器 法 を 号 第 用 に 百 掲 1 <u>-</u> げ 7 直 る 5 事 条 12 項 12 表 が 規定 示 さ 電 する当 れ 磁 ることが 的 方 法 該 事 に で 項 ょ きる が Ŋ 記 記 載 ように 録 3 さ れ れ、 た L 7 当 帳 簿 保 該 存 記  $\mathcal{O}$ 保 さ 録 れ 存 が に る 必 لح 要 代える きは に 応

ことができる。

2 前 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による保存をする場合には、 経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなけれ

ばならない。

(試験事務の引継ぎ等)

第 百八十四 条 指 定試 験機関は、 法第百二十二条第二項に規定する場合には、 次の事項を行わなけ

ればならない。

一 試験事務を経済産業大臣に引き継ぐこと。

試 験 事 務 に 関 す る 帳 簿 及 び 書 類 を 経 済産業大臣 に引き継ぐこと。

三 その他経済産業大臣が必要と認める事項

(公示)

第百八十五 条 経済産業大臣は、 次の表に掲げる場合には、 同表の下欄に掲げる事項を官報に公示

しなければならない。

法第二十九条第三項の指定をしたとき。

地

指

定試

験機

関の名称及び主た

る事務所の所在

一 行うことのできる試験事務の範囲

三 指定をした年月日

一 試験事務の全部又は一部を行うこととした年	法第百二十二条第一項の規定により経済
その期間	
にあつては、停止を命じた試験事務の範囲及び	
三 試験事務の全部又は一部の停止を命じた場合	
一部の停止を命じた年月日	止を命じたとき。
二 指定を取消し、又は試験事務の全部若しくは	により試験事務の全部若しくは一部の停
地	取り消したとき、又は同条第二項の規定
一 指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在	法第百二十条第一項の規定により指定を
場合にあつてはその期間	
四 試験事務の全部又は一部を休止しようとする	
廃止する年月日	
三 試験事務の全部若しくは一部を休止し、又は	
二 休止し、又は廃止する試験事務の範囲	
の所在地	
廃止する指定試験機関の名称及び主たる事務所	
一 試験事務の全部若しくは一部を休止し、又は	法第百十三条の許可をしたとき。

部 産 法 5 産 業 業 又 第 行うこととす 大臣 大 は 百 臣 <u>十</u> 二 部 が が :武 を 自 行 条 験 5 事 わ 第 るとき。 行 な 務 0 て いこととするとき。 項 の全部 1  $\mathcal{O}$ た 規 又は 試 定 験 に 事 ょ 部 務 り を自 経  $\mathcal{O}$ 全 済 月 日 た 年 行 試 行うこととす わ 月 験 な 事 日 いこととし 務  $\mathcal{O}$ 全 部 る 試 又 ) た 試 は 験 事 験 部 務 事 を  $\mathcal{O}$ · 務 範 行 0 わ 井 範 な 及 用 び いことと そ  $\mathcal{O}$ 期 間

第二節 登録ガス工作物検査機関

### 登録の申請)

第 百 申 請 八 + 書 に 六 次 条 に 掲 法 げ 第 る 百二十三条 書 類を 添 え  $\mathcal{O}$ て、 規 定 経 に ょ 済 ŋ 産 業 登 大 録 臣  $\mathcal{O}$ に 申 提 請 出 を L L な ようとす け れ ば る者 な 5 は な 1 様 式 第八 十三に ょ る

- 一 登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- 登 録 申 請 者 が 法 第 百二十 兀 条 各号 0) 規 定 に 該 当 L な 7 ことを説 明 L た 書 面
- $\equiv$ 検 査  $\mathcal{O}$ 業 務 を 行 う 者 が 法 第 百 <u>-</u> 五. 条 第 項 第 号  $\mathcal{O}$ 要 件 に 適 合 す ること を 説 明 L た 書 類
- 兀 登 録 申 請 者 が 法 第 百二十 五. 条 第 項 第二 号 0) 要 件 に 適 合 することを 説 明 L た 書 類

### (附属設備)

第 百 八 + 七 条 法 第 百二十三条第一 号の経済産業省令で定める附 属設 備 は、 次の とお りとする。

### 一調整装置

特 定 ガ ス 発 生 設 備  $\mathcal{O}$ 設 置 場  $\mathcal{O}$ 屋 根 及 び 障 壁

(登録の更新の手続)

第 百 八 + 八 条 法 第 百 + 六 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り、 登 録 ガ ス 工 作 物 検 査 機 関 が 登 録  $\mathcal{O}$ 更 新 を受 け

よう とす る 場 合 は 第 百 八 + 六 条 及 び 前 条  $\mathcal{O}$ 規 定 を 準 用 す る

(検査の方法)

第 百 八 + 九 条 法 第 百二十 七 条 第二 項  $\mathcal{O}$ 経 済 産 業省 l 令 で 定 め る方 法 は 次 12 撂 げ る ŧ 0 とす

法 第三 十三 条 第 項 第 六 + 九 条 第 \_\_ 項 (第 八 + 兀 条 第 項 に お 1 7 準 用 す る 場 合 を 含

又

は

第

百二

条

第

項

12

規

定

す

る

ガ

ス

工

作

物

 $\mathcal{O}$ 

工

事

が

法

第

 $\Xi$ 

+ -

条

第

項

若

L

<

は

第

項

第

六 + 八 条 第 項 若 L < は 第 \_ 項  $\bigcirc$ れ 5  $\mathcal{O}$ 規 定 を 第 八 + 兀 条 第 項 12 お 1 7 潍 用 す る 場 合 を

む。 又 は 第 百 条 第 項 若 L < は 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 届 出 を L た 工 事  $\mathcal{O}$ 計 画 往法 第三 <u>+</u> 二 条

第 項 た だ L 書 若 し < は 第二 項 た だ L 書、 第六 + 八 条 第 項 た だ L 書 若 L < は 第二 項 た だ L 書

れ 5  $\mathcal{O}$ 規 定 を 第 八 + 兀 条 第 項 に お 1 7 準 用 す る 場 合 を 含 む 又 は 第 百 条 第 項 た だ

書 若 L < は 第 項 た だ L 書  $\mathcal{O}$ 経 済 産 業 省 令 で 定 8 る 軽 微 な 変 更 を L た t  $\mathcal{O}$ を 含 む 12 従 0

7 行 わ n た t  $\mathcal{O}$ で あ ることを 確 認 で き る 方 法

法 第三 十 三 条 第 項、 第 六 + 九 条 第 項 ( 第 八 十四四 条 第 項 に お 1 7 準 用 す る 場 合を 含 む

又 は 第 百二 条 第 項に 規定 す る ガ ス 工 作 物 が そ れ ぞ れ 法 第 + \_\_ 条 第 項 第六 + 条 第

項 第 八 + 匹 条 第 項 E お 1 て 準 用 す る 場 合を含 む。 又 は 第 九 + 六 条 第 項  $\mathcal{O}$ 経 済 産 業 省 令

で 定  $\Diamond$ る 技 術 上  $\mathcal{O}$ 基 準 に 適 合 す る ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ることを 確 認 で き る 方 法

(事業所の変更の届出)

第 百 九 + 条 登 録 ガ ス 工 作 物 検 査 機 関 は 法 第 百二十 八 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 事 業 所  $\mathcal{O}$ 所 在 地  $\mathcal{O}$ 変 更  $\mathcal{O}$ 届

出 を す るとき は 様 式 第 八 + 匹 に ょ る 届 出 書 を 経 済 産 業 大 臣 に 提 出 L な け れ ば な 5 な 1

(業務規程)

第 百 九 + <del>---</del> 条 登 録 ガ ス 工 作 物 検 査 機 関 は、 法 第 百 + 九 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 業 務 規 程  $\mathcal{O}$ 届 出

を

す Ś とき は 検 査  $\mathcal{O}$ 業 務 を 開 始 L よう とす る 日  $\mathcal{O}$ 凋 間 前 ま で に、 様 式 第 八 + 五. に ょ る 届 出 書 12

業 務 規 程 を 添 え て、 経 済 産 業 大 臣 に 提 出 L な け n ば な 5 な 1

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 は 法 第 百二 + 九 条 第 項 後 段  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 業 務 規 程  $\mathcal{O}$ 変 更  $\mathcal{O}$ 届 出 に 準 用 す

る。

3 法 第 百 + 九 条 第二 項  $\mathcal{O}$ 経 済 産 業 省 令 で 定  $\Diamond$ る 事 項 は 次 0) と お り とする。

検 査  $\mathcal{O}$ 業 務 を 行 う 時 間 及 U 休 日 に 関 す る 事 項

検 査  $\mathcal{O}$ 業 務 を 行 う 場 所 12 関 す る 事 項

三 検査員の配置に関する事項

兀 検 査 に 係 る 料 金  $\mathcal{O}$ 算 定 12 関 す る 事 項

五 検 査 12 関 す る 証 明 書  $\mathcal{O}$ 交 付 に 関 す る 事 項

六 検 査 員  $\mathcal{O}$ 選 任 及 び 解 任 に 関 す る 事 項

七 検 査  $\mathcal{O}$ 申 請 書  $\mathcal{O}$ 保 存 に 関 す る 事 項

八 検査の方法に関する事項

九 前 各 号 に 掲 げ る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か 検 杳  $\mathcal{O}$ 業 務 に 関 L 必 要 な 事 項

(業務の休廃止)

第 百 九 + <u>-</u> 条 登 録 ガ ス 工 作 物 検 査 機 関 は 法 第 百  $\equiv$ + 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 検 査  $\mathcal{O}$ 業 務  $\mathcal{O}$ 全 部 又 は 部

 $\mathcal{O}$ 休 止 又 は 廃 止  $\mathcal{O}$ 届 出 を す る と き は 様 式 第 八 + 六 に ょ る 届 出 書 を 経 済 産 業 大 臣 に 提 出 L な け

n

ばならない。

電 磁 的 記 録 に 記 録 さ れ た 事 項 を 表 示 す る 方 法 等

第

百 九 + 三 条 法 第 百 三 + \_\_\_ 条 第 項 第 三 号  $\mathcal{O}$ 経 済 産 業 省 令 で定 8 る 方 法 は 電 磁 的 記 録 に 記 録 さ

れ た 事 項 を 紙 面 又 は 出 力 装 置  $\mathcal{O}$ 映 像 面 12 表 示 す る 方 法 کے す る

2 法 第 百  $\equiv$ + \_\_\_ 条 第 項 第 兀 号  $\mathcal{O}$ 経 済 産 業 省 令 で 定 8 る 電 磁 的 方 法 は 次 に 掲 げ る Ł  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ う 5

登 録 ガ ス 工 作 物 検 査 機 関 が 定 8 る Ł  $\mathcal{O}$ لح す る。

送 信 者  $\mathcal{O}$ 使 用 12 係 る 電 子 計 算 機 と 受 信 者  $\mathcal{O}$ 使 用 に 係 る 電 子 計 算 機 と を 電 気 通 信 口 線 で 接 続 L

た 電 子 情 報 処 理 組 織 を 使 用 す る 方 法 で あ 0 7 当 該 電 気 通 信 口 線 を 通 ľ 7 情 報 が 送 信 さ れ 受

信 者  $\mathcal{O}$ 使 用 に 係 る 電 子 計 算 機 12 備 え 5 れ た フ ア 1 ル に 当 該 情 報 が 記 録 さ れ る t  $\mathcal{O}$ 

磁 気デ 1 ス クそ  $\mathcal{O}$ 他こ れ に 準 ず る 方 法 に よ り 一 定  $\mathcal{O}$ 情 報 を 確 実 に 記 録 L 7 おくことが できる

物 を Ł 0 7 調 製 す る フ ア 1 ル に 情 報 を 記 録 L た ŧ  $\mathcal{O}$ を 交 付 す る 方 法

帳 簿

第 百 九 + 兀 条 法 第 百  $\equiv$ + 五 条  $\mathcal{O}$ 経 済 産 業 省 令 で 定  $\Diamond$ る 事 項 は 次 0 と お り とす る。

称 び び その代 表者 の氏

検 査  $\mathcal{O}$ 申 請 を 受 け た 年 月 日

検

査

 $\mathcal{O}$ 

申

請

を

L

た

者

 $\mathcal{O}$ 

氏

名

又

は

名

及

住

所

並

に

法

人

1C

あ

0

て

は

名

 $\equiv$ 検 查 対 象 ガ ス 工 作 物  $\mathcal{O}$ 名 称 及 び 所 在 地

匹 検 査 を 行 0 た ガ ス 工 作 物  $\mathcal{O}$ 概 要

五 検 査 を 行 0 た 年 月 日

六 検 査 を 実 施 L た 検 査 員  $\mathcal{O}$ 氏 名

七 検 查  $\mathcal{O}$ 概 要 及 び 結 果

2 登 録 ガ ス 工 作 物 検 査 機 関 は 法 第 百 + 五. 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 帳 簿 を 保 存 す るとき は 記 載  $\mathcal{O}$ 日 か

5  $\equiv$ 年 間 保 存 L な け n ば な 5 な 1

電 磁 的 方 法 に ょ る 保 存

第 百 九 + 五 条 前 条 第 項 各 号 に 撂 げ る 事 項 が 電 磁 的 方 法 12 ょ り 記 録 され、 当 該 記 録 が 必 要 12 応

じ 電 子 計 算 機 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 機 器 を 用 1 て 直 5 に 表 示さ れ ることが できるように L 7 保 存 さ れると きは

当 該 記 録  $\mathcal{O}$ 保 存 を ŧ つて法第百  $\equiv$ 十 五. 条に 規定する当 該 事 項 が 記 載 歌され · た 帳 簿  $\mathcal{O}$ 保 存 に 代 え る

ことができる。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 保 存 をす る 場 合 に は、 経 済 産 業 大 臣 が 定 め る 基 準 を 確 保 す る ょ う 努 8 な け れ

ばならない。

(業務の引継ぎ)

第 百 九 + 六 条 登 録 ガ ス 工 作 物 検 査 機 関 は 法 第 百  $\equiv$ + 六 条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ り 経 済 産 業 大 臣 が 同

項  $\mathcal{O}$ 検 査  $\mathcal{O}$ 業 務  $\mathcal{O}$ 全 部 又 は 部 を 行 う 場 合 12 は 次 に 掲 げ る 事 項 を 行 わ な け れ ば な 5 な 1

引 き 継 く べ き 検 査  $\mathcal{O}$ 業 務 を 経 済 産 業 大 臣 12 引 き 継 ぐこと。

引 き 継 ぐ ベ き 検 査  $\mathcal{O}$ 業 務 12 関 す る 帳 簿 及 び 書 類 を 経 済 産業 大 臣 に 引 き 渡 すこと。

 $\equiv$ そ  $\mathcal{O}$ 他 経 済 産 業 大 臣 が 検 査  $\mathcal{O}$ 業 務  $\mathcal{O}$ 引 継 ぎ に 関 L 必 要 کے 認  $\Diamond$ る 事 項 を 行うこと。

第五章第二節の節名を削る。

第 百 五. 条 中 第 三 + 八 条 の <u>-</u> を 「 第 百 六 条」 に、 様 式 第 五. + <u>-</u> を 様 式 第 七 + 九 に、

を 提 出 L な け n ば な 5 な 1 \_\_ を に 次  $\mathcal{O}$ 各 号 に 掲 げ る 書 類 を 添 え 7 経 済 産 業 大 臣 に 提 出 L な け

n ば な 5 な 1 た だ し、 自 5 製 造 た ガ ス を 使 用 す る 事 業 を 行 う 場 合 に あ 0 7 は 次  $\mathcal{O}$ 各 号 に 掲 げ

る 書 類 を 添 付 す ることを 要 L な 11 0 12 改 め、 同 条 に 次 の三号を加 え る。

一 供給の相手方との契約書の写し

供 給 地 点  $\mathcal{O}$ 位 置 ー を 明 示 L た 义 面

三 供 給  $\mathcal{O}$ 相 手 方 と  $\mathcal{O}$ 関 係 を 記 載 L た 書 類

第 百 五 条 を 第 百 六 + 九 条 لح す る。

第 百 兀 条 第 項 中 第  $\equiv$ + 八 条 第 項」 を 第 百 五. 条」 に、 第三十 <del>\_\_\_</del> 条 第 項」 を 第 + 五.

条 第 項」 に 改 め、 同 条 第二 項 中 第三十三 条 第二 項」 を 「第二十六 条 第二 項」 に 改 め、 同 条 第  $\equiv$ 

第

項」 を 第二 + 五. 条 第二 項」 に 改 8 る。

項

中

第

 $\equiv$ 

+

五.

\_ 条 \_

を

第二十八

条

に、

第三

+

八条第

項」

を

第

百

五.

条」

に、

第三十

条

ガ ス 事 業 以 外  $\mathcal{O}$ ガ ス を 供 給 す る 事 業 第

百

兀

条

を

第

百

六

+

八

条と

L

同

条

 $\mathcal{O}$ 

前

に

次

 $\mathcal{O}$ 

条

を

加

え

る。

第 百 六 + 七 条 生 産 工 程 資 本 関 係 人 的 関 係 等 に お け る 関 係 か ら、 密 接 な 関 係 を 有 する者

لح

認

8

5 れ る Ł  $\mathcal{O}$ 12 対 し 7 ガ ス を 供 給 す る 事 業 は 法 第 百 五. 条  $\mathcal{O}$ ガ ス 事 業 以 外  $\mathcal{O}$ ガ ス を 供 給 す る 事 業 に

該 当 す る ŧ  $\mathcal{O}$ とす る。

第 百 条 カン 5 第 百  $\equiv$ 条 ま で を 削 る

第 五. 章 第 節  $\mathcal{O}$ 節 名 を 削 る。

第 五. 章 第 節 を 削 る。

第 五 章  $\mathcal{O}$ 章 名 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う 12 改  $\Diamond$ る。

第 五 章 ガ ス 事 業 以 外  $\mathcal{O}$ ガ ス  $\mathcal{O}$ 供 給 等  $\mathcal{O}$ 事 業

第 五 章  $\mathcal{O}$ 前 に 次  $\mathcal{O}$ 款 節 及 び <del>---</del> 章 を 加 え る

第二款 業務

託 送 供 給 約 款 12 お 1 7 定  $\Diamond$ る ベ き 事 項

第 百 + 八 条 法 第 七 + 六 条 第 項  $\mathcal{O}$ 託 送 供 給 約 款 に お 1 7 は、 次 12 掲 げ る 事 項 を定 め な け れ ば な 5

ない。

連 結 託 送 供 給 に 関 す る 次 に 掲 げ る 事 項

イ 適用 範囲

ハ

口

に

掲

げ

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 

ほ

カン

供

給

 $\mathcal{O}$ 

相

手

方

が

負

担

す

べ

き

Ł

 $\mathcal{O}$ 

が

あ

る

場

合

に

あ

0

7

は

そ

 $\mathcal{O}$ 

内

容

口 導 管 ガ ス メ タ ] そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 設 備 に 関 す る 費 用  $\mathcal{O}$ 負 担 に 関 す る 事 項

= ガ ス  $\mathcal{O}$ 受 入 量 及 び 供 給 量  $\mathcal{O}$ 計 測 方 法 並 び に 供 給  $\mathcal{O}$ 相 手 方 が 負 担 す べ き t  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 徴 収  $\mathcal{O}$ 方 法

ホ 託 送 供 給 を 行 うこと が で き る ガ ス  $\mathcal{O}$ 熱 量 等  $\mathcal{O}$ 範 开 組 成 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ ガ ス  $\mathcal{O}$ 受 入 条 件 に 関 す る

事項

託 送 供 給 12 附 帯 す る 業 務 に 関 す る 事 項

1 導 管 ガ ス メ タ そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 設 備 12 関 す る 特 定 ガ ス 導 管 事 業 者 及 び 供 給  $\mathcal{O}$ 相 手 方  $\mathcal{O}$ 保 安上

の責任に関する事項

チ ガ ス  $\mathcal{O}$ 受入 れ 及 び 供 給  $\mathcal{O}$ 制 限 又 は 停 止 並 び に  $\sum_{i}$ れ 5  $\mathcal{O}$ 解 除 に 関 す る 事 項

IJ 契 約  $\mathcal{O}$ 申 込 み  $\mathcal{O}$ 方 法 並 び に 契 約  $\mathcal{O}$ 更 新 及 び 解 除 に 関 す る 事 項

ヌ 1 か 5 IJ ま で に 掲 げ る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ カン 供 給 条 件 又 は 特 定 ガ ス 導 管 事 業 者 及 び 供 給  $\mathcal{O}$ 相 手 方  $\mathcal{O}$ 

責 任 に 関 す る 事 項 が あ る 場 合 に あ 0 7 は そ  $\mathcal{O}$ 内 容

ル 有 効 期 間 を 定  $\Diamond$ る 場 合 に あ 0 7 は そ  $\mathcal{O}$ 期 間

ヲ 導 管  $\mathcal{O}$ 位 置 を 明 示 L た 地 形 义  $\mathcal{O}$ 閲 覧 場 所

託送共給こ

ワ

実

施

期

日

託 送 供 給 に 関 す る 次 に 掲 げ る 事 項 前 号 に 掲 げ る 事 項 を 除

イ 適 用 範 囲

口料金

ハ 導 管、 ガ ス メ タ ] そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 設 備 に 関 す る 費 用  $\mathcal{O}$ 負 担 12 関 す る 事 項

口 及 び ハ に 掲 げ る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か 供 給  $\mathcal{O}$ 相 手 方 が 負 担 す ベ き t  $\mathcal{O}$ が あ る 場 合 に あ **つ** 7 は そ

の内容

二

ホ ガ ス  $\mathcal{O}$ 受 入 量 及 び 供 給 量  $\mathcal{O}$ 計 測 方 法 並 び に 料 金 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 供 給  $\mathcal{O}$ 相 手 方 が 負 担 す べ き t  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 

徴収の方法

託 送 供 給 を行うことが できるガ ス 0) 熱 量 等  $\mathcal{O}$ 範 井 組 成 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ ガ ス  $\mathcal{O}$ 受 入 条 件 に 関 す る

1 託 送 供 給 に 附 帯 す る 業 務 に 関 す る 事

項

チ 導 管 ガ ス メ タ そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 設 備 に 関 す る 特 定 ガ ス 導 管 事 業 者 及 U 供 給  $\mathcal{O}$ 相 手 方  $\mathcal{O}$ 保 安

上

 $\mathcal{O}$ 責 任 に 関 す る 事 項

IJ ガ ス  $\mathcal{O}$ 受 入 れ 及 び 供 給  $\mathcal{O}$ 制 限 又 は 停 止 並 び に ک れ ら  $\mathcal{O}$ 解 除 に 関 す る 事 項

ヌ 契 約  $\mathcal{O}$ 申 込 4  $\mathcal{O}$ 方 法 並 び 12 契 約  $\mathcal{O}$ 更 新 及 び 解 除 12 関 す る 事

項

責 任 に 関 す る 事 項 が あ る 場 合 に あ 0 て は そ  $\mathcal{O}$ 内 容 ル

1

カ

5

ヌ

ま

で

に

掲

げ

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 

ほ

カ

供

給

条

件

又

は

特

定

ガ

ス

導

管

事

業

者

及

び

供

給

 $\mathcal{O}$ 

相

手

方

 $\mathcal{O}$ 

ヲ 有 効 期 間 を 定  $\Diamond$ る 場 合 12 あ <u>つ</u> 7 は そ  $\mathcal{O}$ 期 間

ワ 導 管  $\mathcal{O}$ 位 置 を 明 示 L た 地 形 义  $\mathcal{O}$ 閲 覧 場 所

力 実 施 期 日

託 送 供 給 約 款  $\mathcal{O}$ 届 出 等)

第 百 + 九 条 法 第 七 + 六 条 第 項 本 文  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 託 送 供 給 約 款  $\mathcal{O}$ 届 出 を L ようとす る 特 定 ガ ス 漬

管 事 業 者 は そ  $\mathcal{O}$ 実 施  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ + 日 前 ま で に、 様 式 第 六 + 五  $\mathcal{O}$ 託 送 供 給 約 款 届 出 書 に 当 該 託 送 供 給

約 款 及 び 次 12 掲 げ る 書 類 を 添 え 7 経 済 産 業 大 臣 に 提 出 L な け n ば な 5 な 1

ガ ス 事 業 託 送 供 給 約 款 料 金 算 定 規 則 様 式 第 + 様 式 第 +  $\equiv$ 様 式 第 + 匹、 様 式 第 + 五. 様

り 式 第 選 択 + 六 的 託 第 送 供 表 給 第 約 款 表 料 及 金 を び 第 設 定 表 L 補 な 足 1 並 場 合  $\mathcal{U}$ に に 様 は 同 式 第 令 様 + 七 式 第 **向**同 + 令 七 第三 第  $\overline{+}$ 表 七 条 以 第 下 同 項 U  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 書 12 類 ょ

7 は ガ ス 事 同 令 業 様 託 式 送 第 供 + 給 六 約 第 款 料 三 表 金 算 第 定 兀 規 表 則 及 第  $\equiv$ び 第 + =兀 表 条 補 第 足 並 項 12 び に 規 第 定 す 五 表 る 特 及 び 定 第 ガ 五 ス 導 表 管 補 足 事 業  $\mathcal{O}$ 者 書 類 に あ 0

三 ガ ス 事 業 託 送 供 給 約 款 料 金 算 定 規 則 第 兀 +条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ 同 令 第三 一 十 二 条 及 び 第 三 + 兀 条 カン

5 第 三 + 七 条 ま で  $\mathcal{O}$ 規 定 と は 異 な る 料 金  $\mathcal{O}$ 算 定 方 法 を 定 8 る 特 定 ガ ス 導 管 事 業 者 12 あ 0 7 は

同令様式第十九の書類

匹 供 給  $\mathcal{O}$ 相 手 方  $\mathcal{O}$ 負 担 と な る t  $\mathcal{O}$ 料 金 を 除 <\_ .  $\mathcal{O}$ 金 額  $\mathcal{O}$ 算 出  $\mathcal{O}$ 根 拠 又 は 当 該 金 額  $\mathcal{O}$ 決 定  $\mathcal{O}$ 

方法に関する説明書

2 経 済 産 業 大 臣 は 前 項 第 三 号 に 掲 げ る 書 類 を 公 表 L な け れ ば な 5 な 1

第 百 + 条 法 第 七 + 六 条 第 項 た だ L 書  $\mathcal{O}$ 承 認 を 受 け ょ うと す る 者 は 様 式 第 兀 + 六  $\mathcal{O}$ 託 送 供 給

約 款 制 定 不 要 承 認 申 請 書 に 託 送 供 給 約 款 を 定 8 る 必 要 が な 1 こと を 説 明 す る 書 類 を 添 え て 提 出

しなければならない。

第 百 + 条 法 第 七 + 六 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 託 送 供 給 約 款  $\mathcal{O}$ 変 更  $\mathcal{O}$ 届 出 を L ようと す る 者 は

そ 0 実 施  $\mathcal{O}$ H  $\mathcal{O}$ + 日 前 ま で 12 様 式 第 六 + 六  $\mathcal{O}$ 託 送 供 給 約 款 変 更 届 出 書 に 次 に 撂 げ る 書 類 を 添 え 7

経 済 産 業 大 臣 に 提 出 L な け れ ば な 5 な 1

- 変 更を 必 要とす る 理 由 を 記 載 L た 書 類
- 変 更 L ようとす る 部 分 を 明 5 カ に L た 変 更 前  $\mathcal{O}$ 託 送 供 給 約 款
- $\equiv$ 第 百 + 八 条 第 号 口  $\mathcal{O}$ 事 項 を 変 更 消 費 税 等 相 当 額  $\mathcal{O}$ 4  $\mathcal{O}$ 変 更 を 除 L ょ う とす る
- に あ 0 て は 次 に 掲 げ る 書 類
- 1 ガ ス 事 業 託 送 供 給 約 款 料 金 算 定 規 則 様 式 第十二、 様 式 第 十三、 様 式 第 + 匹、 様 式 第 + 五
- 様 式 第 + 六 第 表 第 表 及 び 第 表 補 足 並  $\mathcal{U}$ に 様 式 第 + 七  $\mathcal{O}$ 書 類
- ガ ス 事 業 託 送 供 給 約 款 料 金 算 定 規 則 第  $\equiv$ +  $\equiv$ 条 第 項 に 規 定 す る 特 定 ガ ス 導 管 事 業

者

に

あ

- 9 7 は 同 令 様 式 第 + 六 第 三 表 第 兀 表 及 び 第 兀 表 補 足  $\mathcal{O}$ 書 類 並 び 12 第 五 表 及 び 第 五 表 補 足
- $\mathcal{O}$ 書 類

口

- ガ ス 事 業 託 送 供 給 約 款 料 金 算 定 規 則 第 兀 + 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 同 令 第三 十 二 条 及 び 第三 + 兀 条
- カ 5 第 + 七 条 ま で  $\mathcal{O}$ 規 定 と は 異 な る 料 金  $\mathcal{O}$ 算 定 方 法 を 定 8) る 特 定 ガ ス 導 管 事 業 者 12 あ 0 7
- は 同 令 様 式 第 + 九  $\mathcal{O}$ 書 類
- = イ、 口 及 び ハ  $\mathcal{O}$ 規 定 に か カン わ 5 ず、 ガ ス 事 業 託 送 供 給 約 款 料 金 算 定 規 則 第 三 + 八 条 第 項
- に 規 定 す る 特 定 ガ ス 導 管 事 業 者 に あ 0 7 は 同 令 様 式 第 + 八  $\mathcal{O}$ 書 類
- 兀 12 あ 第 0 百 7 + は 八 条 第 託 送 号 供 給 口 利 若 用 L 者 <  $\mathcal{O}$ は 負 ノヽ 担 又 は な 同 る 条 第二 ŧ  $\mathcal{O}$ 号  $\mathcal{O}$ 金 ハ 若 額  $\mathcal{O}$ L 算 < 出 は 0 = 根  $\mathcal{O}$ 拠 事 項 又 は を 変 当 更 該 L 金 ようとす 額  $\mathcal{O}$ 決 定 る  $\mathcal{O}$ 場 方 法 合

کے

## に関する説明書

2 経 済 産 業 大 臣 は 前 項 第 号 ハ に 掲 げ る 書 類 を 公 表 L な け れ ば な 5 な 1

託 送 供 給 約 款 以 外  $\mathcal{O}$ 供 給 条 件  $\mathcal{O}$ 承 認  $\mathcal{O}$ 申 請

第 百二 + 条 法 第 七 + 六 条 第  $\equiv$ 項 た だ L 書  $\mathcal{O}$ 承 認 を受 けけ ようとす Ś 者 は 様 式 第 兀 + 七  $\mathcal{O}$ 託 送 供

給 特 例 認 可 (承 認) 申 請 書 に 次 に 掲 げ る 書 類 を 添 え て、 経 済 産 業大 臣 に 提 出 L な け れ ば な 5 な 7

法 第七 十六 条第 項 本 文  $\mathcal{O}$ 認 可 を 受 け た 託 送 供 給 約 款 以 外  $\mathcal{O}$ 供 給 条 件 に ょ る 託 送 供 給 を 必

とする理由を記載した書類

料 金 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 供 給  $\mathcal{O}$ 相 手 方  $\mathcal{O}$ 負 担 کے な る Ł  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 金 額 を 定  $\Diamond$ ようとす る 場 合 12 あ 0 7 は 当

該

要

金 額  $\mathcal{O}$ 算 出  $\mathcal{O}$ 根 拠 又 は 当 該 金 額  $\mathcal{O}$ 決 定  $\mathcal{O}$ 方 法 12 関 す る 説 明 書

(託送供給約款の公表)

第 百二十三 条 法 第 七 + - 六 条 第 五. 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 託 送 供 給 約 款  $\mathcal{O}$ 公 表 は、 そ  $\mathcal{O}$ 実 施  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ + 日 前 カン

ら、 営 業 所 及 び 事 務 所 に 添 え 置 < と と ŧ に、 1 ン タ ネ ツ 1 を 利 用 す るこ لح 12 ょ り、 n を 行 わ

な け れ ば な 5 な 1 た だ L イ ン タ ネ ツ 1 を 利 用 す る ことが 著 L < 困 難 な 場 合 に は 1 ン タ

ネットを利用することを要しない。

(託送供給条件の届出等)

第 百二 + 匹 条 法 第 七 + 七条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 託 送 供 給 条件 0) 届 出 を しようとする 者 は、 そ  $\mathcal{O}$ 実

施 添 え  $\mathcal{O}$ 日 て  $\mathcal{O}$ + 経 日 済 前 産 業 ま 大 で に 臣 に 様 提 式 出 第 L な 五. + け れ  $\mathcal{O}$ 託 ば 送 な 供 5 給 な 条 1 件 届 出 書 に 当 該 託 送供 給 条 件 に 関 す る 説 明 書 を

2 法 第 七 + 七 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 託 送 供 給 条 件  $\mathcal{O}$ 変 更  $\mathcal{O}$ 届 出 を L ょ う ع す る 者 は そ  $\mathcal{O}$ 実

施

 $\mathcal{O}$ 

日  $\mathcal{O}$ + 日 前 ま で 12 様 式 第 五. +  $\mathcal{O}$ 託 送 供 給 条 件 変 更 届 出 書 に 変 更 を 必 要 لح す る 理 由 を 記 載 た

書 類 及 び 変 更 後  $\mathcal{O}$ 託 送 供 給 条 件 12 関 す る 説 明 書 を 添 え 7 経 済 産 業 大 臣 に 提 出 L な け れ ば な 5 な

第百二十五条 ガスを供給する事業を営む他の者にずい。

百 + 五 条 ガ ス を 供 給 す る 事 業 を 営 む 他  $\mathcal{O}$ 者 に ガ ス を 供 給 L ょ う لح す る 承 認 特 定 ガ ス 導 管 事 業

業大臣に提出するものとする。

者

前

条

に

該

当

す

る

者

を

除

く。

は

そ

 $\mathcal{O}$ 

実

施

 $\mathcal{O}$ 

日

 $\mathcal{O}$ 

+

日

前

ま

で

に

様

式

第

五

+

第

表

を

経

済

産

熱量等の測定方法)

第 百 + 六 条 法 第 七 + 八 条  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る 熱 量 等  $\mathcal{O}$ 測 定 は 次  $\mathcal{O}$ 各 号 12 掲 げ る ところ に ょ n 行 わ な

け れ ば な 5 な 1 た だ l 特 定 墳 管 が 託 送 供 給  $\mathcal{O}$ 用 12 供 さ れ 7 1 な 1 場 合 に あ 0 7 は 当 該 特 定 墳

管 12 0 1 7 圧 力 を 測 定 す る ک と を 要 L な 11

熱 量 に あ 0 7 は 毎 日 回 製 造 所  $\mathcal{O}$ 出 及 び 他  $\mathcal{O}$ 者 か 5 導 管 に ょ ŋ ガ ス  $\mathcal{O}$ 供 給 を 受 け る 事

業 場  $\mathcal{O}$ 出  $\Box$ 当 該 出  $\Box$ 12 お け る 測 定 が 困 難 な 場 合 に お 1 7 経 済 産 業 大 臣 そ  $\mathcal{O}$ 事 業  $\mathcal{O}$ 用 に 供 す

る ガ ス 工 作 物  $\mathcal{O}$ 設 置  $\mathcal{O}$ 場 所 が \_\_  $\mathcal{O}$ 産 業 保 安 監 督 部  $\mathcal{O}$ 管 轄 区 域 内  $\mathcal{O}$ 4 に あ る 者 12 係 る 場 合 は 産

三 業 保 号 に 安 監 お 7 督 部 7 長。 同 U° 以下こ に 0) お 項 1 E て、 お 告 7 示 て 同 で Ü 定  $\Diamond$ る 方 が 法 指 定 に L ょ たときは、 Ŋ 測 定す ること。 その指定 する 場 所。 以 下 第

所 に 圧 お 力 に 1 て、 あ 0 て 圧 力 は 値 常 を 自 時 動 的 ガ に ス 記 ホ 録 ル す ダ る 圧  $\mathcal{O}$ 力 出 計  $\Box$ を 使 整 用 圧 器 L 7  $\mathcal{O}$ 測 出 定  $\Box$ す 及 ること。 び 経 済 産 業 大 臣 が 指 定 す る 場

三 事 業 燃 場 焼 性  $\mathcal{O}$ 出 に あ  $\Box$ に 0 お 7 は 7 て、 毎 燃 日 焼 口 速 度 及 製 び 造 ウ 所 オ  $\mathcal{O}$ 出 ツ べ П 指 及 数 び に 他 0  $\mathcal{O}$ **,** \ 者 7 か 告示 5 導 で 定 管 に め ょ る り 方 ガ 法 ス に  $\mathcal{O}$ ょ 供 り 給 を 測 受 定 け す る る

こと。

2 燃 き は 焼 災 害 性 そ 第 が  $\mathcal{O}$ 測 定 他 項 さ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 非 規 n 定 常 た に 時 液 化 に か ガ か 天 わ 然 ス 5  $\mathcal{O}$ ガ ず、 熱 ス を 量 熱 用 及 量 び 1 燃 及 7 そ び 焼 燃 性  $\mathcal{O}$ 焼 成 を 性 分 測 を 12 定 す 測 変 更 ることが 定することを要 を 加 え る 木 ことな 難 な L 場 な < 合 に 1 時 お 的 1 て、 12 供 給 熱 す 量 る 及 び

3 法 第 れ ば 七 + な 5 八 条 な 1  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 熱 量 等  $\mathcal{O}$ 測 定  $\mathcal{O}$ 結 果  $\mathcal{O}$ 記 録 は、 次 0 各 号に 掲 げるところによ り 行 わ

熱 量  $\mathcal{O}$ 測 定  $\mathcal{O}$ 結 果 に 0 V 7 は、 様 式 第 + 又 は 様 式 第 + に よること。

な

け

圧 力  $\mathcal{O}$ 測 定  $\mathcal{O}$ 結 果 12 0 1 7 は 圧 力 計  $\mathcal{O}$ 記 録 方 法 12 ょ ること。

 $\equiv$ 燃 焼 性  $\mathcal{O}$ 測 定  $\mathcal{O}$ 結 果 に 0 1 7 は 様 式 第 十 三 に よること。

4 前 項  $\mathcal{O}$ 測 定  $\mathcal{O}$ 結 果  $\mathcal{O}$ 記 録 は 年 間 保 存 L なけ れ ば ならない。

# (電磁的方法による保存)

第 百 + 七 条 法 第 七 + 八 条 に 規 定 す る 測 定  $\mathcal{O}$ 結 果  $\mathcal{O}$ 記 録 は 前 条 第 三 項 各 号 に 掲 げ るところ に ょ

り、 電 磁 的 方 法 に ょ り 作 成 保 存 す る ک と が で き る

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 保 存 を す る 場 合 に は 同 項  $\mathcal{O}$ 測 定  $\mathcal{O}$ 結 果  $\mathcal{O}$ 記 録 が 必 要 に 応 じ 電 子 計 算 機 そ  $\mathcal{O}$ 

他  $\mathcal{O}$ 機 器 を 用 1 7 直 5 に 表 示 さ れ ることが で き る ょ う に L 7 お か な け れ ば な 5 な 1

3 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る 保 存 を す る 場 合 に は 経 済 産 業 大 臣 が 定 め る 基 準 を 確 保 す る ょ う 努 め な け

ればならない。

(供給計画の期間)

第 百 + 八 条 法 第 八 十 <del>---</del> 条 第 項  $\mathcal{O}$ 経 済 産 業 省 令 で 定 8) る 期 間 は、  $\equiv$ 年 とす る

2 大 規 模 か 0 急 速 な 都 市 化 が 進 行 す る 地 域 に お 1 7 計 画 的 か 0 合 理 的 な ガ ス 0 供 給 を 確 保 す る

た め  $\equiv$ 年 を 超 え る 期 間 に 0 1 7 計 画 を 作 成 さ せ る 必 要 が あ る と L 7 経 済 産 業 大 臣 が 指 定 L た 般

ガ ス 導 管 事 業 者 が 維 持 し 及 び 渾 用 す る 導 管 と そ  $\mathcal{O}$ 維 持 L 及 び 運 用 す る 導 管 が 接 続 す る 特 定 ガ

ス 導 管 事 業 者 に あ 0 て は 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に か か わ 5 ず、 五 年 と す る。

供給計画の届出)

第 百 + 九 条 法 第 八 + 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る ガ ス  $\mathcal{O}$ 供 給 計 画  $\mathcal{O}$ 届 出 を L ようとす る 者 は 初 年

度 以 降 前 条 第 項 又 は 第二 項 に 規 定す る 期 間 〇 以 下  $\sum_{}$  $\mathcal{O}$ 条 及 び 次 条 に お 1 7 供 給 計 画 期 間 لح

る 1 う。 事 項 を 12 記 載 お け L る た ガ 様 式 ス 第  $\mathcal{O}$ 六 需 + 要 及  $\mathcal{O}$ 供 び 供 給 給 計 画 届 ガ ス 出 工 書 を、 作 物 経 設 済 産 備 業 投 資 大 臣 そ に  $\mathcal{O}$ 他 提 出  $\mathcal{O}$ 特 L な 定 け ガ ス れ 導 ば 管 な 5 事 業 な 1 に 関 す

2 + 法  $\mathcal{O}$ 第 供 八 給 + 計 条 画 第 変 更 届 項 出  $\mathcal{O}$ 書 規 定 に 変 に 更 ょ を る 必 ガ 要 ス لح  $\mathcal{O}$ す 供 る 給 理 計 由 画 及  $\mathcal{O}$ び 変 当 更 該  $\mathcal{O}$ 変 届 更 出 に を 係 L ょ る 事 う لح 項 を す 記 る 載 者 L は た 書 様 類 式 第 を 六 添

(供給計画の公表)

え

て、

経

済

産

業

大

臣

に

提

出

L

な

け

れ

ば

な

5

な

1

第 別 百 三  $\mathcal{O}$ + ガ 条 ス  $\mathcal{O}$ 普 法 第 及 計 八 + 画 条 主 第 な ガ 三 ス 項 工  $\mathcal{O}$ 作 経 物 済 産  $\mathcal{O}$ 設 業 置 省 計 令 画 で 定 そ  $\mathcal{O}$ 8 他 る 事  $\mathcal{O}$ 事 項 項 は لح す 供 給 る 計 画 期 間 12 お け る 行 政 区 域

2 ツ لح 1 特 が 定 を 著 利 ガ 用 L ス < す 導 る 管 困 ک 難 事 と 業 な に 場 者 合 ょ は り、 に 前 は 項 に 1 掲 ħ ン を げ 行 タ る 事 わ ネ な 項 け を ツ 営 1 n 業 を ば な 所 利 5 用 及 す な び ることを 事 1 0 務 た 所 だ に 要 L 添 L え な 置 イ 1 ン < と と タ 1 ŧ ネ に、 ツ 1 を 1 利 ン タ 用 す る ネ

第  $\equiv$ 款 ガ ス 工 作 物 に 係 る 規 定  $\mathcal{O}$ 準 用

第 管 百 条  $\equiv$ 第 事 + 業 項 者 に 条 に 関 お 第 1 L 九 7 潍 潍 用 + す 用 す る。 条 る カン ک 法 5 第  $\mathcal{O}$ لح 場 百 読 合 五 条 4 に 替 お ま え 1 で る 7 及 t び 第  $\mathcal{O}$ لح n 百 す 七 5 る  $\mathcal{O}$ 条 規 か 定 5 中 第 百 法 + 条 کے ま あ で る  $\mathcal{O}$ 規  $\mathcal{O}$ は 定 は 特 法 定 第 八 ガ + ス 兀 漬

2 第 八 + 九 条  $\mathcal{O}$ 規 定 は 法 第 八 + 兀 条 第 項 に お 11 7 準 用 す る 法 第 六 + 条 第 項 同 条 第 兀 項

に お 7 て 準 用する場合を含 む。 0) 経 済 産 業省令で定 め るガ ス 工 作 物 に 関 L 潍 用 する。

第三節 導管の接続に係る努力義務等

(導 管  $\mathcal{O}$ 接 続 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ ガ ス  $\mathcal{O}$ 使 用 者  $\mathcal{O}$ 利 益 を 増 進 し、 及 び ガ ス 事 業  $\mathcal{O}$ 健 全 な 発 達 を 図 るた め 0) 措

置)

第 百三十二 条 法第 八十五条第一 項の 経済産 業省令で定め る措 置 は、 次に掲げる措置とする。

- 他  $\mathcal{O}$ ガ ス 導 管 事 業 者が 維 持 し、 及 び 運 用 す る 導 管 と  $\mathcal{O}$ 接 続
- 前 号  $\mathcal{O}$ 導 管  $\mathcal{O}$ 接 続  $\mathcal{O}$ 検 討 に 関 連 す る 情 報  $\mathcal{O}$ 提 供 又 は 公 表

三 前 뭉 12 撂 げ る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か 他  $\mathcal{O}$ ガ ス 導 管 事 業 者 と  $\mathcal{O}$ 間  $\mathcal{O}$ 導 管  $\mathcal{O}$ 接 続 を 円 滑 に 行 うた め  $\mathcal{O}$ 措

置

(協議の開始又は再開の命令)

第 百三十三 条 法 第 八 + 五. 条 第三 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 協 議  $\mathcal{O}$ 開 始 又 は 再 開  $\mathcal{O}$ 申 7 7 を Ū ょ うとす Ź 者は

様 式 第 六 + 七  $\mathcal{O}$ 協 議 開 始 再 開 命 令 申 立 書 に 申 <u>\( \frac{1}{2} \)</u> 7 に 至 0 た 経 緯 に 関 す る 説 明 書 を 添 え

経 済 産 業 大 臣 12 提 出 L な け n ば な 5 な 1

2 経 済 産 業 大 臣 は 前 項  $\mathcal{O}$ 申 <u>\frac{\frac{1}{3}}{1}</u> 書 を受 け 付 け たときは、 協 議 を求 め 5 れ た ガ ス 導 管 事 業 者 に 対 L

遅 滯 なく 当 該 申 <u>\f</u> 書  $\mathcal{O}$ 写 L を 送 付 す Ź ŧ  $\mathcal{O}$ とす る。

3 前 項  $\mathcal{O}$ ガ ス 導 管 事 業 者 は 第 項  $\mathcal{O}$ 申 <u>\( \frac{1}{4} \)</u> 書 に つ V) 7 意 見 が あ るときは、 経 済 産業 大臣 に 意 見 書

を提出することができる。

(裁定)

第 百三 <del>十</del> 匹 条 法 第 八 + 五 条 第 兀 項 0) 裁 定 を 申 請 L ょ うとす る 者 は、 様 式 第 六 + 八  $\mathcal{O}$ 裁 定 申 請 書 に

協 議  $\mathcal{O}$ 経 緯 12 関 す る 説 明 書 を 添 え て、 経 済 産 業 大 臣 に 提 出 L な け れ ば な 5 な 1

2 前 条 第二 項 及 び 第三 項  $\mathcal{O}$ 規 定 は、 前 項  $\mathcal{O}$ 申 請 書 に 0 V) 7 準 用 す る。 この 場 合 12 お **,** \ て、 同 条第

第四章 ガス製造事業

項

中

協

議

を

求

め

5

れ

た

لح

あ

るの

は、

協

議

 $\mathcal{O}$ 

相

手

方たる」

と読

み替える

ものとする。

第一節 事業の届出

(ガス製造事業の届出)

第 百三 十五 条 法 第 八 十六条第一 項の 規定によるガ ス 製造 事 業の 届 出 をしようとす る者 は、 様式第

六 + 九  $\mathcal{O}$ ガ ス 製 造 事 業 届 出 書 を、 経済 産 業 大 臣 に 提 出 L な け れ ば な 5 な 1

電 話 番 号 、 電 子 メ ] ル ア ド V ス そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 連 絡 先 2

法

第

八

+

六

条

第

項

第

五.

号

 $\mathcal{O}$ 

経

済

産

業

省

令

で

定

 $\Diamond$ 

る

事

項

は

次

に

掲

げ

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

こうデッデスを手を入りするのである。

そ  $\mathcal{O}$ 行 うガ ス 製 造 事 業 以 外  $\mathcal{O}$ 事 業  $\mathcal{O}$ 概 要

3 法 ガ 第 ス 八 + 製 造 六 条 事 第 業  $\mathcal{O}$ 項 用 に  $\mathcal{O}$ 供 経 す 済 る 産 業 ガ 省 ス 工 令 で 作 定 物 8  $\mathcal{O}$ 概要 る書 を 類 記 は、 載 次に L た 掲 書 げ 面 る ŧ のとする。

- 届 出 者 が 連 名 で 届 け 出 た 場 合 に あ 0 7 は 届 出 者 間  $\mathcal{O}$ 関 係 を 記 載 L た 書 類
- $\equiv$ 主 た る 技 術 者  $\mathcal{O}$ 履 歴 書
- 兀 届 出 者 が 法 人 で あ る 場 合 に あ 0 て は 当 該 届 出 者  $\mathcal{O}$ 定 款 及 U 登 記 事 項 証 明 書
- 五 届 出 者 が 法 人  $\mathcal{O}$ 発 起 人 で あ る 場 合 に あ 0 7 は 当 該 法 人  $\mathcal{O}$ 定
- 六 届 出 者 が 地 方 公 共 寸 体 で あ る 場 合 に あ 0 て は 当 該 申 請 者 が ガ 款 ス 製 造 事 業 を営 む こと に

7

7  $\mathcal{O}$ 議 決 12 係 る 議 会  $\mathcal{O}$ 会 議 録  $\mathcal{O}$ 写 L

4

者

は

様

式

第

七

+

 $\mathcal{O}$ 

ガ

ス

製

造

事

業

変

更

届

出

書

に

変

更

を

必

要

لح

す

る

理

由

を

記

載

た

書

面

を

添

え

- 法 第 八 + 六 条 第  $\equiv$ 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る ガ ス 製 造 事 業  $\mathcal{O}$ 届 出 に 係 る 事 項  $\mathcal{O}$ 変 更  $\mathcal{O}$ 届 出 を L ょ う する
- 経 済 産 業 大 臣 に 提 出 L な け n ば な 5 な 1
- ガ ス 製 造 事 業 者  $\mathcal{O}$ 地 位  $\mathcal{O}$ 承 継  $\mathcal{O}$ 届 出
- 第 百三 + 六 条 法 第 八 + 七 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 地 位  $\mathcal{O}$ 承 継  $\mathcal{O}$ 届 出 を L ょ うとす る 者 は 様 式 第 七
- +  $\mathcal{O}$ ガ ス 製 造 事 業 承 継 届 出 書 を、 経 済 産 業 大 臣 12 提 出 L な け れ ば な 5 な 1
- ガ ス 製 造 事 業  $\mathcal{O}$ 休 止 及 び 廃 止 並 び に 法 人  $\mathcal{O}$ 解 散
- 第 百三 + 七 条 法 第 八 + 八 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る ガ ス 製 造 事 業  $\mathcal{O}$ 休 止 又 は 廃 止  $\mathcal{O}$ 届 出 を L ょ うとす
- る 者 は 様 式 第 七 + \_  $\mathcal{O}$ ガ ス 製 造 事 業 休 止 廃 止 届 出 書 に 休 止 又 は 廃 止 を 必 要と す る 理 由 を 記
- 載 L た 書 類 を 添 え 7 提 出 L な け れ ば な 5 な 1

2

法 第 八 + 八 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る ガ ス 製 造 事 業者 た る法 人 0 解 散  $\mathcal{O}$ 届 出 を しようとする者 は、

様

式 第 七 十三  $\mathcal{O}$ 解 散 届 出 書 を 経 済 産 業 大 臣 に 提 出 す る ŧ  $\mathcal{O}$ とす る。

第二節 業務

ガ ス 受 託 製 造 約 款 に お 1 7 定 8 る ベ き 事 項

第 百三 + 八 条 法 第 八 + 九 条 第 項  $\mathcal{O}$ ガ ス 受 託 製 造 約 款 に お 1 7 は、 次に 掲 げ る 事 項 12 0 V 7 定 8

るものとする。

一適用範囲

料 金  $\mathcal{O}$ 算 定 方 法 算 定  $\mathcal{O}$ 基 礎 と な る 項 目 及 び 算 定  $\mathcal{O}$ 基 礎 と な る 項 目 12 0 1 7  $\mathcal{O}$ 内 容  $\mathcal{O}$ 説 明

三 液 化 ガ ス 貯 蔵 設 備 等 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 設 備 に 関 す る 費 用  $\mathcal{O}$ 負 担 に 関 す る 事 項

兀 前 \_ 号 に 掲 げ る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ カ ガ ス 受 託 製 造  $\mathcal{O}$ 役 務  $\mathcal{O}$ 提 供 を 受 け る 者 が 負 担 す × き Ł  $\mathcal{O}$ が あ る

場合にあつては、その内容

五 ガ ス 製 造 量  $\mathcal{O}$ 計 測 方 法 及 び 料 金 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ ガ ス 受 託 製 造  $\mathcal{O}$ 役 務  $\mathcal{O}$ 提 供 を 受 け る 者 が 負 担 す ベ き

ものの徴収の方法

六 原 料 と L 得 る 液 化 ガ ス  $\mathcal{O}$ 熱 量 等  $\mathcal{O}$ 範 囲 組 成 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 液 化 ガ ス  $\mathcal{O}$ 受 入 条 件 12 関 す る 事 項

七 液 化 ガ ス 貯 蔵 設 備 等 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 設 備 12 関 す る ガ ス 製 造 事 業 者 及 び ガ ス 受 託 製 造  $\mathcal{O}$ 役 務  $\mathcal{O}$ 提 供 を

受 け る 者  $\mathcal{O}$ 保 安 上  $\mathcal{O}$ 責 任 に 関 す る 事 項

八 ガ ス 受 託 製 造  $\mathcal{O}$ 制 限 又 は 停 止 並 び に 解 除 に 関 す る 事 項

九 契 約  $\mathcal{O}$ 申 込 4  $\mathcal{O}$ 方 法 並 び に 契 約  $\mathcal{O}$ 更 新 及 び 解 除 に 関 す る 事 項

+ 前 各 号 12 掲 げ る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か ガ ス 受 託 製 造 に 係 る 条 件 又 は ガ ス 製 造 事 業 者 及 U ガ ス 受 託 製 造

 $\mathcal{O}$ 役 務  $\mathcal{O}$ 提 供 を 受 け る 者  $\mathcal{O}$ 責 任 に 関 す る 事 項 が あ る 場 合 に あ 0 7 は そ  $\mathcal{O}$ 内 容

+ 有 効 期 間 を 定  $\Diamond$ る 場 合 12 あ 0 7 は そ  $\mathcal{O}$ 期 間

十二<br />
実施期日

(ガス受託製造約款の届出等)

第

百  $\equiv$ + 九 条 法 第 八 + 九 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る ガ ス 受 託 製 造 約 款  $\mathcal{O}$ 届 出 を L ょ うと す る 者 は そ

 $\mathcal{O}$ 実 施  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ + 日 前 ま で に 様 式 第 七 + 兀  $\mathcal{O}$ ガ ス 受 託 製 造 約 款 届 出 書 に 当 該 約 款 及 び 次 に 撂 げ る

書 類 を 添 え 7 経 済 産 業 大 臣 に 提 出 L な け れ ば な 5 な 1

料 金  $\mathcal{O}$ 算 定 方 法 及 び 算 定  $\mathcal{O}$ 基 礎 لح な る 項 目 12 関 す る 説 明 書

ガ ス 受 託 製 造  $\mathcal{O}$ 役 務  $\mathcal{O}$ 提 供 を 受 け る 者  $\mathcal{O}$ 負 担 と な る ŧ  $\mathcal{O}$ 料 金 を 除 < o  $\mathcal{O}$ 金 額  $\mathcal{O}$ 算 出  $\mathcal{O}$ 根

拠 又 は 当 該 金 額  $\mathcal{O}$ 決 定  $\mathcal{O}$ 方 法 に 関 す る 説 明 書

2 法 第 八 + 九 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る ガ ス 受 託 製 造 約 款  $\mathcal{O}$ 変 更  $\mathcal{O}$ 届 出 を ょ うと す る 者 は そ  $\mathcal{O}$ 実

施  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ + 日 前 ま で に 様 式 第 七 + 五  $\mathcal{O}$ ガ ス 受 託 製 造 約 款 変 更 届 出 書 12 次 に 撂 げ る 書 類 を 添 え 7

経 済 産 業 大 臣 に 提 出 L な け れ ば な 5 な 1

- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
- 変 更 L ようとす る 部 分 を 明 5 カ に L た 変 更 前  $\mathcal{O}$ ガ ス 受 託 製 造 約 款
- $\equiv$ 前 条 第 号  $\mathcal{O}$ 事 項 を 変 更 L ょ う کے す る 場 合 に あ 0 7 は 料 金  $\mathcal{O}$ 算 定 方 法 及 U 算 定  $\mathcal{O}$ 基 礎 と な

る項目に関する説明書

兀 前 条 第  $\equiv$ 号 及 び 第 兀 号  $\mathcal{O}$ 事 項 を変 更 L ようとす る 場 合 に あ 0 て は、 ガ ス 受 託 製 造  $\mathcal{O}$ 役 務  $\mathcal{O}$ 提

供 を 受 け る 者  $\mathcal{O}$ 負 担 とな る ₽  $\mathcal{O}$ **(料** 金を除く。  $\mathcal{O}$ 金 額  $\mathcal{O}$ 算 出  $\mathcal{O}$ 根 拠 又 は 当 該 金 額  $\mathcal{O}$ 決 定 0 方

法に関する説明書

3 経 済 産 業 大 臣 は 必 要 が あ る と 認 8 る لح き は、 第 項 又 は 前 項  $\mathcal{O}$ 者 に 対 し、 前 条 第 号 カン

5

第

兀 号 ま で  $\mathcal{O}$ 事 項 に 0 1 て 必 要 な 資 料  $\mathcal{O}$ 提 出 及 び 説 明 を 求  $\Diamond$ る لح が で き る。

ガ ス 受 託 製 造 約 款 以 外  $\mathcal{O}$ 条 件  $\mathcal{O}$ 承 認  $\mathcal{O}$ 申 請

第 百 匹 + 条 法 第 八 + 九 条 第 項 た だ L 書  $\mathcal{O}$ 承 認 を 受 け ようとする 者 は、 様 式 第 七 + 六  $\mathcal{O}$ ガ ス 受 託

製 造 特 例 承 認 申 請 書 に 次 12 掲 げ る 書 類 を 添 え て、 経 済 産 業 大 臣 に 提 出 し な け n ば な 5 な 1

- ガ ス 受 託 製 造 約 款 以 外  $\mathcal{O}$ 条 件 12 ょ る ガ ス 受 託 製 造 を 必 要 لح す る 理 由 を 記 載 L た 書 類
- る 場 料 合 金 そ に あ  $\mathcal{O}$ 他 0 7  $\mathcal{O}$ は ガ ス 受 当 該 託 製 金 額 造  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 算 役 出 務  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 根 提 拠 供 を受 又 は 当 け 該 る 金 者 額  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 負 担 決 定 と な  $\mathcal{O}$ 方 る 法 t に  $\mathcal{O}$ 関  $\mathcal{O}$ す 金 る 額 説 を 明 定 8) 書 ょ うとす

(ガス受託製造約款の公表)

第 百 を 前 兀 ま 行 + わ で に、 な <del>\_\_</del> 条 け 営 n 業 法 ば 第 な 所 及 八 5 + び な 事 九 1 0 条 務 第 所 た だ に 兀 添 項 L  $\mathcal{O}$ え 置 規 1 定 ン < とと に タ ょ Ł る ネ に ガ ツ ス 1 受 を 1 託 ン 利 タ 製 用 ] 造 す る ネ 約 こと 款 ツ 1  $\mathcal{O}$ が を 公 著 利 表 用 は L す < そ る 木 こと  $\mathcal{O}$ 難 実 な に 場 施 ょ 合  $\mathcal{O}$ に り 日  $\mathcal{O}$ は + れ 1 日

ン タ ネ ツ 1 を 利 用 す るこ と を 要 L な 1

液 化 ガ ス 貯 蔵 設 備  $\mathcal{O}$ 容 量 等  $\mathcal{O}$ 公 表 義 務

第 百 匹 + 条 法 第 九 + 条 第 項 0 経 済 産 業 省 令 で 定 8 る 事 項 は 次 に 掲 げ る 事 項 لح す る。

そ  $\mathcal{O}$ 維 持 L 及 CK 運 用 す る 液 化 ガ ス 貯 蔵 設 備 12 お け る 液 化 ガ ス  $\mathcal{O}$ 貯 蔵  $\mathcal{O}$ 余 力  $\mathcal{O}$ 見 通

そ  $\mathcal{O}$ 維 持 L 及 び 運 用 す る ガ ス 発 生 設 備 に お け る ガ ス  $\mathcal{O}$ 製 造  $\mathcal{O}$ 余 力  $\mathcal{O}$ 見 通

L

三 ガ ス 受 託 製 造  $\mathcal{O}$ 役 務  $\mathcal{O}$ 提 供 を 受 け ょ う لح す る 者 が 利 用 す る こと が で き る 船 舶  $\mathcal{O}$ 種 類 及 び 船 型

並びに液化ガスの種類及び品質

四 配船計画の策定時期の見通し

2 法 第 九 + 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 経 済 産 業 省 令 で 定 8 る 事 項  $\mathcal{O}$ 公 表 は 毎 年 度 七 月 末 日 ま で に、

営 業 所 及 び 事 務 所 に 添 え 置 < と لح t 12 イ ン タ 1 ネ ツ 1 を 利 用 す る こと に ょ ŋ n を 行 わ な け

n ば な 5 な 1 た だ L 1 ン タ ] ネ ツ  $\vdash$ を 利 用 す る こと が 著 L < 困 難 な 場 合 12 は、 1 タ ネ ツ

トを利用することを要しない。

3

前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 公 表 す る 事 項 は、 公 表 す ることが で きる 直 近  $\mathcal{O}$ 事 項 で な け れ ば な 5 な 1

第 二号 百 兀 +  $\mathcal{O}$  $\dot{\equiv}$ 余 力 条  $\mathcal{O}$ 見 法 第 通 L 九 + に · 条 第 係 る 変 更 項  $\mathcal{O}$ で 経 あ 済 0 て、 産 業 省 需 i 令 で 要 変 定 動 8 る 配 船 軽 変 微 更 な そ 変 更  $\mathcal{O}$ は 他  $\mathcal{O}$ 前 日 条 Þ 第  $\mathcal{O}$ 変 動 項 第 12 基 号 づ < 及 ŧ び 第  $\mathcal{O}$ 

(熱量等の測定方法)

とす

る

第 け 百 兀 れ ば +な 兀 5 条 な 1 法 第 た 九 だ + L <del>---</del> 条 ガ  $\mathcal{O}$ 規 ス 定 小 売 に 事 ょ る 業 熱 大 量 等  $\Box$ 供  $\mathcal{O}$ 給 測 定  $\mathcal{O}$ は 3 を 行 次 う  $\mathcal{O}$ ŧ 各 号  $\mathcal{O}$ に 12 限 掲 げ る。 るところ  $\mathcal{O}$ 用 に に 供 ょ す ŋ る 行 わ ガ ス な

を 製 造 す る 場 合 に あ 0 7 は 熱 量 等 を 測 定 す るこ لح を 要 L な 1

き 済 定 内 す は 熱 産  $\mathcal{O}$ るこ 業 4 量 そ に 大 に  $\mathcal{O}$ あ 臣 あ 指 る 0 そ 者 7 定 す に は  $\mathcal{O}$ る 係 事 場 る 業 毎 場 所  $\mathcal{O}$ 日 合 用 以 は に 口 下 供 第三 産 す 製 業 る 造 号 保 ガ 所 に 安 ス  $\mathcal{O}$ 監 お 工 出 督 作 1 7 部 物 **(当** 長 同  $\mathcal{O}$ じ。 設 該 以 置 出 下  $\mathcal{O}$ 口 に  $\mathcal{L}$ 場 12  $\mathcal{O}$ お お 所 け 1 項 が て、 12 る 測 お  $\mathcal{O}$ 告 定 産 1 業 示 7 が で 保 木 同 定 難 じ 安 監 8 な 場 る 督 方 合 が 部 法 指  $\mathcal{O}$ 12 12 定 管 お ょ L 轄 1 た 7 ŋ 区 測 経 لح 域

力 値 圧 を 力 自 12 あ 動 的 0 に て 記 は 録 常 す る 時 圧 力 ガ 計 ス を ホ 使 ル 用 ダ し 7  $\mathcal{O}$ 測 出 定 す 及 ること。 び 経 済 産 業 大 臣 が 指 定 す る 場 所 に お 1 て、 圧

三 告 示 燃 で 焼 定 性  $\otimes$ に る あ 方 0 法 7 に は ょ ŋ 毎 測 日 定 す 口 ること。 製 造 所  $\mathcal{O}$ 出  $\Box$ に お 1 て、 燃 焼 速 度 及 び ウ オ ツ ベ 指 数 に 0 **(**) 7

- 2 燃 焼 災 害 性 そ が 0 測 定 他 さ  $\mathcal{O}$ 非 れ た 常 時 液 に 化 ガ 天 然 ス 0) ガ 熱 ス 量 を 及 用 Ű 7 燃 7 焼 そ 性を  $\mathcal{O}$ 成 測 分 に 定することが 変 更 を 加 える 困 難な場 ことな 合に < お 時 的 V) て、 に 供 給 熱 す 量 る 及 び
- 3 法 第 九 + 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 熱 量 等  $\mathcal{O}$ 測 定  $\mathcal{O}$ 結 果  $\mathcal{O}$ 記 録 は 次  $\mathcal{O}$ 各 号 に 掲 げ るところ に ょ り 行 わ
- 熱 量  $\mathcal{O}$ 測 定  $\mathcal{O}$ 結 果 に 0 **,** \ て は、 様 式 第 + 又 は 様 式 第 + によること。

な

け

れ

ば

な

5

な

1

き

は

第

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

か

か

わ

5

ず

熱

量

及

び

燃

焼

性

を

測

定す

ることを要

L

な

1

- 圧 力  $\mathcal{O}$ 測 定  $\mathcal{O}$ 結 果 に 9 1 7 は 圧 力 計  $\mathcal{O}$ 記 録 方 法 に よること。
- 三 燃 焼 性  $\mathcal{O}$ 測 定  $\mathcal{O}$ 結 果 12 0 1 7 は 様 式 第 十三 に ょ る こと。
- 前 項  $\mathcal{O}$ 測 定  $\mathcal{O}$ 結 果  $\mathcal{O}$ 記 録 は 年 間 保 存 L な け れ ば な 5 な 7

4

(電磁的方法による保存)

第 り、 百 兀 + 電 五 磁 条 的 方 法 法 第 に 九 ょ + り 一条 作 成 し、 に 規 定 保 す 存 る す る 測 ک 定 と  $\mathcal{O}$ 結 が で 果 き  $\mathcal{O}$ る。 記 録 は、 前 条 第  $\equiv$ 項 各号に 掲 げ るところ に

ょ

- 2 他  $\mathcal{O}$ 前 機 項 器  $\mathcal{O}$ 規 を 用 定 1 12 7 ょ 直 る 5 保 に 存 表 を す 示 る さ れ 場 ることが 合 に は で 同 き 項 る  $\mathcal{O}$ ょ 測 う 定 に  $\mathcal{O}$ 結 L 7 果  $\mathcal{O}$ お 記 か な 録 け が 必 n ば 要 に な 応 5 な じ 電 1 子 計 算 機 そ 0)
- 3 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る 保 存 をす る場合に は、 経 済 産 業大 臣 が 定 8 る 基準 を 確 保 す る よう努 8 な け

n

ば

な

5

な

\ \ •

### 製 造 計 画 $\mathcal{O}$ 期 間

第 百 兀 + 六 条 法 第 九 + 三 条 第 項 0) 経 済 産 業 省 令 で 定  $\Diamond$ る 期 間 は、  $\equiv$ 年 とす る

2 た ガ  $\Diamond$ 大 三 導 規 管 年 模 事 を カン 業 超 0 者 え 急 が る 速 維 期 な 持 都 間 に 市 0 化 及 1 が び 7 進 運 計 行 す 画 す を る 作 地 導 成 域 管 さ に せ お る 1 て  $\mathcal{O}$ 必 維 要 持 が 計 し、 あ 画 る 的 及 لح カン び L 0 運 て 合 経 理 す 済 的 産 な 業 液 ガ 大 化 ス ガ 臣  $\mathcal{O}$ 供 が 貯 給 指 蔵 定 を 設 L 確 備 た 保 す が 接 般 る

続 す る ガ ス 製 造 事 業 者 に あ 0 7 は 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に か カン わ 5 ず、 五 年 とす る。

製 造 計 画  $\mathcal{O}$ 届 出

ス

し、

用

る

とそ

用

る

ス

第 資 度 百 そ 匹 以 降 +  $\mathcal{O}$ 前 他 七  $\mathcal{O}$ 条 条 ガ 第 ス 法 <del>---</del> 製 第 項 造 又 九 十三条 事 は 第二 業 に 第 関 項 す に る 規 項 事 定  $\mathcal{O}$ 項 す 規 を 定 る 記 に 期 載 間 ょ る L に た ガ な 様 け ス 式 る  $\mathcal{O}$ 第 製 ガ 造 七 ス + 計  $\mathcal{O}$ 七 需 画 要  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 製 及 届 造 び 出 供 計 を 給 画 L 届 ようとす 出 ガ 書 ス を、 工 る 作 者 経 物、 は 済 産 設 業 備 初 大 投 年

2 え + 7 八 法 第  $\mathcal{O}$ 製 経 九 造 + 済 産 計  $\equiv$ 業 条 画 第 変 大 臣 更 に 届 項 提 出  $\mathcal{O}$ 書 出 規 定 L に な 変 に 更 け ょ れ を る ば 必 ガ な 要 ス 5 と  $\mathcal{O}$ な す 製 る 造 理 計 由 画 及  $\mathcal{O}$ び 変 当 更 該  $\mathcal{O}$ 変 届 更 出 に を 係 る ょ 事 う 項 لح す を 記 る 載 者 は L た 書 様 類 式

を

添

第

七

臣

に

提

出

L

な

け

れ

ば

な

5

な

1

第三 節 ガ ス 工 作 物

第 款 自 主 的 な 保 安

### (保安規程)

第 百 匹 + 八 条 法 第 九 + 七 条 第 項 0 保 安 規 程 は、 次  $\mathcal{O}$ 事 項 に 0 7 7 定 8 る ŧ  $\mathcal{O}$ とす

ガ ス 工 作 物  $\mathcal{O}$ 工 事 維 持 又 は 運 用 12 関 す る 業 務 を 管 理 す る 者  $\mathcal{O}$ 職 務 及 び 組 織 に 関 す ること。

ガ ス 主 任 技 術 者 が 旅 行 疾 病 そ  $\mathcal{O}$ 他 事 故 に ょ 0 7 そ  $\mathcal{O}$ 職 務 を 行 うこと が で き な 1 場 合に、 そ

の職務を代行する者に関すること。

 $\equiv$ ガ ス 工 作 物  $\mathcal{O}$ 工 事 維 持 又 は 運 用 に従 事 する者 に 対する保安教

兀 ガ ス 工 作 物  $\mathcal{O}$ 工 事 維 持 及 び 運 用 に 関 す る保 安  $\mathcal{O}$ た 8)  $\mathcal{O}$ 巡 視、 点 検 及 び 検 査 に 関 すること

育に

関すること。

第八号に掲げるものを除く。)。

五 ガ ス 工 作 物  $\mathcal{O}$ 運 転 又 は 操 作 に 関 す ること。

六 導管の工事の方法に関すること。

七 導 管  $\mathcal{O}$ 工 事 現 場  $\mathcal{O}$ 責 任 者  $\mathcal{O}$ 条 件そ 0) 他 導 管 0 工 事 現 場 に お け Ź 保 安 監 督 体 制 に 関 する こと

八 導 管  $\mathcal{O}$ 周 井 12 お 1 て ガ ス 工 作 物  $\mathcal{O}$ 工 事 以 外  $\mathcal{O}$ 工 事 が 行 わ れ る 場 合 に お け る 当 該 導 管  $\mathcal{O}$ 維 持 及

び運用に関する保安に関すること。

九 災 害 そ  $\mathcal{O}$ 他 非 常  $\mathcal{O}$ 場 合 12 とるべ き措 置 に 関 すること。

+ ガ ス 工 作 物  $\mathcal{O}$ 工 事 維 持 又 は 運 用 に 関 す る保 安につ **V**) 7  $\mathcal{O}$ 記 録 に 関 すること。

+ ガ ス エ 作 物  $\mathcal{O}$ 工 事 維 持 又 は 運 用 に 従 事 する者で あ つて 保安 規程 に違反した者 12 · 対 す る措

# 置に関すること。

そ 0) 他 ガ ス エ 作 物 0 工 事、 維持 及 び 運 用 に 関 す る 保 安 に 関 L 必 要 な 事 項 に 関 すること。

2 12 規 強 定 化 す 地 る 域 者 内 を に 除 ガ < ス 工 次 作 項 物 に を 設 お 1 置 て す 同 る r. ガ ス 製 に 造 あ 事 業 つ て 者 は 大 規 前 模 項 各 地 号 震 に 対 掲 策 げ 特 る 別 事 措 項 置  $\mathcal{O}$ 法 第 ほ 六 か 条 第 次 0 各 項

号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一 警戒宣言の伝達に関すること。

警 戒 宣 言 が 発 せ 5 れ た 場合におけ る防 災 に関 する業 務 を管 1理す る者  $\mathcal{O}$ 職 務 及 び 組 織 に 関 する

こと。

 $\equiv$ 警戒 宣 言が 発 せ 5 れ た 場 合に お け る保 安 要員  $\mathcal{O}$ 確 保 に関すること。

兀 警 戒 宣 言が 発 せ 5 れ た 場 合に おけ るガ ス 工 作 物  $\mathcal{O}$ 巡 視、 点 検及び検査並びに運転 又 は 操 作に

関すること。

五 警 戒 宣 言が 発 せ 5 れ た 場 合に お け る 防 災 12 関 す る 設 備 及 び 資 材  $\mathcal{O}$ 確 保、 点 検 及 び 整 備 に 関 す

ること。

六 警戒宣 言が 発 せ 5 れ た 場 合に 地 震 防 災に 関 L とるべ き措 置 に 係 る教育、 訓 練 及 び広 報 に 関 す

ること。

七 その 他 地 震 災 害  $\mathcal{O}$ 発 生 0) 防 止 又 は 軽 減 を 図 るため 0 措 置 に 関 すること。

な

け

に

保

地

域

れ

ば

な

5

な

しい

- 4 者 を 同  $\vdash$ 講 ラ に 法 南 第 限 ず フ 海 る。 べ 五 地  $\vdash$ き 条 震 ラ 次 者 第 フ 防 لح 項 災 地 震 に 項 対 L 7 に 策 12 お 係 1 同 規 推 て 法 定 る 進 す 第 地 地 同 じ る 震 兀 域 者 と 防 条 災 第 を L 除 対 に て き、 指 策 あ 項 定 12  $\mathcal{O}$ 0 7 南 さ 推 規 進 定 海 れ は た 12 す  $\vdash$ る ラ 関 第 地 す 南 フ 域 る 項 内 海 地 各  $\vdash$ 震 12 特 号 ラ に ガ 別 12 伴 措 フ ス 置 掲 地 11 工 作 法 げ 震 発 第 生 る 防 物 事 災 す 三 を 設 条 る 項 対 第  $\mathcal{O}$ 策 津 置 ほ 推 波 す 項 カン 進 に る 基 係 ガ  $\mathcal{O}$ 規 次 本 ス る 製 定  $\mathcal{O}$ 計 地 12 各 画 震 造 号 ょ で 防 事 12 定 災 業 Ŋ 掲 8 対 者 南 げ る 策 海  $\overline{\phantom{a}}$
- 南 南 海 海 1 1 ラ ラ フ フ 地 地 震 震 に に 係 伴 る 1 発 防 生 災 訓 す る 練 津 並 び 波 12 カ 5 地 震  $\mathcal{O}$ 円 防 滑 災 な 上 必 避 要 難 な  $\mathcal{O}$ 教 確 保 育 12 及 関 び す 広 る 報 12 関 す る

る

事

項

に

0

1

7

保

安

規

程

に

定

8

る

Ł

 $\mathcal{O}$ 

と

す

る

5 お ガ 1 ラ 1 ス 南 7 工 フ 海 前 作 地 1 ラ 項 物 震 に フ を 防 設 掲 災 地 げ 置 妆 震 る L 策 に 事 7 推 係 項 進 1 る に 地 地 る ガ 域 震 0 1 ス  $\mathcal{O}$ 防 製 て 指 災 定 造 定 対 め、 事  $\mathcal{O}$ 策 業 際  $\mathcal{O}$ 者 法 推 第 は 現 進 に 九 に 当 + 当 関 七 該 該 す 条 る 指 南 第 定 特 海  $\mathcal{O}$  $\vdash$ 別 項 ラ 措 あ  $\mathcal{O}$ フ 0 置 規 た 地 法 定 震 第 日 に カ 防 三 ょ 条 5 災 る 六 妆 第 届 月 策 項 出 以 推 を 内 進  $\mathcal{O}$ L 規 に 地 な 域 定 け 保 内 に れ 安 に ょ ば 規 お る な 程 南 1 5 に 7 海

6 な 日 ・ ・ ・

に 項 海 ガ 項 12 溝 ス  $\mathcal{O}$ お H 規 本 11 周 工 規 7 定 辺 作 定 海 す 同 海 物 に 溝 る 溝 じ を ょ 千 日 型 設 n 本 地 置 日 島 12 海 震 す 本 海 あ 溝 に る 海 溝 伴 ガ 溝 周 0 千 7 辺 1 ス • 千 製 は 発 海 島 海 生 造 島 溝 第 溝 す 事 海 型 る 業 周 溝 地 項 辺 津 者 周 震 各 海 波 12 辺 号 溝 係 に 同 海 に 型 係 法 溝 る 型 掲 地 る 第 地 げ 震 六 地 地 震 防 震 震 防 る 条 事 災 第 災 防 防 妆 災 災 放 項 策 策  $\mathcal{O}$ 忟 項 忟 12 ほ 推 策 策  $\mathcal{O}$ カ 進 を 規 推 推 講 定 基 淮 進 次 本 ず す 地 に べ る 関  $\mathcal{O}$ 計 域 者 لح 各 き 画 す 者 号 で を L る 定 除 特 لح に 7 掲 L き 指 別  $\Diamond$ 7 げ る 定 措 者 る さ 同 置 日 事 に 法 本 法 れ 第 第 項 限 海 た に る 溝 =Ŧī. 地 条 0 条 域 次 第 第 1 千 内 7 項 島 に

ح . 日 本 海 溝 • 千 島 海 溝 周 辺 海 溝 型 地 震 12 伴 1 発 生 す る 津 波 か 5  $\mathcal{O}$ 円 滑 な 避 難  $\mathcal{O}$ 確 保 12 関 す る

保

安

規

程

に

定

8

る

t

 $\mathcal{O}$ 

لح

す

る

関 す 日 るこ 本 海 溝 • 千 島 海 溝 周 辺 海 溝 型 地 震 に 係 る 防 災 訓 練 並 び に 地 震 防 災 上 必 要 な 教 育 及 び 広 報 12

事 海 項 業 溝  $\mathcal{O}$ 日 者 規 本 千 は 定 海 島 に 溝 当 海 ょ 千 該 溝 る 指 周 島 日 定 辺 本 海  $\mathcal{O}$ 海 海 溝 あ 溝 溝 周 型 0 辺 • 千 た 地 海 日 震 島 溝 カ 防 海 型 災 溝 ら 地 六 妆 周 震 月 策 辺 に 以 係 推 海 内 進 溝 る 型 に 地 地 域 地 震 保 内 震 防 安 に 防 災 規 お 災 対 程 1 炆 策 に 7 策  $\mathcal{O}$ お ガ 推 推 1 ス 進 進 7 工 地 に 作 前 域 関 項 物 す  $\mathcal{O}$ 12 を 指 る 掲 設 定 特 げ 置  $\mathcal{O}$ 別 際 措 る L 事 7 置 項 現 法 11 に 第 る に 当 0 ガ 三 条 1 ス 該 製 て 第 日 定 浩 本

7

め、 法 第 九 + 七 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 届 出 を な け れ ば な 5 な 1

8 係 る 電 気 第 事 業 項 法 カン 5 が 適 前 用 項 ま さ で れ に る 掲 ガ げ ス る 工 事 作 項 物 に を 設 0 置 11 7 す 保 る 安 ガ 規 ス 程 製 造 に 定 事 業  $\Diamond$ 者 な に 1 こと あ 0 が 7 で は き る。 当 該 ガ ス 工 作 物 12

第 百 兀 + 九 条 法 第 九 + 七 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 届 出 を L ょ う لح す る 者 は 様 式 第 + 八  $\mathcal{O}$ 保 安 規 程

届出書を提出しなければならない。

2 に 変 法 第 更 を 九 + 必 要 七 と 条 す 第 る 項 理 由  $\mathcal{O}$ を 規 定 記 に 載 ょ L た る 書 届 類 出 を を 添 L ようとす え 7 提 出 る L 者 な け は n ば 様 式 な 第 5 + な 九 1 0 保 安 規 程 変 更 届 出 書

ガス主任技術者の選任等)

第 上 百 欄 12 五. そ に + 掲 れ 条 ぞ げ n る 法 事 同 第 業 表 九 場 +  $\mathcal{O}$ 下 八 欄 電 条 第 12 気 事 掲 項 業 げ る 法  $\mathcal{O}$ 者 規 が 定  $\mathcal{O}$ 適 う 12 用 5 さ ょ カ n る ガ ら る 行 ガ ス 主 う ス t 工 任 作  $\mathcal{O}$ 技 とす 術 物 者  $\mathcal{O}$ る 4  $\mathcal{O}$ を 選 設 任 は、 置 L て 第 1 + る 六 ŧ 条  $\mathcal{O}$ を 第 除 項  $\mathcal{O}$ 表  $\mathcal{O}$ 

2 12 任 承 認 12 ガ で ス 以 0 製 あ 上 1 造 0  $\mathcal{O}$ 7 7 事 は 事 業 業 同 者 条 場 選  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 任 は 表 ガ に 第 係 第二 ス 兀 主 る 号 + 任 事 12 技 業 六 係 術 場 条 者 第 る に t 駐 を  $\mathcal{O}$ 兼 在 項 を ね  $\mathcal{O}$ l 受 さ な 表 け せ 第 11 た 者 7 場 は を 号 合 ガ な に は 5 ス 掲 主 な げ 任 る 1  $\mathcal{O}$ 技 事 限 業 た 術 だ り 者 場 で に に な 選 お 1 第 任 け る L ガ 百 九 ス 又 条 主 は  $\mathcal{O}$ ガ 任 規 ス 技 定 主 術 に 者 任 ょ 技  $\mathcal{O}$ る 者 選

(実務の経験)

第 百 五. + <del>\_\_</del> 条 法 第 九 + 八 条 第 項  $\mathcal{O}$ 経 済 産 業 省令で定 め る実 務  $\mathcal{O}$ 経 験 は 製 造 又 は 供 給  $\mathcal{O}$ 用 に 供

す る ガ ス 工 作 物  $\mathcal{O}$ 工 事 維 持 又 は 運 用 に 関 す る 業 務 に 通 算 L 7 年 以 上 従 事 L たこ とと す

験をもつて代えることができる。

2

前

項

12

規

定

す

る

経

験

は

当

該

経

験

لح

同

等

以

上

 $\mathcal{O}$ 

実

務

 $\mathcal{O}$ 

経

験

で

あ

る

と

経

済

産

業

大

臣

が

認

定

L

た

経

3 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定に ょ る 経 済 産 業 大 臣  $\mathcal{O}$ 認 定 を受 け ようとす る 者 は、 様 式 第二十  $\mathcal{O}$ 実 務経 験 認 定 申 請

書 に 次 0 書 類 を 添 え 7 経 済 産 業 大 臣 12 提 出 L な け れ ば な 5 な V)

一 実務の経験に関する説明書

### 二 履歴書

(ガス主任技術者の選解任の届出)

第 百 五. + 条 法 第 九 + 八 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 届 出 を L ようとす Ś 者 は、 様 式 第二 +  $\mathcal{O}$ ガ ス 主

任 技 術 者 選 任 又 は 解 任 届 出 書 を 提 出 し な け れ ば な 5 な 1 0  $\mathcal{O}$ 場 合 に お 1 て、 そ  $\mathcal{O}$ 者 が 第 + 六

条 第 項  $\mathcal{O}$ 表 第 号 12 掲 げ る 者 で あ る لح き は ガ ス 主 任 技 術 者  $\mathcal{O}$ 解 任 に 係 る 場 合 を 除 き、 前 条 第

項  $\mathcal{O}$ 経 験 を 有 す ることを 証 す る 書 類 を 添 付 L な け れ ば な 5 な 1

第二款 工事計画及び検査

(工事計画の届出)

第 百 五. 十三 条 法 第 百 <del>\_\_</del> 条 第 項  $\mathcal{O}$ 経 済 産 業 省 令 で 定  $\otimes$ る ガ ス 工 作 物  $\mathcal{O}$ 設 置 又 は 変 更 0) 工 事 は、 別

表 第 0) 上 欄 12 掲 げ る 工 事  $\mathcal{O}$ 種 類 に 応 じ て、 そ れ ぞ れ 同 表  $\mathcal{O}$ 中 欄 に 掲 げ る t  $\mathcal{O}$ とす

2 法 第 百 条 第 項 た だ L 書  $\mathcal{O}$ 経 済 産 業 省 令 で 定  $\Diamond$ る 軽 微 な 変 更 は 別 表 第  $\mathcal{O}$ 中 欄 12 掲 げ る 変

更  $\mathcal{O}$ 工 事 を 伴 う 変 更 以 外  $\mathcal{O}$ 変 更 と す る

3 法 第 百 条 第 八 項 た だ L 書  $\mathcal{O}$ 経 済 産 業 省 <del>万</del> で 定  $\Diamond$ る 場 合 は 次 条 第 <del>---</del> 項 第 号 0 工 事 計 画  $\mathcal{O}$ 記

載 事 項  $\mathcal{O}$ 変 更 を 伴 う 場 合 以 外  $\mathcal{O}$ 場 合とす る。

第 止 百  $\mathcal{O}$ 五.  $\mathcal{O}$ 工 工 事 + 事 兀 計 条 画 に 係 (変 る 法 更) 第 場 合 百 届 は 条 第 出 第 書 12 号 項 次 及 又  $\mathcal{O}$ 書 は び 第 第 類  $\equiv$ を 号 項 添  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ え 書 7 規 類 提 定 に を 出 ょ 添 L る 付 な す け 届 る 出 れ を ば لح な L を ようとす 5 要 な L 1 0 な る た 1 だ 者 は、 そ 様 式  $\mathcal{O}$ 届 第 出 + が 廃 八

工事計画書

当 該 ガ ス 工 作 物  $\mathcal{O}$ 属 す る 別 表 第二  $\mathcal{O}$ 上 欄 に 撂 げ る 種 類 に応 じ て、 同 表  $\mathcal{O}$ 下 欄 に 掲 げ る 書 類

三 工事工程表

2 兀 前 項 変 第 更  $\mathcal{O}$ 号 工 事  $\mathcal{O}$ 工 又 事 は 計 工 事 画 書  $\mathcal{O}$ 計 に は 画  $\mathcal{O}$ 変 届 出 更 に 12 係 係 る る 場 ガ 合 ス 工 は 作 変 物 更  $\mathcal{O}$ を 種 類 必 要 12 لح 応 す じ て る 理 别 由 表 を 第 記 載  $\mathcal{O}$ L 中 た 欄 書 に 類 掲 げ

3 事 項 を 記 載 L な け n ば な 5 な 1  $\sum_{}$  $\mathcal{O}$ 場 合 に お 1 て、 そ  $\mathcal{O}$ 届 出 が 変 更  $\mathcal{O}$ 工 事 廃 止  $\mathcal{O}$ 工 事 を 除

< 又 は 工 事  $\mathcal{O}$ 計 画  $\mathcal{O}$ 変 更 12 係 る t  $\mathcal{O}$ で あ るとき は、 変 更 前 と 変 更後 とを 対 照 L B す 1 ょ うに

記載しなければならない。

3 場 合 别 表 は 第 第  $\mathcal{O}$ 中 項 各 欄 号 に 撂  $\mathcal{O}$ 書 げ る 類 工  $\mathcal{O}$ 事 ほ か  $\mathcal{O}$ 計 当 画 を 該 分 届 割 出 に L 係 7 法 る 部 第 分 百 以 \_\_ 外 条 第  $\mathcal{O}$ 工 \_\_\_ 事 項 前  $\mathcal{O}$ 段 計 画  $\mathcal{O}$ 規  $\mathcal{O}$ 定 概 要 に を ょ る 記 載 届 L 出 た を す 書 類 る

を 添 え て そ  $\mathcal{O}$ 届 出 を L な け れ ば な 5 な 1

第 軽 百 微 五. 変 十 更 五. 条 届 出 書 法 に 第 変 百 更 を 条 必 第 要 八 とす 項  $\mathcal{O}$ る 規 定 理 由 に を ょ 記 る 届 載 L 出 を た 書 L ょ 類 うと を 添 す え る 7 提 者 出 は L な 様 け 式 第 れ ば + な 5 九 な  $\mathcal{O}$ 工 1 事 計 画

(添付書類の省略)

第

要 百 条 ス 届 第 L 工 出 五. な 兀 作 書 + 号 六 11 物 12 旨 に に 添 条  $\mathcal{O}$ お 係 付 指 る す 1 法 第 7 場 べ 示 を 合 き 百 同 じ 書 L は \_\_\_ た 類 条 当 t 第  $\mathcal{O}$ う が  $\mathcal{O}$ 該 5 項 に そ ガ ス 又 0  $\mathcal{O}$ 届 経 工 11 は 作 7 出 済 第 に 産 は 物 係 業  $\mathcal{O}$ 項 第 る 設 大  $\mathcal{O}$ 規 ガ 置 臣 百 定 五 ス  $\mathcal{O}$ + に 工 場 兀 作 ょ 所  $\mathcal{O}$ 条 物 を 産 る 第 管 業  $\mathcal{O}$ 届 型 保 轄 出 す 式 安 を 項 る 監  $\mathcal{O}$ L 設 規 産 督 ょ うと 業 定 計 部 に 保 等  $\mathcal{O}$ す か カン 安 管 監 る か 5 轄 督 場 わ 4 区 て 合 5 部 域 ず、 添 内 12 長 付  $\mathcal{O}$ お す 添 第 4 1 る 付 百 に て す こと 五 あ るこ + そ る を 九 ガ  $\mathcal{O}$ 

(使用前検査)

と

を

要

L

な

い

そ

れ

ぞ

れ

同

表

 $\mathcal{O}$ 

下

欄

に

掲

げ

る

ŧ

0

とす

る。

第 第 百 百 五. + 条 七 第 条 項 法 第  $\mathcal{O}$ 百 経 済 条 産 業 第 省 令 項 で 又 定 は 第 8 る 項 t  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ は 設 置 别 又 は 表 変 第 更  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 上 工 欄 事 に を す 掲 げ る る ガ 工 ス 事 工 作  $\mathcal{O}$ 物 種 類 で 12 あ 応 じて、 て、 法

第 百 能 及 五. + び 八 作 条 動  $\mathcal{O}$ 状 法 第 況 に 百 0 条 1 第 て 項 同 条  $\mathcal{O}$ 第 自 主 項 検 各 査 号 は  $\mathcal{O}$ 1 ガ ず ス 工 れ 作 12 物 ŧ 適  $\mathcal{O}$ 合 各 L 部 7  $\mathcal{O}$ 損 1 るこ 傷 と 変 を 形 等 確 認  $\mathcal{O}$ 状 す る 況 た 並 め び に に + 機

分

な

方

法

で

行

う

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

لح

す

る

L

な

け

n

ば

な

5

な

1

- 2 工 作 法 第 物 検 百 查 機 条 第 関  $\mathcal{O}$ 定 項  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ るとこ 登 録 ガ ろ ス に 工 ょ 作 り、 物 検 查 使 機 用 関 前 が 検 行 査 う 申 請 検 査 書 を を 当 受 該 け 登 ょ う 録 لح ガ す ス る 工 者 作 は 物 検 当 査 該 機 関 登 に 録 提 ガ 出 ス
- 第 百 合 五. に ガ + あ ス 九 工 条 0 作 7 物 法 は を 第 当 試 百 験 該 条 ガ  $\mathcal{O}$ 第 た ス 工 8 項 作 12 た 物 使 用 だ  $\mathcal{O}$ 使 す L る 用 書 場  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 方 合 経 法 済 (そ を 産 変 業  $\mathcal{O}$ 更 ガ 省 す ス 令 るごと 工 で 作 定 物  $\Diamond$ に 12 る ガ 係 場 合 ス る  $\mathcal{O}$ ガ は 熱 ス 量 を 次 等 使  $\mathcal{O}$ と を 用 測 者 お 定 に ŋ لح L 供 給 す 7 る 供 す 給 る す 場
- を 受 前 号 け、 に そ 掲 げ  $\mathcal{O}$ る 承 場 認 合 を 受  $\mathcal{O}$ け ほ た か 期 第 間 内 12 百 九 お 条 1 7  $\mathcal{O}$ そ 規 定  $\mathcal{O}$ に 承 ょ 認 を る 受 承 認 け で た 方 あ 法 0 12 て ょ 同 1) 条 使  $\mathcal{O}$ 用 表 す 第 る 号 場 に 合 係 る t  $\mathcal{O}$

る

場

合

に

限

る

三 所 使 該 合 法 12 用 移 格 第 す 転 後 る 百 場 に L 7 当 条 合 使 該 第 当 用 合 す 該 格 項 る ガ に  $\mathcal{O}$ 時 係 登 ス ま 工 る 録 場 で 作 ガ  $\mathcal{O}$ 物 所 ス 間 工 を 以 当 に、 外 作 該  $\mathcal{O}$ 物 当 合 場 検 該 格 杳 所 機 ガ に に 係 移 ス 関 る 工 転 が 場 作 L 行 物 た う 所 検 を か ŧ 修 5  $\mathcal{O}$ 杳 移 理 を に 合 L 転 当 格 L 若 た 該 L 合 L 時 た < カ 格 ガ は 5, に ス 改 係 工 当 造 作 る 場 L 該 物 合 所 で 又 格 に あ は 12 移 0 当 転 て 係 該 る 当 場 ガ 7

ス工作物が損壊した場合を除く。)

匹 ガ ス 工 作 物  $\mathcal{O}$ 設 置  $\mathcal{O}$ 場 所  $\mathcal{O}$ 状 況 又 は 工 事  $\mathcal{O}$ 内 容 に ょ り、 経 済 産 業 大 臣 が 支 障 が な 1 لح 認 8 7

検 查 を 受 け な 1 で 使 用 す る こと が で き る 旨 を 指 示 L た 場 合

使 用 前 自 主 検 查 等  $\mathcal{O}$ 記 録  $\mathcal{O}$ 作 成 及 び 保 存

第 百 六 + 条 法 第 百二 条 第三 項  $\mathcal{O}$ 経 済 産 業省 令で定める自主検査 0 記 録 に記 載すべ き 事 項 は、 次の

とおりとする。

一 自主検査年月日

一自主検査の対象

三 自主検査の方法

四 自主検査の結果

五 自 主 検 查 を 実 施 た 者  $\mathcal{O}$ 氏 名 自 主 検 査 12 お 7) 7 協 力 L た事 業 者が ある場 合 に は 当 該 事 業

者  $\mathcal{O}$ 名 称 及 び 自 主 検 査 を 実 施 た 者  $\mathcal{O}$ 氏 名

六 自 主 検 查  $\mathcal{O}$ 結 果 に 基 づ 1 7 補 修 等  $\mathcal{O}$ 措 置 を 講 じ た とき は そ  $\mathcal{O}$ 内 容

七 登 録 ガ ス 工 作 物 検 査 機 関 が 行 う 検 査  $\mathcal{O}$ 結 果

2 前 項  $\mathcal{O}$ 記 録 は そ  $\mathcal{O}$ 記 録 を 行 0 た 日 か 5 五 年 間 登 録 ガ ス 工 作 物 検 査 機 関 が 行う検 査 に合格 L

た 場 合 に あ つ て は 当 該 合 格 L た 日 か 5 五. 年 間 保 存 す る ₽  $\mathcal{O}$ とす

## (電磁的方法による保存)

第 百 六 + 条 法 第 百 条第 項  $\mathcal{O}$ 自 主 検 査  $\mathcal{O}$ 結 果 0) 記 録 は、 電 磁 的 方 法 に ょ り 作 成 し、 保 存 する

ことができる。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 保 存 を す る 場 合 に は、 同 項 0 記 録 が 必 要 に 応 じ 電子 計 算 機 そ 0 他 0 機 器 を 用

1 7 直 5 に 表 示 さ れ ること が で き る ように L て お か な け れ ば な 5 な 1

3 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 保 . 存 をす る場合 に は、 経 済 産 業 大 臣 が 定 め る 基準 を 確 保 す るよう努 8) な

け

ればならない。

(仮合格の承認)

第 百 六 + = 登 録 ガ ス 工 作 物 検 査 機 関 は、 法 第 百  $\equiv$ 条 第 項  $\mathcal{O}$ 承 認 を受 け よう とするときは、 様

式 第 六 + =  $\mathcal{O}$ 仮 合 格 承 認 申 請 書 に、 仮 合 格 を 必 要とす る 理 由 を 記 載 L た 書 類 を 添 え 7 提 出 L な け

ればならない。

定期自主検査)

第 百 六 + 三 条 法 第 百 兀 条  $\mathcal{O}$ 経 済 産 業 省 令 で 定  $\Diamond$ る ガ ス 工 作 物 は 次 12 掲 げ る ガ ス 工 作 物 不 活 性

 $\mathcal{O}$ ガ ス 空 気 を 含 む。 又 は 不 活 性  $\mathcal{O}$ 液 化 ガ ス  $\mathcal{O}$ 4 を 通 ず る Ł  $\mathcal{O}$ 及 び 電 気 事 業 法 が 適 用 さ れ る

 $\mathcal{O}$ を 除 <\_ 。 で あ 0 7 最 高 使 用 圧 力 が 高 圧  $\mathcal{O}$ t  $\mathcal{O}$ と す る

ガ ス 発 生 設 備 移 動 式 ガ ス 発 生 設 備 及 び 液 化 石 油 ガ ス を 気 化 L 7 ガ ス を 発 生さ せ る 設 備 気気

化 L た ガ ス 0 出 П 部 分の 最 高 使 用 圧 力 が 高 圧 で あ る ŧ  $\mathcal{O}$ 以 外  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 を 除 <\_ . ガ

ス 精 製 設 備 ガ ス ホ ル ダ , 熱 交 換 器 冷 凍 設 備 小 型、 ユ = ツ } 型 又 は 冷 媒 ガ ス が 不 . 活 性  $\mathcal{O}$ 

ものを除く。)、導管及び整圧器

熱 量 調 整 装 置 に 属 す る 容 器 又 は 付 臭剤 を 収 納 す る 容 器

2 法 第 百 兀 条  $\mathcal{O}$ 自 主 検 査 は 次 に 掲 げ る方 法 で 行 Š ŧ  $\mathcal{O}$ とする。

開 放、 分 解 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 各 部  $\mathcal{O}$ 損 傷、 変形 及 び 異 常 0 発 生 状 況 を 確 認する た め に + 分

な

方

法

る

時

第

試 運 転 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 機 能 及 び 作 動  $\mathcal{O}$ 状 況 を 確 認 す る た 8) に + 分 な 方 法

第 百 六 + 兀 条 法 第 百 兀 条  $\mathcal{O}$ 自 主 検 査 は ガ ス 工 作 物  $\mathcal{O}$ 種 類 運 転 時 間 等 に 応 じ、 告 示 に 定  $\Diamond$ 

期ごとに 行 う ŧ  $\mathcal{O}$ とす る。 ただ Ļ 第二 百 九 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 承 認 で あ 0 7 同 条  $\mathcal{O}$ 表 第 号 文 は

三号に 係 る Ł  $\mathcal{O}$ を受け た場 合 は、 そ  $\mathcal{O}$ 承 認 を 受 け た 時 期 とす る。

(定 期 自 主 検 査  $\mathcal{O}$ 記 録  $\mathcal{O}$ 作 成 及 び 保 存

第 百 六 + 五. 条 法 第 百 兀 条  $\mathcal{O}$ 自 主 検 査  $\mathcal{O}$ 結 果  $\mathcal{O}$ 記 録 は、 次 に 掲 げ る 事 項 を 記 載 す る ŧ 0

一 自主検査年月日

二 自主検査の対象

三 自主検査の方法

四 自主検査の結果

五 自 主 検 査 を 実 施 L た 者  $\mathcal{O}$ 氏 名 自 主 検 査 に お 1 て 協 力 L た 事 業 者 が あ る場 合 に は 当 該 事 業

者  $\mathcal{O}$ 名 称 及 び 自 主 検 査 を 実 施 L た 者  $\mathcal{O}$ 氏 名

六 自 主 検 查  $\mathcal{O}$ 結 果 に 基 づ 1 7 補 修 筡  $\mathcal{O}$ 措 置 を 講 ľ た لح き は そ  $\mathcal{O}$ 内 容

2 自 主 検 査  $\mathcal{O}$ 結 果  $\mathcal{O}$ 記 録 は 五 年 間 保 存 す る ŧ  $\mathcal{O}$ す る。

電磁的方法による保存)

第 百 六 + 六 条 法 第 百 匹 条  $\mathcal{O}$ 定 期 自 主 検 査  $\mathcal{O}$ 結 果 0 記 録 は 電 磁 的 方 法 に ょ ŋ 作 成 保 存 す るこ

とができる。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 保 存 を す る 場 合 12 は 同 項  $\mathcal{O}$ 記 録 が 必 要 12 応 じ 電 子 計 算 機 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 機 器 を 用

1 て 直 5 に 表 示 さ れ る こと が で き る ょ う に 7 お カ な け n ば な 5 な 1

3 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 保 存 を す る 場 合 に は 経 済 産 業 大 臣 が 定 8 る 基 準 を 確 保 す るよう 努 8 な け

ればならない。

第 九 + 七 条  $\mathcal{O}$ 五 か 5 第 九 + 七 条  $\mathcal{O}$ 八 ま で を 削 る

第 九 + 七 条  $\mathcal{O}$ 兀  $\mathcal{O}$ 見 出 L 中 事 業  $\mathcal{O}$ 廃 止 \_ を 特 定 ガ ス 導 管 事 業  $\mathcal{O}$ 休 止 及 び 廃 止 並 び 12 法 人  $\mathcal{O}$ 解

散 に 改 め、 同 条 第 項 中 第 三 + 七 条  $\mathcal{O}$ 七  $\mathcal{O}$ 第 九 項 を 第 七 + 兀 条 第 項 に ガ ス 墳 管

事 業  $\mathcal{O}$ 廃 止 を 特 定 ガ ス 導 管 事 業  $\mathcal{O}$ 全 部 又 は 部  $\mathcal{O}$ 休 止 又 は 廃 止 に、 様 式 第 兀 + 七  $\mathcal{O}$ 三  $\mathcal{O}$ ガ

ス 滇 管 事 業 廃 止 届 出 書 を を 様 式 第 五 + 九  $\mathcal{O}$ 特 定 ガ ス 導 管 事 業 休 止 廃 正 届 出 書 12 次 に 掲 げ る

書 全 部 類 を を 添 休 えて、 止 L 経 又 は 済 廃 産 業大臣 止 す る . に \_ 場 合 に に 改 あ め、 つ て は 提 次 出 に L な 撂 け げ 'n る ば 書 な 類 5 を な 添 付 1 0 す ることを  $\mathcal{O}$ 下に 要し 「た だ な 7 し、 事 業 を 加  $\mathcal{O}$ 

え、 同 項 に 次 0) 号 を 加 え る

休 止 し、 又 は 廃 止 す る 事 業 に 係 る供 給 地 点  $\mathcal{O}$ 位 置 を 明 示 L た 地 形 図 及 び そ 0 供 給 地 点 を 記

## 載 L た 図 面

休 止 し、 又 は 廃 止 す る事 業 12 · 係 る ガ ス 工 作 物 0 概 要を 記 載 L た 書 類

第 九 + 七 条  $\mathcal{O}$ 兀 に 次  $\mathcal{O}$ \_\_ 項 を 加 え る。

2

は 法 様 第 式 七 第 + 六 兀 + 条 第 兀  $\mathcal{O}$ 項 解 散  $\mathcal{O}$ 届 規 定 出 書 に を ょ 経 る 特 済 産 定 業 ガ 大 ス 導 臣 に 管 事 提 出 業 者 L な た け る れ 法 ば 人 な  $\mathcal{O}$ 5 解 な 散 1  $\mathcal{O}$ 届 出 を ようとする者

第 九 + 七 条  $\mathcal{O}$ 兀 を 第 百 + 七 条 とす る。

第 九 + 七 条 カン 5 第 九 + 七 条 の 三 一まで を 削 る。

第 五. + 七 条  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 第 項 中 第三十六条  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 兀 に 規 定 す る定 期 を 第 七 + 条  $\bigcirc$ に 改  $\emptyset$ る。

第 五 + 七 条  $\mathcal{O}$  $\equiv$ を 第 百 + 条 とす る。

第 + 条  $\mathcal{O}$ 次 次 節 名、 款 名 及 び 六 条 加

百

に

 $\mathcal{O}$ 

を

える。

第二 節 特 定 ガ ス 導 管 事 業

第 款 事 業  $\mathcal{O}$ 届 出

## (特定ガス導管事業の届出)

第 百 + 条 法 第 七 十 二 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 特 定 ガ ス 導 管 事 業  $\mathcal{O}$ 届 出 を L ようとする 者 は 様 式

第 五. + 五  $\mathcal{O}$ 特 定 ガ ス 導 管 事 業 届 出 書 を 経 済 産 業 大 臣 に 提 出 L な け れ ば な 5 な 1

- 2 法 第 七 十二条 第 項 第四 号 1  $\mathcal{O}$ 経 済 産 業 省 令 で 定 8 る 導 管 は 特 定 導 管 とする。
- 3 法 第 七 十二条 第 項 第六 号  $\mathcal{O}$ 経 済 産 業 省 令 で 定  $\Diamond$ る 事 項 は 次 (C 掲 げ る Ł  $\mathcal{O}$ とする。
- 電 話 番 号 、 電 子 メ ] ル ア ド V ス そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 連 絡 先
- そ  $\mathcal{O}$ 行 う特 定 ガ ス 導 管 事 業 以 外  $\mathcal{O}$ 事 業  $\mathcal{O}$ 概 要
- 4 法 第 七 十二条 第 項  $\mathcal{O}$ 経 済 産 業 省 令 で 定  $\Diamond$ る 書 類 は、 次 に 掲 げ
- 特 定 導 管及 び \_ n に 附 属 す る 設 備  $\mathcal{O}$ 概 要 並 び 12 供 給 地 点  $\mathcal{O}$ 位 置 を 明 示 L た 地 形 図

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

とす

る

- ガ ス 発 生 設 備 及 び ガ ス ホ ル ダ  $\mathcal{O}$ 配 置  $\mathcal{O}$ 状 況 を 記 載 L た 义 面
- 三 供 給 地 点ご と  $\mathcal{O}$ 託 送 供 給 量 を 記 載 L た 書 類
- 四 主たる技術者の履歴書
- 五 届 出 者 が 法 人 で あ る 場 合 に あ 0 7 は 当 該 届 出 者  $\mathcal{O}$ 定 款 及 び 登 記 事 項 証 明 書
- 六 届 出 者 が 法 人  $\mathcal{O}$ 発 起 人 で あ る 場 合 に あ 0 7 は 当 該 法 人  $\mathcal{O}$ 定 款

供給地点の変更の届出)

第 百 十 二 条 法 第 七 + \_ 条 第 七 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る 供 給 地 点  $\mathcal{O}$ 変 更  $\mathcal{O}$ 届 出 を L ようとす る 者 は、 様 式 第

五 + 六 0) 供 給地 点変更届出 [書を 経 済 産 業 大 臣 に 提 出 し な け れ ば なら な V

2 前 項  $\mathcal{O}$ 届 出 に 係 る 法 第七 + -条 第 八 項 に お 1 7 準 用 す る 同 条 第 項 0 経 済 産 業省 令 で 定 め る 書

類は、次に掲げるものとする。

変 更 を 必 要 とす る 理 由 を 記 載 L た 書 類

増 加 L 又 は 減 少 す る 供 給 地 点  $\mathcal{O}$ 位 置 を 明 示 L た 地 形 図 一 及 び 供 給地 点を記 載 L た図

面

(ガス工作物の変更の届出)

第 百 十三 条 法 第 七 十 二 条 第 七 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 特 定 ガ ス 導 管 事 業  $\mathcal{O}$ 用 に 供 す る ガ ス 工 作 物  $\mathcal{O}$ 変 更  $\mathcal{O}$ 

届 出 を L ょ うとす る 者 は 様 式 第 五. + 七  $\mathcal{O}$ ガ ス 工 作 物 変 更 届 出 書 を 経 済 産 業 大 臣 に 提 出 な け れ

ばならない。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 届 出 に係 る法第七 + = 条 第八 項 12 お ζ, て 準 用 す る同 条 第二 項  $\mathcal{O}$ 経 済産 業省 令で定 8 る書

類 は 次 に 掲 げ る Ł  $\mathcal{O}$ ( ガ ス 工 作 物  $\mathcal{O}$ 廃 止  $\mathcal{O}$ 場 合 に あ つ て は 第 号 0 書 類 12 限 る。 とする。

変 更 を 必 要 لح す る 理 由 を 記 載 L た 書 類

二 変更工事の概要の説明書

三 変 更 に 係 る ガ ス 工 作 物  $\mathcal{O}$ 概 要 を 明 示 L

た

地

形

図

(軽微な変更)

第 百 + 兀 条 法第 七 十二条第 八項 に お 1 7 読 み 替 えて 準 用 す Ś 第三 項 ただだ L 書  $\mathcal{O}$ 経 済 産 業 省 令 で定

8 る 軽 微 な 変 更 は 特 定 導 管 に ょ ŋ 供 給 す る ガ ス 0 種 類 又 は 熱 量  $\mathcal{O}$ 変更で あ つて、 A 及 び +

三 A  $\mathcal{O}$ ガ ス グ ル プ 内 0) 変 更 と す る

(氏名等の変更の届出)

第 百 + 五 条 法 第 七 十 二 条 第 九 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 同 条 第 項 第 号 、 第 一号、 第 五 号 又 は 第 六 号 に 掲

げ る 事 項  $\mathcal{O}$ 変 更  $\mathcal{O}$ 届 出 を L ょ う لح す る 者 は 様 式 第 五. + 八  $\mathcal{O}$ 事 業 開 始 予 定 年 月 日 等 変 更 届 出 書 を

経 済 産 業 大 臣 12 提 出 L な け れ ば な 5 な 1

特 定 ガ ス 導 管 事 業 者  $\mathcal{O}$ 地 位  $\mathcal{O}$ 承 継  $\mathcal{O}$ 届 出

第 百 + 六 条 法 第 七 +  $\equiv$ 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る 地 位  $\mathcal{O}$ 承 継  $\mathcal{O}$ 届 出 を L ようと す る 者 は 様

式

第

六

+

三  $\mathcal{O}$ 特 定 ガ ス 導 管 事 業 承 継 届 出 書 に 次 に 掲 げ る 書 類 を 添 え 7 経 済 産 業 大 臣 に 提 出 L な け れ ば な

らない。

特 定 ガ ス 導 管 事 業  $\mathcal{O}$ 全 部  $\mathcal{O}$ 譲 渡 L 又 は 相 続 合 併 若 L < は 分 割 が あ 0 たこと を 証 す る 書 類

特 定 ガ ス 導 管 事 業 者  $\mathcal{O}$ 地 位 を 承 継 L た 者 が 特 定 ガ ス 導 管 事 業 者 以 外  $\mathcal{O}$ 者 で あ る 場 合 に あ 0 7

は、次に掲げる書類

1 法 人 で あ る 場 合 に あ 0 7 は、 当 該 法 人  $\mathcal{O}$ 定 款 及 び 登 記 事 項 証 明 書

口 法 人  $\mathcal{O}$ 発 起 人 で あ る 場 合 に あ 0 7 は 当 該 法 人  $\mathcal{O}$ 定

款

第 五 + 七 条  $\mathcal{O}$ 第 項 中 「定 期 を 法 第 七 + \_\_ 条  $\bigcirc$ に 改 め、 同 項 第 号 か 5 第 六 号 ま で  $\mathcal{O}$ 規

定 中 検 査」 を \_ 自 主 検 査」 に 改 め、 同 条 第二 項 中 「定 期 を 削 る。

第五十七条の二を第百九条とする。

第 五. + 七 条 中 定 期 を 法 第 七 + 条  $\bigcirc$ に、 第 百 十 兰 条  $\mathcal{O}$ を 第二 百 九 条 に 改 め る。

第五十七条を第百八条とする。

第五十六条を次のように改める。

第 五. + 六 条 法 第 七 + 条  $\mathcal{O}$ 経 済 産 業省 令 で 定 8 る ガ ス 工 作 物 は 次 に 掲 げ る ガ ス 工 作 物 不 活 性

 $\mathcal{O}$ ガ ス 空 気 を 含 む。 又 は 不 活 性  $\mathcal{O}$ 液 化 ガ ス  $\mathcal{O}$ 4 を 通 ず る ŧ  $\mathcal{O}$ 及 び 電 気 事 業 法 が 適 用 さ れ る t

 $\mathcal{O}$ を 除 <\_ 。 で あ 0 て、 最 高 使 用 圧 力 が 高 圧  $\mathcal{O}$ t  $\mathcal{O}$ と す る

ガ ス 発 生 設 備 移 動 式 ガ ス 発 生 設 備 及 CK 液 化 石 油 ガ ス を 気 化 L 7 ガ ス を 発 生さ せ る 設 備 気

化 L た ガ ス 0 出  $\Box$ 部 分  $\mathcal{O}$ 最 高 使 用 圧 力 が 高 圧 で あ る ŧ  $\mathcal{O}$ 以 外  $\mathcal{O}$ t  $\mathcal{O}$ に 限 る。 を 除 <\_ . ガ

ス 精 製 設 備 ガ ス ホ ル ダ 熱 交 換 器 冷 凍 設 備 小 型、 ユ = ツ  $\vdash$ 型 又 は 冷 媒 ガ ス が 不 活 性  $\mathcal{O}$ 

ものを除く。)、導管及び整圧器

熱 量 調 整 装 置 12 属 す る 容 器 又 は 付 臭 剤 を 収 納 す る 容 器

2 法 第 七 + 条  $\mathcal{O}$ 自 主 検 査 は 次 に 掲 げ る 方 法 で 行 う t  $\mathcal{O}$ とす る。

開 放 分 解 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 各 部  $\mathcal{O}$ 損 傷、 変 形 及 び 異 常  $\mathcal{O}$ 発 生 状 況 を 確 認 する た め に

+

分な方

法

試 運 転 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 機 能 及 び 作 動  $\mathcal{O}$ 状 況 を 確 認 す る た  $\otimes$ に + 分 な 方 法

第五十六条を第百七条とする。

第五 十 五. 条 中 第三十 - 六 条 の 二 の 三 第 項」 を 「 第 七  $\dot{+}$ 条第一 項」 に、 様 式 第三十六」 を 「 様

式第六十二」に改める。

第五十五条を第百六条とする。

第 五. + 兀 条 第 項 中 第三十六 条 の二の二第三項に規定する使用前」 を 「第六十九条第三 項

に改める。

第五十四条を第百五条とする。

第 五. 十三 条 第 項 中 第三十六 条 の 二 の 二 第三 項 を 第 六 + 九 条 第 項」 に 改 め、 同 項 第 号

か 5 第 六 一号ま で  $\mathcal{O}$ 規 定 中 検 査 を 自 主 検 査 に 改 め、 同 項 第 七 号 中  $\mathcal{O}$ 検 査 を が 行 う 検 査

に改める。

第五十三条を第百四条とする。

第 五. + -条 中 第 三十 六六条 の 二 の 二 第 項 た だし 書 を 「 第 六 + 九 条 第 項 た だ L 書 に 改

同 条 第 号 中 「 第 百 十三 条  $\mathcal{O}$ を 「 第 百 九 条」 に、 とき。 \_ を 「 場 合 12 改  $\Diamond$ 同 条 第

中 登 録 ガ ス 工 作 物 検 査 機 関 が 行 う 法 第 三十 六 条の二の二 第一 項  $\mathcal{O}$ 検 查 を 法 第六 + 九 条 第 項

 $\mathcal{O}$ 登 録 ガ ス 工 作 物 検 査 機 関 が 行 う 検 查」 に改 8 る。

第五十二条を第百三条とする。

条第二 第 五 + -項 中 条  $\neg$ 第 登 録 <del>---</del> 項 中 ガ ス 工 「第三十 作 物 検 六 査 条 機 関 の 二 の 二 が 行 う 第 法 第三十 項 (D) 六六条 を の二の二第 「第六 + 九 条第 項 (D) 項 を  $\mathcal{O}$ 自 法 主 第 六 に + 改 九 め、 条 第 同

項  $\mathcal{O}$ 登 録 ガ ス 工 作 物 検 查 機 関 が 行 う に 改 8 る。

第五十一条を第百二条とする。

第 五. + 条 中 「第三十 六 条 の 二 第 項」 を 第六十八条第 項」 に、 「第三十六条 の二の二第 項

を「第六十九条第一項」に改める。

第五十条を第百一条とする。

第 兀 + 九 条 中 第 三十六 条 0) 第 項」 を 第 六 + 八 条 第 項」 に、 第 五. 十二条」 を 第 百

条 第 四 号」 に、 第 兀 + 七 条 第 項 を 第 九 十八 条 第 項」 12 改  $\Diamond$ る。

第四十九条を第百条とする。

第 四 + 八 条 中 第三十六条 の二第 八項」 を 「第六十八条第八項」 に、 「様式第三十 五. を 「様式

第二十九」に改める。

第四十八条を第九十九条とする。

第 匹 + 七 条 第 項 中 第三十 六 条 の 二 第 項」 を 「第六 + 八 条 第 項」 に、 様 式 第 + 匹 を

様 式 第 <u>-</u>+ 八 に 改 め、 同 条 第三 項 中 「第三十六 条 の 二 第 項 前 段 を 「 第 六 十八 条 第 項 前 段

に改める。

第四十七条を第九十八条とする。

第三十 第 四 六 + 六 条 条 の二第二 第 項 中 項 た だ 第三十六条 L 書」 を の <u>-</u> 第 第 六 + 項」 八 条 を 第 第六 項 た + だ 八 L 書 条 第 に、 項 同 条 に 改 第 三 め、 項 中 同 条 第二 第三十 項 六 中 条

の二第 八 項 た だ L 書」 を 「 第 六 + 八 条 第 八 項 た だ L 書 に 改 め る。

第 四 十六 条 を第 九十七 条とし、 同 条  $\mathcal{O}$ 前 に 次  $\mathcal{O}$ 目 名 を 付

第三目 工事計画及び検査

第三十六条から第四十五条までを削る。

第三十五 条 中 第 三十 条 第 項」 を 第 六 + 五. 条 第二 項」 に、 様 式 第二十 七 を 様 式

\_ に、 第三十三条」 を 「第二 十六 条 第 項」 に 改  $\Diamond$ る

第三十五 条を第 九十六条とし、 同 条に 見出 L とし 7  $\neg$ ガス 主任技 術者 0 選 解任  $\mathcal{O}$ 届 出 を 付

する。

技 術 第三 者 + 免 状 兀 条 を 第 削 り、 項 中 同 第三 条 第 + 三 項 中 条 第 様 式 項」 第二 を 十六 第 (T) 六 + 五. を 条 第 様 項」 式 第 に <u>十</u> 改 め、 に 改 8) 及 る び 丙 種 ガ ス 主 任

第三十四条を第九十五条とする。

項」に改 第三十三 条 め、 第 事 項 業場」 中 第三十 の下に「(電 · 条 第 気事 項」 業 を 法 「第六 が 適 十 五 用 さ 条 第 れ る ガ 項」 ス 工 作物 に、  $\mathcal{O}$ 次 み É 設置 を 第二 して + V) 六 る 条第 t  $\mathcal{O}$ 

を除 に、 前 項」 を 加加 を え、 第二 同 十六 項 0 条 表 第 を 削 り、 項 に、 同 条 第 第 百 項 十三 中 条 *の* <u>-</u> 般 ガ ス を 事 業  $\neg$ 者」 第二百 を 九 条」 般 に ガ ス 改 導  $\Diamond$ 管 事 同 業 者 第

第三十三条を第九十四条とする。

三項

を

削

る。

第 + 第三十二条 八 に 改  $\Diamond$ 第 項 同 条 中 第 二項 第三十 中 条 第 第 + 項 条第二 を 第六 項」 + を 兀 条 第 第 六 + 匹 項」 条第二 に、 項」 様 に、 式 第 <u>-</u> 十 様 式 五. 第二十 を 六 様式

「 様 第三十二 式 第 条 + を 九 第 九 に 改 +  $\equiv$ 8 条と る。 す る。

を

及 項 事 化 規 を 第六 び 業 模 地 「とる」 第三十一 地 同 者 域 号 震 条 対 中 第 以 に 十三 条 策 に 改 下 採 特 改 第  $\Diamond$ 号 る 別 め、 強 に 措 項 同 化 中 を 規 置 同 項 地 法 項 定 第 域 「とる」 第十二 す 第三十 昭 号 る と 警 中 和 1 号 中 条 に 戒 う。 五. 十三 第 改 大 宣 め、 言 規 \_\_**-**\_ 事 項」 模 年 以 同 を 法 項」 地 を 律 条 下 震  $\neg$ 第 第  $\mathcal{O}$ 対 強 三項 第六 下に 警 策 化 七 十三号) 戒 特 地 中 宣 域」 + 别 「に 言 兀 \_ 措 に、 関 条 置 第二 とい 第 般 法 すること。 ガ 第 条 う。 項」 ス 事 第 条 般 に 業 第 ガ 兀 者 号 \_ 改 三 ス を 号 に を め、 事 加 を 規 に 業 警 定 え、 規 者」 同 す 定 項 戒 第 般 宣 す を る 同 条 九 ガ 言 る 地 号中 第 震 ス 地 導 に 般 防 震 管 災 改 予 ガ 項 採 事 め、 対 中 知 ス 業 情 導 策 る 大 者 同 報 管 強

に、

第三十条第

項」

を

第六

+

. 匹

条

第二

項」

に

改

め、

同

条

第

兀

項

中

 $\neg$ 

平

成

+

兀

年

法

律

第

九

改 する 般 項」 五. 十二号)  $\Diamond$ 日 ガ 項 南 本 中 ス 12 導 海 改 海 同  $\neg$ 溝 管 条  $\Diamond$ 1 事 般 ラ を 第 七 千 業 ガ フ 削 同 り、 者 項 島 条 地 ス 中 事 第 震 海 溝 に、 六 業  $\overline{\phantom{a}}$ 以 周 項 者 中 下 般 般 辺 海 同 を ガ ガ 南 ス 溝 法 ス  $\overline{\phantom{a}}$ 平 事 事 型 第二 海 業 地 成 般 業 1 者 者」 震」 ラフ 条 + ガ 六 第 ス と 導 を 年 を 地 項 震 法 管 1 う。 に 律 事 第二 般 と 般 規 業 定 ガ 者 ガ 1 う。 す + ス ス に、 導 導 る 七 を 号) 管 管 日 日 本 事 事 \_ 業 業 本 海 第三 を 者」 者 を 海 溝 南 + 溝 削 • に、 に、 千 条 ŋ 海 • 千 島 第 1 ラ 島 海 フ 溝 項 同 第 海 地  $\equiv$ 溝 般 法 周 第 + 震 周 ガ を 辺 二条 条 海 辺 ス 第 事 第 に 溝 海 第 型 業 六 改 溝 項」 者 型 + め、 地 震 項 地 兀 震 を を 条 に 同 以 第二 条 規 に 定 下 第 第

8 物 に 電 係 気 事 る 業 第 法 項 が か 適 5 用 前 さ 項 れ ま る で ガ に ス 掲 工 げ 作 る 物 事 を 設 項 に 置 す 0 る 1 7 般 保 ガ 安 規 ス 程 導 に 管 定 事 業  $\Diamond$ 者 な に 1 ことが あ 0 て できる。 は、 当 該 ガ ス 工 作 六

+

匹

条

第

項」

に

改

 $\Diamond$ 

同

条

に

次

 $\mathcal{O}$ 

項

を

加

え

る

+ \_\_\_ 条 を 第 九 + \_ 条と し、 同 条  $\mathcal{O}$ 前 に 次  $\mathcal{O}$ 目 名 を 付 す る

## 第二目 自主的な保安

第三 + 条 第 項 中 第  $\overline{+}$ 九 条」 を 第 六 十 三 条 12 改 8 る。

第三十条を第九十一条とする。

事 業 第二十 者 に 九 改 条  $\Diamond$ 第 項 同 項 中 第 二号中 第二十 九 条 般 ガ を ス 事 第 六 業 者」 十三条」 を に、 般 ガ ス 導 般 管 ガ 事 ス 業 事 者」 業 者」 に、 を 様 式 般 第 ガ ス + 導 兀 管

を 様 式 第 + 七 に 改 め、 同 条 第 項 中「第 + 九 条」 を 第 六 十三条」 に 改 め る。

第二十 九 条 を 第 九 + · 条 とし、 同 条  $\mathcal{O}$ 前 に 次  $\mathcal{O}$ 条 を 加 え る。

公 共  $\mathcal{O}$ 安 全  $\mathcal{O}$ 確 保 上 特 に 重 要 な ガ ス 工 作 物

第 八十 宅 学 建 定 定 定 す 校 大 物 8 木 る学 規 並 を る 九 造 模 除 び ガ 条 そ 校、 建 に <\_ 。 ス 物、  $\mathcal{O}$ 児 工 法 作 他 童 同 第 \_ 法 六 福 特 物 + れ 祉 第 定 は、 に 法 般 中 百 第三 条 第 類す <u>二</u> 十 業 規 建 模 物 務 る 十 兀 区 建 三 用 物、 構 九 項 条 分 建  $\mathcal{O}$ 造 条 に 物 特定 う 第 規 同  $\mathcal{O}$ 木 5 建 定 条 公共 す 特 物 造 第 項 る そ 定 を に 兀 除 専 用 規 地  $\mathcal{O}$ 項 <\_ 。 定す 他 修 建 下 に 学 ک 物、 街 お る 校 等、 *\*\ れ に 保 7 及 に 工 準 対 業 育 類 特 び す 用 所 同 す 用 定 るガ す を 法 る 建 地 る場 除 下 物 第 構 ス 室 < 百 造 木  $\equiv$ 一 等 、 合 0  $\mathcal{O}$ · 造 そ を含 供 + 建 給 を 兀 物 超 除  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 条 高 む。 (学 他こ た 層 < 第 8 校 建 に施 れ 物、 項 教 0 に 育 に 経 又 設 は 規 法 類 済 高 す 定 第 す 産 層 る 般 す る 業 \_\_ 建 省 ガ 集 る 条 構 物、 令 合 各 に 造 ス 工 住 特 で 種 規 0

第 八 + 九 条  $\mathcal{O}$ 前 に 次  $\mathcal{O}$ 款 名 及 び 目 名 を 付 す る。

作

物

とす

Ź

第三款 ガス工作物

第一目 技術上の基準への適合等

第二十八条を削る。

第二十 七 条  $\mathcal{O}$ 見 出 L 中 掲 示 を 「 公 表」 12 改 め、 同 条 第 項 中 第二十 五. 条 第三 項」 を 第 五.

+ ŋ れ ば 般 六 条 な ガ れ 5 第 ス を 導 な 項」 行 管 1 わ 事 業 に な 者 改 け を め、 れ に、 営 ば 業 な 所 経 5 済 な 及 経 1 U 産 事 業 済 務 産 大 た だ 臣 業 所 大 が に L 定 添 臣 8 え が 1 る 置 定 ン < 8) タ と と を るところ ネ 削 ŧ り、 ツ 1 に、 に を 同 条 利 ょ 1 り 第二 用 ン す タ ること を 項 中 ネ 削 り、 ツ が 1 著 般 を 掲 ガ 利 L < 用 ス 示 す 事 木 L 難 る 業 7 者 な お لح 場 カン 合 12 な を 12 ょ け

第二十七条を第八十八条とする。

は

イン

タ

ネ

ツ

1

を

利

用

す

ること

を要

L

な

1

12

改

 $\Diamond$ 

る

0

六 項 載 又 が に ところ ス + 第二 は 定 お  $\mathcal{O}$ L を 第 た 需  $\Diamond$ け に + 様  $\mathcal{O}$ 要 る る 第 項 ガ 六 供 ょ 式 及 12 給 第 般 ス ŋ 条 五 び + 供 規 ガ  $\mathcal{O}$ 第 計 六 六 定 給 需 画 + ス 前 す 事 変 要 条 条 項  $\mathcal{O}$ 更 る 業 中 第 及 第 供 ガ 期 届 給 ス に CK 第二 出 項」 工 間 関 供 項 計 す 書 作 給 画 に 以 第 + る 届 物 に、 事 五. 下 ガ 出  $\mathcal{L}$ 項 条 書 設 項 ス 変 を、 備  $\mathcal{O}$ を 又 第 工 条 提 更 投 記 作 は 出 経 資 載 第 項」 L 及 物 た 三 済 び L を た を 事 産 供 次 熱 項 業 給 条 に ガ 項 量 12 変 規 第 を 大 区 ス 更、 供 定 経 記 臣 域 お 五 に 済 そ 給 す + 載 1 六 産 設 7 計 る L  $\mathcal{O}$ 業 12 備 た 他 画 期 条 大 供 投 間 第 改 届 ガ  $\mathcal{O}$ 臣 給 ス  $\Diamond$ 出 資 以 12 計 書 項」 供 般 提 下 給 を 供 同 ガ 画 出 \_\_ 給 に、 計 条 期 ス 供 第 導 間 を 画 区 12 管 給 変 域 項 改 更 初 そ 経 لح 事 計 8 届 中 業 年 1  $\mathcal{O}$ 画 済 う。 る。 度 他 産 出 に 期 第二 以 書 関 間 業  $\mathcal{O}$ 降 す 経 大 + 臣 を る 12 前 済 لح 五 事 お 条 産 1 が 様 条 業 定 項 け 第 式 第 る 大 8 を 第 記 臣 ガ 項 る

第

六

条

を

第

八

+

七

条とする。

ガ ス 第二 事 業 + 者」 五 条 を 第 項 中 般 ガ 第二 ス 導 + 管 事 五. 条 業 者 第 に、 項」 を 経 第 済 産 五. 業 + 六 大 臣 条 第 が 指 定す 項」 る に 期 改 間 め、 を 同 条第二 五. 年 項 中 に 改 般

同 条 第 三 項 を 削 る

第二 + 五. 条 を 第 八 十六 条とする。

第二十三 条 及 び 第 + 匹 条 を削 る。

第二十二 条  $\mathcal{O}$ 九 中 「第二· 一 十 二 条  $\mathcal{O}$ 五 第 八 項」 を 第 五. + 五 条 第 八 項 に お 1 7 読 4 替 え 7 準 用 する

同 条 第 三 項 た だ L 書 に、 Α 及 CK 三 A を 十 二 Α 及 び 十三 Α に 改  $\Diamond$ る。

第二十二

条

 $\mathcal{O}$ 

九

を

第

八

+ =

条

と

L

同

条

 $\mathcal{O}$ 

次

に

次

 $\mathcal{O}$ 

条

を

加

え

る。

事 業 開 始 0 予 定 年 月 日 等  $\mathcal{O}$ 変 更  $\mathcal{O}$ 届 出

第 八 + 兀 条 法 第 五 + 五. 条 第 九 項  $\mathcal{O}$ 規 定 によ る 同 条第 項 第三 号 又 は 第 匹 号に 掲 げ る 事 項  $\mathcal{O}$ 変 更  $\mathcal{O}$ 

届 出 を L ょ うと す る 者 は 様 式 第 五. + 八  $\mathcal{O}$ 事 業 開 始 予 定 年 月 日 等 変 更 届 出 書 を 経 済 産 業 大 臣 に 提

出 L な け n ば な 5 な 1

特 定 ガ ス 導 管 事 業  $\mathcal{O}$ 休 止 及 び 廃 止  $\mathcal{O}$ 届 出

第 八 + 五 条 法 第 五 + 五 条 第 + 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る 特 定 ガ ス 導 管 事 業  $\mathcal{O}$ 全 部 又 は 部  $\mathcal{O}$ 休 止 又 は 廃 止  $\mathcal{O}$ 

届 出 を L ょ うと す る 者 は 様 式 第 五. + 九  $\mathcal{O}$ 特 定 ガ ス 獐 管 事 業 休 止 廃 止 届 出 書 に 次 12 掲 げ る 書

類 を 添 えて、 経 済 産 業 大 臣 に 提 出 L な け れ ば な 5 な 1 た だ し、 事 業  $\mathcal{O}$ 全 部 を 休 止 し、 又 は 廃 止

す る場 合に あ つ て は、 次に 撂 げ る 書類 を添 付 することを 要 ĺ な V

休 止 L 又 は 廃 止 す る 事 業 に 係 る 供 給 地 点  $\mathcal{O}$ 位 置 を 明 示 L た 地 形 図 及 び そ 0 供 給 地点を記 載

L た 図 面

休 止 L 又 は 廃 止 す ろ る 事 業 に 係 る ガ ス 工 作 物  $\mathcal{O}$ 概 要 を 記 載 L た 書 類

第二十二 条  $\mathcal{O}$ 八  $\mathcal{O}$ 前 に 見 出 L とし て 「(ガ ス 工 作 物  $\mathcal{O}$ 変 更  $\mathcal{O}$ 届 出 を 付 す る。

第二十二 条 0 八 中  $\neg$ 第二十二条  $\mathcal{O}$ 五. 第 七 項」 を 「 第 五. + 五. 一条第 七 項」 に、 届 出 を 特 定 ガス

届 出 書 に 次  $\mathcal{O}$ 書 類 を 添 え て を  $\neg$ 様 式 第 五. + 七  $\mathcal{O}$ ガ ス 工 作 物 変 更 届 出 書 を 経 済 産 業 大 臣 に に 改

導

管

事

業

 $\mathcal{O}$ 

用

に

供

す

る

ガ

ス

工

作

物

 $\mathcal{O}$ 

変

更

 $\mathcal{O}$ 

届

出

に、

様

式

第二

+

\_

 $\mathcal{O}$ 

七

 $\mathcal{O}$ 

ガ

ス

導

管

事

業

変

更)

8

同 項 第 号 か 5 第 三号まで を 削 り、 同 条 に 次  $\mathcal{O}$ 項 を 加 え る。

2 法 第 五. + 五 条 第 八 項 に お 1 て 準 用 す る 同 条 第二 項  $\mathcal{O}$ 経 済 産 業 省令で定め る書 類 は、 次に · 掲 げる

t 0 ( ガ ス 工 作 物  $\mathcal{O}$ 廃 止  $\mathcal{O}$ 場 合 に あ 0 7 は 第 号  $\mathcal{O}$ 書 類 に 限 る。 とする。

変 更 を 必 要 とす る 理 由 を 記 載 L た 書 類

変 更 工 事  $\mathcal{O}$ 概 要  $\mathcal{O}$ 説 明 書

三 変 更 に 係 る ガ ス 工 作 物  $\mathcal{O}$ 概 要 を 明 示 L た

地

形

図

第二十二 条  $\mathcal{O}$ 八 を 第 八 十二条 とす る。

第二十二条 の七 中 「第二十二条の五 第 項」 を 第 五. 十五 条第 項」 に、 届 出を」 を 特 定ガ

ス 導 を 管 様 事 業 式  $\mathcal{O}$ 第 届 五. 出 + を 五.  $\mathcal{O}$ に、 特 定 ガ 「 様 ス 導 式 第 管 三 十 事 業 届  $\mathcal{O}$ 出 七 書 を  $\mathcal{O}$ 経 ガ ス 済 導 産 管 業 大 事 業 臣 に ( 変 更) に 改 め、 届 出 書 同 条 に 次 第 0) 書 号 類 及 び を 第 添 えて

を削り、同条に次の三項を加える。

2 法 第 五. + 五 条 第 項 第二 号 1  $\mathcal{O}$ 経 済 産 業 省 令 で 定 8 る 導 管 は、 特 定 導 管 とす る。

3 法 第 五. + 五 条 第 項 第 兀 号  $\mathcal{O}$ 経 済 産 業 省 令 で 定  $\otimes$ る 事 項 は 電 話 番 号 、 電 子 メ ル ア ド レ スそ

の他の連絡先とする。

4 法 第 五. + 五. 条 第 項  $\mathcal{O}$ 経 済 産 業 省 令 で 定  $\Diamond$ る 書 類 は、 次 に 掲 げ る t  $\mathcal{O}$ と す る

特 定 導 管 及 び れ に 附 属 す る 設 備  $\mathcal{O}$ 概 要 並 び に 供 給 地 点  $\mathcal{O}$ 位 置 を 明 示 L た 地 形 义

ガ ス 発 生 設 備 及 び ガ ス ホ ル ダ  $\mathcal{O}$ 配 置  $\mathcal{O}$ 状 況 を 記 載 L た 図 面

 $\equiv$ 供 給 地 点ごと  $\mathcal{O}$ 託 送 供 給 量 を 記 載 L た 書 類

第二十二 条  $\mathcal{O}$ 七 を 第 八 十条 لح 同 条  $\mathcal{O}$ 次 に 次  $\mathcal{O}$ 条 を 加 え る。

供給地点の変更の届出)

第 八 + 条 法 第 五 + 五 条 第 七 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る 供 給 地 点  $\mathcal{O}$ 変 更  $\mathcal{O}$ 届 出 を L ょ うとす る 者 は 様 式 第

五 + 六  $\mathcal{O}$ 供 給 地 点 変 更 届 出 書 を 経 済 産 業 大 臣 に 提 出 L な け n ば な 5 な 1

2 法 第 五. + 五 条 第 八 項 に お 1 7 潍 用 す る 同 条 第二 項  $\mathcal{O}$ 経 済 産 業 省 令 で定 8 る書 類 は、 次に 掲 げる

ものとする。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

増 加 L 又 は 減 少 す る 供 給 地 点  $\mathcal{O}$ 位 置 を 明 示 L た 地 形 义 及 び 供 給 地 点 を 記 載 L た 义 面

第二 + 条  $\mathcal{O}$ 六  $\mathcal{O}$ 前 に 見 出 L と L 7 承 認 般 ガ ス 導 管 事 業 者 が 行 う 託 送 供 給 に 係 る 料 金 そ  $\mathcal{O}$ 

他の供給条件)」を付す。

第二十二 条  $\mathcal{O}$ 六 第 項 中 「第二十二条 の 二 第 項」 を 第 兀 + 九 条 第 項」 に、 様 式 第二十一

 $\mathcal{O}$ 五. を 様 式 第 五 + に、 「 提 出 を 経 済 産 業 大 臣 12 提 出 に 改 め、 同 条 第 項中 第二十

条 の 二 第 項」 を 第 兀 + 九 条 第 項 に、 様 式 第二 +  $\mathcal{O}$ 六 を 様 式 第 五. + に 改 め、

添 え て \_  $\mathcal{O}$ 下 に 経 済 産 業 大 臣 に を 加 え る

第二十二 条  $\mathcal{O}$ 六 を 第 七 十三 条 کے 同 条  $\mathcal{O}$ 次 に 次  $\mathcal{O}$ 六 条 を 加 え る。

最 終 保 障 供 給 12 係 る 約 款 に お 1 て 定  $\Diamond$ る べ き 事 項

第 七 + 兀 条 法 第 五. + 条第 項  $\mathcal{O}$ 最 終 保 障 供 給 に 係 る 約 款 に お 7 7 は、 次に 掲 げ る 事 項に 0 V) 7

定めるものとする。

一適用区域

二 料 金

 $\equiv$ 導 管、 ガ ス メ ] タ そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 設 備 に 関 す る 費 用  $\mathcal{O}$ 負 担 に 関 す る 事

項

兀 前 号に 撂 げ る t  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か ガ ス  $\mathcal{O}$ 使 用 者 が 負 担 す ベ き t  $\mathcal{O}$ が あ る 場 合に あ 0 7 は、 そ  $\mathcal{O}$ 内

五 ガ ス 使 用 量  $\mathcal{O}$ 計 測 方 法 及 び 料 金 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ ガ ス  $\mathcal{O}$ 使 用 者 が 負 担 す べ き ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 徴 収  $\mathcal{O}$ 方 法

六 ガ ス  $\mathcal{O}$ 使 用 者 12 供 給 す る ガ ス  $\mathcal{O}$ 熱 量  $\mathcal{O}$ 最 低 値 及 U 法 第 五 + 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 測 定 す る ガ ス  $\mathcal{O}$ 

熱量の毎月の算術平均値の最低値

七 ガ ス 栓  $\mathcal{O}$ 出 に お け る ガ ス  $\mathcal{O}$ 圧 力  $\mathcal{O}$ 最 高 値 及 び 最 低 値

八 ガ ス  $\mathcal{O}$ 使 用 者 に 供 給 す る ガ ス  $\mathcal{O}$ 最 高 燃 焼 速 度、 最 低 燃 焼 速 度、 最 高 ウ オ ツ べ 指 数 及 び 最 低 ウ

オッベ指数

九 導 管、 器 具、 機 楲 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 設 備 に 関 す る 般 ガ ス 導 管 事 業 者 及 び ガ ス  $\mathcal{O}$ 使 用 者  $\mathcal{O}$ 保 安 上  $\mathcal{O}$ 責

任に関する事項

+ 供 給  $\mathcal{O}$ 停 止 又 は 使 用  $\mathcal{O}$ 廃 止 に 関 す る 事 項

+ 契 約  $\mathcal{O}$ 申 込 4  $\mathcal{O}$ 方 法 及 び 解 除 に 関 す る 事 項

十 二 前 各 号 に 掲 げ る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ カン 供 給 条 件 又 は 般 ガ ス 導 管 事 業 者 及 び ガ ス  $\mathcal{O}$ 使 用 者  $\mathcal{O}$ 責 任 に

関 す る 事 項 が あ る 場 合 12 あ 9 7 は そ  $\mathcal{O}$ 内 容

十三 有 効 期 間 を 定  $\Diamond$ る 場 合 に あ 0 7 は そ  $\mathcal{O}$ 期 間

十四 実施期日

(最終保障供給に係る約款の

届

出

第 七 そ + 五.  $\mathcal{O}$ 実 条 施 法  $\mathcal{O}$ 第 H 五.  $\mathcal{O}$ 十 一 + 日 条 第 前 ま で に、 項  $\mathcal{O}$ 様 規 定 式 12 第 ょ 五 る + 最 終  $\mathcal{O}$ 保 最 終 障 供 保 給 障 に 供 係 給 る約 12 係 款 る 約  $\mathcal{O}$ 届 款 出 届 を 出 L 書 ょ に 当 うとす 該 約 る 款 者 及 び は

次 に 掲 げ る 書 類 を 添 え て、 経 済 産 業 大 臣 に 提 出 L な け れ ば な 5 な 1

一料金の算出の根拠に関する書類

ガ ス  $\mathcal{O}$ 使 用 者  $\mathcal{O}$ 負 担 と な る t  $\mathcal{O}$ 料 金 を 除 <\_ °  $\mathcal{O}$ 金 額  $\mathcal{O}$ 算 出  $\mathcal{O}$ 根 拠 又 は 当 該 金 額  $\mathcal{O}$ 決 定  $\mathcal{O}$ 

方法に関する説明書

2 施  $\mathcal{O}$ 法 第 日  $\mathcal{O}$ 五 + + 日 前 条 第 ま で 項 に  $\mathcal{O}$ 様 規 式 定 第 に ょ 五 る 十  $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 最 終  $\mathcal{O}$ 最 保 終 障 保 供 障 給 約 供 給 款 約  $\mathcal{O}$ 款 変 変 更 更  $\mathcal{O}$ 届 届 出 出 書 を に L 次 ょ う に لح 掲 す げ る る 書 者 類 は を 添 そ え  $\mathcal{O}$ 実 7

経 済 産 業 大 臣 に 提 出 L な け れ ば な 5 な 1

一 変更を必要とする理由を記載した書類

変 更 L よう とす る 部 分 を 明 5 か に L た 変 更 前  $\mathcal{O}$ 最 終 保 障 供 給 約 款

 $\equiv$ 前 条 第 号 か 5 第 兀 号 ま で  $\mathcal{O}$ 事 項 を 変 更 L ょ う と す る 場 合 に あ 0 7 は 料 金  $\mathcal{O}$ 算 出  $\mathcal{O}$ 根 拠 又

は ガ ス  $\mathcal{O}$ 使 用 者  $\mathcal{O}$ 負 担 と な る t  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 金 額 料 金 を 除 <  $\mathcal{O}$ 算 出  $\mathcal{O}$ 根 拠 若 L < は 当 該 金 額  $\mathcal{O}$ 決

定の方法に関する説明書

最 終 保 障 供 給 約 款 以 外  $\mathcal{O}$ 供 給 条 件  $\mathcal{O}$ 承 認  $\mathcal{O}$ 申 請

第 七 + 六 条 法 第 五. + \_\_ 条 第 項 た だ L 書  $\mathcal{O}$ 承 認 を 受 け ようとする者 は、 様 式 第 五. + 匹  $\mathcal{O}$ 最 終 保 障

供 給 特 例 承 認 申 請 書 に 次 に 掲 げ る 書 類 を 添 え て、 経 済 産 業 大 臣 に 提 出 L な け れ ば な 5 な 1

- 最 終 保 障 供 給 約 款 以 外  $\mathcal{O}$ 供 給 条 件 12 ょ る 最 終 保 障 供 給 を 必 要 と す る 理 由 を 記 載 L た 書 類
- 金 額 料  $\mathcal{O}$ 金 算 そ 出  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 他 根  $\mathcal{O}$ 拠 ガ 又 ス は  $\mathcal{O}$ 当 使 該 用 金 者 額  $\mathcal{O}$ 負  $\mathcal{O}$ 決 担 لح 定 な  $\mathcal{O}$ 方 る 法 ŧ に  $\mathcal{O}$ 関  $\mathcal{O}$ す 仓 る 額 説 を 定 明 書  $\Diamond$ ょ う とす る 場 合 に あ 0 7 は 当 該

(最終保障供給約款の公表)

第 給 七 る ネ + ツ 約 لح 款 1 七 が 条 を  $\mathcal{O}$ 著 利 公 表 用 法 L < 第 す は る 困 五. ک 難 そ + と  $\mathcal{O}$ な \_\_ に 場 実 条 第 合 ょ 施 12 兀 n  $\mathcal{O}$ は 項 日  $\mathcal{O}$ 12 + れ お イ ン を 日 1 タ 行 前 て 準 わ か ネ な 5 用 す け ツ る 1 営 n 業 法 ば を 第 利 な 所 用 及 兀 5 + す な び るこ 八 事 1 条 務 لح 第 た 所 を だ 12 + 要 し、  $\equiv$ 添 L え 項 な 置  $\mathcal{O}$ 1 ン 規 1 < 定 タ と と 12 ょ ネ ŧ る ツ に 最 1 を 1 終 利 ン 保 障 用 タ す ] 供

熱量等の測定方法)

に

0

1

て

圧

力

を

測

定

す

るこ

と

を

要

L

な

1

第 七 n + ば な 八 条 5 な 1 法 第 た 五. 十 二 だ L 条 特  $\mathcal{O}$ 定 規 定 導 管 12 ょ が る 託 熱 送 量 供 等 給  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 用 測 定 に 供 は さ 次 n て  $\mathcal{O}$ 各 1 号 な に 1 場 掲 合 げ る に ところ あ 0 7 に は 当 ょ 該 ŋ 特 行 定 わ 導 な 管 け

業 る 場 熱 ガ ス  $\mathcal{O}$ 量 工 出 に 作 あ 物 0 当  $\mathcal{O}$ 7 設 該 は 出 置  $\mathcal{O}$ 毎 場 12 日 お 所 け が 回 る 製  $\mathcal{O}$ 測 産 造 定 業 が 所 保 木  $\mathcal{O}$ 安 難 出 監 な 督 場 及 部 合 び  $\mathcal{O}$ 12 他 管 お  $\mathcal{O}$ 者 轄 1 7 区 か 経 域 5 内 導 済 産 管  $\mathcal{O}$ 業 4 に に ょ 大 あ 臣 ŋ る ガ そ 者 ス  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 供 事 供 給 給 業 を 区  $\mathcal{O}$ 受 域 用 内 け に 12 供 る お す 事

以 け 下 る  $\sum_{}$ ガ ス  $\mathcal{O}$ 項 X 及 ] び タ ] 次 項  $\mathcal{O}$ に 取 付 お 数 1 が 7 百 同 じ。 万 個 を 超 が え 指 定 る t L た  $\mathcal{O}$ لح を き 除 は、 < そ  $\mathcal{O}$ に 係 指 る場 定 す 合 る 場 は、 所 産 業 以 下 保 安 第  $\equiv$ 監 号 督 に 部 長 お

所 圧 12 力 お 12 1 て、 あ 0 7 圧 力 は 値 を 常 自 時 動 的 ガ に ス 記 ホ 録 ル す ダ る 圧  $\mathcal{O}$ 力 出 計  $\Box$ を 使 整 用 圧 器 L 7  $\mathcal{O}$ 測 出 定  $\Box$ す 及 ること。 び 経 済 産 業 大 臣 が 指 定 す る 場

1

7

同

じ

に

お

1

て、

告

示

で

定

8

る

方

法

に

ょ

ŋ

測

定

す

る

ک

کے

三 事 す が 運 る <u>ک</u> 。 そ 転 業 燃 方 焼 こと  $\mathcal{O}$ 場 承 法 た 性  $\mathcal{O}$ を 認 12 だ 出 12 要 照 を あ L  $\Box$ 受 L 5 に 0 な け 7 L ガ お た 1 は 7 ス 1 て、 ところ  $\mathcal{O}$ 定 燃 毎 範 焼 燃 日 に 进 速 焼 従 に 度 谏 口 度 つて が あ 及 製 る そ ガ 造 び  $\mathcal{O}$ لح ウ ス ガ 所 が 0 ス 才  $\mathcal{O}$ 製 明 を 出 ツ 造 製 ベ 6 П を 造 指 及 か 行 数 び で す う る 12 他 あ 場 る ガ 0  $\mathcal{O}$ 合 لح 者 1 ス 発 に 7 L か 告 あ 7 生 5 示 導 経 設 0 管 7 済 備 で に は 定 産  $\mathcal{O}$ 業 ょ 種 8 ŋ 燃 大 る 類 焼 臣 方 ガ 及 法 ス 速  $\mathcal{O}$ び 型 0 度 に 承 に 認 供 式 ょ を 給 0 並 ŋ 受 を 1 び 測 受 7 定 け に け 測 た そ す る 者 定  $\mathcal{O}$ る

を ろ 用 前 に 1 項 7 ょ  $\mathcal{O}$ そ 1) 規 行 定  $\mathcal{O}$ 成 に わ 分 な カン に け カン 変 わ n 更 ば 5 ず、 を な 加 5 え な 移 る 動 しい ことな 式 た ガ だ ス < 発 し 供 生 給 熱 設 す 量 備 る 及 に 場 び お 合 燃 け に 焼 る あ 熱 性 量 0 が 7 等 測 は 定  $\mathcal{O}$ さ 測 熱 定 n 量 た は ガ 及 び 次 ス 燃 若  $\mathcal{O}$ 各 焼 L < 号 性 を は 12 測 液 掲 定 化 げ す る ガ る ス と

2

ことを

要

L

な

熱 量 燃 焼 性 に あ 0 7 は、 容 器 に 充 7  $\lambda$ L た ガ ス 又 は 液 化 ガ ス を 原 料 とし 7 発 生 さ せ た ガ ス

を 生 は 設 間 け L 9 た そ 7 設 に 7 ウ 備 当 0 ガ 備 ところ 才  $\mathcal{O}$ 成 定 該 ス  $\mathcal{O}$ 出 ツ 分に 貸 範 べ 容  $\mathcal{O}$ П に 器 製 与 指 囲 に ごと 変更を 造 を 従 に 数 な 受 を 0 あ が 1 行 に け て る 7 そ こと うと 加 ガ 告 7  $\mathcal{O}$ <del>\_\_</del> 口 えることなく供 ス 1 ガ 示 き  $\mathcal{O}$ が で ス る 製 場 定 そ は を 明 合 造 5 製 8 れ を行 熱 で 造 る カン 以 す あ で 量 方 外 うとき、 あ る 0 法  $\mathcal{O}$ 燃 て、 給 場 るとし ガ に す 焼 ス ょ 合 る場 速 災 発 り に 度 又 7 生 測 害 0 は 合 経 又 設 定 1  $\mathcal{O}$ に は そ す 復 済 備 7 ウ  $\mathcal{O}$ 産 る 0 旧  $\mathcal{O}$ は 承 業 7 こと。 オ を 種 認 大 供 7 义 類 ツ を受 は 給 ベ る 臣 及 指 た び 開 た  $\mathcal{O}$ 型 だ け 数 8 承 始 充 そ た 認 式 し、 て 後 に ガ を  $\lambda$  $\mathcal{O}$ 並 毎 0 受 終 1 承 ス び ガ H 事 け 認 に 了 7 ス 測 を 業 た そ  $\mathcal{O}$ 口 か 受 者 5 者 熱 定  $\mathcal{O}$ す け 供 か が 運 移 量 た そ 給 ることを 5 転 動 とこ 当 開 燃  $\mathcal{O}$ 方 式 該 法 始 承 焼 ガ ろ 認 ガ ス ま に 速 要 を 照 発 で に ス 度 受 L 発 生 従 5 又  $\mathcal{O}$ 

力 計 圧 を 力 使 に あ 用 0 7 7 測 は、 定 常 す ること。 時 移 動 ただ 式 ガ ス し、 発 生 設  $\mathcal{O}$ 使 備 用  $\mathcal{O}$ 者 出 に  $\Box$ ガ に ス お を 1 供 て、 給 す 圧 る 力 値 た め を 自  $\mathcal{O}$ t 動 的  $\mathcal{O}$ に に 記 あ 録 0 す 7 は る 圧

な

1

燃 き は 焼 災 害 性 第 が そ 測  $\mathcal{O}$ 項 定 他 さ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 規 n 非 常 定 た に 時 液 化 か 12 カ 天 ガ 然 わ ス 5  $\mathcal{O}$ ガ ず 熱 ス を 量 熱 用 及 量 び 1 及 7 燃 そ 焼 び 燃 性  $\mathcal{O}$ 焼 成 を 性 分 測 を 12 定 測 す 変 定す 更 ること を ることを要 加 が え る 木 こと 難 な な し 場 な < 合 12 時 お 的 1 て に 供 給 熱 す 量 る 及 び

法 第 五 + \_ 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 熱 量 等  $\mathcal{O}$ 測 定  $\mathcal{O}$ 結 果  $\mathcal{O}$ 記 録 は、 次 0 各 号に 掲 げ るところ に ょ り 行 わ

3

 $\mathcal{O}$ 

限

ŋ

で

な

1

なけ れば なら な V

- 熱 量  $\mathcal{O}$ 測 定  $\mathcal{O}$ 結 果 に つ 7 7 は、 様 式 第 + 又 は 様 式 第 十一によること。
- 圧 力  $\mathcal{O}$ 測 定  $\mathcal{O}$ 結 果 に 0 1 て は 圧 力 計  $\mathcal{O}$ 記 録 方 法 に ょ ること。
- 三 燃 焼 性  $\mathcal{O}$ 測 定  $\mathcal{O}$ 結 果 に 0 1 7 は、 様 式 第 十三に よること。
- 5 前 項  $\mathcal{O}$ 測 定  $\mathcal{O}$ 結 果  $\mathcal{O}$ 記 録 は、 <del>\_\_</del> 年 間 保 存 L なけ れ ば ならない。

電 磁 的 方 法 に よる保 存)

第 七 + 九 条 法 第 五 十 二 条に 規 定 す る 測 定  $\mathcal{O}$ 結 果  $\mathcal{O}$ 記 録 は、 前 条第 匹 項 各 号 に 掲げるところ に ょ

2 電 前 磁 項  $\mathcal{O}$ 的 方 規 定に 法 に ょ ょ る ŋ 保 作 存をする 成 し、 保 場 存 合に すること は、 が 同 で 項 きる。 0 測 定 の結 果  $\mathcal{O}$ 記 録 が 必 要に応 じ 電 子 計 算

他

0

機

器

を

用

7

7

直

5

に

表

示され

ることが

できるように

L

7

お

か

な

け

れ

ば

な

5

な

機

そ

(T)

り

3 れ ば 第 な 5 項 0 な 規定 1 に ょ る 保存 をする場合には、 経済 産 業大 臣 が 定 め る 基準 を 確 保 す るよう努め なけ

+ -条  $\mathcal{O}$ 五.  $\mathcal{O}$ 前 12 見 出 L とし て \_ 託 送 供 給 約 款  $\mathcal{O}$ 公 表) \_ を 付 す。

により」 第二十二 イン を ター 条 っに ネ  $\mathcal{O}$ ツ 添 五.  $\vdash$ 中 え置くととも を 利用することが著 第二十二条第 に、 1 五. ン 項 しく タ を 困 ネ 難 第 ツ  $\vdash$ な 兀 場合には、 を + 利 八 用 条 することに 第十三項」 イン ター に、 より」に、 ネット に を お 利用することを要 *\*\ 7 掲 を 示すること ただ

L な 1 0 \_\_ に 改 め る

第二十二 条  $\mathcal{O}$ 五. を 第 七 十 二 条 کے す る

第二十二 条  $\mathcal{O}$ 兀 を 次  $\mathcal{O}$ よう に 改 8 る

託 送 供 給 約 款 以 外  $\mathcal{O}$ 供 給 条 件  $\mathcal{O}$ 認 可  $\mathcal{O}$ 申 請

第二十二 条  $\mathcal{O}$ 兀 法 第 几 + 八 条 第  $\equiv$ 項 た だ L 書  $\mathcal{O}$ 認 可 を受け ようとす る者 は 様 式 第 匹 + 七  $\mathcal{O}$ 託 送

供 給 特 例 認 可 承 認) 申 請 書 に 次 に 掲 げ る 書 類 を 添 え て、 経 済 産 業 大 臣 12 提 出 L な け れ ば な 5 な

1

ょ

る

変

更

 $\mathcal{O}$ 

届

出

が

あ

0

た

لح

き、

又

は

第

十

条

第

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

12

ょ

る

変

更

あ

0

た

と

き

そ

 $\mathcal{O}$ 

該

法 第 兀 + 八 条 第 項 本 文  $\mathcal{O}$ 認 可 を 受 法 け た 五. 託 送 供 給 約 款 同 条 第 六 項 若 が < は 第 九 項 は  $\mathcal{O}$ 規 定 に

変 更 後  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 以 外  $\mathcal{O}$ 供 給 条 件 に ょ る 託 送 供 給 を 必 要 とす る 理 由 を 記 載 L た 書 類

金 料 額 金  $\mathcal{O}$ そ 算 出  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 根  $\mathcal{O}$ 供 拠 給 又 は  $\mathcal{O}$ 当 相 該 手 方 金 額  $\mathcal{O}$ 負  $\mathcal{O}$ 担 決 と 定 な  $\mathcal{O}$ 方 る 法 t 12  $\mathcal{O}$ 関  $\mathcal{O}$ す 金 る 額 を 説 定 明  $\Diamond$ 書 よう とす る 場 合 に あ 0 7 は 当

+ -条  $\mathcal{O}$ 兀 を 第 六 + 七 条 と L 同 条  $\mathcal{O}$ 次 に 次  $\mathcal{O}$ 兀 条 を 加 え る。

託 送 供 給 約 款  $\mathcal{O}$ 変 更  $\mathcal{O}$ 届 出

第 六 + 八 条 法 第 兀 + 八 条 第 五. 項  $\mathcal{O}$ 経 済 産 業 省 令 で 定 8 る 場 合 は 同 条 第 項 本 文  $\mathcal{O}$ 認 可 を 受 け た

託 送 供 給 約 款 同 条 第 六 項 又 は 第 九 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 変 更  $\mathcal{O}$ 届 出 が あ 0 た とき は そ  $\mathcal{O}$ 変 更 後  $\mathcal{O}$ t

 $\mathcal{O}$ て 以 次 下  $\mathcal{O}$ 各  $\mathcal{O}$ 条 号 か  $\mathcal{O}$ 5 1 第 ず 七 れ + か に 該 条 当 ま で す に る 場 お 合 7 کے て す 単 に る 託 送 供 給 約 款 とい う。  $\mathcal{O}$ 変 更  $\mathcal{O}$ 場 合 で あ

が で  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 発 料 支 託 減 あ る 生 少 金 払 送 کے す 等 期 供 る 給 仮 日 日 と 定 か か 約 か L 1 5 款 0 た 5 う。 支 に そ そ 場 払 ょ 合  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ が 1) 支 を 遅 他 12 託 払 変 延 お 送  $\mathcal{O}$ を 更 す 託 1 供 す る 7 行 給 送 こと う 供 る を 場 受 日 給 1 ず に け ま 合 利 で ょ る 用 n で 者 者 か  $\mathcal{O}$ あ 1) 追 期  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 0 以 7 支 託 間 加 下 払 送 的 が 当 う 供 当 に べ 給 該 該 発 託 き 利 託 託 生 送 料 送 す 供 用 送 る 給 者 供 供 金 当 等 給 給  $\mathcal{O}$ 利 支 を 約 該 用 利 合 払 者」 款 用 託 計 う 者  $\mathcal{O}$ 送 べ と L 変 が 供 た き 更 料 給 1 う。 額 料  $\mathcal{O}$ 金 利 金 を が 前 用 等 支 増 後 者 加 を に 払  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 合 う L お 負 料 べ な 計 1 担 金 き て 1 L 及 と た 以 同 義 U そ 見 額 務 下

れ 導  $\mathcal{O}$ 管、 託 送 供 ガ 給 ス 利 X ] 用 者 タ  $\mathcal{O}$ そ 負 担  $\mathcal{O}$ ŧ 他 増  $\mathcal{O}$ 設 加 備 L な に 関 11 す 場 る費 合 用  $\mathcal{O}$ 負 担  $\mathcal{O}$ 方 法 を 変 更す る 場 合 で あ 0 て、 1

ず

込

ま

れ

る

場

合

 $\equiv$ ず 前 れ  $\mathcal{O}$ 号 託 に 送 供 掲 給 げ る 利 用 ŧ 者  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 負 ほ 担 カ t 増 託 加 送 L 供 な 給 利 1 用 場 者 合  $\mathcal{O}$ 負 担 と な る 事 項 を 変 更 す る 場 合 で あ 0 7 1

兀 更  $\mathcal{O}$ に 額 適 伴 及 用 び う 範 そ 場 囲 を 合  $\mathcal{O}$ 変 他 更 住  $\mathcal{O}$ す 負 居 担 表 る ŧ 場 示 合 増  $\mathcal{O}$ 加 変 で 更 L あ な に 0 伴 7 1 う 場 場 合 法 合 第 並 兀 + び 12 条 第 1 ず ħ 項  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 規 託 送 定 供 に 給 ょ る 利 用 供 者 給  $\mathcal{O}$ 区 支 域 払  $\mathcal{O}$ う 増 べ 加 き に 料 係 金 る 築

変

五 申 込 4 に 対 す る 取 扱 1  $\mathcal{O}$ 方 法 を変 更 す る 場 合 で あ 0 て、 1 ず れ  $\mathcal{O}$ 託 送 供 給 利 用 者  $\mathcal{O}$ 負 担 t 増

加 L な 1 場 合

七 六 責 任 託 導 送 管、 に 供 関 給 器 す る 具 利 用 事 者 機 項 械 が を 料 変 そ 金 更  $\mathcal{O}$ す を 他 支 る  $\mathcal{O}$ 場 払 設 うべ 合 備 で に き あ 関 義 す 0 務 て る  $\mathcal{O}$ 般 発 1 ず 生 ガ す れ ス る 導  $\mathcal{O}$ 管 日 託 か 送 事 業 供 5 給 者 \_\_ 般 利 及 ガ 用 び 者 託 ス 墳  $\mathcal{O}$ 送 管 負 供 事 担 給 業 ŧ 利 者 増 用 者 が 加 当 L  $\mathcal{O}$ 保 該 な 託 安 1 上 送 場 供 合  $\mathcal{O}$ 

給 利 用 者 に 対 す る ガ ス  $\mathcal{O}$ 供 給 を 停 止 で き る 日 ま で  $\mathcal{O}$ 期 間 を 変 更 す る 場 合 で あ つ て 1 ず

八 送 供 ガ 給 ス 利  $\mathcal{O}$ 供 用 者 給 に を 停 対 す 止 で る き 期 る 間 条 ŧ 件 短 縮 又 さ は ガ れ な ス  $\mathcal{O}$ い 場 託 送 合 供 給 契 約 を 解 除

で

き

る

条

件

を

変

更

す

る

場

合

で

あ

れ

 $\mathcal{O}$ 

託

合

て 1 ず n  $\mathcal{O}$ 託 送 供 給 利 用 者 に 対 す る 条 件 t 不 利 な ŧ  $\mathcal{O}$ لح L な 1 場

九

託

送

供

給

利

用

者

が

選

択

L

得

る

事

項

を

追

加

す

る

場

合

+ 前 各 11 ず 号 に n 掲 げ 託 る 送 供 ŧ 給  $\mathcal{O}$ 利  $\mathcal{O}$ ほ か  $\mathcal{O}$ 支 託 送 供 ベ 給 約 料 款  $\mathcal{O}$ 構 成  $\mathcal{O}$ 又 額 は 使 び 用 す  $\mathcal{O}$ る 他 字  $\mathcal{O}$ 句 等 担 を 変 更 加 す る 場 1 場 合 で あ 0

六 + 九 条 法 第 兀 十 八 条 第 六 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 託 送 供 給 約 款  $\mathcal{O}$ 変 更  $\mathcal{O}$ 届 出 を L ょ う لح す る 者 は そ

第

て

 $\mathcal{O}$ 

用

者

払

う

き

金

等

及

そ

負

ŧ

増

L

な

合

 $\mathcal{O}$ 実 施  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ + 日 前 ま で に 様 式 第 兀 + 八  $\mathcal{O}$ 託 送 供 給 約 款 変 更 届 出 書 に 次 に 掲 げ る 書 類 を 添 え 7

経 済 産 業 大 臣 に 提 出 L な け れ ば な 5 な 11

変 更 を 必 要 لح す る 理 由 を 記 載 L た 書 類

変更し ようとす る 部 分を 明 5 か 12 した 変 更 前  $\mathcal{O}$ 託 送 供 給 約 款

三 第 六 + 兀 条 第 号 口  $\mathcal{O}$ 事 項  $\mathcal{O}$ 変 更 消 費 税 等 相 当 額  $\mathcal{O}$ 4  $\mathcal{O}$ 変 更 を 除 を ようとす る

合にあつては、次に掲げる書類

口 1 を 足 業 事 第 は 五. 含 業 第三 者 ガ ガ 者 む ス 項 様 12 れ 同 ス 5 事 に 式 あ 令 に 表 事 業 限 業 規 第 様  $\mathcal{O}$ 0 定 る。 託 て 同 規 五. 式 託  $\mathcal{O}$ 送 第三 す 第 令 定 は 送 規 供 第 定 を る 供 ` 給 لح 表 様 + 給 同 令 約 般 様 様 は か 式 八 約 異 式 式 第 款 ガ 第 条 5 款 第六、 第二 第二 料 第  $\equiv$ 料 な + ス 金 導 第 る 八 五 金 管 料 条 算 表 第 項 算 三 定 定 第 事 補 表 様 12 金 業 式 表 規 規 足 お  $\mathcal{O}$ 算 則 者 第 則 項 ま 1 第 定 第 12 様 7 で 様 八 方 第 限 式 第 準 + 式 + 法 + る 第 第 用 八 同 令 三 条 兀 す 兀 表 を 九 条 第 第 る 定 第 第 条 8 第  $\mathcal{O}$ + \_\_ 同 <del>---</del> 同 令 規 九 表 表 令 項 様 る 定 第 式 条 第 0 項 第 第 + +般 又 地 12 届 様 六 は ょ 方 九 条 式 出 ガ 条 第 及 公 事 ス り 項 第 第 業 導 同 び 12 共 第 五 者 管 + 令 様 第 寸 項 お 第 式 に 体 に 事 条 1 項 業 九 7 で 規 あ 第 表 0 12 潍 定 者 条 八 あ 届 0 お 第 7 か 用 第 る す 12 出 1 5 事 あ す る は 7 第 業 準 表 表 般 る 0 + 同 ガ 者 般 ま て 用 同 令 令 は す 兀 で 第 ス に ガ 条 第 導 あ 様 る ス  $\mathcal{O}$ ま 書 + 管 導 式 同 場 表 0 管 第 令 合 で 条 補 事 7 類

定 す 1 及 る び \_\_\_ 般 口 ガ  $\mathcal{O}$ 規 ス 定 導 管 12 事 か 業 か 者 わ に 5 ず、 あ 0 て ガ は ス 事 業 同 令 託 送 様 供 式 給 第 約 九 款  $\mathcal{O}$ 書 料 金 類 算 定 規 則 第 三 十 条 第 項 12 規

様

式

第

+

 $\mathcal{O}$ 

書

類

- 二 に イ、 規 定 す 口 及 る び 般 ノヽ ガ  $\mathcal{O}$ 規 ス 導 定 管 に 事 か 業 か 者 わ 5 に ず、 あ 0 7 ガ ス は 事 業 同 令 託 送 様 供 式 第 給 約 十 款  $\mathcal{O}$ 料 書 金算 類 定 規 則 第 十三 第 項
- 兀 に あ 第 0 六 + 7 兀 は 条 第 託 送 供 号 給 口 若 利 用 L 者 <  $\mathcal{O}$ は 負 ノヽ 担 又 لح は な 同 る 条 第 ŧ  $\mathcal{O}$ 号  $\mathcal{O}$ 金 口 若 額  $\mathcal{O}$ L < 算 出 は  $\mathcal{O}$ /\ 根  $\mathcal{O}$ 事 拠 項 又 を は 当 変 更 該 金 L 額 ょ う  $\mathcal{O}$ لح 決 定 す る  $\mathcal{O}$ 方 場 法 合

12

関

す

る

説

明

書

- 第 2 行 七 る う 場 + 経 に 合 般 条 石 済 当 油 は ガ 産 た 業 ス 法 炭 託 導 第 大 ŋ 送 管 当 兀 臣 税 供 該 + 相 事 は 当 費 給 業 八 前 額 約 用 条 同 第 項 款 を  $\mathcal{O}$ 第 増 節  $\mathcal{O}$ 項 八 変 三 12 項 加 減 号 更 す 規  $\mathcal{O}$ る 石  $\mathcal{O}$ 定 他 口 場 こと 油 に す  $\mathcal{O}$ 掲 合 石 る 法 げ 炭 律 で が る 税 著 般 あ  $\mathcal{O}$ 書 ガ 規  $\mathcal{O}$ 0 L て、 税 < 定 類 ス を 率 獐 12 木 難 公  $\mathcal{O}$ 次 管 ょ 増 な り 表  $\mathcal{O}$ 事 支 加 各 場 業 L 号 払 な 合 を う け  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 12 1 う。 れ 他 限 べ 1 ず ば る。 き  $\mathcal{O}$ 費 な n 以 石 5 油 カ 下 用 な に と 石  $\mathcal{O}$ 炭 該 L  $\mathcal{O}$ 額 1 税 当 7 節  $\mathcal{O}$ す 12 経 に 増 関 る 済 お 加 す 場 産 1 12 業 合 対 7 لح 制 省 応 同 度 す 令 す U で る。 る  $\mathcal{O}$ 定 場 改 合 正 8 を
- 七 + 方 消 消 費 費 条 税 税 等 法  $\mathcal{O}$ 第 制 相 兀 度 当 +  $\mathcal{O}$ 額 改 八  $\mathcal{O}$ 条 増 正 第 に 加 九 起 消 項 因  $\mathcal{O}$ す 費 規 る 税 定 t 若 に  $\mathcal{O}$ L ょ 又 < る は は 託 前 地 送 뭉 方 供 消  $\mathcal{O}$ 給 費 増 約 税 加 款 に  $\mathcal{O}$ 伴  $\mathcal{O}$ 税 変 う 率 更 t  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 増  $\mathcal{O}$ 届 に 加 そ 出 限 を  $\mathcal{O}$ る L 他 ょ  $\mathcal{O}$ うと 12 消 対 費 す 応 税 る す 若 者 る L 場 < は は 様 地

第

12

起

因

す

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

12

限

る

に

妆

応

す

る

場

合

そ

る

石

式

第

兀

十

九

 $\mathcal{O}$ 

託

送

供

給

約

款

変

更

届

出

書

に

次

に

掲

げ

る

書

類

を

添

え

て、

経

済

産

業

大

臣

に

提

出

L

な

け

れ

ばならない。

- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
- 変 更 L よう とす る 部 分 を 明 5 カ に L た 変 更 前  $\mathcal{O}$ 託 送 供 給 約
- 三 第 六 + 兀 条 第 号 口 若 L < は ノヽ 又 は 同 条 第 号 ハ 若 L < は =  $\mathcal{O}$ 事 項 を 変 更 L ょ う لح す る 場

款

12 あ 0 7 は 託 送 供 給 利 用 者  $\mathcal{O}$ 負 担 لح な る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 金 額  $\mathcal{O}$ 算 出  $\mathcal{O}$ 根 拠 又 は 当 該 金 額  $\mathcal{O}$ 決 定  $\mathcal{O}$ 方 法

に関する説明書

第二十二条  $\mathcal{O}$ 三 中 第 一 十 二 条 第 <del>--</del> 項 た だ L を 第 兀 + 八 条 第 項 た だ L に、 様 式 第

二十一の三」を「様式第四十六」に改める。

第二十二条  $\mathcal{O}$  $\equiv$ を 第六 十六 条 لح L 同 条  $\mathcal{O}$ 前 12 次  $\mathcal{O}$ 条 を 加 え

る。

(託 送 供 給 約 款 に お 1 て 定  $\Diamond$ る べ き 事 項

第六 + 兀 条 法 第 兀 + 八 条第 項  $\mathcal{O}$ 託 送 供 給 約 款 に お 1 て は、 次 に 掲 げ る 事 項 を 定 8 な け れ ば な 5

ない。

連 結 託 送 供 給 ガ ス 事 業 託 送 供 給 約 款 料 金 算 定 規 則 平 成 + 六 年 経 済 産 業 省 令 第 + 七 号) 別

表 第 第 表 12 規 定 す る 連 結 託 送 供 給 を 11 う。 以 下 同 U. 12 関 す る 次 12 掲 げ る 事 項

イ 適 用 範 囲

口 導 管 ガ ス メ タ そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 設 備 に 関 す る 費 用  $\mathcal{O}$ 負 担 に 関 す る 事

項

ハ 口 に 掲 げ る t  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か 供 給  $\mathcal{O}$ 相 手 方 が 負 担 す べ き ŧ  $\mathcal{O}$ が あ る 場 合 に あ 0 て は そ  $\mathcal{O}$ 内 容

二 ガ ス 0) 受 入 量 及 び 供 給 量  $\mathcal{O}$ 計 測 方 法 並 び に 供 給  $\mathcal{O}$ 相 手 方 が 負 担 す べ き ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 徴 収  $\mathcal{O}$ 方 法

ホ 託 送 供 給 を 行 うこと が で き る ガ ス  $\mathcal{O}$ 熱 量 等  $\mathcal{O}$ 鉓 囲 組 成 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ ガ ス  $\mathcal{O}$ 受 入 条 件 に 関 す る

事項

託 送 供 給 に 附 帯 す る 業 務 に 関 す る 事 項

1 導 管 ガ ス メ タ そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 設 備 に 関 す る 般 ガ ス 導 管 事 業 者 及 び 供 給  $\mathcal{O}$ 相 手 方

 $\mathcal{O}$ 

保

安上

の責任に関する事項

チ ガ ス  $\mathcal{O}$ 受 入 れ 及 び 供 給  $\mathcal{O}$ 制 限 又 は 停 止 並 び に ک れ 5  $\mathcal{O}$ 解 除 に 関 す る 事 項

IJ 契 約  $\mathcal{O}$ 申 込 4  $\mathcal{O}$ 方 法 並 び に 契 約  $\mathcal{O}$ 更 新 及 び 解 除 に 関 す る 事 項

ヌ 1 か 5 IJ ま で に 撂 げ る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ カ 供 給 条 件 又 は 般 ガ ス 導 管 事 業 者及 び 供給

 $\mathcal{O}$ 

相

手

方

 $\mathcal{O}$ 

ル 有 効 期 間 を 定  $\Diamond$ る 場 合 に あ 0 7 は そ  $\mathcal{O}$ 期 間

責

任

12

関

す

る

事

項

が

あ

る

場

合

に

あ

0

7

は

そ

 $\mathcal{O}$ 

内

容

ヲ 導 管  $\mathcal{O}$ 位 置 を 明 示 L た 地 形 义  $\mathcal{O}$ 閲 覧 場 所

ワ 実 施 期 日

託 送 供 給 に 関 す る 次 に 掲 げ る 事 項 (前 号に 掲 げ る 事 項 を 除

イ 適 用 範 囲

口 料

ハ

=

金

導 管 ガ ス X ] タ ] そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 設 備 に 関 す る 費

口 及 び ハ に 掲 げ る Ł  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か 供 給  $\mathcal{O}$ 相 手 方 が 負 担 す べ き t  $\mathcal{O}$ が あ る 場 合 に あ 0 7 は

用

 $\mathcal{O}$ 

負

担

に

関

す

る

事

項

そ

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 内 容

ホ

ガ ス  $\mathcal{O}$ 受 入 量 及 び 供 給 量  $\mathcal{O}$ 計 測 方 法 並 び に 料 金 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 供 給  $\mathcal{O}$ 相 手 方 が 負 担 す べ き ŧ  $\mathcal{O}$ 

徴 収  $\mathcal{O}$ 方 法

託 送 供 給 を 行うことが で き る ガ ス  $\mathcal{O}$ 熱 量 等  $\mathcal{O}$ 範 进 組 成 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ ガ ス  $\mathcal{O}$ 受 入 条 件 12 関 す

る

事 項

1 託 送 供 給 12 附 帯 す る 業 務 12 関 す る 事 項

導 管 ガ ス メ ] タ ] そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 設 備 12 関 す る 般 ガ ス 導 管 事 業 者 及 び 供 給  $\mathcal{O}$ 相 手 方  $\mathcal{O}$ 保 安上

 $\mathcal{O}$ 責 任 に 関 す る 事 項

IJ

ガ

ス

 $\mathcal{O}$ 

受

入

れ

及

び

供

給

 $\mathcal{O}$ 

制

限

又

は

停

止

並

び に

 $\mathcal{L}$ 

n

5

 $\mathcal{O}$ 

解

除

に

関

す

る

事

項

チ

ヌ 契 約  $\mathcal{O}$ 申 込 4  $\mathcal{O}$ 方 法 並 び に 契 約  $\mathcal{O}$ 更 新 及 び 解 除 12 関 す る 事 項

ル 1 か 5 ヌ ま で に 掲 げ る t  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ カン 供 給 条 件 又 は 般 ガ ス 導 管 事 業 者 及 び 供 給  $\mathcal{O}$ 相 手 方 0

責 任 12 関 す る 事 項 が あ る 場 合 に あ 0 て は そ  $\mathcal{O}$ 内 容

ヲ 有 効 期 間 を 定  $\Diamond$ る 場 合 に あ つて は、 そ  $\mathcal{O}$ 期 間

ワ 導 管  $\mathcal{O}$ 位 置 を 明 示 L た 地 形 义  $\mathcal{O}$ 閲 覧 場 所

力 実 施 期 H

託 送 供 給 約 款  $\mathcal{O}$ 認 可  $\mathcal{O}$ 申 請 等

第 六 + 五 条 法 第 兀 + 八 条 第 項 本 文 び  $\mathcal{O}$ 認 可 を 受 け ょ う لح す る 者 は 様 産 式 第 兀 + 兀  $\mathcal{O}$ 託 送 供 給 約 款

5 な 1

公

共

寸

体

で

あ

る

般

ガ

ス

滇

管

事

業

者

12

あ

0

7

は

様

式

第

 $\equiv$ 

第

 $\equiv$ 

表

及

び

第

兀

表

様

式

第

兀

様

認

可

申

請

書

に

託

送

供

給

約

款

 $\mathcal{O}$ 

案

及

次

に

掲

げ

る

書

類

を

添

え

て、

経

済

業

大

臣

に

提

出

L

な

け

れ

ば

な

ガ ス 事 業 託 送 供 給 約 款 料 金 算 定 規 則 様 式 第 様 式 第 様 式 第  $\equiv$ 第 表 及 CK 第 表 地 方

的 式 第 託 送 五 供 第 給 約 表 款 第二 を 制 定 表 及 L な び 第二 11 場 合 表 に 補 は 足 並 同 令 び 様 12 様 式 第 式 六 第 六 第 表 同 令 第 以 下 + 兀 同 じ 条 第 項  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 書 規 類 定 12 ょ Ŋ 選 択

ガ ス 事 業 託 送 供 給 約 款 料 金 算 定 規 則 第 + 条 第 項 12 規 定 す る 般 ガ ス 導 管 事 業 者 12 あ 0 7 は

同

令

様

式

第

五

第

三

表

第

匹

表

第

兀

表

補

足

並

び

に

第

五

表

及

び

第

五

表

補

足

 $\mathcal{O}$ 

書

類

三 ガ ス 事 業 託 送 供 給 約 款 料 金 算 定 規 則 第 + 兀 条  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ n 同 令 第 九 条 か 6 第 + 兀 条 ま で  $\mathcal{O}$ 

規 定 لح は 異 な る 料 金  $\mathcal{O}$ 算 定 方 法 を 定  $\Diamond$ る 般 ガ ス 獐 管 事 業 者 に あ 0 7 は 同 令 様 式 第 +  $\mathcal{O}$ 書

類

兀 供 給  $\mathcal{O}$ 相 手 方  $\mathcal{O}$ 負 担 と な る t  $\mathcal{O}$ 料 金 を 除 く。  $\mathcal{O}$ 金 額  $\mathcal{O}$ 算 出  $\mathcal{O}$ 根 拠 又 は 当 該 金 額  $\mathcal{O}$ 決 定  $\mathcal{O}$ 

2 経 済 産 業 大 臣 は 前 項 第 号 に 掲 げ る 書 類 を 公 表 L な け れ ば な 5 な 1

3 に そ 法  $\mathcal{O}$ 第 変 兀 + 更 後 八 条  $\mathcal{O}$ 第 託 送 供 項 給  $\mathcal{O}$ 認 約 款 可 を  $\mathcal{O}$ 案 受 け 及 び ょ う 次 لح に す 掲 げ る 者 る 書 は 類 を 様 添 式 え 兀 て、 + 五. 経  $\mathcal{O}$ 済 託 産 送 業 供 大 給 臣 約 に 款 提 変 更 出 認 L な 可 け 申 れ 請 ば 書

な 5 な

変 更 を 必 要とす る 理 由 を 記 載 L た 書 類

変 更 L よう とす る 部 分 を 明 5 か 12 L た 変 更 前  $\mathcal{O}$ 託 送 供 給 約 款

 $\equiv$ 前 条 第 号 口  $\mathcal{O}$ 事 項 を 変 更 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 に 相 当 す る 額 以 下 消 費 税 等 相 当 額

 $\mathcal{O}$ 

と

7

う。

又

は

そ

 $\mathcal{O}$ 

額

12

係

る

表

示

若

L

<

は

請

求

 $\mathcal{O}$ 

方

法

 $\mathcal{O}$ 

4

 $\mathcal{O}$ 

変

更

以

下

消

費

税

等

相

当

額

 $\mathcal{O}$ 

4

変 更 とい う。 を 除 <\_ 。 L ょ う とす る場 合 に あ 0 て は 次 に 撂 げ る 書 類

1 ガ ス 事 業 託 送 供 給 約 款 料 金 算 定 規 則 様 式 第 様 式 第 様 式 第  $\equiv$ 第 表 及 び 第 表 地

方 公 共 寸 体 で あ る 般 ガ ス 墳 管 事 業 に あ 9 7 は 様 式 第 三 第  $\equiv$ 表 及 び 第 兀 表) 様 式 第 兀

様 式 第 五 第 表 第二 表 及 び 第 表 補 足 並 び に 様 式 第 六  $\mathcal{O}$ 書 類

口 ガ ス 事 業 託 送 供 給 約 款 料 金 算 定 規 則 第 十 条 第 項 に 規 定 す る 般 ガ ス 導 管 事 業 者 12 あ 7

は 同 令 様 式 第 五. 表 第  $\equiv$ 表 第 兀 表 第 兀 表 補 足 並 び 12 第 五 表 及 び 第 五 表 補 足  $\mathcal{O}$ 書 類

ノヽ ガ ス 事 業 託 送 供 給 約 款 料 金 算 定 規 則 第 + 兀 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ 同 令 第 九 条 か 5 第 +兀 条 ま で

定方 法 れ を 5 定 0 規  $\Diamond$ 定 る を同 般 一 令 第· ガ ス + 導 六 管 条に 事 業 者 お V) に て あ 準 0 用 7 する場 は 同 令 合を含 様 式 第 む。 +  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 規 書 定とは 類 異な る料 金 0 算

= イ、 口 及 び ハ  $\mathcal{O}$ 規 定 12 か か わ 5 ず、 ガ ス 事 業 託 送 供 給 約 款 料 金 算 定 規 則 第 + 五 条 第 項 に

規 定 す る 般 ガ ス 導 管 事 業 者 に あ 0 7 は 同 令 様 式 第 六 及 び 様 式 第 七  $\mathcal{O}$ 書 類 条 第

ホ 項に イ、 規 口 定 す ハ る 及 び 般 = ガ  $\mathcal{O}$ 規 ス 導 定 管 に 事 か 業 カン 者 わ に 5 ず、 あ つ 7 ガ ス は 事 業 同 令 託 . 様 送 式 供 第 給 + 約 款  $\mathcal{O}$ 書 料 類 金 算 定 規 則 第二 一 十 三

兀 7 は 前 条 供 第 給 <del>---</del> 号  $\mathcal{O}$ 相 口 若 手 方 L  $\mathcal{O}$ < 負 は 担 ハ 又 と な は る 同 t 条 第  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 号 金 額 ノヽ 若  $\mathcal{O}$ 算 L < 出  $\mathcal{O}$ は 根 =拠  $\mathcal{O}$ 又 事 は 項 当 を 該 変 更 金 額 L よう  $\mathcal{O}$ 決 ع 定 す  $\mathcal{O}$ 方 る 場 法 12 合 関 に す あ る 0

説明書

4

経 済 産 業 大 臣 は、 前 項 第三 号 ハ に 掲 げ る 書 類 を公 表 L なけ 'n ば な 5 な 1

第 + 八 条 カン 5 第 + = 条の二 ま で を 削 り、 第 六 + 兀 条  $\mathcal{O}$ 前 に 次  $\mathcal{O}$ 款 名 を 付 す る。

## 第二款 業務

第 + 七 条 中 「 第 +  $\equiv$ 条 第二 項」 を 第 兀 + 兀 条 第 項」 に、 様 式 第 + を 様 式 第 兀 +

に、 提 出 を 経 済 産 業 大 臣 12 提 出 12 改 め、 同 条 に 次  $\mathcal{O}$ 項 を 加 え る。

2 経 済 産 業 大臣 は 法 第 四 + 兀 条 第二 項  $\mathcal{O}$ 認 可 を 受 け ょ うとす る者 12 対 し、 前 項 0 書 類  $\mathcal{O}$ ほ か、

必 要 لح 認  $\Diamond$ る 書 類  $\mathcal{O}$ 提 出 を 求  $\Diamond$ ることが できる

第十七条を第六十三条とする。

に、 改 改 廃 兀 は  $\mathcal{O}$ 面  $\Diamond$ 8 止 + 第 事 す 業 + に、 兀 を 削 六 様 る 同 休 条 り、 場 及 条 式 同 項 止 第 第 第 び 合  $\mathcal{O}$ 項  $\equiv$ 第 供 に 廃 項 見 同 号 兀 給 項 あ 出 止 を 号 第 に 地 中 0 L 中 許 中  $\equiv$ 点 7  $\neg$ 号 事 様 群 は 可 式 事 中 業 申 様 事  $\mathcal{O}$ 第 業 請 業 第 位  $\mathcal{O}$ 式 三 \_ 事  $\mathcal{O}$ 置 書 第 \_ \_\_ を を 号 に 業 十 を 及  $\mathcal{O}$ 次  $\mathcal{O}$ \_\_ び <del>\_\_</del> 書  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ に 般 各 般 を 類 事 に 業 ガ 般 改 並 ガ 号  $\overline{\phantom{a}}$ 限 に  $\Diamond$ ガ び ス ス 休 般 導 る。 導 ス 12 掲 止 管 管 導 供 げ 同 ガ 管 給 事 る 廃 条 事 ス \_ 業 導 業 正 に 事 書 地  $\bigcirc$ に、 次 業 管 点 類 群 事 許 12  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 業 ごとに に、 改 <del>\_\_\_</del> 可 項 提 般 め、 に  $\mathcal{O}$ 申 を 出 ガ 請 に、 場 そ 加 ス 書 同 場 合 を え  $\mathcal{O}$ 導 条 に る。 合 供 は 管 中 次 場 給 は 事  $\mathcal{O}$ 合 経 業 第 地 を 書 を 十三 点 は 済  $\mathcal{O}$ 類 場 全  $\mathcal{O}$ 産 場 を 位 合 業 を 条 部 第 合 大 置 12 を 臣 場 12 を あ 休 様 項 あ 合 記 に 止 式 <u>つ</u> に 載 7 提 第 0 出 を 7 あ L は 兀 た は + 又 9 に 第 に は 7 义

2 類 経  $\mathcal{O}$ 済 ほ 産 カ 業 大 必 要 臣 لح は 認 法  $\Diamond$ 第 る 書 兀 + 類 兀  $\mathcal{O}$ 提 条 出 第 を 求 項 8  $\mathcal{O}$ 許 る こと 可 を が 受 で け き ょ うと る す・ る 者 に 対 L 前 項 各 号 に 掲 げ る 書

第十六条を第六十二条とする。

 $\mathcal{O}$ 相 第 + 続 が 五 条 あ 中 0 た 様 と 式 を 第 証 + す  $\mathcal{O}$ る 書  $\mathcal{O}$ 許 類 を 可 添 事 業 え 7 承 継 経 届 済 出 産 書 業 を 大 臣 を に 様 12 式 改 第 8 兀 る。 +  $\mathcal{O}$ 事 業 承 継 届 出 書 12 事 業

第十五条を第六十一条とする。

経 済 様 第 + 式 産 業 第 兀 + 条 大 中 臣 に を 「第 提 + 出 様 条 式 第 第 に 改 兀 + 項  $\emptyset$ に、 を 同 条 第 第 兀 八 次 一 十 二 号  $\mathcal{O}$ 中 書 条 類」 第二 般 を 項」 ガ 次 ス に、 事  $\mathcal{O}$ 業」 各 号 に を 様 掲 式 第 げ 九 般 る 書 ガ を ス 類 導 管 に 様 事 式 第三 業 提 + に 出 改 九 を 8 に、 同

十一 主たる技術者の履歴書

号

を

同

条

第

+

号と

L

同

条

に

次

 $\mathcal{O}$ 

号

を

加

え

る。

様 式 第三 +  $\equiv$  $\mathcal{O}$ \_\_ 般 ガ ス 導 管 事 業 遂 行 体 制

第 同 条 + 第 兀 条 五. 号 第 及 七 号 び 中 第 六  $\overline{\phantom{a}}$ 号 を 般 削 ガ ŋ ス 事 業 同 者」 条 第 を 兀 号 を 般 同 条 ガ 第 ス 獐 六 号 管 と 事 業 者 同 号 に 改  $\mathcal{O}$ 次 め、 に 次 同 号  $\mathcal{O}$ を 号 同 条 を 第 加 え 九 号とし る

説

明

書

七 人 及 び 般 ガ 該 ス 事 導 業 管 事 を 承 業 継  $\mathcal{O}$ す る 部 法 を 人 承 継  $\mathcal{O}$ 承 さ 継 せ る  $\mathcal{O}$ 日 分 以 割 後三 を す る 年 場 内 合  $\mathcal{O}$ に 日 を あ 含 0 7 む 毎 は 事 業 当 年 該 度 事 に 業 お を け 承 る 継 様 さ せ 式 第 る 法

十二の収支見積書

八 す る 合 法 併 人 及  $\mathcal{O}$ び 合 併 般 及 ガ び ス 承 導 継 管 事  $\mathcal{O}$ 業 日 以  $\mathcal{O}$ 後 全 三 部 年 を 内 承  $\mathcal{O}$ 継 さ 日 を せ 含 る む 分 毎 割 事 を 業 す 年 る 度 場 12 合 お 12 け あ る 0 様 て 式 は 第 当  $\equiv$ + 該 事 業  $\mathcal{O}$ 収 を 支 承 見 継

積書

改 8 第 + 兀 及 条 第 び 供 三 号 給 中 地 点 事 群 業  $\mathcal{O}$ 位  $\mathcal{O}$ \_\_ 置 を を 明 示 L 般 た ガ 玉 ス 導 土 交 管 通 事 省 業  $\bigcirc$ 玉 土 に、 地 理 院 場  $\mathcal{O}$ 発 合 行 は に 係 を る 場 縮 尺 合 五. に あ 万 分 0 7  $\mathcal{O}$ は  $\mathcal{O}$ 地 に

形 义 並 び に 供 給 地 点 群 ごとに そ  $\mathcal{O}$ 供 給 地 点  $\mathcal{O}$ 位 置」 を 削 り、 同 号  $\mathcal{O}$ 次 に 次  $\mathcal{O}$ 号 を 加 え る

匹 人 及 般 び 当 ガ 該 ス 獐 事 業 管 を 事 業 承 継  $\mathcal{O}$ す <del>\_\_\_</del> る 部 を 法 人 承 継  $\mathcal{O}$ さ 承 継 せ る  $\mathcal{O}$ 分 日 割 以 を 後 三 す 年 る 内 場 合  $\mathcal{O}$ 日 12 を あ 含 0 7 む 毎 は 事 業 当 該 年 事 度 業 に を お け 承 る 継 さ 供 せ 給 る 区 域 法

 $\mathcal{O}$ 

用

途

別

 $\mathcal{O}$ 

需

要

 $\mathcal{O}$ 

見

込

4

を

記

載

L

た

書

類

五 三 法 合 年 人 又 併 内 は  $\mathcal{O}$ 及 合 び 日 併 を 含 に 般 ょ む ガ 毎 ŋ ス 事 設 導 業 立 管 す 年 事 る 度 業 に 法  $\mathcal{O}$ 全 お 人 け 及 部 び を る 当 供 承 継 給 該 さ 事 区 業 せ 域 る  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 分 用 全 途 部 割 を 別 を す 承  $\mathcal{O}$ る 需 継 要 場 す  $\mathcal{O}$ る 合 法 見 に 込 あ 人 4  $\mathcal{O}$ 0 合 を 7 記 併 は 載 及 合 L び 併 た 承 書 継 後 存 類  $\mathcal{O}$ 続 日 す 以 後 る

第十四条に次の一項を加える。

2 類  $\mathcal{O}$ 経 済 ほ カン 産 業 必 大 要 臣 لح は 認  $\Diamond$ 法 る 第 書 兀 + = 類  $\mathcal{O}$ 提 条 第 出 を 求 項  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ る 認 こと 可 を が 受 で け き ょ る うとす る 者 12 対 し、 前 項 各 号 に 掲 げ る 書

第十四条を第六十条とする。

群 業 十二条 に、 ごとに  $\bigcirc$ 第 + 三 第 12 そ 提 条 項」  $\mathcal{O}$ 出  $\mathcal{O}$ 供 場 見 給 合 出 を に 地 は L 点 中 を 経  $\mathcal{O}$ 様 位 済 事 式 置 場 第 業 産 を 合 業 八 \_ 記 12 大 を 載 あ 臣 を L 0 に た 提 様 般 7 巡 は 式 ガ 出 第 ス 面 に、 12 三 導 を 改 + 管 八 削 め、 事 り、 及 業 に、 び 同 に 同 供 条 条 給 第 改 第 三  $\Diamond$ 地 次 点 八 号  $\mathcal{O}$ 号 群 中 書 同 を 類」  $\mathcal{O}$ 条 削 位 事 中 り、 置 業 を  $\mathcal{O}$ 第 \_ 次 同 及 + 条 を 条 び  $\mathcal{O}$ 第 各 第 号 七 並 号 般 び に 項 中 に ガ 掲 供 ス げ を 事 給 漬 る 業 管 地 書 第 点  $\mathcal{O}$ 事 匹 類

に、 を 様 般 式 第 ガ ス 導 三 管 を 事 様 業 *(*) 式第三十二」 に、 「 場 合 に は 改 め、 を 同 「 場 号 合 を に 同 あ 条 第 つては」 九号とし、 に、 同 号 譲 受け 0) 次 に次 人 0) を 五 号 譲 を加え 受 人

十 主たる技術者の履歴書

る。

+ 様 式 第三 十三  $\mathcal{O}$ 般 ガ ス 導管事 · 業 遂 行 体 制 説 明 書

譲 受 人 が 法 人 0 発起 人で あ る場 合 に あ 0 7 は 当 該 法 人の 定款及 び役員となるべ き者 0 履

歴書

又

は

譲

受

け

に

0

1

7

 $\mathcal{O}$ 

議

決

に

係

る

議

会

 $\mathcal{O}$ 

会

議

録

 $\mathcal{O}$ 

写

+ 十三 . 匹  $\mathcal{O}$ 定 款 譲 譲 渡 受 人 人 登 又 記 が は 事 般 譲 項 受 ガ 証 人 ス 明 が 導 書 管 地 方 最 事 公 業 近 共 者  $\mathcal{O}$ 事 以 寸 外 体 業 で 年  $\mathcal{O}$ あ 者 度 る 末 で 場 あ  $\mathcal{O}$ 合 貸 0 て、 に 借 あ 対 つて 照 法 表 人 で は 及 び あ 当 損 る 該 益 場 譲 合 計 渡 算 12 書 人 あ 又 0 並 は 7 び 譲 12 は 受 役 人 員 当 該 0  $\mathcal{O}$ 譲 履 譲 渡 受 歴 書 L 人

に 改 第 め、 十三 譲 渡 条 同 L 人 号 第 を 六 同 号 を 中 条 第 譲  $\neg$ 八 事 渡 号とし、 業 人  $\mathcal{O}$ に \_\_ を 同 条 譲 第 受 般 ガ 五. け 人 号 ス 導  $\mathcal{O}$ 次 を 管 に 事 業 次 譲 *O*) = -受  $\bigcirc$ 人 号を に、 に、 加 え 場 る。 様 合 式 は 第  $\equiv$ を を 場 合 様 に 式 あ 第三十二」 9 7 は に

六  $\mathcal{O}$ 日 以 般 後 ガ  $\equiv$ ス 年 導 内 管 事  $\mathcal{O}$ 業 日 を含  $\mathcal{O}$ 部 む 毎 を 事 譲 業 渡 年 す 度 る場 に お 合 け に る あ 供 0 給 7 区 は 域  $\mathcal{O}$ 譲 渡 用 途 人 及 別 び  $\mathcal{O}$ 需 譲 受 要 人  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 見 譲 込 み 渡 を L 記 及 載 び 譲 L 受 た け 書

七 般 ガ ス 導 管 事 業  $\mathcal{O}$ 全 部 を 譲 渡 す る 場 合 に あ 0 7 は 譲 受 人  $\mathcal{O}$ 譲 受 け  $\mathcal{O}$ 日 以 後 年 内 0 日 を

含 む 毎 事 業 年 度 に お け る 供 給 区 域  $\mathcal{O}$ 用 途 別  $\mathcal{O}$ 需 要  $\mathcal{O}$ 見 込 4 を 記 載 L た 書 類

第十三条を第五十九条とする。

第十二条を削る。

第十一条を次のように改める。

(ガス工作物等の変更の届出)

第

出

+ \_\_ 条 法 第 兀 + 条 第 <del>---</del> 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 般 ガ ス 導 管 事 業  $\mathcal{O}$ 用 12 供 す る ガ ス 工 作 物  $\mathcal{O}$ 変 更  $\mathcal{O}$ 届

を L ょ う とす る 者 は 様 式 第  $\equiv$ + 六  $\mathcal{O}$ ガ ス 工 作 物 変 更 届 出 書 に 次 に 掲 げ る 書 類 ガ ス 工 作 物  $\mathcal{O}$ 

廃 止  $\mathcal{O}$ 場 合 に あ 0 て は 第 号  $\mathcal{O}$ 書 類 に 限 る。 を 添え て、 経 済 産 業大 臣 に 提 出 L な け れ ば な 5

ない。

変 更 を 必 要 لح す る 理 由 を 記 載 L た 書 類

二 変更工事の概要の説明書

三 変 更 に 係 る ガ ス 工 作 物  $\mathcal{O}$ 概 要 を 明 示

2 法 第 兀 + 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る 氏 名 若 L < は 名 称 及 び 住 所 又 は 主 た る営 業 所 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 営 業 所

L

た

地

形

义

 $\mathcal{O}$ 名 称 及 び 所 在 地  $\mathcal{O}$ 変 更  $\mathcal{O}$ 届 出 を L ようとす る者 は 様 式 第三 + 七  $\mathcal{O}$ 氏 名 等 変 更 届 出 書 を 経 済 産

業大臣に提出しなければならない。

3 ょ う 法 لح 第 す 兀 + る 者 条 は 第 様 式 項 第三  $\mathcal{O}$ 規 + 定 六 に  $\mathcal{O}$ ょ る ガ ス 般 工 作 ガ 物 ス 変 導 更 管 事 届 業 出 書  $\mathcal{O}$ 用 を 提 12 供 出 す L な る ガ け ス n ば 工 作 な 5 物 な  $\mathcal{O}$ 変 1 更  $\mathcal{O}$ 届 出 を L

第十一条を第五十八条とする。

生 ス に 供 事 供 す 設 条 第 を 業」 す る 第 + 備 る 条 ガ た 項」 を た ス  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ を \_ 事 12 見  $\Diamond$ に、 に 業 削 出 他 者 般 \_\_ L  $\mathcal{O}$ ŋ 者 に ガ 時 中 次 的 ス  $\neg$ 導 に、  $\mathcal{O}$ を 重 要」 管 を 般 と お 事 ガ ガ り 業 般 を 他 ス 者 事 ス ガ  $\mathcal{O}$ \_ を  $\mathcal{O}$ 事 ス 業 ガ 業 般 導 者 ス 般 管 次 工  $\mathcal{O}$ ガ が 作 ガ \_\_ 事 用  $\mathcal{O}$ ス 事 に 業 各 物 ス を 導 供 業 号  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 者」 管 す 用 に 重 要 事 る 般 掲 に 業 げ を た ガ 供 8 る す ス 12 に 導 t 改 に 他 る 改 管 め、  $\mathcal{O}$ た  $\mathcal{O}$ \_\_ 時  $\Diamond$ 8 事 ガ 業 的 ス に に 同 事 者 改 条 同 他 中 条 に 業 が  $\mathcal{O}$  $\Diamond$ 第 者 者 に、 第 同 号 に、 に 条 九 を削 般 条 第 ガ 第 り、 般 号 ス 事 般 般 中 項 ガ 業 ガ ガ ス 同 者 特 条 事 を ス ス 第  $\mathcal{O}$ 事 事 業 定 業 業 第  $\mathcal{O}$ ガ 号 般 者  $\mathcal{O}$ 用 ス 兀 を + ガ 用 に 12 発

第十条を第五十七条とする。

同

条

第

号

と

L

同

条

第

匹

号

を

同

条

第

 $\equiv$ 

号

とす

第九条を次のように改める。

供 給 区 域  $\mathcal{O}$ 増 加 12 伴 う 事 業 開 始  $\mathcal{O}$ 届

出

第 九 条 第 五 + 兀 条  $\mathcal{O}$ 規 定 は 法 第 兀 + 条 第二 項 に お 1 7 準 用 す る 法 第三十 九 条 第 兀 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ

る届出をしようとする者に準用する。

第九条を第五十六条とする。

げ

 $\Diamond$ 

兀

給 第 供 る + 六 画 供 開 供 地 第 号 給 条 六 点 給 地 を 始 給 書 八 同 点 中 条 群 削 を す 類 を 地 項 区 第 条 り、 点 ごと 第 行 る 第 削 域  $\mathcal{O}$ 等 を に 項 及 り う 日 見 削 項 及 12 号 変 び H 以 出 第 後 供 場 び 増 中 更 に ŋ  $\mathcal{O}$ L 給 そ 合 兀 場 加 提 許 中 前 出 号 及 及 地 は 合 日  $\mathcal{O}$ L 可 場 点 供 申 ホ は ま U び 並 供 合 給 又 増 を 請 給 を で 供 び 給 書 は を を  $\mathcal{O}$ 地 は 加 に 区 を 削 場 点 供 域 日  $\mathcal{O}$ 減 L り、 第 場 を 経 給 等 を 合 に 計 少 を 含 に 合 す 又 済 地 五. 0 画 場 き 供 点 は あ に 並 る 産 を 十 む 合 三 特 業 場 0 あ 毎 び 供 減 給 及 に 合 7 条 事 定 に び 供 0 給 少 大 区 あ 業 す そ は は 第 7 ガ 供 地 臣 域 給 0 は 年 ス 給 点 る に 変 区  $\mathcal{O}$ 7 に、 度 発 提 数」 域 を 項 供 更 地  $\mathcal{O}$ 第 に 生 許 は 点 給 出 に 位 場 匹 設 改 お 群 置 地 可 を に に、 に、 号 備 点 合 様  $\Diamond$ け を 申 削 改 ホ に 式 る に と 記 に 請 Ŋ  $\Diamond$ そ 代 に 第 <u>\_</u>\_\_\_ あ 同 載 係 書 え 場 区 項  $\mathcal{O}$ L る 同 0 7 域 第 7 合 に、 条 12 供 増 た 供 様  $\mathcal{L}$ に 及 は を 給 給 第 改 匹 加 义 式 び 号 す は 第 8 地 n 地 面 供 12 中 様 点 点 次 以 る 項 五 外 給 中 改 式 供 群 を  $\mathcal{O}$ を  $\mathcal{O}$ 同 地 第 項 需  $\mathcal{O}$ 給 削  $\mathcal{O}$ 書 8 及 を 点 三 場 第 第 び 要 ガ 地 り、 位 類」 + 点 置 合 同 五 供  $\mathcal{O}$ ス 様 八 を 見 を 項 \_ 号 給 工 条 に 同 に 式 第 中 込 作 第 第 地 対 項 及 あ 点 第 供 七 に 4 び 次 物 L 0  $\equiv$ + 給 号 改 及 及 に ガ 7  $\mathcal{O}$ 項 号 中 び を び ょ ス 並 は 各 五 X. 8 域」 供 供 中 号 を 削 ŋ  $\mathcal{O}$ び 給 及 給 ガ 供 に に に 12 ŋ 同 12 び 項 ス 給 及 供 改 掲 第 地  $\mathcal{O}$ 

点

計

 $\mathcal{O}$ 

を

び

給

供

第

場 合 に 様 式 あ 第三」 0 7 は を に 様 改 式  $\Diamond$ 第三十二」 同 項 第 九 号 に 改 を め、 次  $\mathcal{O}$ ょ 同 う 項 に 第 改 八 号 8 中 る 他 を 他  $\mathcal{O}$ 者」 に、 場 合 は を

九 申 請 者 が 地 方 公 共 寸 体 で あ る 場 合 に あ 0 て は 当 該 申 請 者 が 供 給 区 域 を 変 更 す る こと に 0 1

て  $\mathcal{O}$ 議 決 に 係 る 議 会  $\mathcal{O}$ 会 議 録  $\mathcal{O}$ 写 1

第 八 条 第 項 第 + 号 中 \_ 般 ガ ス 事 業 者 を 般 ガ ス 導 管 事 業 者」 に、 第 六 条 第 項 第 + 兀

号」 を 第 五. 十三 条 第二 項 第 + 五. 号」 12 改  $\Diamond$ 同 条 第 項 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 8) る 項

 $\mathcal{O}$ ほ か 必 要 لح 認 8 る 書 類  $\mathcal{O}$ 提 出 を 求  $\Diamond$ る とが で きる

2

経

済

産

業

大

臣

は

法

第

兀

+

条

第

項

 $\mathcal{O}$ 

許

可

を受

け

ようとす

る

者

に

対

前

各

号

に

撂

げ

る

書

類

第 八 条 を 第 五 十 五 条 と す る

第 七 条 中 第 七 条 第 兀 項」 を 第三 + 九 条 第 兀 項 に、 様 式 第 匹 を 「 様 式 第三十 <u>.</u> 匹 に 改 8

る。

第 事 七 業 条 を 開 第 始 五 届 + 出 書 兀 を 条 と す  $\mathcal{O}$ る 下 に 経 済 産 業 大 臣 に を 加 え

め、 第 六 条 同 条 第 第 項 中 項 中 第 第 兀 兀 条 条 第 第 項」 項」 を を 第 第  $\equiv$  $\equiv$ + 六 + 六 条 条 第 第二 項」 項」 に、 に、 様  $\mathcal{O}$ 式 と 第 お \_\_ り を を 様 式 に 掲 第  $\equiv$ げ <u>+</u> る t に  $\mathcal{O}$ 

を 改 記 12 改 載 L 8 た 义 同 項 面 第 を 号 削 り、 中 及 同 項 び 第二 供 給 号 地 中 点 群  $\mathcal{O}$ 般 位 ガ 置 ス 事 及 業」 び を 並 び 12 供 般 給 ガ ス 地 導 点 管 群 ごとに 事 業」 に 供 給 改 地  $\Diamond$ 点  $\mathcal{O}$ 及 位 び 置

で 含 様 第 作 般 特 ス ハ 0 導 き 定 式 を 物 ガ ts. 管 第 を 同 特 ス ガ 毎 を 号 12 事 導 事 定 ス 管 発 業 1 口 業 ガ と を 生 事  $\mathcal{O}$ 様 カン 年 ス 業」 L 発 設 用 式 1 度 5 第 = 12 様 か に 生 備 に 供 式 三 ま 設 12 同 5 お + 係 第 で 号 備 す 改 け 三 ま る =  $\Diamond$ る に る \_\_ で」 た に を 代 t 供  $\Diamond$ 12 改 同 同 給 え  $\mathcal{O}$ に 改 を 7 号  $\mathcal{O}$ 項  $\Diamond$ 地 ک 12 第 点 ガ  $\Diamond$ あ ノヽ  $\neg$ と ス 改 1 兀 れ 同  $\mathcal{O}$ 0 号 号 か 需 7  $\Diamond$ 同 L 以 に、 項 5 中 要 外 は  $\sim$ 第 を 同 同 ホ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 号 項 七 ま ガ 見 ガ 供 同 で 給 場 第 号 号 込 ス ホ ス 合 中 工 工 十 ホ を み 地 \_ は と に 作 作 点 号 同 号 中 群 L 物 を 物 般 = 削 を 12 と と 同 1 を ょ 他 ガ n に 場 号 L ス り を 合 事 1 ガ を 同 業 事 に を 同 般 項 ス あ 号 <u>^</u> 第  $\mathcal{O}$ 他 同 ガ 業 を 号 三 供 0  $\mathcal{O}$ ス  $\mathcal{O}$ ^ 者 て に 獐 号 給 開 及 لح 管 は 中 を び 改 始 に 般 1 事 行  $\mathcal{O}$ L 8 に 業 中 ガ う 日 改 般 以 ス 同 同  $\mathcal{O}$ 日 \_ ガ 獐 後 項 1 号 用  $\Diamond$ ガ  $\mathcal{O}$ そ 第 管 及 ス に ス 前 口 同 事 び を 供 事  $\mathcal{O}$ 五 日 号 業 業 項 を 削 す ま 供 ノヽ 給 第 中 カン 1) る で に ガ 十 5 を  $\mathcal{O}$ 地 般 様 点 ホ 同 ス 日 뭉 ガ 式 ま 号 工 を 12

十 様 式 第 三 + 三  $\mathcal{O}$ 般 ガ ス 墳 管 事 業 遂 行 体 制 説 明 書 を

次

 $\mathcal{O}$ 

ょ

う

に

改

8

る

几 は 号 組 場 第 六 中 合 合 条 は 事 第 を 業 そ を 法  $\mathcal{O}$ 項 人 会 第 を 社 + に、 又 号 は 般 中 組 場 ガ 合 숲 合 ス 導 社 は を 管 又 事 そ 場 は 業  $\mathcal{O}$ 合 法 を 者 に 人 で あ に、 を あ 0 て る 場 は 組 合 合 般 当 に ガ あ 該 以 法 ス 0 下 7 事 人 業 は 組 者 合 12 当 改 と を 該 8 7 申 う。 請 同 般 者 項 ガ 第 に ス +  $\stackrel{\cdot}{=}$ 導 改 を 管 号 8 法 事 中 人 業 同 者」 会 項 第 社 に に + 又

場 合は」 を 「場合にあつては」 に、 「 第 五条第一号、 第三号及び第七号」 を 「第三十七条第

号、 第三 号及 び 第六 号 に 改  $\Diamond$ 同 号 を 同 項 第 十 五 号とし、 第十三 号  $\mathcal{O}$ 次 に 次  $\mathcal{O}$ 号 を 加 え る。

+ 匹 申 請 者 が 地 方 公 共 寸 体 で あ る 場 合 に あ つて は 当 該 申 請 者 が 般 ガ ス 導 管 事 業 を営 むこと

に

0

1

て

 $\mathcal{O}$ 

議

決

に

係

る

議

会

 $\mathcal{O}$ 

会

議

録

 $\mathcal{O}$ 

写

第六 条 に 次  $\mathcal{O}$ 項 を 加 える。

3 経 済 産 業 大 臣 は 法 第三十五 条  $\mathcal{O}$ 許 可を受けようとする者に対 前 項各号に掲げる書 類 のほ

か、 必 要 کے 認  $\Diamond$ る 書 類  $\mathcal{O}$ 提 出 を 求  $\emptyset$ ることができる。

第六 条 を 第 五. + 三 条 とす る

第 五. 条 中 第 四 条 第 項 第 三 号 口 を 第三十六条 第 項 第 四 号 イ に 改 め る。

第 五. 条 を 第 五. 十 二 条と し、 同 条  $\mathcal{O}$ 前 に 次  $\mathcal{O}$ 章名、 節 名 及 び 款 名を付す

第  $\equiv$ 章 ガ ス 導 管 事 業

第 節 般 ガ ス 導 管 事 業

第 款 事 業  $\mathcal{O}$ 許 可

第 四 条  $\mathcal{O}$ 次 12 次  $\mathcal{O}$ 条 を 加 え る。

ガ

ス

製

造

事

業

に

該

当

す

る

液

化

ガ

ス

貯

蔵

設

備

 $\mathcal{O}$ 

要件

第 五. 条 法第二条 第 九 項 0) 経 済 産 業 八省 令 で 定 め る要件 12 該当する液化ガ ス 貯 蔵 設 備 は  $\mathcal{O}$ 製

造 所

に お け る そ  $\mathcal{O}$ 容 量 0 合計 が二十 方 キ 口 リッ  $\vdash$ ル 以上の ŧ のであ つて、 ガス事 業 の用に供する導 管

と接続しているものをいう。

第一章の次に次の一章を加える。

第二章 ガス小売事業

第一節 事業の登録

(ガス小売事業の登録申請)

第 六 条 法 第 兀 条 第 項  $\mathcal{O}$ 申 請 書 は、 様 式 第 に ょ る ŧ  $\mathcal{O}$ とす る。

2 法 第 兀 条 第 項 第三 号 口  $\mathcal{O}$ 経 済 産 業 省 令 で 定  $\Diamond$ る 導 管 は 申 請 者 が 維 持 し、 及 び 運 用 す んる導

管

のうち主要な導管とする。

3

法

第

兀

条

第

項

第七

号 の

経

済

産業省令で定

8

る

事

項

は、

次に

掲

げ

るも

のとする。

電 話 番 号 、 電 子 メ ] ル T ド レ ス そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 連 絡 先

二 その行うガス小売事業以外の事業の概要

4 法 第 そ 兀  $\mathcal{O}$ 条 第二 ス 項  $\mathcal{O}$ 経 済 産 業 省 令  $\mathcal{O}$ で 定  $\Diamond$ る 書 類 は 次 に 掲

法 第 六 条 第 項 各 号 第 兀 号 を除 <\_ 。 12 該 当 L な **,** \ ことを誓約 す る書 面

げる

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

とす

る。

様 式 第  $\frac{-}{\mathcal{O}}$ ガ ス 小 売 事 業 遂 行 体 制 説 明 書

三 様式第三の苦情等処理体制説明書

兀 申 請 者 が 法 第 条 第 <del>---</del> 項 に 規 定 する特 定 ガ ス 発 生 設 備 に お 1 7 ガ ス を 発 生 さ せ 導 管 12 ょ

れ を 供 給 す る 者 で あ る 場 合 に あ 0 7 は 供 給 地 点 群 特 定 ガ ス 発 生 設 備 に 係 る ガ ス  $\mathcal{O}$ 供 給 地

土 地 理 院  $\mathcal{O}$ 発 行 に 係 る 縮 尺 五. 万 分  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 地 形 図 点

で

あ

0

て

 $\mathcal{O}$ 

寸

地

内

に

あ

る

t

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 

総

体

を

1

う。

以

下

同

じ

 $\mathcal{O}$ 

位

置

を

明

示

L

た

玉

土

交

通

省

玉

り

する地域ごとに次の書類

五

申

請

者

が

ガ

ス

工

作

物

を

維

持

L

及

び

運

用

L

ょ

うとす

る場

合

に

あ

つて

は、

小

売

供

給

を

行

お

うと

1 ガ ス 工 作 物  $\mathcal{O}$ 設 置  $\mathcal{O}$ 状 況 を 記 載 L た 义 面

ロ 主たる技術者の履歴書

六 申 請 者 が 法 人 で あ る 場 合 12 あ 0 7 は 当 該 申 請 者  $\mathcal{O}$ 定 款 登 記 事 項 証 明 書、 最 近

 $\mathcal{O}$ 

事

業

年

度

末  $\mathcal{O}$ 貸 借 妆 照 表 及 び 損 益 計 算 書 並 び に 役 員  $\mathcal{O}$ 履 歴 書

七 申 請 者 が 法 人  $\mathcal{O}$ 発 起 人 で あ る 場 合 12 あ 0 て は 当 該 法 人  $\mathcal{O}$ 定 款 及 び 役 員 と な る べ き者  $\mathcal{O}$ 履 歴

書

八 申 請 者 が 法 人 以 外  $\mathcal{O}$ 者 で あ る 場 合 で あ 0 て、 当 該 申 請 者 が 事 業 を 営  $\lambda$ で 1 る と き は 最 近  $\mathcal{O}$ 

事 業 年 度 末  $\mathcal{O}$ 貸 借 対 照 表 及 び 損 益 計 算 書 又 は n 5 に 潍 ず る 書 類

九 申 請 者 が 地 方 公 共 寸 体 で あ る 場 合 12 あ 0 て は 当 該 申 請 者 が ガ ス 小 売 事 業 を営 む ことに 0 1

7  $\mathcal{O}$ 議 決 に 係 る 議 会  $\mathcal{O}$ 会 議 録  $\mathcal{O}$ 写 L

5 経 済 産 業 大 臣 は 法 第 四 条 第 項  $\mathcal{O}$ 申 請 書 を 提 出 L た 者 に 対 し、 前 項 各 号 に 掲 げ る 書 類  $\mathcal{O}$ ほ カン

他  $\mathcal{O}$ 者 カ 5 そ  $\mathcal{O}$ ガ ス 小 売 事 業  $\mathcal{O}$ 用 に 供 す る た 8  $\mathcal{O}$ ガ ス  $\mathcal{O}$ 供 給 を 受 け る 場 合 12 お け る 当 該 ガ ス  $\mathcal{O}$ 

供 給 に 係 る 契 約 書  $\mathcal{O}$ 写 L そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 必 要 لح 認 8 る 書 類  $\mathcal{O}$ 提 出 を 求 8 る こと が で き る。

## (軽微な変更)

第 七 条 法 第 七 条 第 項 ただ L 書  $\mathcal{O}$ 経 済 産 業 省 令 で 定  $\Diamond$ る 軽 微 な 変 更 は、 次 0 各 号  $\mathcal{O}$ V) ず れ カン に 該

当するものとする。

変 更 後  $\mathcal{O}$ 最 大 ガ ス 需 要 لح L 7 見 込 ま れ る 値 以 下 <u>.</u> ک  $\mathcal{O}$ 項 に お 1 7 変 更 後 最 大 ガ ス 需 要 値

と V) う。 が 直 近 供 給 能 力 値 未 満 で あ る \$  $\mathcal{O}$ 

変 更 後  $\mathcal{O}$ 供 給 能 力 と L 7 見 込 ま n る 値 が 直 近 ガ ス 需 要 値 を 超 え る t  $\mathcal{O}$ 

三 供 給 地 点  $\mathcal{O}$ 数  $\mathcal{O}$ 変 更で あ 0 て、 変 更 後 最 大 ガ ス 需 要 値 が 直 近 供 給 能 力 値 未 満 で あ る t  $\mathcal{O}$ 

2 前 項 12 お 1 7 直 近 ガ ス 需 要 値 لح は 直 近  $\mathcal{O}$ 法 第 五 条 第 項 法 第 七 条 第  $\equiv$ 項 に お 1 7 読 4

替 え 7 準 用 す る 場 合 を 含 む  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 登 録 さ n た 最 大 ガ ス 需 要  $\mathcal{O}$ 値 を 1 1 直 沂 供 給 能

力 値 と は 直 沂  $\mathcal{O}$ 法 第 五 条 第 項 法 第 七 条 第 三 項 12 お 1 て 読 4 替 え 7 準 用 す る 場 合 を 含 む

 $\mathcal{O}$ 

規

定

12

ょ

ŋ

登

録

さ

n

た

供

給

能

力

 $\mathcal{O}$ 

値

を

1

う。

## (変更登録の申請)

第 八 条 法 第 七 条 第 項  $\mathcal{O}$ 申 請 書 は、 様 式 第 兀 に ょ る ŧ  $\mathcal{O}$ とする。

- 2 法 第 七 条 第三 項 に お 7 7 準 用 する法 第 兀 条 第二 項  $\mathcal{O}$ 経 済 産 業 省令 で 定 8 る 書 類 は 変 更 を 必 要
- とする理由を記載したものとする。
- 3 経 済 産 業 大 臣 は 法 第 七 条 第 項  $\mathcal{O}$ 変 更 登 録  $\mathcal{O}$ 申 請 書 を 提 出 L た 者 に 対 し、 前 項  $\mathcal{O}$ 書 類  $\mathcal{O}$ ほ カン
- 他  $\mathcal{O}$ 者 か 5 そ  $\mathcal{O}$ ガ ス 小 売 事 業  $\mathcal{O}$ 用 に 供 す る た 8  $\mathcal{O}$ ガ ス  $\mathcal{O}$ 供 給 を 受 け る 場 合 に お け る 当 該 ガ ス  $\mathcal{O}$
- 供 給 に 係 る 契 約 書  $\mathcal{O}$ 写 L そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 必 要 لح 認  $\Diamond$ る 書 類  $\mathcal{O}$ 提 出 を 求 8 る こと が で き

## (変更の届出)

第 九 条 法 第 七 条 第 兀 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 法 第 兀 条 第 項 各 号 ( 第 三 号 カ 5 第 五. 号 ま で を 除 く。 に 掲

げ る 事 項  $\mathcal{O}$ 変 更  $\mathcal{O}$ 届 出 を L ょ う لح す る 者 は 様 式 第 五  $\mathcal{O}$ ガ ス 小 売 事 業 氏 名 等 変 更 届 出 書 同 項 第

- 号 に 掲 げ る 事 項 に 変 更 が あ 0 た 場 合 に あ 0 て は 当 該 変 更 が 行 わ n た لح を 証 す る 書 類 を 含 む
- を 経 済 産 業 大 臣 に 提 出 L な け n ば な 5 な 1
- 2 法 第 七 条 第 兀 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 第 七 条 第 項 各 号 に 撂 げ る 軽 微 な 変 更  $\mathcal{O}$ 届 出 を L ょ うとす る 者 は
- 様 式 第 六  $\mathcal{O}$ ガ ス 小 売 事 業 変 更 届 出 書 12 変 更 を 必 要 とす る 理 由 を 記 載 L た 書 類 を 添 え て、 経 済 産
- 業大臣に提出しなければならない。
- ガ ス 小 売 事 業 者  $\mathcal{O}$ 地 位  $\mathcal{O}$ 承 継  $\mathcal{O}$ 届 出
- 第 + 条 法 第 八 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る 地 位  $\mathcal{O}$ 承 継  $\mathcal{O}$ 届 出 を L ようとす る 者 は 様 式 第 七  $\mathcal{O}$ ガ ス 小 売
- 事 業 承 継 届 出 書 に 次 に 掲 げ る 書 類 を 添 え て、 経 済 産 業 大 臣 に 提 出 L な け れ ば な 5 な 1

ガ ス 小 売 事 業  $\mathcal{O}$ 全 部  $\mathcal{O}$ 譲 渡 又 は 相 続 合 併 若 L < は 分 割 が あ 0 たこと を 証 す る 書 類

ガ ス 小 売 事 業 者  $\mathcal{O}$ 地 位 を 承 継 L た 者 が ガ ス 小 売 事 業 者 以 外  $\mathcal{O}$ 者 で あ る 場 合 に あ 0 7 は 次に

掲 げ る 書 類

1 法 第 六 条 第 項 各 号 第 兀 号 を 除 <\_ 。 に 該 当 L な 1  $\sum_{}$ لح を 誓 約 す る 書

口 法 人 で あ る 場 合 に あ 0 7 は 当 該 法 人  $\mathcal{O}$ 定 款 及 び 登 記 事 項 証 明

書

面

ハ 法 人  $\mathcal{O}$ 発 起 人 で あ る 場 合 に あ 0 7 は 当 該 法 人  $\mathcal{O}$ 定 款

ガ ス 小 売 事 業  $\mathcal{O}$ 休 止 及 CK 廃 止 並 び に 法 人  $\mathcal{O}$ 解 散  $\mathcal{O}$ 届 出

第 + \_\_ 条 法 第 九 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る ガ ス 小 売 事 業  $\mathcal{O}$ 休 止 又 は 廃 止  $\mathcal{O}$ 届 出 を L ょ う ع す る 者 は

様 式 第 八  $\mathcal{O}$ ガ ス 小 売 事 業 休 止 廃 止  $\smile$ 届 出 書 12 同 条 第 三 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ ŋ そ  $\mathcal{O}$ 小 売 供 給  $\mathcal{O}$ 相 手 方 に

妆 L 周 知 さ せ る た  $\Diamond$ に 行 0 た 措 置  $\mathcal{O}$ 内 容 を 記 載 L た 書 類 及 び 事 業  $\mathcal{O}$ 休 止 廃 止  $\mathcal{O}$ 理 由 を 添 え 7

経 済 産 業 大 臣 に 提 出 L な け れ ば な 5 な 1

2 法 第 九 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る ガ ス 小 売 事 業 者 た る 法 人  $\mathcal{O}$ 解 散  $\mathcal{O}$ 届 出 を L ようと す る 者 は

様

式

第 九  $\mathcal{O}$ 解 散 届 出 書 を 経 済 産 業 大 臣 に 提 出 L な け n ば な 6 な 1

ガ ス 小 売 事 業  $\mathcal{O}$ 休 止 及 び 廃 止 に 係 る 小 売 供 給  $\mathcal{O}$ 相 手 方  $\sim$  $\mathcal{O}$ 周 知

第 十 二 条 置 法 1 第 九 条 次 第  $\mathcal{O}$ 各  $\equiv$ 号 項  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 1 規 ず 定 n に ょ か ŋ 方 周 法 知 さ 12 せ り、 ょ うと す  $\mathcal{O}$ 事 る 業 ガ ス 休 小 止 売 事 業 者 又 は は 廃 あ 止 5 か ľ 8 相 当 な

期

間

を

て、

 $\mathcal{O}$ 

ょ

そ

を

し、

L

ょ

うとす

る

を そ 0) 小 売供 給  $\mathcal{O}$ 相 手方に 対 L て 適 切 K 周 知させ なけ ń ば なら ない

- 一訪問
- 二電話

 $\equiv$ 郵 便、 信 書 便、 電 報 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 手 段 に ょ る 書 面  $\mathcal{O}$ 送 付

四 電子メールの送信

五. 当 該 ガ ス 小 売 事 業 者  $\mathcal{O}$ 使 用 に 係 る 電 子 計 算 機 に 備え 5 れ た フ ア 1 ル 12 記 録 さ れ た そ  $\mathcal{O}$ 事 業 を

休 止 し、 又 は 廃 止 L ようとす る 旨  $\mathcal{O}$ 情 報 を 電 気 通 信 口 線 を 通 じ て 当 該 小 売 供 給  $\mathcal{O}$ 相 手 方  $\mathcal{O}$ 閲

覧

に供する方法

第二節 業務

(供給条件の説明等)

第 十三 条 法 第 + 兀 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 説 明 は、 次 12 掲 げ る 事 項 に 0 V) 7 行 わ な け れ ば な 5 な

た だ し、 第 兀 号 に 掲 げ る 事 項  $\mathcal{O}$ う 5 苦 情 及 び 問 合 せ に 応 じ るこ لح が で き る 時 間 帯 12 0 1 7 は ガ

ス 小 売 事 業 者 が 小 売 供 給 契 約  $\mathcal{O}$ 締 結  $\mathcal{O}$ 媒 介、 取 次 ぎ 又 は 代 理 以 下 「媒 介 等」 と 1 う。 を 業 لح

することとしている場合は、この限りでない。

て

行う者

以

下

契

約

媒

介

業

者

等

لح

1

う。

 $\mathcal{O}$ 

業

務

 $\mathcal{O}$ 

方

法

に

0

**(**)

7

 $\mathcal{O}$ 

苦

情

及

び

間

合

せ

を

処

理

当 該 ガ ス 小 売 事 業 者  $\mathcal{O}$ 氏 名 又 は 名 称 及 び 登 録 番 号

- 当 該 契 約 媒 介 業 者 等 が 当 該 小 売 供 給 契 約  $\mathcal{O}$ 締 結  $\mathcal{O}$ 媒 介等 を 行 う 場 合 に あ 0 て は そ  $\mathcal{O}$ 旨 及 び
- 当 該 契 約 媒 介 業 者 等  $\mathcal{O}$ 氏 名 又 は 名 称
- $\equiv$ 当 該 ガ ス 小 売 事 業 者  $\mathcal{O}$ 電 話 番 号、 、 電 子 メ ル ア K レ ス そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 連 絡 先 並 び に 苦 情 及 び 問 合 せ
- に応じることができる時間帯
- 兀 当 該 契 約 媒 介 業 者 等 が 当 該 小 売 供 給 契 約  $\mathcal{O}$ 締 結  $\mathcal{O}$ 媒 介 等 を 行 う 場 合 に あ 0 て は 当 該 契 約 媒
- 介 業 者 等  $\mathcal{O}$ 電 話 番 号、 電 子 メ ] ル T F V ス そ 0 他  $\mathcal{O}$ 連 絡 先 並 び に 苦 情 及 び 間 合 せ に 応 じ ること
- ができる時間帯
- 五 当 該 小 売 供 給 契 約  $\mathcal{O}$ 申 込 4  $\mathcal{O}$ 方 法 及 び 当 該 申 込 4  $\mathcal{O}$ 取 扱 1 に 関 す る 事 項
- 六 当該小売供給開始の予定年月日
- 七 当 該 小 売 供 給 12 係 る 料 金 当 該 料 金  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 算 出 方 法 を 含 む
- 八 導 管、 ガ ス メ ] タ ] そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 設 備 に 関 す る 費 用  $\mathcal{O}$ 負 担 12 関 す る 事 項
- 九 前 号 に 掲 げ る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ カ 当 該 小 売 供 給 を 受 け ょ うと す る 者  $\mathcal{O}$ 負 担 と な る Ł  $\mathcal{O}$ が あ る 場 合
- にあつては、その内容
- + 限 定 前  $\equiv$ L 号 7 減 に 掲 免 す げ る る 当 場 合 該 に 小 売 あ 供 0 給 7 を受 は そ け  $\mathcal{O}$ ょ う 内 とす 容 る 者  $\mathcal{O}$ 負 担 لح な る t  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 全 部 又 は 部 を 期 間

を

十 ガ ス 使 用 量  $\mathcal{O}$ 計 測 方 法 及 び 料 金 調 定  $\mathcal{O}$ 方 法

当 該 小 売 供 給 に 係 る 料 金 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 当 該 小 売 供 給を受け ようとす る 者  $\mathcal{O}$ 負 担 とな る ŧ 0 0) 支

払方法

十三 供 給 す る ガ ス  $\mathcal{O}$ 熱 量  $\mathcal{O}$ 最 低 値 及 び 標 準 値 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ ガ ス  $\mathcal{O}$ 成 分 12 関 す る 事 項

+ 冗 ガ ス 栓  $\mathcal{O}$ 出 に お け る ガ ス  $\mathcal{O}$ 圧 力  $\mathcal{O}$ 最 高 値 及 び 最 低 値

+ 五. 供 給 す る ガ ス  $\mathcal{O}$ 属 す る ガ ス グ ル ] プ 並 び に 当 該 小 売 供 給 を受 け ようとす る 者 か 5 0 求 8) が

あ る 場 合 に あ 0 7 は 燃 焼 速 度 及 び ウ 才 ツ べ 指 数

六 般 ガ ス 滇 管 事 業 者 又 は 特 定 ガ ス 導 管 事 業 者 カ 5 託 送 供 給 を 受 け 7 当 該 小 売 供 給 を 行 う 場

合 12 あ 0 7 は 託 送 供 給 約 款 に 定  $\Diamond$ 5 れ た 小 売 供 給  $\mathcal{O}$ 相 手 方  $\mathcal{O}$ 責 任 に 関 す る 事 項 第 + 五 뭉

に掲げる事項を除く。)

+ 七 当 該 小 売 供 給 契 約 に 期 間  $\mathcal{O}$ 定  $\Diamond$ が あ る 場 合 に あ 0 7 は 当 該 期 間

八 当 該 小 売 供 給 契 約 12 期 間  $\mathcal{O}$ 定 8 が あ る 場 合 12 あ 0 7 は 当 該 小 売 供 給 契 約  $\mathcal{O}$ 更 新 に 関 す る

事項

+ 九 当 該 小 売 供 給  $\mathcal{O}$ 相 手 方 が 当 該 小 売 供 給 契 約  $\mathcal{O}$ 変 更 又 は 解 除  $\mathcal{O}$ 申 出 を 行 お うと す る 場 合 12 お

け る 当 該 ガ ス 小 売 事 業 者 当 該 契 約 媒 介 業 者 等 が 当 該 小 売 供 給 契 約  $\mathcal{O}$ 締 結  $\mathcal{O}$ 媒 介 等 を行 う 場 合

に あ 0 7 は 当 該 契 約 媒 介 業 者 等 を 含 む  $\mathcal{O}$ 連 絡 先 及 び ک れ 5  $\mathcal{O}$ 方 法

当 該 小 売 供 給  $\mathcal{O}$ 相 手 方 か 5  $\mathcal{O}$ 申 出 に ょ る当 該 小 売 供 給 契 約  $\mathcal{O}$ 変 更又 は 解 除 に 期 間  $\mathcal{O}$ 制 限 が

ある場合にあつては、その内容

当 該 小 売 供 給  $\mathcal{O}$ 相 手 方 か 5  $\mathcal{O}$ 申 出 12 ょ る 当 該 小 売 供 給 契 約  $\mathcal{O}$ 変 更 又 は 解 除 12 伴 う 違 約 金

そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 当 該 小 売 供 給  $\mathcal{O}$ 相 手 方  $\mathcal{O}$ 負 担 لح な る t  $\mathcal{O}$ が あ る 場 合 に あ 0 7 は そ  $\mathcal{O}$ 内 容

 $\mathcal{O}$ 変 更 又 は 解 除 に 係 る 条 件 等 が あ る 場 合 に あ 0 7 は そ  $\mathcal{O}$ 内 容

前

号

に

掲

げ

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 

ほ

カ

当

該

小

売

供

給

 $\mathcal{O}$ 

相

手

方

カン

5

 $\mathcal{O}$ 

申

出

に

ょ

る当

該

小

売

供

給

契

約

二 十 三 当 該 ガ ス 小 売 事 業 者 か 5  $\mathcal{O}$ 申 出 に ょ る 当 該 小 売 供 給 契 約  $\mathcal{O}$ 変 更 又 は

解

除

に

関

す

る

事

項

当

<u>一</u> 十 兀 五. 導 災 管 害 そ 器  $\mathcal{O}$ 具 他 非 機 常 械  $\mathcal{O}$ そ 場 合  $\mathcal{O}$ 他 に お  $\mathcal{O}$ 設 け 備 る 当 に 関 該 す 小 る 売 供 般 給 ガ  $\mathcal{O}$ ス 制 導 限 管 又 は 事 業 中 者 止 に 特 関 定 す ガ る ス 事 導 項 管 事 業 者

該 ガ ス 小 売 事 業 者 及 び 当 該 小 売 供 給  $\mathcal{O}$ 相 手 方  $\mathcal{O}$ 保 安 上  $\mathcal{O}$ 責 任 12 関 す る 事 項

六 当 該 小 売 供 給  $\mathcal{O}$ 相 手 方  $\mathcal{O}$ ガ ス  $\mathcal{O}$ 使 用 方 法 器 具 機 械 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 用 品  $\mathcal{O}$ 使 用 等 に 制 限 が あ

る場合にあつては、その内容

+ 七 前 各 号 に 掲 げ る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ カ 当 該 小 売 供 給 12 係 る 重 要 な 供 給 条 件 が あ る 場 合 12 あ 0 7 は

、その内容

2 ガ ス 小 売 事 業 者 又 は ガ ス 小 売 事 業 者 が 行 う 小 売 供 給 契 約  $\mathcal{O}$ 締 結  $\mathcal{O}$ 取 次 ぎ を 業 と 7 行 う 者 (以

ょ 下 うと 0 す 条 る 及 場 び 合 次 に 条 お に け お る 1 法 7 第 十 取 兀 次 条 業 者 第 項 と  $\mathcal{O}$ 1 う。 規 定 に ょ が 既 る 説 に 明 締 結 は さ 前 れ 項 7  $\mathcal{O}$ 1 規 る 定 小 12 売 か 供 給 か 契 わ 約 5 ず、 を 更 新 同 項

す 第 1 カン 項 る。 に ること て わ ガ 七 5 規 ス 小 号 ず、 売 定 ただ 小 に に す 供 売 給 る 事 0 掲 L 同 げ を 場 業 1 項 る 受 者 各 合 7 同 事 け 号 項 を 小 又 各 に 項 ょ 除 売 は 号に に うとす 掲 供 <\_ 取 げ つ 給 次 を受 7 掲 る 業 て る げ に 者 事 行 者 け る 項 お が えば 事 既 ようとす  $\mathcal{O}$ け  $\mathcal{O}$ 承 項 う に る 足り 5 諾 0 法 締 う 当 を 第 結 5 る 得 該 る + さ 当 ŧ 者 変 兀 て れ 該 更 条 0 1 7  $\mathcal{O}$ 変 とする。 な L 第 承 11 更 よう 諾 1 る 場 L 項 小 を とす 得 合 ようとす 売  $\mathcal{O}$ に た 規 供 7 だ る は 定 給 1 に 契 な し、 t ک Ś ょ 約 1  $\mathcal{O}$ t に 場 同  $\mathcal{O}$ る を 号に 限 変 合 0 説 0 更 ŋ 0 1 明 12 撂 で L は、 4 7 は ょ げ な を 行 うと ک る 説 第 1 え 明 事 ば  $\mathcal{O}$ す す 足 項 限 項 る ることに  $\mathcal{O}$ ŋ  $\mathcal{O}$ ŋ 4 る 規 場 で を Ł 定 合 な 説  $\mathcal{O}$ に 次 明 0 لح カ

3

4 け 令 説 的  $\mathcal{O}$ ょ と 明 な  $\mathcal{O}$ ガ す うとす は 変 ス 制 る。 更 定 小 を 売 第 又 る た 伴 は 事 者 だ 業 項 改 わ 者 廃  $\mathcal{O}$ L  $\mathcal{O}$ な 規 承 1 に 又 当 定 諾 変 伴 は を に 更 取 該 1 得 を 変 カン 当 次 業 更 然 カン 7 L L わ ようとす 必 者 1 ょ 5 要 な が ず、 うとす とさ 既 1 場 12 Ś 合 当 れ 締 場 該 る る に 結 変 合 は 事 形 さ 更 に れ 式 項 L 限 的 7  $\mathcal{O}$ る。 ようとす 概  $\mathcal{O}$ な 1 要 変 る 限 更  $\mathcal{O}$ 小 ŋ 12 そ 売 で 4 を る 供 な お  $\mathcal{O}$ け 給 事 1 説 他 る 契 明 項  $\mathcal{O}$ 法 当 す  $\mathcal{O}$ 約 概 第 を ること 該 要 変 + 小 に 兀 更 売 に 供 条 L 0 ょ 0 第 給 1 うと 1 7 契 7 行 項 約 す 小 え  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ る ば 売 規 内 場 供 足 定 容 給 合 12 ŋ  $\mathcal{O}$ を る ょ 実 受 質 法 る t

5 法 第 + 兀 条 第 項  $\mathcal{O}$ 経 済 産 業 省 令 で 定  $\Diamond$ る 場 合 は 次 に 掲 げ る 場 合 とす る

こと 法 12 第 0 + 7 兀 て 条 小 第 売 供 項 給を  $\mathcal{O}$ 書 受け 面 を ようとする者 交 付 することな 0 承 < 諾 電 を 話 得 12 7 ょ V n る 同 場 条 合 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 による説 明を行う

に あ ガ 0 0 て、 1 ス 小 7 売 小 法 第 事 売 + 業 供 者 給 兀 条 を 又 受 第二 は 取 け 次 ょ 項 業  $\mathcal{O}$ 者 書 す が 面 既 る を に 者 交 付 締  $\mathcal{O}$ 結 承 す さ 諾 ること れ を て 得 な V 7 < る 1 小 同 る 売 場 条 供 第 合 給 項 契 約  $\mathcal{O}$ を 規 定 更 に 新 ょ L ょ る うとす 説 明 を 行 る 場 合 で

う

と

- $\equiv$ 実 法 面 を 質 令 ガ 交 的  $\mathcal{O}$ ス 付 な 制 小 す 変 定 売 更 る 又 事 ک を 業 は と 伴 者 改 な わ 廃 又 < な に は 伴 同 1 取 条 変 次 1 更 業 第 当 を 然 \_\_ 者 必 項 が L ょ  $\mathcal{O}$ 要とさ 既 うとす 規 に 定 締 に れ 結 る ょ る さ 場 る 形 n 合 説 式 て 明 に 的 1 を 限 な る 行うことに 変 る。 小 更そ 売 供 で 給  $\mathcal{O}$ あ 他 契 約 0 0  $\mathcal{O}$ て 当 7 を 7 変 該 法 更 小 小 第 売 L 売 ょ 供 供 +給 うとす 給 兀 条 を 契 受 第 約 る け  $\mathcal{O}$ 場 ょ 項 内 う 合 0 容 عَ 書  $\mathcal{O}$
- 6 前 項 ガ 第 ス 小 号 売 に 事 掲 業 者 げ 等 る 場 法 合 第 12 + お 1 兀 条 て は 第 項 法 第 に + 規 定 兀 条 す る 第 ガ 項 ス 小  $\mathcal{O}$ 売 規 定 事 に 業 者 ょ 等 る 説 を 明 1 う。 を 行 以 0 た 下 同 後 r. 遅 滯 な は、

す

る

者

 $\mathcal{O}$ 

承

諾

を

得

7

1

る

場

合

8 7 号 け に 小 に 掲 る 売 ガ 法 げ 掲 第 法 供 ス る げ 給 第 小 + 事 を 売 匹 る + 項 事 兀 条 受 事 けけ  $\mathcal{O}$ 項 業 第 条 とす 者 4 第 ようと を 又 項 説 る 項 は  $\mathcal{O}$ す 明 経  $\mathcal{O}$ 取 することに る 経 た 次 済 だ 者 業 済 産 産 者 業 に L 業 が 省 妆 同 省 既 令 し、 0 条 令 12 で 7 第 定 で 締 同 7 定 結 条 8 小 第 項  $\Diamond$ さ る 売 れ  $\mathcal{O}$ 事 る 供 規 事 7 項 項 給 定 は 項 1  $\mathcal{O}$ を受 12 は 書 る ょ 小 第 面 け る 売 を 前 ようとす 説 交 項 供 項 付 給 明 各  $\mathcal{O}$ とし 契 号 規 L 定 約 12 な る者 て、 け に 掲 を 更 カ げ れ  $\mathcal{O}$ ガ 新 る ば か な 承 ス わ 事 L 諾 小 ょ 6 5 項 ず、 を うと 売 な 得 事 す 業 第 7 る 者 1 な 等 項 場 第 合 1 が 場 同 に 十 合 号 七 お

には、この限りでない。

9 変 項  $\mathcal{O}$ 更 規 に ガ 同 定 条 規 ス L ょ 第 定 に 小 うとす す 売 か る 事 項 か 場 業  $\mathcal{O}$ わ る 者 合 規 5 ず、 ŧ 定 を 又 に 除  $\mathcal{O}$ は ょ 第 <\_ ° 取  $\mathcal{O}$ 次 4 る 業 を 説 項 説 者 明 各 に と 明 号 お が す L に 既 け ることに 7 掲 る 12 げ 法 締 ガ る 第 結 さ ス 事 + 0 項 れ 小 兀 V) 売 7  $\mathcal{O}$ 条 7 事 う 第 1 5 小 業 る 売 者 当 項 小 供 等 売 該  $\mathcal{O}$ 給 が 変 供 経 を受 給 第 更 済 契 L 産 け ょ 項 業 約 うと 各 ようとす を 省 号 変 令 す に 更 で る 掲 定 L る げ ŧ ょ  $\Diamond$ 者 う る  $\mathcal{O}$ る لح  $\mathcal{O}$ 事 لح 事 す す 承 項 項 る。 諾 る  $\mathcal{O}$ は う 場 を 得 5 第 合 た 当 7 だ 七 次 1 該 L 項

L 令 令 的  $\mathcal{O}$ な で 7 な  $\mathcal{O}$ ガ 1 定 変 場 を 同 制 ス 更 定 合 説 条 8 小 を 売 に 明 第 る 又 事 伴 は は す 事 業 る 項 項 わ 改 ک 者  $\mathcal{L}$ 廃  $\mathcal{O}$ は な と 規 1 に 又  $\mathcal{O}$ に 変 定 第 伴 限 は 更 七 0 に 取 り 1 を 1 ょ 項 当 次 で る 業 然 て  $\mathcal{O}$ な L ょ 規 必 者 小 説 1 う 売 定 要 明 が とす とさ と 既 供 12 給 L カ に る を 7 締 か れ 場 受 る 結 わ け 合 ガ 5 形 さ ず、 ょ に れ ス 式 う 限 7 小 的 ع る。 当 売 な 1 す 該 事 変 る 業 変 更 る 小 者 者 更 に そ 売 等 L 供  $\mathcal{O}$ お  $\mathcal{O}$ ょ け 給 承 が 他 うと 諾 当 る 契  $\mathcal{O}$ 法 該 当 約 を す 得 第 を 変 該 る 変 + て 更 小 兀 更 1 L 事 売 供 な ょ 条 項 L う ょ 第 給 1  $\mathcal{O}$ う と 場 概 契 لح す 要 項 合 約 کے す に る  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ す る は 事 経 内 る。 場 項 済 容 産  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 合 業  $\mathcal{O}$ 概 た 実 だ 省 質 法 限 要

10

11 法 第 + 兀 条 第 三 項  $\mathcal{O}$ 経 済 産 業 省 令で 定 8 る ŧ  $\mathcal{O}$ は 次 12 掲 げ る Ł  $\mathcal{O}$ と す る

n

で

な

1

電 子 メ ル を 送 信 す る 方 法 で あ つ て、 小 売 供 給 を受 け ようとす る者 が 当 該 電 子 メ ル  $\mathcal{O}$ 記 録

を 出 力 す ることに ょ る 書 面 を 作 成することが で きる t  $\mathcal{O}$ 

き 第 付 売 供 供 な 当 給 لح 事 八 給 該 を 項 項 1 1 う。 受 場 本 を を ガ 受 合 け 文 ス そ け に 小 ょ う ょ 第 売  $\mathcal{O}$ あ を とす う 事 0 記 電 九 ع 7 業 録 気 項 る者 す さ は 者 本 通 等 れ る 文 信 者 た 当 が 又  $\mathcal{O}$ 口 該 当 線 日  $\mathcal{O}$ は 使 カン 閲 フ 該 を 前 用 覧 ア に 5 通 項 フ 本 係 起 に 1 ア U 文 算 る 供 1 て ル す に に 電 L ル 小 7 る 記  $\mathcal{O}$ 売 規 子 三 方 記 定 計 供 録 法 さ 算 月 給 す 録 を 機 間 で れ を る 受 た 出 事 あ 12 説 力 消 け 項 0 備 て、 す よう 明 去 え るこ 時 以 5 L とす 交 下 当 れ لح 該 付  $\sum_{i}$ た 又 に る は 事  $\mathcal{O}$ フ フ 者 ア 改 ア 項 ょ 条 変 る を に 1 1  $\mathcal{O}$ 書 で ル 電 閲 ル お き 気 覧 に に 1 面 な を 記 記 通 に 7 作 供 録 1 録 信 さ 成 さ す ŧ 説 旦 す 線 る 明 れ  $\mathcal{O}$ n るこ た た を 方 時 法 第 説 通 交 لح 付 七 明 ľ 時 7 が 小 事 項 交 小 で 売 項

三 付 す 磁 る 気 方 デ 法 イ ス ク、 シ • デ イ 口 A そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 記 録 媒 体 に 説 明 時 交 付 事 項 を 記 録 L た t  $\mathcal{O}$ を 交

12 付  $\mathcal{O}$ 者 事 ガ ス に 項 を 対 小 売 提 L 供 事 業 説 L 者 た 明 場 等 時 合 交 は 付 12 法 事 お 第 項 1 を 十 て 兀 記 t 載 条 第 L 小 売  $\equiv$ た 項 書 供 給  $\mathcal{O}$ 面 規 を を 交 受 定 付 け に ょ ょ す う る ŋ لح ょ う す 前 努 る 項 者 各 8 号 な か に け 5 掲 れ  $\mathcal{O}$ げ ば 求 る な 8 が 方 5 な 法 あ に 1 0 た ょ n と き 説 は 明 時 そ 交

(書面の交付)

第

+ 締 結 匹 さ 条 れ 7 法 第 1 + る 小 五 売 条 供 第 給 契 項 約  $\mathcal{O}$ を 経 変 済 更 産 L 業 た 省 場 令 合 で 定 往法 8 る 令 場  $\mathcal{O}$ 制 合 定 は 又 は ガ 改 ス 小 廃 売 に 伴 事 業 1 当 者 然 又 は 必 要 取 くとさ 次 業 れ 者 る が 形 既 式 に

で 的 な あ 変 <u>つ</u> て、 更 そ  $\mathcal{O}$ 同 他 項  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 当 書 該 面 を 小 交 売 付 供 給 L な 契 約 1 こと  $\mathcal{O}$ 内 に 容 0  $\mathcal{O}$ 実 1 質 7 的 小 売 な 変 供 給 更 を を 受 伴 け わ ょ な うとす 7 変 更 る を 者 L た 0) 承 場 諾 合 を に 得 限 る。 7 1 る

- 2 法 第 + 五. 条 第 項 第 三 号  $\mathcal{O}$ 経 済 産 業 省 令 で 定 8 る 事 項 は 次 に 掲 げ る t  $\mathcal{O}$ と す る
- 一 当該ガス小売事業者の登録番号

場

合

す

- 当 該 契 約 媒 介 業 者 等 が 当 該 小 売 供 給 契 約  $\mathcal{O}$ 締 結 0 媒 介 等 を 行 う 場 合 に あ 0 7 は そ  $\mathcal{O}$ 旨
- $\equiv$ 前 条 第 項 第 三 号 か 5 第 \_ + 七 号 ま で 第 五 号 を 除 < . に 掲 げ る 事 項 ガ ス 小 売 事 業 者 が

7 は 同 項 第 兀 号 に 撂 げ る 事 項  $\mathcal{O}$ Ď 5 苦 情 及 てバ 問 合 せ 12 応 じ ること が で き る 時 間 帯 を 除

契

約

媒

介

業

者

等

 $\mathcal{O}$ 

業

務

 $\mathcal{O}$ 

方

法

に

0

1

7

 $\mathcal{O}$ 

苦

情

及

び

間

合

せ

を

処

理

す

ることと

L

7

1

る

場

合

に

あ

0

兀 1 う。 供 給 以 地 下 点 特 定  $\mathcal{O}$ 条 番 12 号 お 小 1 売 7 同 供 ľ 給 を受 け ょ う とす る 者  $\mathcal{O}$ 需 要 場 所 を 特 定 す ることが で き る 番 号を

3 七 + 掲 号 げ 五. ガ に 条 ス る 事 掲 第 小 項 げ 売 事 る 項 業 前 第 事 者 条 項 三 号 第 及 又 び  $\mathcal{O}$ は 供 経 項 取 第 給 済 次 + 業 地 産 七 点 業 者 号 特 省 が に 定 令 既 掲 番 で に げ 号 定 締 لح る  $\Diamond$ 結 す 事 る さ 項 る。 事 n 並 項 7 た び は 1 だ に る 供 前 L 小 給 売 項 地 法  $\mathcal{O}$ 供 給 点 第 規 特 契 + 定 定 約 五 に 条 番 か を 号 第 更 か  $\mathcal{O}$ わ 新 4 項 5 L 第 ず た を 場 記 号 合 載 前 及 L 条 に た び 第 お 書 第 け 面 項 る 号 第 を 法 に 交 第 +

付

す

ることに

0

1

7

小

売

供

給

を受

け

ようとす

る

者

 $\mathcal{O}$ 

承

諾

を

得

7

1

な

1

場

合

に

は

 $\sum_{i}$ 

 $\mathcal{O}$ 

限

り

で

な

5 法 を 出 第 電 力 + 子 す メ 五. るこ 条 第 ル لح を に 項 送 ょ 信  $\mathcal{O}$ る 経 す 書 る 済 方 産 面 を 法 業 作 で 省 成 あ 令 す 0 で 定 ること て  $\Diamond$ 小 る が 売 Ł で 供  $\mathcal{O}$ き 給 は る を 受 ŧ 次 け に  $\mathcal{O}$ ょ 掲 げ う لح る す t る  $\mathcal{O}$ 者 لح す が 当 る 該 電 子 メ ] ル  $\mathcal{O}$ 記 録

で

な

1

者 条 信 は 当 第 当 が 前 口 当 該 該 線 項 該 ガ フ を 本 項 ア 第 ス 通 文 フ じ に 小 1 ア 号 売 ル 1 7 規 に 定 事 ル 小 及 業 記 す  $\mathcal{O}$ 売 び 第二 録 る 者 記 供 等 さ 給 事 録 号 れ を を 項  $\mathcal{O}$ 受 た 出 に 使 力 け 契 以 撂 用 約 す に ようと げ 下 る 締 係 る こと 結 事 る  $\mathcal{O}$ 時 す 条 電 項 に る 交 並 子 に 付 ょ 者 計 お び る 算 事  $\mathcal{O}$ 1 に 第 項 機 書 閲 7 を 覧 面 12 電 を に 契 項 備 気 作 各 え 供 約 通 号 5 成 す 締 す 12 信 る 結 れ るこ 時 た 方 口 掲 法 線 交 げ フ と を ア 付 る が 通 小 事 事 1 U で 売 項 項 ル \_ 7 き に 供 又 小 な 給 لح 記 は 売 第 を 録 1 1 場 受 さ 供 う 三 給 合 け 項 n を た 12 ょ 本 受 う 法 あ を 文 け 若 第 電 0 ょ + 7 気 L う は る < 五 涌

とす  $\mathcal{O}$ 記 る 録 者 さ  $\mathcal{O}$ れ 閲 た 覧 日 カン 12 供 5 する 起 算 方 L 法 て  $\equiv$ で あ 月 つて、 間 消 当 去 該 L フ 又 ア 1 は 改 ル 変 に で 記 き 録 され な 1 た契約 ŧ  $\mathcal{O}$ 締 結 時 交 付 事 項 そ

 $\equiv$ 磁 気 デ 1 ス ク、 シ • デ イ 口 A そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 記 録 媒 体 に 契 約 締 結 時 交 付 事 項 を 記 録 た Ł

 $\mathcal{O}$ 

を交付する方法

6 ガ ス 小 売 事 業 者 等 は、 法 第 + 五 条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ り、 前 項 各号に 掲 げ る方 法 に ょ り 契 約 締 結

時 交 そ 付  $\mathcal{O}$ 者 事 項 に 対 を 提 し、 供 契 L 約 た 場 締 合 結 時 に 交 お 付 1 事 7 項 ŧ を 記 小 売 載 供 L た 給 を受 書 面 を け 交 付 ょ うとす す るよう る 者 努 か 8 5 な  $\mathcal{O}$ け 求 n 8 ば が な あ 5 0 な た と 1 き

電磁的方法の種類及び内容)

第 + 五. 条 令 第二 条 第 項 同 条 第  $\equiv$ 項 に お 1 て 準 用 す る 場 合 を 含 む。  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 示 す べ き

電

は

磁 的 方 法  $\mathcal{O}$ 種 類 及 び 内 容 は 次 に 掲 げ る Ł  $\mathcal{O}$ とす る。

第 十三 条 第 十 \_\_\_ 項 各 号 又 は 前 条 第 五. 項 各 号 に 掲 げ る 方 法  $\mathcal{O}$ う っち、 ガ ス 小 売 事 業者 等 が 使 用 す

るもの

一 ファイルへの記録の方式

ガ ス 小 売 事 業 者 等 に ょ る 情 報 通 信  $\mathcal{O}$ 技 術 を 利 用 L た 承 諾  $\mathcal{O}$ 取 得

第 + 六 条 令 第二 条 第 項 同 条 第 三 項 に お 1 7 潍 用 す る 場 合 を 含 む に 規 定 す る 電 子 情 報 処 理

組 織 を 使 用 す る 方 法 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 情 報 通 信  $\mathcal{O}$ 技 術 を 利 用 す る 方 法 で あ つ 7 経 済 産 業 省 令 で 定 8 る t  $\mathcal{O}$ 

は、次に掲げるものとする。

こと 電 に 子 ょ メ る 書 ル を 面 送 を 作 信 成 す す る る 方 ک 法 لح で が あ で 0 き て、 る £ ガ ス  $\mathcal{O}$ 小 売 事 業 者 等 が 当 該 電 子 メ ル  $\mathcal{O}$ 記 録 を 出 力 す

る

を 売  $\mathcal{O}$ 受 供 閲 当 給 覧 け 該 を に ょ ガ 受 供 うとす ス け 小 ょ 売 うと 当 る 事 該 者 業 す 者 ガ  $\mathcal{O}$ 等 る 承 ス 者 諾 小  $\mathcal{O}$ 売 に 使  $\mathcal{O}$ 事 関 承 用 業 諾 す に 者 る 係 に 等 事 る 関 す 電  $\mathcal{O}$ 項 使 る を 子 事 用 電 計 に 算 項 気 を 係 機 通 記 る 12 信 録 電 備 口 す 子 線 え 計 5 を る 算 方 通 れ じ た 法 機 に 7 フ 備 ア 小 え 売 1 5 供 ル に れ 給 た を 記 受 フ 録 け さ ア ょ 1 れ う た ル に と 小 す 当 売 る 供 該 給 小 者

 $\equiv$ 12 関 磁 す 気 デ る 事 1 項 ス ク、 を 記 シ 録 L た • デ ŧ  $\mathcal{O}$ 1 を 1 得 る 口 方 A そ 法  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 記 録 媒 体 に 小 売 供 給 を 受 け ょ うとす る 者  $\mathcal{O}$ 承

諾

(熱量、圧力及び燃焼性の測定方法)

第

は

液

化

石

油

ガ

ス

プ

口

パ

ン、

ブ

タン、

プ

口

ピ

V

ン

及

 $\mathcal{U}$ 

ブ

チ

レ

ン

を

主

成

分

لح

す

る

ガ

ス

を

液

化

L

た

t

条 次 + 容 石 器  $\mathcal{O}$ 七 第 油 各 条 ガ 号 と 項 ス 12  $\mathcal{O}$ 12 法 1 う。 規 保 第 掲 定 + 安 げ す る  $\mathcal{O}$ 八 とこ を 条 る 確 使  $\mathcal{O}$ 液 保 用 化 ろ 規 及 定 す び 12 石 る に 油 取 ょ t 引 ょ ガ り る  $\mathcal{O}$ ス  $\mathcal{O}$ 行 熱 に 適  $\mathcal{O}$ わ 量 係 規 正 な る 格 け 化 場 に に n 圧 力 合 適 関 ば に 合 す 及 な あ す る 5 び る 燃 0 法 な 7 液 律 焼 1 は 性 化 熱 昭 石 た 量 だ 以 油 和 を 下 兀 ガ L ス 十 二 特 特 を 熱 定 充 定 年 量 ガ 7 等 法 ガ \_ ス 律 ス W 発 لح L 第 発 生 た 百 生 1 う。 設 容 兀 設 備 器 + 備 に 九 で 以 号) 係 あ  $\mathcal{O}$ る 下 0 測 場 第 7 定 合 は 特 + 液 定 化 又 三

供  $\mathcal{O}$ 給 を す 1 う。 る 場 合 以 下 特 同 定 ľ. ガ ス 発 を 生 原 設 料 とし 備 に 7 係 ガ る 場 ス を 合 発生させ、 を 除 <\_ 。 に ک れ あ を 0 そ 7  $\mathcal{O}$ は 燃 成 分 焼 に 性 変 を、 更 を 大 加  $\Box$ 供 え ること 給 を 行 な う < 場

合

に

あ

0

7

は

熱

量

等

を

そ

れ

ぞ

n

測

定

す

る

ک

لح

を

要

L

な

1

る 業 た 定 場 係 長  $\lambda$ だ す す 場 が 合 熱 る ガ る し、 る 業 指 は ス  $\mathcal{O}$ 量 場 液 定 務 工 出 に 化 特 所 を 作 す あ 産 П 業 定 行 代 る 物 石 0 当 ガ 保 場 以 う 7 油  $\mathcal{O}$ 区 設 該 は 所 ガ ス 下 安 発 第 監 域 出 に ス 置 又 生  $\equiv$ 内 お 督  $\mathcal{O}$ 毎  $\Box$ 設 号 は 12 場 12 1 部 日 備 12 7 天 長 お 所 お 当 然 お け け が 回 特 該 ガ 1 以 る る 定 て 下 製 ス ガ 測 産  $\mathcal{O}$ 業 容  $\sum_{}$ 造  $\mathcal{O}$ 同 ス 産 定 器 成 じ 業 保  $\mathcal{O}$ メ が 所 安 分 を 保 項  $\mathcal{O}$ 困 使 監 を 安 及 難 出 タ ガ 用 12 監 督 び な  $\Box$ す 督 場 部 ス お 次  $\mathcal{O}$ 及 る 部 合 工 項 長 1 取 び て、 が 作 t に 付  $\mathcal{O}$ 12 他 管 指 物 お お  $\mathcal{O}$ 数  $\mathcal{O}$ 告 轄 者 が 定  $\mathcal{O}$ を 1 1 す 設 7 7 除 百 区 カ 示 <\_ 。 で 域 5 る 置 同 万 経 定 方 個 内 導 じ  $\mathcal{O}$ 済 場 法  $\Diamond$ を 産 管  $\mathcal{O}$ 12 る 業 12 所 超 4 に ょ 係 方 え ょ を 12 大 が 管 V) る 法 指 る あ 臣 ŋ 場 る ガ 測 轄 定 に ŧ 者 そ 定 す 合 ス ょ L  $\mathcal{O}$ す る を に ŋ た  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ るこ ガ 産 は 測 لح 除 事 供 業 き 業 定 < 給 ス لح す は 小 保 容  $\mathcal{O}$ を に 器 る 売 受 安 用 監 そ 12 事 に け ょ に 督 充 係 業 る ŋ  $\mathcal{O}$ 供 7 す 埶 部 指 に 事 る

圧 る 器 た 圧 力 8 ガ  $\mathcal{O}$ に ス ŧ あ  $\mathcal{O}$ 0 0 を 圧 7 除 力 は が < 異 常 常 以 時 に 下 上 第 ガ 昇 七 ス す + ホ ることを 八 ル 条 ダ 第  $\mathcal{O}$ 防 出 百 止  $\Box$ す + る 六 他 装 条  $\mathcal{O}$ ガ 置 及 が び ス 設 第 ホ け 百 ル 5 兀 ダ + ħ 兀 又 条 道 は 路 整 12 に お 圧 平 器 1 行 12 7 L 同 ガ 7 じ ス 埋 を 設 送 さ 出 n 整 す

量

 $\mathcal{O}$ 

測

定

に

え

る

 $\mathcal{L}$ 

لح

が

で

き

る

 $\mathcal{O}$ さ 及 た 7 ŧ 測 出 せ び 1 定 第 る  $\mathcal{O}$ П 導 導 百 及 及 管 び 管 び + 経 に カン ئے 5 済 ょ 六 れ ガ 産 ŋ 条 12 業 準 ス に ず 大  $\mathcal{O}$ れ お 使 臣 を る 1 が 用 供 7 ŧ 指 給 者 同  $\mathcal{O}$ 定 す U で が す る あ 所 有 る 小 0 場 7 し、 売  $\mathcal{O}$ 所 供 出 12 給 経 又 П は お を 済 行 占 産 1 調 業 有 7 整 う 者 装 大 す る 圧 が 置 臣 当 建 力 が 特 指 物 値 該 に を 供 定 定 自 ガ す 引 給 き 動 ス  $\mathcal{O}$ る 的 発 込 た ŧ 生 む に 8  $\mathcal{O}$ た 記 に 設 を 除 録 用 備  $\Diamond$ す <\_ 1 12  $\mathcal{O}$ 導 る る お 管 以 圧 ŧ 11 下 上 力 7  $\mathcal{O}$ に 第 計 に ガ 設 を 限 ス 七 + 使 を 置 る さ 用 発 八 生 条 れ L

7

す

るこ

三 が 事 す 運 る そ 転 業 燃 方  $\mathcal{O}$ 場 焼 لح 承 法 た  $\mathcal{O}$ 性 を 認 に だ 出 12 を 照 要 L あ П 受 5 L に 0 7 な け L ガ お た 1 て ス 1 は ところ 7  $\mathcal{O}$ 定 燃 毎 範 焼 燃 日 に 速 囲 焼 従 に 度 速 口 あ が 度 <u>つ</u> て 製 る そ 及 こと ガ 造 び  $\mathcal{O}$ ス ガ ウ 所 が  $\mathcal{O}$ ス 才  $\mathcal{O}$ 製 明 を 出 ツ 造 6 製 ベ  $\Box$ を 造 及 か 指 行 す び で 数 う あ る に 他 場 る ガ 0  $\mathcal{O}$ と 合 者 ス 1 発 に L 7 カ あ 7 告 生 5 経 設 導 0 示 7 管 済 備 で 定 は に 産  $\mathcal{O}$ 業 種  $\Diamond$ ょ 燃 る 大 類 1) 焼 臣 方 及 ガ 速 び 法 ス  $\mathcal{O}$ 型 度 12  $\mathcal{O}$ 承 認 12 式 ょ 供 を 給 並 り 0 受 1 び 測 を 受 7 け に 定 た そ け 測 す 者 定 る る  $\mathcal{O}$ 

に を ろ 用 お 前 に 1 1 項 7 7 ょ  $\mathcal{O}$ そ ガ 1) 規 ス 行  $\mathcal{O}$ 定 を 成 わ に 発 分 な か 生 12 け カン さ 変 n わ 更 せ ば 5 を ず な 加 5 え れ 移 な をそ る 動 11 ことな 式  $\mathcal{O}$ た ガ 成 だ ス 分 < 発 L 12 供 生 変更 給 熱 設 す 量 備 を る 及 に 加 場 び お え 合 燃 け ることなく る 又 焼 熱 は 性 液 量 が 等 化 測 定 石  $\mathcal{O}$ 供 さ 油 測 給 定 ガ n す ス た は る を ガ 場 原 次 ス 合 若 料  $\mathcal{O}$ に と 各 号 あ L < 0 7 は 12 7 特 掲 液 は げ 定 化 容 る ガ 熱 器 ス لح

2

十三 生 は 設  $\mathcal{O}$ け L 間 を 復 設 た 備 そ 熱 は ウ 12 7 とこ 号) 備 当 旧 オ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 量 定 を 成  $\mathcal{O}$ 出 該 ツ 第二 义 貸 3 べ 分 燃 範  $\Box$ 容 与 指 器 ベ る に 12 に 焼 井 を 条 変 指 た 従 に 数 お 性 受 کے 数 第 に  $\Diamond$ 0 あ が 1 更 そ け そ 7 に 7 る を あ こと 号 て 告 ガ 加 0  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 0 承 に 1 ス ガ 口 7 1 示 え る 認 で 規 が ス は る  $\mathcal{O}$ を 場 を 定 ک 定 そ 製 明 لح 受 す 造 製 定 合 5  $\Diamond$ n 容 け る で 造 る な 器 を か 以 た 災 < あ 行 す 方 で 外 に ところ う 害 る 充 法 供 0 あ  $\mathcal{O}$ لح て、 を 場 る ガ に 給 7 き、 1 と ス ょ 合 す W 要 に う。 災 発 L ŋ に る L 従 害 又 生 た 7 場 測 0 は ガ 以 定 合 経 設 <u>つ</u> 1 災 7 そ 備 す 下 済 て に ス る ガ 第 害  $\mathcal{O}$ 産 又  $\mathcal{O}$ は 0 業 種 こと。 ス は 七 対 承 1 + 策 液 認 類  $\mathcal{O}$ 大 供 7 給 化 製 基 臣 八 を 及 は 受 び 開 造 た ガ 条 本  $\mathcal{O}$ だ 型 を 第 法 け 承 充 ス 始 行 式 し、 を 認 後 た 7 う 昭 を 原 項 ガ 並 毎  $\lambda$ لح 第 受 和 び ガ 終 料 ス 日 き  $\equiv$ け に と 事 ス 了 は 号 + た そ 業  $\mathcal{O}$ 口 か L に 六 者 7  $\mathcal{O}$ 熱 5 者 熱 移 発 お 年 が 運 供 カ 量 生 給 量 法 そ 転 動 1 5 さ 当 燃 7 律  $\mathcal{O}$ 方 式 開 燃 第 同 該 承 法 焼 ガ 始 せ じ 焼 た ガ 認 に 速 ス ま を 照 速 百 ス 度 発 で ガ 受 度 発 5 又 生 ス  $\mathcal{O}$ 

力  $\mathcal{O}$ 計 限 圧 を ŋ 力 使 で に 用 な あ 1 L 0 7 7 測 は 定 す 常 る 時 ئے 移 動 た 式 だ ガ ス L 発 生 設  $\mathcal{O}$ 使 備 用  $\mathcal{O}$ 者 出 に  $\Box$ ガ に ス お を 1 供 て、 給 圧 す る 力 た 値 8 を 自  $\mathcal{O}$ ŧ 動 的  $\mathcal{O}$ に に あ 記 録 0 す 7 る は 圧

災

害

そ

 $\mathcal{O}$ 

他

 $\mathcal{O}$ 

非

常

時

に

ガ

ス

0

熱

量

及

び

燃

焼

性

を

測

定

す

ること

が

木

難

な

場

合

12

お

1

て

熱

量

及

び

又

ウ

オ

ツ

に

7

測

す

る

こと

を

L

な

1

燃 き 焼 は 性 第 が 測 定され 項  $\mathcal{O}$ 規 た 定 液 に 化天然ガスを用 か か わ 5 ず、 熱 *(* ) 量 てそ 及 び 0) 燃 焼 成分に 性 を 変更を加えることなく一 測 定す ることを要 L な 1 時 的 に供 給 す ると

4 法 第 + 八 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 熱 量 等  $\mathcal{O}$ 測 定  $\mathcal{O}$ 結 果  $\mathcal{O}$ 記 録 は 次  $\mathcal{O}$ 各 号 に 撂 げ るところ に ょ り 行 わ な

ければならない。

た だ 熱 L 量 書  $\mathcal{O}$ 測  $\mathcal{O}$ 規 定 定  $\mathcal{O}$ 結 に 果につい ょ り 成 分 を 7 は、 測 定 L 様 た 場 式 第十 合 文は 12 あ 0 様 式 7 は、 第十一によること。 様 式第十二により ただ そ し、  $\mathcal{O}$ 測 第 定  $\mathcal{O}$ 結 項 第 果 を記 号

録しなければならない。

圧 力  $\mathcal{O}$ 測 定  $\mathcal{O}$ 結 果 12 0 1 7 は 圧 力 計  $\mathcal{O}$ 記 録 方 法 に よること。

三 燃 焼 性  $\mathcal{O}$ 測 定  $\mathcal{O}$ 結 果 12 0 1 て は 様 式 第 十三に よる こと。

兀 第 項 た だ L 書  $\mathcal{O}$ うち 特 定 容 器  $\mathcal{O}$ 使 用 に 係 る 場 合に あ つて は、 液 化石 油 ガ ス 0 規 格 の名称及

び 充 7 W 年 月 日 を 様 式 第 + 兀 に ょ り 記 録 す ること。

(電磁的方法による保存)

5

前

項

 $\mathcal{O}$ 

測

定

 $\mathcal{O}$ 

結

果

 $\mathcal{O}$ 

記

録

は

年

間

保

存

L

な

け

れ

ば

な

5

な

1

第 + 八 条 法 第 + 八 条 に 規 定 す る 測 定  $\mathcal{O}$ 結 果  $\mathcal{O}$ 記 録 は、 前 条 第 四 項 各 号に 掲 げ る ところ に ょ り、 電

磁 的 方 法 電 子 的 方 法 磁 気 的 方 法 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 人  $\mathcal{O}$ 知 覚 に ょ つ 7 認 識 す ること が で き な 1 方 法 を

う。 第 百 九 + 八 条 及 び 第 百 九 + 九 条を 除 き、 以下 同  $\overset{\text{\tiny $\Gamma$}}{\smile}$ に ょ り 作 成 し、 保 存 することが できる。

- 2 他 前  $\mathcal{O}$ 機 項 器  $\mathcal{O}$ 規 を 用 定 に 1 よる 7 直 保 5 に 存をする場 表 示 さ れ 合に ることが は で 同 き 項 る  $\mathcal{O}$ ょ 測 う 定 に  $\mathcal{O}$ 結 L 7 果  $\mathcal{O}$ お 記 カン な 録 け が 必 れ 要 ば に な 応 6 じ な 電 1 子 計 算 機 そ  $\mathcal{O}$
- 3 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 保 存 を す る 場 合 に は 経 済 産 業 大 臣 が 定 8 る 基 準 を 確 保 す る ょ う 努  $\Diamond$ な け

ればならない。

(供給計画の期間)

第 + 九 条 法 第 + 九 条 第 <del>---</del> 項 0 経 済 産 業 省 令 で 定 め る 期 間 は  $\equiv$ 年 とす る

2 ガ た 8 ス 大 三 導 規 管 年 模 を 事 か こえ 業 0 者 急 る 速 が 期 維 な 持 間 都 に 市 し 化 0 が 及 1 7 び 進 行 運 計 用 す 画 す を る る 作 地 導 成 域 管 さ 12 12 せ お ょ る 11 り て 必 ガ 要 ス が 計 を あ 画 供 る 的 給 と カ す L 0 る 7 合 ガ 経 理 的 ス 済 小 産 な 売 業 ガ 事 大 ス 業 臣  $\mathcal{O}$ 者 供 が 12 給 指 あ 定 を 0 確 て た 保 は す 般 る

(供給計画の届出)

前

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

か

カ

わ

5

ず、

五.

年

と

す

第二 他 L 前 + な 条  $\mathcal{O}$ 第 け ガ 条 れ ス ば 項 法 小 な 売 第 又 5 事 は + な 業 第 九 条 1 に 関 項 第 す に 規 る 項 定 事  $\mathcal{O}$ す 項 規 定 を る 記 期 に 載 間 ょ る L に た お ガ 様 け ス る 式  $\mathcal{O}$ 第 供 ガ + 給 ス 五.  $\mathcal{O}$ 計 需  $\mathcal{O}$ 画 供 要  $\mathcal{O}$ 給 及 届 計 び 出 供 を 画 届 給 L よう 出 書 ガ とす を、 ス 工 作 る 経 済 物 者 産 は 業 設 大 備 初 臣 投 年 度 に 資 提 以 そ 降 出  $\mathcal{O}$ 

2 法 第 + 九 条 第 項 0 規 定 に ょ る ガ ス  $\mathcal{O}$ 供 給 計 画  $\mathcal{O}$ 変 更  $\mathcal{O}$ 届 出 を L ようとする者 は、 様 式 第 + 六

 $\mathcal{O}$ 供 給 計 画 変更届 出 書 に 変更を必要とする理 由 及 び当該変更に係る事項を記載し た書類を添えて

経 済 産 業 大 臣 に 提 出 L な け れ ば なら な

第三節 ガス工作物

第一款 技術上の基準への適合等

公公 共  $\mathcal{O}$ 安 全  $\mathcal{O}$ 確 保 上 特 に 重 要 な ガ ス 工 作 物

第二十 各 に 建 物 定 合 規 住 種 物 め  $\mathcal{O}$ 学 定 う 宅 特 る 木 す 定 5 条 校 ガ る学 造 特 木 並 公 ス 造 び そ 共 定 工 法 校 <del>0</del> 第 そ に 用 地 作 児 他 建 下 物  $\mathcal{O}$ 物、 十二条第 他  $\mathcal{L}$ 街 は、 同 童 法 等 れ  $\sum_{i}$ 福 告 示 第 れ 祉 12 工 類 業 百 特 12 法 三 十 第 す 定 三 類 用 で 項 る 三 建 定 す 地 +兀 る 構 下 物 8 構 同 九 条 造 室 る 木 等 条 造 条 に ガ  $\mathcal{O}$ 規 定 第 造 ス 第 建  $\mathcal{O}$ 建 物 そ を 兀 超 す 物 項  $\mathcal{O}$ 使 項 高 (学校 る専 他 に を除 に 用 層 規 す お 建 *\'* 修学 教 定 る V) れ 物 す 7 育 12 建 準 校 物 る 法 類 高 ごと に 保 及び す 層 用する場合を含 (昭 対 育 る 建 す 0 和 所 同 構 物 法 る 区 を 二十二年 造 第 ガ 除  $\mathcal{O}$ 特 分 百三 ス く。 建 定 。 以 物 大  $\mathcal{O}$ + 法 む。 供 規 下 を 兀 除 給 を 律 模 第二十六 除 条 く。 建 建  $\mathcal{O}$ 第 た <\_ 物 物  $\mathcal{O}$  $\Diamond$ 経 区 に 済 項 特 分 号) 産 施 に 定 又 と 業 設 規 般 中 は 省 定 規 す 第 業 7 I 令 で す う。 る 般 務 模 集 る 用 ガ 条 建

(成分の検査方法)

ス

工

作

物

す

第二十二条 法第二十三条の 規定による ガ ス 0 成分 0 検 査 は、 次の 各号に 掲げるところに ょ ŋ 行 わ

含 な 該 督 照 す  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ る 製 そ け 事 水 ガ 部 5 場 造 率 れ ス 長 業  $\mathcal{O}$ L ば 合  $\mathcal{O}$ を 7 が に 事 行 業 な 成 に 八 以 係 分 う 下 5 あ + 定 る に 場 <u>:</u> ک な  $\mathcal{O}$ ガ 係 数 0 五 合 7 パ 検  $\mathcal{O}$ ス る 量 1 査 業 以 は 及 項 メ を 下 た セ び に 務 だ T ン 要 で ガ お タ を し、 行 ン  $\vdash$ せ ス あ 1 ず るこ 0 干 7 う 以  $\mathcal{O}$ 区 = 上 使 同 取 ガ لح T  $\mathcal{O}$ 食 用 U 付 域 ス 品 者 が 中  $\mathcal{O}$ 数 Ł  $\mathcal{O}$ 成  $\mathcal{O}$ 廃 に が 場 明  $\mathcal{O}$ 硫 分 棄 5 を 対  $\mathcal{O}$ 百 所 に 黄 物 L が か 原 承 万 全 料 車 認 個 で 0 \_\_ 量 と を 1 下 用 を  $\mathcal{O}$ あ 受 7 L 産 水  $\mathcal{O}$ 超 る け 業 と 7 導 硫 検 汚 え 管 た る 査 発 泥 保 L 化 す 水 酵 又 に 者 安 7 ŧ 監 素 る さ は ょ が  $\mathcal{O}$ 経 こと そ 及 せ ŋ を 督 済 び た 大 n  $\mathcal{O}$ 除 部 産 を 業 ア メ 5 承 <  $\mathcal{O}$ 要 管 ン タ を 供 認 大 給 臣 ン 混 轄 干 を 受 = を 合 を な に 区 T 行 け ガ 主 係 域 1 L た う た  $\mathcal{O}$ 成 る 内 ス کے 場 成 分 場 小 ŧ  $\mathcal{O}$ こころ 合 売 分 と 合  $\mathcal{O}$ 4 す に は で に 事 が 業 に る あ 原 あ あ 従 ガ る 者 料 **つ** 0 産 ス て 7 業 £ で  $\mathcal{O}$ 0 を て あ は 保 種  $\mathcal{O}$ そ 安 供 ガ 類 0 そ 当 監 給 ス 7 12  $\mathcal{O}$ 

及 供 び L 給  $\sum_{i}$ た び 硫 ガ لح を 天 化 れ ス き 受 然 5 水 は を ガ け 素 天 原 然 ス 及 る 料 そ 事 び ガ 分 業 と  $\mathcal{O}$ ア ス L 又 析 指 場 ン 7 は 干 定  $\mathcal{O}$ 製 試 す プ 出 = 造 ア 験 る П 口 場 方 に L パ 当 た ン 法 所 0 ガ 該 1 に に 出 7 ス ブ タ 並 規 お 毎 ン、 定 に 週 び 1 す に 7 お る  $\sum_{}$ プ け 口 方 れ る 口 日 製 5 ピ 法 本 測 に に 工 定 浩 レ 空 ょ 業 ン が 所 気 若 ŋ 規 困  $\mathcal{O}$ を 検 格 難 出 L < 査 K な П 混 <u>-</u> <u>-</u> <u>-</u> 場 は す 及 入 る 合 75 L ブ  $\bigcirc$ t た チ に 他  $\mathcal{O}$ お ガ レ  $\mathcal{O}$ とす 者 ス ン 1 を を 7 か  $\bigcirc$ る 経 除 主 6 導 < 成 済 分 管 産 と 業 に す ょ  $\mathcal{O}$ 大 燃 る 臣 1) 硫 料 黄 ガ が ガ 全 ガ 指 ス ス ス 定 量 及  $\mathcal{O}$ 

ガ ス 小 売 事 業 者 が 前 号  $\mathcal{O}$ 検 査 を L た ガ ス  $\mathcal{O}$ 成 分  $\mathcal{O}$ 量 を 記 録 す る 方 法 は 様 式 第 + 七 に ょ ŋ 記

録 す る t 0) とし、 そ  $\mathcal{O}$ 記 録  $\mathcal{O}$ 保 存  $\mathcal{O}$ 期 間 は 年 間 と す る。

2 法 第二 十三 条  $\mathcal{O}$ 経 済 産 業 省 令 で 定  $\Diamond$ る 数 量 は 標 準 状 態 に お け る 乾 燥 L た ガ ス <del>\_</del> <u>\( \frac{1}{2} \) \( \frac{1}{2} \)</u> 方 メ ] 1 ル

アにあつては、〇・二グラムとする。

に

0

き、

硫

黄

全

量

に

あ

0

て

は

 $\bigcirc$ 

•

五

グ

ラ

ム

硫

化

水

素

に

あ

0

て

は

 $\bigcirc$ 

〇二グラ

ム、

アン

干

(電磁的方法による保存)

第 + 三 条 法 第 十三 条に 規 定 す る 記 録 は、 電 磁 的 方 法 に ょ ŋ 作 成 し、 保 存 す ることが で き る

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 保 存 を す る 場 合 に は 同 項  $\mathcal{O}$ 記 録 が 必 要 に 応 じ 電 子 計 算 機 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 機 器 を 用

1 7 直 5 に 表 示 さ れ る こと が で きる ょ う に L 7 お か な け れ ば な 5 な 1

3 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る 保 存 を す る場合 に は、 経 済 産 業 大 臣 が 定 8) る 基 準 を 確 保 す る ょ う 努 め な け

ばならない。

n

第二款 自主的な保安

(保安規程)

第 <u>二</u> 十 兀 条 法 第 + 兀 条 第 項  $\mathcal{O}$ 保 安 規 程 は 次  $\mathcal{O}$ 事 項 特 定 ガ ス 発 生 設 備 に お 1 7 ガ ス を 発 生

さ せ 導 管 に ょ り n を 供 給 す る 小 売 供 給 を 行う 者 12 あ 0 7 は 当 該 供 給 12 係 る 第 七 号 及 び 第 八

る

号  $\mathcal{O}$ 事 項 を 除 <\_ 。 12 0 1 7 定 8 る t  $\mathcal{O}$ と す

ガ ス 工 作 物  $\mathcal{O}$ 工 事 維 持 又 は 運 用 に 関 す る業 務 を 管 理す うる者  $\mathcal{O}$ 職 務 及 び 組 織 に 関 すること。

- ガ ス 主任技 術者が旅 行、 疾病その 他 事 故によつてその 職務を行うことが できない 場合に、 そ
- の職務を代行する者に関すること。
- 三 ガ ス 工 作 物  $\mathcal{O}$ 工 事 維 持 又 は 運 用 に 従 事 す る 者 12 対 す る 保 安教 育 に 関 す る
- 兀 ガ ス 工 作 物  $\mathcal{O}$ 工 事 維 持 及 び 運 用 に 関 す る 保 安  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 巡 視、 点 検 及 び 検 査 に 関 すること(
- 第八号に掲げるものを除く。)。
- 五 ガス工作物の運転又は操作に関すること。
- 六 導管の工事の方法に関すること。
- 七 導 管  $\mathcal{O}$ 工 事 現 場  $\mathcal{O}$ 責 任 者  $\mathcal{O}$ 条 件 そ  $\mathcal{O}$ 他 導 管  $\mathcal{O}$ 工 事 現 場 に お け る 保 安 監

督

体

制

に

関

す

る

- 導 管  $\mathcal{O}$ 周 进 12 お 11 7 ガ ス 工 作 物  $\mathcal{O}$ 工 事 以 外  $\mathcal{O}$ 工 事 が 行 わ れ る 場 合 に お け る 当 該 導 管  $\mathcal{O}$ 維 持 及
- び運用に関する保安に関すること。

八

- 九 災害その他非常の場合にとるべき措置に関すること。
- + ガ ス 工 作 物  $\mathcal{O}$ 工 事 維 持 又 は 運 用 に 関 す る 保 安 に 0 *\* \ 7  $\mathcal{O}$ 記 録 に 関 す ること。
- + ガ ス 工 作 物  $\mathcal{O}$ 工 事 維 持 又 は 運 用 に 従 事 す る 者 で あ 0 7 保 安 規 程 12 違 反 L た 者 に 対 す る 措
- 置に関すること。
- 大 規 模 そ 0 地 震 他 対 ガ 策特 ス エ 作 別措 物 置  $\mathcal{O}$ 法 工 事、 (昭 維持 和 五 及び 十三年 運 · 法律 用 12 関 第七十三号) する保安に 第二条第四号に 関 L 必要な事 項 に関 規定 す すること。 Ź 地 震防 災

六 対 条 策 第 強 化 地 項 に 域 (以 下 規 定 す る 者 強 化 を 除 地 域」 く。 とい 次 項 . う。 に お 1 内 て 12 同 ガ ľ ス 工 作 に 物 あ を設 0 て 置 は す Ź 前 ガ 項 各 ス 号 小 売 に 掲 事 げ 業 者 る 事 同 項 法  $\mathcal{O}$ 第 ほ

カ 次  $\mathcal{O}$ 各 号 に 掲 げ る 事 項 12 0 1 7 保 安 規 程 に 定 め る ŧ  $\mathcal{O}$ とす る。

る 警 大 戒 規 宣 模 言 地 震 以 対 下 策 特 警戒 別 措 宣 置 言」 法 第 とい 条 う。 第三 号 に  $\mathcal{O}$ 伝 規 定 達 す に 関 る すること。 地 震 予 知 情 報 及 び 同 条 第 十三 一号に 規 定 す

警戒 宣 言 が 発せ 5 れ た 場合に おけ る防 災 に 関 する 業務を管理する者  $\mathcal{O}$ 職 務 及び 組 織 に 関 する

 $\equiv$ 警 戒 宣 言 が 発 せ 5 れ た 場 合 に お け る 保 安 要 員  $\mathcal{O}$ 確 保 に 関 す ること。

兀 関 すること。 警 戒 宣 言 が 発 せ 5 n た 場 合 に お け る ガ ス 工 作 物  $\mathcal{O}$ 巡 視 点 検 及 び 検 査 並 び に 運 転 又 は 操 作 に

五 ること。 警 戒宣 言 が 発 せ 5 れ た 場 合に おける防災に関 はする 設 備 及 び資 材 0 確 保、 点 検 及 び 整 備 に 関 す

六 ること。 警戒 宣 言 が 発 せ 5 れ た 場 合 に 地 震 防 災 に 関 L と る べ き措 置 に 係 る 教 育、 訓 練 及 び 広 報 に 関 す

七 大 その 規 模 他 地 震 地 対 震 災 策 害 特  $\mathcal{O}$ 別 発 措 生 置  $\mathcal{O}$ 法 第三 防 止 条 第 又 は 軽 項 減 を  $\mathcal{O}$ 規定 図 る に た ょ 8  $\mathcal{O}$ る 措 強 置 化 に 地 関 域 す  $\mathcal{O}$ 指 ること。 定  $\mathcal{O}$ 際、 現 12 当

該

強

化

地

域

安 内 規 に 程 お 12 1 7 お ガ 1 7 ス 工 前 作 項 物 に 掲 を 設 げ 置 る 事 L 7 項 に 1 る 0 ガ 1 て ス 定 小 売  $\emptyset$ 事 業 法 第 者 は + 当 兀 条 該 第 指 定 項  $\mathcal{O}$ あ  $\mathcal{O}$ 規 0 た 定 12 日 カン ょ る 5 六 届 出 月 を 以 内 L な に け 保

れ

ば

な

5

な

いく

- 4 げ 策 す 第 る 物 者 る を を る 南 講 南 設 条 事 に 海 置 第 項 限 ず 海  $\vdash$ す べ ラ に  $\vdash$ る き ラ る フ 項 0 者 地 フ 1 次 ガ  $\mathcal{O}$ 震 7 項 لح ス 規 地 保 定 に に L 震 小 安 お 7 売 に 係 規 以 ょ 事 11 同 る 程 業 7 法 下 Ŋ 地 者 南 に 第 震 同 定 南 じ。 防 兀 海 8 条 海 同 1 災 る 第 法 ラ 対  $\vdash$ 第 策 ŧ 12 ラ フ フ 項  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ あ 五. 地 条 推 に 地 震 0 す 7 規 震 第 防 進 定 災 る に は と 関 す 項 対 に す 第 る 策 11 う。 る 南 規 推 定 項 海 進 特 各 す 1 地 別 号 ラ る 域 措 に 者 伴 لح 12 フ 置 を L 法 地 掲 1 除 げ 震 発 7 生 き、 指 平 る 防 災 す 事 定 成 さ + 項 妆 る 同 津 法 兀  $\mathcal{O}$ 策 れ 第 た 年 ほ 推 波 法 地 カン 進 に 条 係 律 基 域 第 第 次 本 る 内  $\mathcal{O}$ 計 地 に 九 + 各 震 項 ガ 画 <u>-</u> 号 防 12 で ス 号 に 災 規 定 工 掲 8 妆 定 作
- 南 南 海 海 1 ラ フ フ 地 地 震 震 に に 伴 係 る 1 防 発 生 災 訓 す る 練 並 津 び 波 12 カ 5 地 震  $\mathcal{O}$ 円 防 滑 災 上 な 必 澼 要 難 な  $\mathcal{O}$ 教 確 育 保 12 及 関 CK す 広 る 報 12 関 す

る

と

 $\vdash$ 

ラ

5 ガ お 1 ラ 1 ス 南 7 工 フ 海 前 作 地 1 ラ 項 物 震 に フ を 防 設 掲 災 地 げ 置 妆 震 る 策 に L 事 7 推 係 項 進 1 る に 地 る 地 ガ 震 0 域 1 ス  $\mathcal{O}$ 防 て 小 指 災 定 売 定 対  $\Diamond$ 事  $\mathcal{O}$ 策 業 際  $\mathcal{O}$ 者 法 推 第 は 現 進 に に + 当 当 関 兀 該 す 該 条 る 指 南 第 定 特 海  $\mathcal{O}$  $\vdash$ 別 項 ラ 措 あ  $\mathcal{O}$ フ 0 置 規 た 地 法 定 震 第 日 12 防 三 か ょ 条 5 災 六 る 妆 第 届 月 策 出 以 推 項 を 内 進  $\mathcal{O}$ L に 地 規 な 域 定 け 保 内 に れ 安 12 ょ ば 規 お る な 程 南 1 5 に 海 7

な 1

6 と 溝 年 定 す 地 る 8 L 域 法 • 日 千 者 る て لح 本 律 を 者 同 島 L 第 海 事 法 海 除 溝 に 7 第 き、 指 + 限 溝 定 千 五. 周 七 る さ 号) 条 辺 島 0 同 第 1 次 海 法 れ 海 項 溝 第 \_\_\_ 第 た 溝 保 型 三 に 周 項 地 に 地 条 条 お 域 辺 第 震 内 第 海 1 規 程 て 定 に 溝 لح 同 す 項 ガ 項 型 定 じ る に 地 1 ス  $\mathcal{O}$ う。 日 規 工 規 震 定 定 本 作 12 す 係 に 海 物 に あ 溝 に る を ょ る 伴 設 地 日 り  $\mathcal{O}$ 7 千 本 置 震 1 日 発 す 防 は 島 海 本 る 災 海 生 溝 海 第 溝 す ガ 放 • 溝 る 千 策 周 ス 千 項 辺 津 小  $\mathcal{O}$ 島 各 波 海 海 売 島 推 事 号 溝 12 溝 海 進 に 型 係 業 周 溝 に 掲 者 関 地 る 辺 周 げ 震 地 海 す 辺 る 防 震 溝 同 海 る 災 事 型 防 法 溝 特 災 第 型 項 対 地 别 策 対 震 六 措  $\mathcal{O}$ 地 条 策 震 ほ 推 置 第 進 を 以 防 法 か 基 講 下 災 次 本 ず 項 妆 亚 べ 計  $\mathcal{O}$ 日 に 策 成 き + 各 本 規 推 画 者 六 뭉 で 海 定 進

日 本 海 溝 • 千 島 海 溝 周 辺 海 溝 型 地 震 に 伴 11 発 生 す る 津 波 カン 5  $\mathcal{O}$ 円 滑 な 避 難  $\mathcal{O}$ 確 保 に 関 す る

12

掲

げ

る

項

12

7

安

規

に

8

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

لح

す

る

と。

す

る

関 日 本 海 溝 千 島 海 溝 周 辺 海 溝 型 地 震 に 係 る 防 災 訓 練 並 75 に 地 震 防 災 上 必 要 な 教 育 及 75 広 報

に

7 海 項 溝  $\mathcal{O}$ 日 規 本 千 定 海 に 島 溝 ょ 海 溝 千 る 周 H 島 辺 本 海 海 海 溝 溝 溝 周 型 辺 • 千 地 海 震 島 溝 防 海 型 災 溝 地 妆 周 震 策 に 辺 推 係 海 進 溝 る 型 地 地 域 地 震 震 内 防 12 防 災 お 災 炆 策 1 対 7 策  $\mathcal{O}$ ガ 推 推 ス 進 進 工 地 に 作 域 関 物  $\mathcal{O}$ す を 指 る 設 定 特 置  $\mathcal{O}$ 別 際 措 L て 置 1 現 法 る 12 第 ガ 当  $\equiv$ ス 該 条 小 第 日 売 本

事 業 者 は、 当 該 指 定  $\mathcal{O}$ あ 0 た 日 か 5 六 月 以 内 に、 保 安 規 程 に お 7 て 前 項 に 撂 げ Ś 事 項 に 0 7 て定

8 法 第二 + 兀 条 第二 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 届 出 を L な け れ ば な 5 な 1

8 者 に 電 あ 気 事 0 業 て は 法 昭 当 該 和 三 ガ ス + 工 九 作 年 物 法 律 に 係 第 る 百 第 七 + 号) 項 か 5 が 適 前 項 用 ま さ で れ に る ガ 掲 げ ス 工 る 事 作 項 物 に を 設 0 置 1 す 7 保 る 安 ガ 規 ス 程 小 売 に 定 事 業 8

な い ことが できる。

第二十 五. 条 法 第 + 匹 条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る 届 出 を L ようとする者 は、 様 式 第 + 八  $\mathcal{O}$ 保 安 規 程 届

出書を提出しなければならない。

2 に 変更を必 法 第 + 要とす 兀 条 第 る 理 項 由  $\mathcal{O}$ を 規 定 記 載 に ょ た る 書 届 類 出 を を 添 L えて ようとす 提 出 る L 者 な け は れ ば 様 式 な 5 第 な 十 1 九  $\mathcal{O}$ 保 安 規 程 変 更 届 出 書

(ガス主任技術者の選任等)

第二十 六 条 法 第 + 五 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る ガ ス 主 任 技 術 者  $\mathcal{O}$ 選 任 は、 次  $\mathcal{O}$ 表  $\mathcal{O}$ 上 欄 12 撂 げ る 事

業 場 電 気 事 業 法 が 適 用 さ れ る ガ ス 工 作 物  $\mathcal{O}$ 4 を 設 置 L 7 1 る t  $\mathcal{O}$ を 除 < ) ごとに そ れ ぞ れ 同

表  $\mathcal{O}$ 下 欄 に 掲 げ る 者  $\mathcal{O}$ う 5 か 5 行 う t  $\mathcal{O}$ لح す Ź

製 造 所 特 定 ガ ス 工 作 物 に 係 る ŧ  $\mathcal{O}$ (以 下 特 定 製 造

所

とい

う。

を

除

<

次号

に

お

1

7

同

U

ガ

甲

種

ガ

ス

主

任

技

術

者

免

状

又

は

 $\angle$ 

スホ 種ガス主任技術者免状の交付を

ル ダ を 有 す る 供 給 所 及 び 導 管 を 管 理す る事 業 場 で あ 0

受けている者

ている者	
ス主任技術者免状の交付を受け	
ガス主任技術者免状又は丙種ガ	
甲種ガス主任技術者免状、乙種	三 一の供給地点群に係る特定製造所
定める実務の経験を有するもの	
を受けている者であつて次条に	する事業場であつて、前号以外のもの
甲種ガス主任技術者免状の交付	二 製造所、ガスホルダーを有する供給所及び導管を管理
	第二号下欄に掲げるガス工作物に該当するもの
	て、そこに設置された全てのガス工作物が第三十条の表

2 に 二 に 承 認 0 ガ 7) ス で 以 あ 上 7 小 売  $\mathcal{O}$ は 0 7 事 事 業 同 業 選 任 者 条 場 12 は、  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 表 ガ 係 第 ス る 前 兀 主 事 項 号 業  $\mathcal{O}$ 任 場 表 に 技 第 係 術 12 る 者 駐 号及び £ を 在 兼  $\mathcal{O}$ な を ね 受 さ 第二号に 1 者 け せ た て を 場 ガ は 撂 ス 合 な げ 主 5 は る事 な 任 技 術 業  $\mathcal{O}$ ただ 場 者 限 に り に で し、 選 お な 任 け 第二 る し、 1 ガ ス 又 百 主 は 九 任 条 ガ 技  $\mathcal{O}$ ス 術 規 主 定 任 者 技 に  $\mathcal{O}$ 術 ょ 選 る 者 任

3 は ガ 経 ス 小 済 産 売 業 事 大 業 臣 者 が は、 告 第 示 で 定 項  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ る 表 範 第三 井 内 号 に 12 お 掲 1 げ て、 る 事 他 業 場  $\mathcal{O}$ 供 に 給 お け 地 点 る 群 ガ に ス 係 主 る特 任 技 定 術 製 者 造  $\mathcal{O}$ 所 選 任  $\mathcal{O}$ 12 ガ ス 0 主 1 任 7

技

術

者

を

兼

ね

さ

せることが

できる。

### (実務の経験)

第二十 関  $\mathcal{O}$ す 交 る 付 七 業 条 を 受 務 け 法 に 第 通 7 算 1 + L る 者 五. 7 条 に 年 第 あ 以 0 項 上 て 従 は  $\mathcal{O}$ 製 経 事 造 済 L た 産 又 こと 業 は 省 供 لح 給 令 で L  $\mathcal{O}$ 定 用  $\angle$ に 8 る 種 供 す 実 ガ 務 ス る 主 ガ  $\mathcal{O}$ 任 経 ス 技 工 験 術 作 は 者 物 甲 免  $\mathcal{O}$ 状 工 種 及 事 ガ ス び 主 丙 維 任 種 持 技 ガ 又 術 ス は 者 主 運 任 免 用 技 に 状

2 前 項 12 規 定 す る 経 験 は 当 該 経 験 لح 同 等 以 上 0 実 務  $\mathcal{O}$ 経 験 で あ る と経 済 産 業 大 臣 が 認 定 L た 経

験をもつて代えることができる。

術

者

免

状

 $\mathcal{O}$ 

交

付

を受

け

7

7

る

者

に

あ

0

7

は

実

務

 $\mathcal{O}$ 

経

験

を

要

L

な

\ \

こととす

る。

3 書 12 前 次 項  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 規 書 類 定 を 12 添 ょ る え 経 7 経 済 産 済 業 産 業 大 大 臣 臣  $\mathcal{O}$ 認 に 提 定 出 を 受 L な け け ょ う れ لح ば す な 5 る な 者 1 は 様 式 第二 +  $\mathcal{O}$ 実 務 経 験 認 定 申

請

一 実務の経験に関する説明書

### 二 履歴書

ガス主任技術者の選解任の届出

第 二 十 第 技 術 者 項 八 選  $\mathcal{O}$ 条 任 表 第二 又 法 第 は 号 解 に + 任 掲 届 五 げ 出 条 る 書 第 者 を 提 で 項 あ 出  $\mathcal{O}$ 規 るとき L な 定 け 12 は ょ れ ば る ガ 届 な 5 ス 出 主 を な 任 1 L ょ 技 術 うとす 者  $\mathcal{O}$ 場  $\mathcal{O}$ る 解 合 任 者 に 12 は、 お 係 11 る場 7 様 式 合 そ 第 を  $\mathcal{O}$ 除 + 者 き、 が 第  $\mathcal{O}$ 前 ガ + 条 ス 第 六 主 条 任

項

 $\mathcal{O}$ 

経

験

を

有することを

証

す

る

書

類

を

添

付

L

な

け

れ

ば

な

5

な

1

## (ガス主任技術者免状の様式)

第二十九条 法第二十六条第 一項に 規定するガス主任技術者免状は、 様式第二十二によるものとす

る。

(免状の種類による監督の範囲)

第三十条 法第二十六条第二項 の経済産業省令で定めるガス工作物の工事、 維持及び運 用  $\mathcal{O}$ 範 囲は

次の上欄に掲げるガス主任技術者免状の種類に応じて、それぞれ同表 の下欄に掲げるとおりと

する。

ガス	へ主任技術者免状の種類	保安の監督をすることができる範囲
	甲種ガス主任技術者免状	ガス工作物の工事、維持及び運用
<u> </u>	乙種ガス主任技術者免状	次に掲げるものの工事、維持及び運用
		イ 最高使用圧力が中圧及び低圧のガス工作物
		ロ 最高使用圧力が高圧の液化ガス用貯槽(液化石油ガス
		を貯蔵するものに限る。)、当該貯槽に係るガス圧縮機
		及び液化ガス用ポンプ並びに昇圧供給装置(ガスを高圧
		にして充てんする装置であつて、蓄ガス器(ガスを高圧)
		で蓄える容器をいう。)を備えないものに限る。)並び

にそれらに係る配管

ハ 最 高 使 用 圧 力 が 高 圧  $\mathcal{O}$ 移 動 式 ガ ス 発 生 設 備 又 は 小 型

若

しくはユニット型冷凍設備

= イ、 口 及 び ノヽ 以 外  $\mathcal{O}$ t  $\mathcal{O}$ で あ 0 て、 特 定 ガ ス 工 作 物

及

 $\mathcal{O}$ 

び 当該 特 定 ガ ス 工 作 物 に 係 る ガ ス 工 作 物 に 該 当 す る t

工事、維持及び運用

(知識及び技能の認定)

 $\equiv$ 

丙

種

ガ

ス

主

任

. 技

術

者

免

状

特

定

ガ

ス

工

作

物

及

び

当

該

特

定

ガ

ス

工

作

物

に

係

る

ガ

ス

工

作

物

 $\mathcal{O}$ 

第三十 条 法 第 + 六 条第 三項 第二号  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 経 済 産業 大 臣  $\mathcal{O}$ 認 定 を受け ようとす Ś 者 は

様 式 第二十三  $\mathcal{O}$ ガ ス 主 任 技 術 者 資 格 認 定 申 請 書 に 次  $\mathcal{O}$ 書 類 を 添 えて 経 済 産 業大 臣 に 提 出 L なけれ

ばならない。

ガ ス 工 作 物  $\mathcal{O}$ 工 事 維 持 又 は 運 用 に 関 す る 知 識 及 び 技 能 に 関 す る 説 明 書

一 履歴書

(免状の交付の手続)

第三十二 条 ガ ス 主 任 技 術 者 免 状  $\mathcal{O}$ 交付 を受 けようとす うる者 は 様 式 第二十 兀  $\mathcal{O}$ ガ ス 主 任 技 術 者 免

状 交 付 申 請 書 を 経 済 産 業大 臣 に 提 出 L な け れ ば な らな ただ し、 経 済 産 業 大 臣 が 法 第二 十八 条

第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ 免 状 交 付 事 務  $\mathcal{O}$ 委 託 を 行 う場 合 は 様 式 第 + 五.  $\mathcal{O}$ ガ ス 主 任 技 術 者 免 状 交付

申 請 書 を 指 定 試 験 機 関 に 提 出 L な け れ ば な 5 な 1

(免状の再交付の手続)

第三 <del>一</del> 三 条 ガ ス 主 任 技 術 者 免 状  $\mathcal{O}$ 記 載 事 項 に 変 更 を 生 じ、 又 は ガ ス 主 任 技 術 者 免 状 を 汚 損 ľ

若 L < は 失 0 7 そ  $\mathcal{O}$ 再 交 付 を 受 け ょ う と す る 者 は 様 式 第二 + 六  $\mathcal{O}$ ガ ス 主 任 技 術 者 免 状 再 交 付

申 請 書 を 経 済 産 業 大 臣 に 提 出 L な け れ ば な 5 な 1 0 た だ し、 経 済 産 業 大 臣 が 法 第 + 八 条 第 項

 $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 免 状 交 付 事 務  $\mathcal{O}$ 委 託 を 行 う 場 合 は 様 式 第  $\overline{+}$ 七  $\mathcal{O}$ ガ ス 主 任 技 術 者 免 状 再 交 付 申 請

書 を 指 定 試 験 機 関 に 提 出 な け れ ば な 5 な 1

2 前 項  $\mathcal{O}$ ガ ス 主 任 技 術 者 免 状 再 交 付 申 請 書 に は 記 載 事 項 に 変 更 を 生じ 汚 し、 若 < は

損

じ

た

ガ ス 主 任 技 術 者 免 状 又 は ガ ス 主 任 技 術 者 免 状 を 失 つ たこ لح を 証 す る 書 類 を 添 付 L な け れ ば な 5 な

(ガス主任技術者試験の実施細目)

第 三 +兀 条 ガ ス 主 任 技 術 者 試 験 は 次 12 掲 げ る 科 目  $\mathcal{O}$ 範 进 内 で、 筆 記 試 験 に ょ 0 7 行 う。

ガ ス 事 業 関 係 法 令 保 安 に 関 す る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る

二 ガスに関する物理及び化学理論

 $\equiv$ ガ ス 工 作 物  $\mathcal{O}$ 工 事 維 持 及 び 運 用 に 関 す る 技

術

四 ガス工作物の構造及び機能

五 ガ ス  $\mathcal{O}$ 成 分 分 析 及 び 熱 量 等  $\mathcal{O}$ 測 定

六 ガス器具の構造及び機能

第三十 五. 条 前 条 に 規 定 す る t  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か、 ガ ス 主 任 技 術 者 試 験 を 行う場 所 及 び 期 日 ガ ス 主 任 技 術

者 試 験 受 験 願 書  $\mathcal{O}$ 提 出 期 限 そ  $\mathcal{O}$ 他 ガ ス 主 任 技 術 者 試 験  $\mathcal{O}$ 実 施 に 関 L 必 要 な 事 項 は、 あ 5 か じ め、

告示する。

第三十 六 条 ガ ス 主 任 技 術 者 試 験 12 合 格 L た 者  $\mathcal{O}$ 受 験 番 号 は、 官 報 に 公示 する。

免状 交付 事 務 12 係 る 委 託 契 約 書  $\mathcal{O}$ 記 載 事 項

第三十七 条 令 第 三 条 第 号 =  $\mathcal{O}$ 経 済 産 業 省 令 で 定  $\Diamond$ る 事 項 は、 次 0 と お りとする。

一委託契約代金に関する事項

指 定 試 験 機 関 に ょ る 経 済 産 業 大 臣  $\mathcal{O}$ 報告に 関 す Ś 事 項

(免状交付事務に係る公示)

第三十 八 条 令 第 三 条 第 号 0) 規 定 に ょ る 公 示 は、 次 に 撂 げ る 事 項 を 明 5 カン に することに ょ り 行 う

ものとする。

一 委託に係る免状交付事務の内容

二 委託に係る免状交付事務を処理する場所

### 第 三 款 工 事 計 画 及 び 検 査

### $\widehat{\mathbb{I}}$ 事 計 画 $\mathcal{O}$ 届 出

第 三十 九 条 法 第 三 <u>十</u> 二 条 第 項  $\mathcal{O}$ 経 済 産 業 省 令 で 定 8 る ガ ス 工 作 物  $\mathcal{O}$ 設 置 又 は 変 更  $\mathcal{O}$ 工 事 は 別

表 第  $\mathcal{O}$ 上 欄 に 撂 げ る 工 事  $\mathcal{O}$ 種 類 に 応 ľ て、 そ れ ぞ n 同 表  $\mathcal{O}$ 中 欄 に 掲 げ る ŧ  $\mathcal{O}$ す る。

変 更  $\mathcal{O}$ 工 事 を 伴 う 変 更 以 外  $\mathcal{O}$ 変 更 とす る。

3

法

第

三

+

条

第

八

項

た

だ

L

書

 $\mathcal{O}$ 

経

済

産

業

省

令

で

定

8

る

場

合

は

次

条

第

項

第

号

 $\mathcal{O}$ 

工

事

計

画

 $\mathcal{O}$ 

兀

<u>-</u>

2

法

第

三十二条

第

項

た

だ

L

書

 $\mathcal{O}$ 

経

済

産

業

省

令

で

定

8

る

軽

微

な

変

更

は

別

表

第

 $\mathcal{O}$ 

中

欄

12

掲

げ

る

記 載 事 項  $\mathcal{O}$ 変 更 を 伴 う 場 合 以 外  $\mathcal{O}$ 場 合 と す る

第 + 条 法 第三十 条 第 項 又 は 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 出 は 様

に

ょ

る

届

を

L

よう

とす

る

者

式

第

+

八

 $\mathcal{O}$ 

工 事 計 画 変 (更) 届 出 書 に 次  $\mathcal{O}$ 書 類 を 添 え 7 提 出 L な け n ば な 5 な 1 0 た だ し、 そ  $\mathcal{O}$ 届 出 が 廃 止

 $\mathcal{O}$ 工 事 12 係 る 場 合 は 第二 号 及 び 第三 号  $\mathcal{O}$ 書 類 を 添 付 す ることを 要 L な 1

### 工 事 計 画 書

当 該 ガ ス 工 作 物  $\mathcal{O}$ 属 す る 別 表 第  $\mathcal{O}$ 上 欄 12 掲 げ る 種 類 に 応 U て、 同 表  $\mathcal{O}$ 下 欄 12 掲 げ る 書 類

### $\equiv$ 工 事 工 程 表

兀 変 更  $\mathcal{O}$ 工 事 又 は 工 事  $\mathcal{O}$ 計 画  $\mathcal{O}$ 変 更 に 係 る 場 合 は 変 更 を 必 要と す る 理 由 を 記 載 L た 書 類

2 前 項 第 号  $\mathcal{O}$ 工 事 計 画 書 に は 届 出 に 係 る ガ ス 工 作 物  $\mathcal{O}$ 種 類 に 応 じて 别 表 第  $\mathcal{O}$ 中 欄 に 掲 げ

<\_ る 事 項 を 又 記 は 載 工 L 事 な  $\mathcal{O}$ 計 け れ 画 ば  $\mathcal{O}$ 変 な 5 更 な に 係 1 0 る  $\sum_{i}$ ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 場 で 合 あ に るとき お V) は、 て、 変 そ 更  $\mathcal{O}$ 前 届 と 出 変 が 更 変 後 更  $\mathcal{O}$ と を 工 事 対 照 廃 L B 止 す  $\mathcal{O}$ 1 工 事 ょ う を に 除

記載しなければならない。

3 る 場 别 合 表 は 第 第  $\mathcal{O}$ 中 <del>--</del> 項 欄 各 に 号 掲 げ  $\mathcal{O}$ 書 る 類 工 事  $\mathcal{O}$ ほ  $\mathcal{O}$ 計 か 画 当 を 該 分 割 届 出 して に 法 係 第三 る 部 + 分 以 条 外 第  $\mathcal{O}$ 工 事 項 前  $\mathcal{O}$ 段 計 0 画 規  $\mathcal{O}$ 概 定 要 に を ょ る 記 載 届 出 L た を す 書

第 兀 軽 + 微 変 条 更 届 出 法 第 書 三 に 十 二 変 更 を 条 必 第 要 八 と 項 す  $\mathcal{O}$ る 規 理 定 に 由 ょ を る 記 載 届 出 L を た 書 L 類 ょ うと を 添 す え る 7 提 者 出 は L な 様 け 式 第 れ ば + な 5 九 な  $\mathcal{O}$ 工 1 事 計 画

(添付書類の省略)

類

を

添

え

7

そ

0

届

出

を

L

な

け

れ

ば

な

5

な

1

第

第 兀 L ス 届 な 匹 + \_ 工 出 号 作 書 1 旨 に 条 12 物 12 添  $\mathcal{O}$ お 指 係 付 法 1 す 第三十二 7 る 示 を べ 同 場 じ。 き 合 L た 書 は 条 t 類 第 が 当  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ に う そ 該 ち、 項 0  $\mathcal{O}$ ガ 又 1 届 ス 7 工 経 は 出 は 済 第 12 作 係 産 物 項 第 る 業  $\mathcal{O}$ 兀 大  $\mathcal{O}$ ガ 設 + 臣 規定に ス 置 条 工  $\mathcal{O}$ 第 場 作 ょ 物  $\mathcal{O}$ 所 る 項 産 を  $\mathcal{O}$ 型 管 業 届  $\mathcal{O}$ 規 保 出 式 轄 を 定 安 す に 監 L る 設 ょ カ 計 督 産 か 等 業 うとす 部 わ 保  $\mathcal{O}$ か 管 5 5 安 ず、 る 4 監 轄 場 7 督 区 合 添 添 部 域 付 に 付 内 長 す す  $\mathcal{O}$ お ることを る 第 4 1 て、 兀 12 لح + あ を る そ 五 要 条 ガ  $\mathcal{O}$ 

(使用前検査)

L

な

1

- 第 兀 第三十 十 三  $\stackrel{\cdot}{=}$ 条 条 法  $\mathcal{O}$ 第 第 三 一 十 二 項  $\mathcal{O}$ 条 第 経 済 産 業 項 又 省 令 は 第二 で 定 項  $\Diamond$ る  $\mathcal{O}$ 設 ŧ 置  $\mathcal{O}$ は 又 は 変 別 表 更 第 0 工  $\mathcal{O}$ 事 を 上 欄 す る に 掲 ガ げ ス 工 る 作 工 事 物 で  $\mathcal{O}$ あ 種 類 0 て、 12 応 法 ľ
- 第 兀 能 + 及 び 兀 作 条 動  $\mathcal{O}$ 法 状 第 況 三 十 三 に 0 条 7 て 第 同 項 条  $\mathcal{O}$ 第二 自 主 項 検 各 查 号 は  $\mathcal{O}$ 1 ガ ず ス 工 れ に 作 物 ŧ 適  $\mathcal{O}$ 合 各 部 L て  $\mathcal{O}$ 損 1 るこ 傷 لح 変 を 形 等 確 認  $\mathcal{O}$ す 状 る 況 た 並  $\Diamond$ び に に + 機

分

な

方

法

で

行

う

t

 $\mathcal{O}$ 

と

す

る

出

L

な

け

n

ば

な

5

な

1

て、

そ

れ

ぞ

n

同

表

 $\mathcal{O}$ 

下

欄

に

掲

げ

る

Ł

 $\mathcal{O}$ 

لح

す

る。

- 2 ス 工 法 作 第 三 物 + 検  $\equiv$ 査 機 条 関 第  $\mathcal{O}$ 定 項  $\mathcal{O}$ 8 る 登 とこ 録 ガ ろ ス に 工 ょ 作 り、 物 検 使 査 用 機 関 前 が 検 行 査 申 う 請 検 書 查 を を 当 受 該 け よう 登 録 ع ガ す ス 工 る 作 者 物 は 検 査 当 機 該 関 登 12 録 提 ガ
- 第 兀 + 合 に ガ 五. あ ス 条 工 9 7 作 法 第 物 は 三 を 十三 当 試 該 験 条 ガ  $\mathcal{O}$ 第 た ス 工 8 項 作 に た 物 使 だ 用  $\mathcal{O}$ し 使 す 書 る 用 場  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 経 方 合 法 済 (そ を 産 変 業  $\mathcal{O}$ 更 ガ 省 す 令 ス るごと 工 で 定 作  $\Diamond$ 物 に 12 る 場 ガ 係 合 ス る は  $\mathcal{O}$ ガ 熱 ス を 次 量 等 使  $\mathcal{O}$ と を 用 測 者 お り 定 に 供 と L す 給 7 る。 す 供 る 給 す 場
- を 受 前 け、 号 に そ 掲 げ  $\mathcal{O}$ る 承 場 認 合 を 受  $\mathcal{O}$ け ほ た か、 期 第 間 内 百 に お 九 条 1 7  $\mathcal{O}$ そ 規 定  $\mathcal{O}$ に 承 認 ょ を る 受 承 け 認 た で 方 あ 法 0 7 に ょ 同 n 条 使  $\mathcal{O}$ 用 表 す 第 る 場 号 に 合 係 る t  $\mathcal{O}$

る

場

合

に

限

る

三 法 第三十三 条 第 項  $\mathcal{O}$ 登 録 ガ ス 工 作 物 検 査 機 関 が 行 う 検 査 に 合 格 L た ガ ス 工 作 物 で あ つ て、

場 当 7 該 使 所 用 合 に す 格 移 る 後 転 に 場 L 当 て 合 該 使 (当 合 用 格 す 該 に る ガ 係 時 ス 工 る ま 場 で 作 物 所  $\mathcal{O}$ 以 を 間 当 外 に、 該  $\mathcal{O}$ 場 当 合 該 格 所 に ガ 12 移 係 ス 工 る 転 作 場 物 た 所 t を カン 修 5  $\mathcal{O}$ を、 移 理 転 L 当 L 若 た 該 合 L 時 格 < か は に 5 係 改 造 当 る 場 該 し、 合 所 に 又 格 移 は に 当 係 転 該 る L

兀 ガ ス 工 作 物  $\mathcal{O}$ 設 置  $\mathcal{O}$ 場 所  $\mathcal{O}$ 状 況 又 は 工 事  $\mathcal{O}$ 内 容 に ょ り、 経 済 産 業 大 臣 が 支 障 が な 1 لح 認 8 7

使 用 前 自 主 検 杳 等  $\mathcal{O}$ 記 録  $\mathcal{O}$ 作 成 及 び 保 存

検

査

を

受

け

な

1

で

使

用

す

ること

が

で

きる旨

を

指

示

し

た

場

合

ガ

ス

工

作

物

が

損

壊

L

た

場

合

を

除

<

第 兀 + 六 条 法 第  $\equiv$ +  $\equiv$ 条 第 項  $\mathcal{O}$ 経 済 産 業 省 令 で 定 8 る 自 主 検 査  $\mathcal{O}$ 記 録 に 記 載 す べ き 事 項 は 次

のとおりとする。

自主検査年月日

一自主検査の対象

三 自主検査の方法

四 自主検査の結果

五 自 主 検 查 を 実 施 L た 者  $\mathcal{O}$ 氏 名 自 主 検 査 に お 1 て 協 力 L た 事 業 者 が あ る 場 合 に は 当 該 事 業

者  $\mathcal{O}$ 名 称 及 び 自 主 検 査 を 実 施 L た 者  $\mathcal{O}$ 氏 名

六 自 主 検 査  $\mathcal{O}$ 結 果 に 基 づ 1 7 補 修 等  $\mathcal{O}$ 措 置 を 講 じ た لح き は そ  $\mathcal{O}$ 内 容

七 登 録 ガ ス 工 作 物 検 査 機 関 が 行 う 検 査  $\mathcal{O}$ 結 果

2 た 場 前 合 項 12  $\mathcal{O}$ あ 記 録 0 7 は は そ 当  $\mathcal{O}$ 該 記 合 録 格 を 行 L た 0 た 日 カ 日 5 か 5 五 年 五 間 年 間 保 登 存 す 録 ガ る £ ス 工  $\mathcal{O}$ 作 と す 物 検 る 査 機 関 が 行 う 検 査 に 合 格 L

(電磁的方法による保存)

第 兀 + 七 条 法 第  $\equiv$ 十三 条第 三 項 0 自 主 検 查  $\mathcal{O}$ 結 果  $\mathcal{O}$ 記 録 は、 電 磁 的 方 法 12 ょ り 作 成 し、 保 存 す る

ことができる。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 保 存 を す る 場 合 12 は 同 項  $\mathcal{O}$ 記 録 が 必 要 に 応 じ 電 子 計 算 機 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 機 器 を 用

1 7 直 5 に 表 示 さ れ る こと が で き る ょ う に L 7 お か な け れ ば な 5 な 1

3 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る 保 存 を す る 場 合 12 は 経 済 産 業 大 臣 が 定 8 る 基 潍 を 確 保 す る ょ う 努 8) な け

ればならない。

(定期自主検査)

第 兀 + 八 条 法 第 三 + 兀 条  $\mathcal{O}$ 経 済 産 業 省 令 で 定  $\Diamond$ る ガ ス 工 作 物 は 次 12 掲 げ る ガ ス 工 作 物 不 活 性

 $\mathcal{O}$ ガ ス 空 気 を 含 む 又 は 不 活 性  $\mathcal{O}$ 液 化 ガ ス  $\mathcal{O}$ 4 を 通 ず る Ł  $\mathcal{O}$ 及 び 電 気 事 業 法 が 適 用 さ れ る t

 $\mathcal{O}$ を 除 く。 で あ 0 て、 最 高 使 用 圧 力 が 高 圧  $\mathcal{O}$ t  $\mathcal{O}$ と す る

ガ ス 発 生 設 備 移 動 式 ガ ス 発 生 設 備 及 び 液 化 石 油 ガ ス を 気 化 L 7 ガ ス を 発 生 さ せ る 設 備 気

化 L た ガ ス  $\mathcal{O}$ 出 部 分  $\mathcal{O}$ 最 高 使 用 圧 力 が 高 圧 で あ る t  $\mathcal{O}$ 以 外  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 を 除 < ガ

ス 精 製 設 備、 ガ ス ホ ル ダ 1 熱交換 器、 冷 凍設 備 介 型、 ユ = ツ 1 型 又 は冷 媒ガ ス が 不 活 性 0

ŧ  $\mathcal{O}$ を 除 く。 導 管 及 び 整 圧 器

熱 量 調 整 装 置 に 属 す る 容 器 又 は 付 臭 剤 を 収 納 す る 容 器

2 法 第 三十 兀 条  $\mathcal{O}$ 自 主 検 查 は 次 に 掲 げ る 方 法 で 行 う ŧ  $\mathcal{O}$ とす る。

開

放、

分

解

そ

 $\mathcal{O}$ 

他

 $\mathcal{O}$ 

各

部

 $\mathcal{O}$ 

損

傷、

変

形

及

 $\mathcal{U}$ 

異

常常

 $\mathcal{O}$ 

発

生

状

況

を

確

認するた

め

だ 十

分

な方

法

試 運 転 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 機 能 及 び 作 動  $\mathcal{O}$ 状 況 を 確 認 す る た め に + 分 な 方 法

第 兀 + 九 条 法 第 三 + 兀 条  $\mathcal{O}$ 自 主 検 查 は ガ ス 工 作 物  $\mathcal{O}$ 種 類 運 転 時 間 等 に 応 じ、 告 示 に 定  $\Diamond$ る 時

期ご لح に 行 う t  $\mathcal{O}$ と す る。 た だ L 第二 百 九 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 承 認 で あ 0 7 同 条  $\mathcal{O}$ 表 第 뭉 又 は 第

三号 に 係 る t  $\mathcal{O}$ を 受 け た 場 合 は、 そ  $\mathcal{O}$ 承 認 を 受 け た 時 期 とす る。

(定 期 自 主 検 査  $\mathcal{O}$ 記 録  $\mathcal{O}$ 作 成 及 び 保 存

第 五 + 条 法 第三 + 兀 条  $\mathcal{O}$ 自 主 検 査  $\mathcal{O}$ 結 果  $\mathcal{O}$ 記 録 は、 次に 掲げ る事 項を記 載す Ś ŧ のとする。

自 主 検 査 年 月 H

自 主 検 査  $\mathcal{O}$ 対 象

 $\equiv$ 自 主 検 查  $\mathcal{O}$ 方 法

兀 自 主 検 查  $\mathcal{O}$ 結 果

五 自 主 検 査 を 実 施 L た 者  $\mathcal{O}$ 氏 名 自 主 検 査 に お 7 7 協 力 L た事 業 者が あ る 場 合 12 は、 当 該 事 業

者の名称及び自主検査を実施した者の氏名)

六 自 主 検 査  $\mathcal{O}$ 結 果 に 基 づ 1 7 補 修 等  $\mathcal{O}$ 措 置 を 講 ľ たときは そ 0 内 容

2 自 主 検 査  $\mathcal{O}$ 結 果  $\mathcal{O}$ 記 録 は 五. 年 間 保 存 す る ŧ  $\mathcal{O}$ とす る。

(電磁的方法による保存)

第 五 + 条 法 第三十 兀 条の 自 主 検査 の結果の 記 録 は、 電 磁的 方法により 作 成 し、 保存することが

できる。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 保 存 を す る 場 合 に は、 同 項  $\mathcal{O}$ 記 録 が 必 要 に 応 じ 電 子 計 算 機 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 機 器 を用

1 7 直 5 12 表 示 さ れ ることが で きる ょ う に L 7 お か な け れ ば な 5 な 1

3 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る 保存 をす る場合 に は、 経 済 産 業 大 臣 が 定 8) る 基 準 を 確 保 す るよう 努 8 な け

ればならない。

别 表 第 中 第 匹 十六 条、 第 匹 + 七 条、 第五 + 条 」 を 第三十 九 条、 第 四 + 条、 第 匹 十三 · 条、 第

九 + 七 条 第 九 + 八 条 、 第 百 条 、 第 百 五. 十三 条、 第 百 五. + 兀 条 第 百 五. + 七 条」 に 改 め、 同 表 第

号 中 製 造 所  $\mathcal{O}$ 下 12 電 気 事 業 法 が 適 用 さ れ る ガ ス 工 作 物 に 係 る t  $\mathcal{O}$ を 除 以 下 0 表 に

お V) 7 同 U. を 加 え、 同 表 第 六 号 中 導 管  $\mathcal{O}$ 下 に 電 気 事 業 法 が 適 用 さ れ る t  $\mathcal{O}$ を 除

」を加える。

别 表 第二中 第 匹 + 七 条」 を 第 兀 + 条 、 第九 + 八 条、 第 百 五. + . 匹 条」 に 改 め、 同 表 製 造 所  $\mathcal{O}$ 項

中 「製造所」の下に「(電気事業法が適用されるガス工作物に係るものを除く。 以下この表におい

て 同 を加い え、 同 項六 0 中 欄 に 次 0 ように 加える。

(4) 耐圧部分の構造

別 表 第二 製 造 所  $\mathcal{O}$ 項六 =0 中 欄 に 次 0) ように 加 える。

4 耐圧部分の構造

別 表 第二導管の 項中「導管」 の 下 に 「(電 気事業法が適用されるガス工作物を除く。 以下この表

において同じ。)」を加える。

別表第三及び別表第四を削る。

様式第一を次のように改める。

ガ ス 用 品  $\mathcal{O}$ 技 術 上の 基 準 · 等 に 関 す る省 <del>位</del>  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第二 条 ガ ス 用 品  $\mathcal{O}$ 技 術 上  $\mathcal{O}$ 基 準 等 に 関 す る省 令 (昭 和 兀 + 六 年 通 商 産 業省 令第二十七号) 0 部 を

次のように改正する。

第二 条 第 項 中 第三十 九 条  $\mathcal{O}$ 三 第二 項 第 号 を 第 百三十二 八 条 第二 項 第 号 に 改 め、 同 条

第二 項 中 第三十 九 条 の 三 第二 項 第二号」 を 第 百三十八 条第二 項 第 二号」 に 改 8 る。

第三 条 及 び 第四 条 中 第三十 九 条  $\mathcal{O}$ 五. を 第 百 兀 + · 条 」 に 改 め る。

第 五. 条 中 第三 + 九 条  $\mathcal{O}$ 五. 第 号 を 第 百 兀 + 条 第二 号」 に 改  $\Diamond$ る。

第 六 条 第 項 中 第三 + 九 条  $\mathcal{O}$ 六 第二 項」 を 「第 百 兀 + 条 第 項」 に 改 め、 同 条 第 項 中 「 第

三十 九 条  $\mathcal{O}$ 六 第 項」 を 「 第 百 兀 + <del>---</del> 条 第 項」 に 改  $\Diamond$ る。

第 七 条 中 「第三十 九 条  $\mathcal{O}$ 七 \_\_ を 第 百 兀 + = 条」 に 改  $\Diamond$ る。

第 八 条 中 「第三十 九 条  $\mathcal{O}$ 七 た だ L 書 を 「 第 百四四 + 条 ただ L 書 に 改 める。

第 九 条 中 第三 + 九 条  $\mathcal{O}$ 八 を 第 百 兀 十三 条」 に 改  $\Diamond$ る。

第 + 条 中 第三 + 九 条  $\mathcal{O}$ 九 を 第 百 兀 十 兀 条」 12 改 8 る

第 + 条 中 第 三 + 九 条  $\mathcal{O}$ + 第 項」 を 第 百 兀 + 五. 条 第 項」 に 改 8) る。

第 + 条 中 「第三 + 九 条  $\mathcal{O}$ + 第 項 第 号」 を 第 百 兀 + 五. 条 第 項 第 号」に、 「第三十九

 $\mathcal{O}$ + 第 項第 二号」 を 第 百 匹 + 五. 条 第 項第二号」に 改 める。

第 十 三 条 中 「第三 十 九条の十第二 項」 を 「 第 百 匹 一 十 五 条 第二項」 に 改 め

第 + 兀 条 第 項 中  $\neg$ 第 三十 九 条  $\mathcal{O}$ + 第二 項」 を 第 百 兀 + 五. 条 第二 項」 に 改  $\Diamond$ る。

第 + 五 条 中 第三 + 九 条  $\mathcal{O}$ + <del>---</del> 第 項 \_ を 第 百 兀 + 六 条 第 項 に 改  $\Diamond$ 同 条 第 号 中 第三

+ 九 条  $\mathcal{O}$ + 第二 項」 を 「 第 百 兀 + 六 条 第 項」 に 改 8 る。

第 + 六 条  $\mathcal{O}$ 見 出 L 及 び 同 条 中 \_ 第三十 九 条  $\mathcal{O}$ + \_\_ 第 項第二号」 を 「第百四 十六条第 項第 号

」に改める。

+  $\mathcal{O}$ + 九 第 条 + 七 第  $\mathcal{O}$ + 条 中 項 第二 第 第 号」 三 項 + 第 を 九 \_\_-号」 条 「 第  $\mathcal{O}$ + 百 を 兀 第 + 第 六条 百 項 兀 第 + \_\_ 六 を 項 条 第 第 第 百 号 兀 項 第 + 六 に 条 第 改 号  $\Diamond$ る。 に 項」 改  $\Diamond$ に 改 同 条 め、 第 同 号 中 条 第 第 号 三 中 + 九 第 三

第 + 八 条  $\mathcal{O}$ 見 出 L 及 び 同 条 中 第三十 九 条  $\mathcal{O}$ + 第二 項」 を 「 第 百 兀 十六条第 二項」 に 改  $\Diamond$ る。

九 第 + 条 九  $\mathcal{O}$ 条 + 中 第 「第三 項 十 第 九 \_\_\_ 条 号」 0) + を \_ 第二項」 第 百 兀 + を 六 条 第 第 百 兀 項 + 第 六 号」 条第二 12 項」 改  $\Diamond$ に 改 同 条  $\Diamond$ 第 七 同 号 条 中 第 兀 第 号 =中 + 第三 九 条

 $\mathcal{O}$ + 第 項」 を 第 百 兀 + 五. 条 第 項」 に、 第 三 + 九 条  $\mathcal{O}$ + 第 項 第 号 を 第 百 匹 + 六 条

第一項第二号」に改める。

+

第二十条 中 「第三十 九 条の十二」 を 第 百 匹 十七 条」 に 改 め る。

第二十一条中 「第三十九条 の十四 の 二 第一 項」 を 「 第 百 五. + · 条 第 項」 に 改 8 る。

九 第三十 条 第二十二条中「第三十九条の十四 0) 九 + 条 兀  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 四 + . 匹 を の三第 第 百 一項各号」 五. 十二条」 を の二第一 に、 「第 百 五 第三十六条 項」を 十 一 条 「 第 百 第 0) <del>\_\_</del> 十七 項各 五十条第一項」に改め、 各号」 号 に 改 を め、 「 第 同 百二十四 条 第三 同条第二号中「 一号中 条 各 号 「第三十 に · 改

第二十五 条中 「第三十九条の十四 0 匹 を 「第百五十二条」に、 「第三十六条の十九第一 項 を

8)

る

第二十六 条 中 「第三十 九 条 の十五 第二 項」 を 「第百五十三条第二項」 に、 第三十六条の二十

を

第

百二十

凣

条」

に

改

 $\Diamond$ 

る

第百二十六条第一

項」

に

改

8

る。

第 を 三十六条 「 第 第二十七 一項後段」を 百 三 十 の二十二第一項」 条中 九 条第 「第百二十九条第一 「第三十 項」 九 条 を に 改  $\mathcal{O}$ 「第百二十九条 + 8) 五第二項」 る。 項後段」 に 第 を · 改め、 一項」 「第百 に 五. 同 条第三項中 改 十三条第二項」 め、 同 条第二項中 「第三十六条の二十二第二項」 に改 め、 「第三十六条 同 条 第 項 のニ+ニ 中 「 第

+ 八 条 中 第 三十 九 条 0 + 五. 第二 項」 を 「 第 百 五. 十三条第二項」 に、 第三十六条の二十三

を

第

百三十条」

に

改

め

る。

第三十六条の二十三の二第二項第三号」を「第百三十一条第二項第三号」に改 第二十八 条 の 二 中 「第三十九条の十五第二項」を 「第百 五十三条第二項」 に 改 め、 め、 同 同 条第 条第二項中 項 中

第三十 - 六 条 の二十三の二第二 項第四号」 を 第 百三十一条第二項 第四 号 に 改 め る。

号 第二十 を に 第 改 め、 九 百  $\equiv$ 条 + 中 同 条 五. 条」 第 第三十 項 12 中 九 改 条 め、 第  $\mathcal{O}$ + 三 同 + 条 五. 第二 九 第 条 項」  $\mathcal{O}$ 項 第三 + を \_\_\_ 号 第 「 第 中 \_\_\_ 百 項 第三十 各 五. 号」 十三条 を 九 第 条 第  $\mathcal{O}$ 項」 五 百 第二 兀 に、 + 号」 六 条 第 第 を 三十 第 項 六 各 百 号 条 兀 +  $\mathcal{O}$ に 二十七 条 改 第二 8

十七二 第三十 を · 条 第 第 百三十 項 中 五. 「第三 条」 +に 九 改 条の十五第二  $\Diamond$ る。 項」 を 「第百五十三条第二項」に、 「第三十六条 の 二

る。

第三十二条を次のように改める。

国 内 登 録 ガ ス 用 品 検 查 機 関 に 係 る 規 定  $\mathcal{O}$ 準 用)

第三十二 用 12 場 百  $\mathcal{O}$ 合 す は お 五. に 九 る + 1 条第 法 三 法 お 7 条 第 条 準 第 V) 第二十 第二 て、 百 用 百 三 十 項後段」 す 五. る + 第二十六条 項 六 五 九 法 12 条 条 第 条 お 百二十 と、 第 第二 か 1 5 7 第三十 項 潍 中 同 項 条 九 後 用 に  $\neg$ 段」 法 条 す 第三項 お 条 第 る 第 1 لح ま 法 百 7 中 項」 あ で 第 準 五 十三 る 法 百 用  $\mathcal{O}$ と、 す 規  $\mathcal{O}$ 条第 第 定 + は る は 百 同 法 九 五. 法 第 条 条 十三 百二 項 第二 外 第 第 E 百 玉 項」 条第二項に 五 項 + お 登 中 + 録 八 7 条」 ガ とあ 7 五. 潍 法 ス 条 第 と、 用 用 第 る 二項 お 百 す 品  $\mathcal{O}$ 第二 V) 五. は る 検 て に 十三 査 法 準 法 + 第 機 お 関 用 条 第 七 百 11 に準 す 第 て 条 <u>二</u> 百 る 準 第 五 法 用 用 項 + 八 する。 第 条」 す に 項 五. 百 中 る お 条 三 十 法 لح 1 第 第 7 法 あ 九 百 第 る 潍  $\mathcal{O}$ 項

替 法 + る 用 に 条 <u>二</u> 十 I える 法 す 第 第 お る 条 第 八 百 1 法 項」 三 第二 条 ŧ 7 項 百三十一条第二 + 第 0 中 準 12 とす とあ 五. 項 百三十一 用 お 一法 条」 第 す 1 るの る る法 兀 第 て と 号」 準 百 条 は あ 第 用 五. 第二 <u>ځ</u> 項 る 百三十 す 十三条 法 第 る  $\mathcal{O}$ 第百 第 匹 法 は 項第三号」 第二 号 第 + 条 五. 百 法 とあ 第二 三十 十五条第二 第 九 項 条 に 百 と、 るの 項第三 条 五. 及 お び + 1 と、 第 は 五. 同 て 号」 項に 条 準 条第二  $\equiv$ 法 第 + 第二 用 لح す お 第 条 る + 項 中 項 あ **,** \ 百 · て 準 五. 中 法 に 八 る 十 五 第 お 法 条 法  $\mathcal{O}$ 第 は 0 百 用する法第百二十 1 条 第 三十条」 百 7 法 第二 第 準 五. 百 + 五. 用 第 三条 項に 十三 す 百 項 中 と る 五. 条 あ 法 第 お + 第二 法 7) 五. る 第 九 7 項 条 第 百  $\mathcal{O}$ 条第二 準 項 第 三十 に は 百 に 用 お 五 十三 五. す 法 1 お 項 項」 条」 る に 第 7 1 法 7 条 潍 お 百 ٢, لح 第 準 第 五. 用 1 読 + す 百 用 7 三 第 る す 4 潍 項 五.

第三十三条中「第十条」を「第十二条」に改める。

第 第三十六 五. + 条 条 0 第 第 項 中 五. 項」 第 五. を 十 一 第 条 百 *Ø*) = − 八 + 第 六 兀 条 項」 第 五 項」 を 第 12 改 百 八  $\Diamond$ 十十六 る 条第 兀 項」 に 改 め、 同 条 第 項 中

様 式 第 中 第39条 9  $\omega$ 徭 2 屈 徭 声 を 徭 138 条 徭 2 屈 徭  $\vdash$ 声 \_ に、 第39条の10第 屈 徭

号」を「第145条第1項第1号」に改める。

様 式 第 中 第39条の ယ 徭 2 点 徭 2 中 を 第138条第 0 屈 徭 0 中 に、 「第39条の10第 屈 徭 2

号」を「第145条第1項第2号」に改める。

様式第三中「無39米の5」を「無140米」に改める。

様 式 第 兀 中 「第39条の6 舥 2項」を「第141条 徭 0 屈 に改める。

様式第八中「鶏39彩の7」を「鶏142米」に改める。

様式第九中「瓣39糸の8」を「鶏143糸」に改める。

様 式 第十二中 「ガス事業法第39条の14の2 第1頃」を 「ガス事業法 第150条第1項」以、 「第39条

OO(1400)過」を 「第123条」 以、 を「第152条」 に、 「第39条の11第1項」や「第146条第1項」以、 「第36条の19第2項」や「第126条第2項」 に、 「第36条の19第1項」 「第39条の14の2 を 舥

第126条第1項」に改める。

様 式 第十三中 「第39条の15第 0 耳 を 「第153条第 0 耳 に、 「第39条の16第 0 耳 を 一無 155条

徭 様 0 耳」 式第十四中 に、 「第36条の21」 「第39条の15第2項」や「第153条第2項」に、 を 「第128条」 に改め · る。 「第39条の16第2項」

徭

0

耳

に、

「第36条の22第1項」

や「第129条第

 $\vdash$ 

耳」

に改

8

る。

を

「第155条

0 様 式 型 第 に、 十 五 中 「第36条の23」 「第39条の15第 を 0 「第130条」 耳 を 「第153条 に改め る。 徭 0 屈 に、 「第39条の16第 0 屈 を 「第155条

舥 様 式 第 十六 中 「第51条の2 舥 4項」 を 「第186条 "… 74項」 に . 改 かる。

、特定ガス消費機器の 設置工 事 の監督に関する法律施行規則の一 部 改 正

第三条 特 定 ガ ス 消 費 機 器  $\mathcal{O}$ 設 置 工 事 0) 監 督 に 関する法 律 施 行規 則 (昭 和五 十四四 年 通 商産業省令第七

十七号)の一部を次のように改正する。

第三 条 第三 号 中 第 兀 + 条  $\mathcal{O}$ 第 項 Ŀ を 第 百 五 + 九 条 第二 項 に 改 め る。

第三 条  $\mathcal{O}$ 三 第六 号 中 同 条 第 項 第 号」 を 同 号」 に 改 8) る。

第三条の四第二項に次の一号を加える。

四 指定の期限

第三 条  $\mathcal{O}$ 七 第 <del>--</del> 項 中 第 三 条  $\mathcal{O}$ 兀 第 号」 を 第 三 条  $\mathcal{O}$ 兀 第 項 第 号」 に 改  $\Diamond$ る。

第 匹 条 第 項 第 号  $\mathcal{O}$ 表 ガ ス に 関 す る 基 礎 知 識  $\mathcal{O}$ 項 中 第三十二条 第 項」 を 「第二十六 条第

項」に改める。

第四条の三中「届出書」を「申請書」に改める。

第 四 条  $\mathcal{O}$ 七 第三 号 中 第 匹 条 の 三 を 削 り、 同 条 第四号中 第二 項」を 若 しくは第二 項」

に改める。

第 五. 条 第 項  $\mathcal{O}$ 表 法 第 兀 条 第 項 第 号 0 指 定 を L た にとき。 0 項 に 次 0 号 を 加 え る。

四 指定の期限

 $\mathcal{O}$ 氏 第 名 五. 条  $\mathcal{O}$ 変 第 更  $\mathcal{O}$ 項  $\mathcal{O}$ 4 表  $\mathcal{O}$ 第三条の 届 出  $\mathcal{O}$ 場 合 五. は  $\bigcirc$ 除 規定による届 < < \_ を 加 出 え、 が あ 同 つたとき。 項  $\mathcal{O}$ 次に 次 0)  $\mathcal{O}$ 項 ように加える。 中 「とき」の下に (代表者

第三 条 0 六 第 項  $\mathcal{O}$ 規定 指 定  $\mathcal{O}$ 更 新 年 月 日

による更新をしたとき。

指定 資 格 講 習 機 関  $\mathcal{O}$ 名 称 及 び 住 所 並 び に 代 表者 0 氏

名

三 資 格 講 習 業 務 を 行 う 事 務 所  $\mathcal{O}$ 名 称 及 び 所 在 地

四 指定の期限

第 五. 条 第 項  $\mathcal{O}$ 表 第 兀 条  $\mathcal{O}$ 三  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 届 出 が あ 0 た とき。  $\mathcal{O}$ 項 中 届 出 が あ 0 た を 承 認

を L た に 改  $\Diamond$ 住 所  $\mathcal{O}$ 下 に 並 び に 代 表 者  $\mathcal{O}$ 氏 名 を 加 え る。

第 五. 条 第 \_\_ 項  $\mathcal{O}$ 表 第 兀 条  $\mathcal{O}$ 七  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 指 定 を 取 1) 消 し、 又 は 指 定 資 格 講 習 事 業  $\mathcal{O}$ 全 部 若

<

は 部  $\mathcal{O}$ 停 止 を 命 じ た と き。  $\mathcal{O}$ 項 中 住 所  $\mathcal{O}$ 下 に 並 び に 代 表 者  $\mathcal{O}$ 氏 名 を 加 え る

第 六 条 第 号 ハ 中 昭 和 + 九 年 法 律 第 五. + <del>\_\_</del> 号) 第 三 <u>十</u> 二 条 第 項 を 第 + 六 条 第 項

に 改  $\Diamond$ 同 号 ホ 中 液 化 石 油 ガ ス 法 律 を 液 化 石 油 ガ ス 法 に、 第三 項」 を 第 + 五. 条 第

三項」に改める。

第 八 条  $\mathcal{O}$ 三 中 指 定 認 定 講 習 機 関  $\mathcal{O}$ 当 該 指 定 に 係 る 事 業」 を 指 定 認 定 講 習 事 業」 に 改  $\Diamond$ 認

定 講 習 受 講 者 <u>ك</u>  $\mathcal{O}$ 下 に 第 兀 条  $\mathcal{O}$ 七 第 号 中 第 兀 条 第 三 項」 と あ る  $\mathcal{O}$ は 第 八 条  $\mathcal{O}$ 兀 第

項」と」を加える。

第二 第 項」 + 条 を  $\mathcal{O}$ 中 第 匹 条 指  $\mathcal{O}$ 定 七 再 第二 講 習 号」 機 関 に  $\mathcal{O}$ 当 改 め 該 る。 指 定 に 係 る 事 業」 を 「指 定 再 講習 事 業」 に、 第 兀 条  $\mathcal{O}$ 七

### 様式第3(第3条の6関係)

		業大臣 殿		指定資格請
各	弁			講習機関更新申請書
称及び代表者の氏名	平		平	
(天名			月	
田			Ш	

更新を受けたいので、次のとおり申請します。 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第3条の6第1項の規定により指定の

- ・指定資格講習機関の名称
- ・指定を受けた日及び番号

0

・指定の期限

 $\omega$ 

(備兆) この用紙の大きさは、 日本工業規格A4とすること。

# 様式第3の2(第8条の3関係)

指定認定講習機関更新申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所

名称及び代表者の氏名

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第8条の3の規定により読み替えて準

用する同規則第3条の6第1項の規定により指定の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

- . 指定認定講習機関の名称
- ・指定を受けた日及び番号

0

・指定の期限

 $\omega$ 

(備光) この用紙の大きさは、 日本工業規格A4とすること。

# 様式第3の3(第10条の2関係)

指定再講習機関更新申請書

併 耳 Ш

経済産業大臣 飘

 $\widehat{\mathbb{H}}$ 严

名称及び代表者の氏名 

用する同規則第3条の6第1項の規定により指定の更新を受けたいので、次のとおり申請します。 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第10条の2の規定により読み替えて準

- 拡 定再講 II실 幾 盟 の名称
- 描 定 を受け 4 Ш 及び番号

0

指定の期限

 $\omega$ 

## 様式第4(第3条の7関係)

承継を受けた年月日	承継の原因	指定資格講習機関の地規則第3条の7第2項の		経済産業大臣 殿	
		指定資格講習機関の地位を承継したので、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第3条の7第2項の規定により、次のとおり届け出ます。	住 所 名称及び代表者の氏名 同	年 月 日	指定資格講習機関事業承継届出書

期限	習機関に係る指定の	承継した指定資格講	月日及び番号	習機関に係る指定年	承継した指定資格講

(備光) この用紙の大きさは、 日本工業規格A4とするこ  $\overset{\circ}{\sim}$ 

## **様式第4の2**(第8条の3関係)

経済産業大臣 飘 指定認定講習機関事業承継届出書  $\stackrel{\textstyle \rightarrow}{\boxplus}$ 甲 併 耳 Ш

り届け出ます。 規則第8条の3の規定により読み替えて準用する同規則第3条の7第2項の規定により、次のとお 指定認定講習機関の地位を承継したので、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行

習機関に係る指定年月日及び番号
承継を受けた年月日承継した指定認定講
承継の原因

期限

(備兆) この用紙の大きさは、 日本工業規格 A 4 とする (1  $\overset{\circ}{\smile}$ 

**様式第4の3** (第10条の2関係)

指定再講習機関事業承継届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所

名称及び代表者の氏名

則第10条の2の規定により読み替えて準用する同規則第3条の7第2項の規定により、次のとお 5 届け出ます。 指定再講習機関の地位を承継したので、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規

限	承継した指定再講習機関に係る指定の期	承継した指定再講習 機関に係る指定年月 日及び番号	承継を受けた年月日

(編批) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とす  $\mathcal{O}_{\mathcal{I}}$ 1  $\overset{\circ}{\sim}$ 

様式第六から様式第八の三までを次のように改める。

## 様式第6(第4条の2関係)

資
裕
購
$\mathbb{L}_{7}^{2}$
辦
篜
热
程
変
浬
国
$\mathbb{H}$
<b>#</b>

年月日

経済産業大臣 殿

住 所

名称及び代表者の氏名

資格講習業務規程を次のとおり変更したいので、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法

律施行規則第4条の2第1項の規定により届け出ます。

- .指定資格講習機関の名称
- 2. 指定を受けた日及び番号
- 3. 指定の期限
- 4. 変更の内容

従前の内容

更後の内容

変

6.	0	
変更の理由		

(備兆) この用紙の大きさは、 日本工業規格A4とするこ . ~

## **様式第6の2**(第8条の3関係)

経済産業大臣 聚 認定講習業務規程変更届出書 名称及び代表者の氏名 Ĥ 刑 併 田 Ш

認定講習業務規程を次のとおり変更したいので、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法

田ます。 律施行規則第8条の3の規定により読み替えて準用する同規則第4条の2第1項の規定により届け

- [. 指定認定講習機関の名称
- 2. 指定を受けた日及び番号
- 3. 指定の期限
- 4. 変更の内容

従 丰 9 人 绤 変 厘 後 9 人 俗

- 5. 変更の年月日
- 6. 変更の理由

(編光) この用紙の大きさは、 日本工業規格A4  $\cap$ of Š (1  $\overset{\circ}{\smile}$ 

再講習業務規程変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所

名称及び代表者の氏名

田ます。 施行規則第10条の2の規定により読み替えて準用する同規則第4条の2第1項の規定により届け 再講習業務規程を次のとおり変更したいので、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律

- ・指定再講習機関の名称
- ・指定を受けた日及び番号

 $\aleph$ 

・指定の期限

 $\omega$ 

4. 変更の内容

о o	
変数	
厘 厘 9	筣
芝更の年月 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	書
ш	9
	内谷谷
	終
	畑
	飨
	<b>後</b> の
	内谷谷

(備兆) この用紙の大きさは、 日本工業規格A4 るかと (1  $\overset{\circ}{\smile}$ 

様式第7(第4条の3関係)

経済産業大臣 骤 指定資格講習事業廃止申請書 Ĥ 用 併 田 Ш

名称及び代表者の氏名

第4条の3の規定により、次のとおり申請します。 指定資格講習事業を廃止したいので、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則

	合は、その理由)
	の年度の末日以外の場
✓	(廃止予定年月日がそ
	止する理由
	指定資格講習事業を廃
	廃止予定年月日
	指定の期限
定	指定資格講習機関の指定年月日及び番号

廃止後の問合せ先
廃止に伴い講じる措置

#### (編批)

- . この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 0 を修了していない者に講じる措置等を記載するこ 「廃止に伴い講じる措置」の欄には、 廃止 の事実の周知方法、  $\overset{\circ}{\smile}$ 廃止予定年 耳 日において受講

## 様式第7の2(第8条の3関係)

経済産業大臣 飘 拡 定認定講習 事業廃止申請 併 田 Ш

千

平

第8条の3の規定により読み替えて準用する同規則第4条の3の規定により、次のとおり申請しま 指定認定講習事業を廃止したいので、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則

्व

(廃止予定年月日がそ
止する理由
指定認定講習事業を廃
廃止予定年月日
指定の期限
指定認定講習機関の指定年月日及び番号

廃止後の問合せ先
廃止に伴い講じる措置
合は、その理由)
の年度の末日以外の場

#### (備兆)

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- $\sim$ を修了していない者に講じる措置等を記載する 「廃止に伴い講じる措置」の欄には、 廃止の事実の周知方法、 (1 ° 廃止予定年月日において受講

## 様式第7の3 (第10条の2関係)

指定再講習事業廃止申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住所

名称及び代表者の氏名

10条の2の規定により読み替えて準用する同規則第4条の3の規定により、次のとおり申請しま 指定再講習事業を廃止したいので、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第

्व

指定再講習事業を廃止	廃止予定年月日	指定の期限	指定再講習機関の指定年月日及び番号

廃止	廃止	立は	の年	(廃
廃止後の問合せ先	廃止に伴い講じる	合は、その理由)	年度の末日以外の	廃止予定年
せ先	じる措置	曲)	以外の場	月日がそ
	μ—μ <del>α</del>		<u> </u>	

#### (編兆)

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- ablaを修了していない者に講じる措置等を記載するこ 「廃止に伴い講じる措置」の欄には、廃止の事実の周知方法、  $\overset{\circ}{\sim}$ 廃止予定年月日において受講

## 様式第8(第4条の4関係)

(備考) この用紙の大きさは、 日本工業規格A4とするこ

· ~

**様式第8の2** (第8条の3関係)

認定講習実施計画届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所

名称及び代表者の氏名

け出ます。 法律施行規則第8条の3の規定により読み替えて準用する同規則第4条の4第1項の規定によ 別紙のとおり認定講習の実施計画を作成したので、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する 5 囯

(備兆) この用紙の大きさは、 日本工業規格A4とするこ  $\stackrel{\cdot}{\sim}$ 

# **様式第8の3** (第10条の2関係)

指定の期限	作成した実施計画の年度	律施行規則第10条の2の規定により読み替えて準用する同規則第4条の4第1項の規定により届け出ます。	別紙のとおり再講習の実施計画を作成したので、特定ガ		経済産業大臣 殿	再講習実施計画届出
		司規則第4条の4第1項の規定により店	特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法	住所名称及び代表者の氏名同		書

論 拠 1 の用紙の大き いなが、 日本日 業規格A4  $\sim$ 4  $\mathcal{O}$ 1  $\overset{\circ}{\sim}$ 

様式第十から様式第十一までを次のように改める。

#### **様式第10** 無 4条の5関係)

資格講習 修了者名簿

経済産業大臣

霐

併 耳

Ш

 $\widehat{\mathbb{H}}$ 甲

名称及び代表者の氏名

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第4条の5第1項の規定により、次の

とおり資格講習修了者名簿を提出します。

指定資格講習機関の名称

$\wp$
•
三
R
W
7
4
Ш
X
$\triangleleft$
邾
卓

3. 指定の期限

整理番号
修了者名
生年月日
住所
資格証の番号
資格証交付年月日
資格講習修了年月日
有効期限
無兆

(備兆) この用紙の大きさは、 日本工業規格A4とするこ  $\overset{\circ}{\smile}$ 

様式第10の2 (第8条の3関係)

認定講習修了者名簿

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所

用する同規則第4条の5第1項の規定により、次のとおり認定講習修了者名簿を提出します。 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第8条の3の規定により読み替え . て難

- ・指定認定講習機関の名称
- 2. 指定を受けた日及び番号
- 3. 指定の期限

	整理番号
	修了者名
	生年月日
	住所
	修了証交付年月日
	認定講習修了年月日
	龍光

(備兆) この用紙の大きさは、 日本工業規格A4とするこ  $\overset{\circ}{\sim}$ 

様式第10の3 (第10条の2関係)

### 再講習受講者名簿

年月

Ш

経済産業大臣 殿

住所

名称及び代表者の氏名

準用する同規則第4条の5第1項の規定により、次のとおり再講習受講者名簿を提出します。 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第10条の2の規定により読み替え

- ・指定再講習機関の名称
- . 指定を受けた日及び番号

 $\aleph$ 

. 指定の期限

 $\omega$ 

	整理番号
格名	與輔
ЛП	生年
	住所
希中	資格証の
年月日	資格証交付
年月日	再講習受講
期限	在
	受講場所
	輸光

L	_
_	

(備光) この用紙の大きさは、 日本工業規格A4とするこ  $\overset{\circ}{\sim}$ 

### **様式第11**(第8条関係)

※交付番号	※受理年月日	※整理番号
	年	
	月	
	Ш	

ガス消費機器設置工事監督者資格認定申請書

年 月 日

産業保安監督部長 殿

开名

(II)

4 器の設置工事の監督に関する法律第4条第1項第3号の認定を受けたいので、次のとおり申請しま 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第8条の規定により、特定ガス消費機

. 氏 名

住 所

2

3. 生年月日

4. 該当する要件

(論 が (1 の用紙の大きさ J, Ш 本工業規格 A 4  $\sim$ NO 4 (1  $\sim$ 

2 ※印の項は、記載しないこと。

 $\omega$ 署名は必ず本人が自署するものとする。 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において

様式第十四を次のように改める。

## **様式第14** (第13条関係)

※再交付番号	※受理年月日	※整理番号
	年	
	月	
	ш	

ガス消費機器設置工事監督者資格証再交付申請書

年 月 日

資格証を交付した者 殿

(II)

費機器設置工事監督者資格証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第1 3条第1項の規定により、 ガス消

- 2. 住 所
- 3. 生 年 月 日
- 4. 資格証の番号
- 5. 强

 $\blacksquare$ 

- (論 拠 (1 の用紙の大きさ F, Ш 本工業規格 A 4  $\sim$ 4 Ø (1  $\overset{\circ}{\sim}$
- 2 ※印の項は、記載しないこと
- $\omega$ 氏的名 を記載し、押印する (1 とに代えて、 署名するこ とができる。 (1 の場合において

署名は必ず本人が自署するものとする。

ガ ス 工 作 物  $\mathcal{O}$ 技 術 上 0) 基 準 を 定 8 る省 令  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第 兀 条 ガ ス 工 作 物  $\mathcal{O}$ 技 術 上  $\mathcal{O}$ 基 準 を 定  $\Diamond$ る 省 令 平 成 十 二 年 通 商 産 業 省 令 第 百 + <del>\_\_</del> 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次

 $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る

第二 条 に 次  $\mathcal{O}$ 項 を 加 え る

5 電 気 事 業 法 昭 和  $\equiv$ + 九 年 法 律 第 百 七 + · 号 ) が 適 用 さ れ るガ ス 工 作 物 12 0 7 て は、  $\mathcal{O}$ 省 令  $\mathcal{O}$ 

規 定 を 適 用 せ ず、 電 気 事 業 法  $\mathcal{O}$ 相 当 規 定  $\mathcal{O}$ 定 め るところ に ょ る。

第二 + 兀 条  $\mathcal{O}$ 次 に 次  $\mathcal{O}$ \_\_ 条 を 加 え る。

ガ ス 製 造 事 業  $\mathcal{O}$ 届 出 12 伴 う 措 置

第二十 兀 条 の 二 高 圧 ガ ス 保 安 法  $\mathcal{O}$ 規 定 に 基 づ き設 置 さ れ た 液 化 ガ ス 貯 蔵 設 備 等 は、 ガ ス 事 業 法 第

八 + 六 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 届 出 が あ 0 たと きに、 ک  $\mathcal{O}$ 省 令 で 定  $\Diamond$ る 技 術 上  $\mathcal{O}$ 基 準 に 適 合 L 7 1

る t  $\mathcal{O}$ کے 4 な す。

第 兀 + 九 条 第三 項 第 三 号 中 た だ し、 法 第 条 第 十三 項 に 定  $\otimes$ るところ に ょ り 般 ガ ス 事 業 لح

4 な さ れ る 簡 易 ガ ス 事 業 に 係 る ŧ  $\mathcal{O}$ を除 < 0 を 削 る。

第 五. + 条 第 項  $\mathcal{O}$ 表 (1)中 + 兀 月 を 年」 に、 同 表 (2)中 「十二月」 を 年 に、 同 表 (3)

中 四四 + 月 を に、 匹 年 に (3)改 8 同 条 第 項  $\mathcal{O}$ 年」 表 (1)中 改 め、 七 + 六 月 を 項の 六六 年 (1) に、 同 表 (2)中 + \_

月

を

年

同

表

中

兀

+

月

を

兀

に

同

条

第三

表

「十二月」

を

年 に、 同 表 (2) 十 兀 . 月 を 年 に 改 め、 同 条 に 次 の 一 項 を加 え る。

4 第 項 か 5 前 項 ま で に 規 定 す る 検 査 を、 前 回  $\mathcal{O}$ 検 査  $\mathcal{O}$ 日 カン 5 次 に 掲 げ る 期 間 を 経 過 L た 日 以

1 て 当 該 検 查 を 行 0 た ŧ  $\mathcal{O}$ と 4 な す。

第

項

 $\mathcal{O}$ 

表

若

L

<

は

第

項

 $\mathcal{O}$ 

表

前

項

 $\mathcal{O}$ 

表に規定す

る

検 査

年

下

 $\mathcal{O}$ 

項

に

お

1

7

基

準

日

と

1

う。

前

兀

月

以

内

 $\mathcal{O}$ 

期

間

に

行

0

た

場

合

に

あ

0

て

は

基

潍

日

12

お

(2) (2) 又 は

第二 項  $\mathcal{O}$ 表 (1)(1)に 規 定 す る 検 杳 六 年

 $\equiv$ 第 項  $\mathcal{O}$ 表 (3)第 項  $\mathcal{O}$ 表 (3)に 規 定 す る 検 査 兀

年

第 五. 十 二 条  $\mathcal{O}$ 次 に 次  $\mathcal{O}$ 条 を 加 え る。

危 険 標 識

第 五 十 二 条 の 二 特 定 ガ ス 発 生 設 備 によ ŋ 発 生させた ガ ス を供給 する た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 導 管 を 地 盤 面 上 に 設 置

す る 場 合 に お 1 て そ  $\mathcal{O}$ 周 辺 に 危 害 を 及 ぼ す お そ れ  $\mathcal{O}$ あ る とき は そ  $\mathcal{O}$ 見 B す 1 箇 所 12 当 該 導 管 12

ょ り 供 給 す る ガ ス  $\mathcal{O}$ 種 類 当 該 導 管 に 異 常 を 認 8 た لح き  $\mathcal{O}$ 連 絡 先 そ  $\mathcal{O}$ 他 必 要 な 事 項 を 明 瞭 に 記 載

L た 危 険 標 識 を 設 け る こと。

ガ ス 事 業 法 第三 + 兀 条 第三 項 に 規 定 す Ś 指 定 試 験 機 関 を 定  $\Diamond$ る 省 令  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第 五 条 ガ ス 事 業 法 第 三十 兀 条 第 三 項 に 規 定 す る 指 定 試 験 機 関 を 定 8 る 省 令 平 成 十三年 経 済 産 業省

令 第 百 + 九 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次 0 ょ う に 改 正 一する。

題 名 中 第  $\equiv$ + 兀 条 第 三 項」 を 第二十 九 条 第三 項」 に、 指 定 試 験 機 関 \_ を 経 済 産 業 大 臣 が

指定する者」に改める。

第 三 + 兀 条 第 三 項 を 第 + 九 条 第 三 項」 に、 指 定 試 験 機 関 を 経 済 産 業 大 臣 が 指 定 す

る者」に改める。

経 済 産 業 省  $\mathcal{O}$ 所 管 す る 法 令 に 係 る 民 間 事 業 者 等 が 行 う 書 面  $\mathcal{O}$ 保 存 等 に お け る 情 報 通 信  $\mathcal{O}$ 技 術  $\mathcal{O}$ 利

用に関する法律施行規則の一部改正)

第 六 条 経 済 産 業 省  $\mathcal{O}$ 所 管 す る 法 令 に 係 る 民 間 事 業 者 等 が 行 う 書 面  $\mathcal{O}$ 保 存 等 に お け る 情 報 通 信  $\mathcal{O}$ 技 術

第  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 利 別 + 表 用 第 九 に 関 条 ガ す  $\mathcal{O}$ + る ス 事 法 五 第 業 律 法 施 項」  $\mathcal{O}$ 行 項 規 を 中 則 第 第 平 百 三 成 + 五. 十 六 + 七  $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 条 年 条 経  $\mathcal{O}$ 第 済 十三 産 項 業 省  $\mathcal{O}$ に、 令 第 第 三 一 十 二 第三 項 + を 号) 九 条 第  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 百 +  $\equiv$ 部 + 六 を 第 次 条  $\mathcal{O}$ 項 第 ょ う 項 12 を 改 に、 第 正 す 百 る 五.

十 五 条 第 項」 12 改  $\Diamond$ 別 表 第 兀 ガ ス 事 業 法  $\mathcal{O}$ 項 中 第三 + - 六条 の 二 十三  $\mathcal{O}$ 第 項」 を 第 百  $\equiv$ 

+

条

第

項

に

第

三

+

九

条

 $\mathcal{O}$ 

+

五

第

項」

を

第

百

五

+

三

条

第

項

に、

第三

+

九

条

 $\mathcal{O}$ 

+

六 第 項 を 第 百 五. + 五 条 第 項 に 改  $\Diamond$ 別 表 第 五 ガ ス 事 業 法  $\mathcal{O}$ 項 中 第 三 + 六 条  $\mathcal{O}$ + 三  $\mathcal{O}$ 

第 項」 を 第 百 三 + 条 第 項 に 第 三 + 九 条  $\mathcal{O}$ + 五 第 項 を 第 百 五. + 三 条 第 項

に、 第 三十 九 条  $\mathcal{O}$ + 六 第二 項 を 第 百 五. + 五 条 第 項」 に 改 8 る

附 則

### (施行期日)

第 条 ک  $\mathcal{O}$ 省 令 は 電 気 事 業 法 等  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 等  $\mathcal{O}$ 法 律 以 下 改 正 法 と 1 う。 附 則 第

条 第 五 号 12 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 平 成 + 九 年 兀 月 日 カン 5 施 行 す る

ガ ス 事 業 法 第二 条 第 匹 項 第 号  $\mathcal{O}$ 経 済 産 業 省 令 で 定 8 る 範 囲 等 を 定  $\Diamond$ る 省 令 等  $\mathcal{O}$ 廃 止

第二条 次に掲げる省令は、廃止する。

ガ ス 熱 量 変 更 引 当 金 12 関 す る 省 令 平 成 七 年 通 商 産 業 省 令 第

ガ ス 事 業 法 第 条 第 兀 項 第 号  $\mathcal{O}$ 経 済 産 業 省 令 で 定 8) る 範 囲 等 を 定 8) る 省 令 平 成 + 八 年 経

五.

号)

済産業省令第六十八号)

 $\equiv$ ガ ス 小 売 事 業 者 等  $\mathcal{O}$ 保 安 業 務 12 関 す る 省 令 平 成 + 八 年 経 済 産 業 省 令 第 七 + 六 号)

兀 ガ ス 小 売 事 業  $\mathcal{O}$ 登 録  $\mathcal{O}$ 申 請 等 に 関 す る 省 令 平 成 + 八 年 経 済 産 業 省 令 第 八 + 五. 号)

五 ガ ス 事 業 法 第 七 + 六 条 第 項 本 文  $\mathcal{O}$ 規 定 に 基 づ き 特 定 ガ ス 導 管 事 業 者 が 定  $\Diamond$ る 託 送 供 給 約 款 に

お 1 て 定  $\Diamond$ る べ き 事 項 等 12 関 す る 省 令 平 成  $\overline{+}$ 八 年 経 済 産 業 省 令 第 百 号)

経過措置)

第三 条 平 成二 + 九 年 度  $\mathcal{O}$ 供 給 計 画 12 係 る 改 正 法 第 五 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 改 正 後  $\mathcal{O}$ ガ ス 事 業 法 第 + 九 第

項 第 五. + 六 条 第 項 第 八 + 条 第 項 及 び 第 九 十三 条第亩四十七条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 届 出

は 亚 成 + 九 年 五. 月三十 \_\_\_ 日 ま で に 行 わ な け れ ば な 5 な \ \ °

第 規 又 兀 定 条 は す 口  $\sum_{i}$ る 当  $\mathcal{O}$ 周 省 知 該 令 を 口  $\mathcal{O}$ 行  $\mathcal{O}$ 施 0 表 て  $\mathcal{O}$ 行 上 1  $\mathcal{O}$ 欄 な 日 1 (5)以 場 に 掲 下 合 に げ る 施 お 消 け 行 日 費 る 機 当 と 該 器 1 周 に う。 知 係 に る 部 0 分 前 1 7 に 年 は 限 以 る 内 同 号 12 以 第 下 1 百 又 は 九  $\mathcal{O}$ + 口 項 に 七  $\mathcal{O}$ 規 条 お 第 定 1 に 7 か 同 項 第 カン ľ わ 号 6 ず 12 1

第 項 施 許 五 n た  $\mathcal{O}$ L 可 条 施 を 規 た 行 受 第 定 と 改 日 あ  $\mathcal{O}$ け 正 か た 法 る 適 百 5 条 ŧ 附 起  $\mathcal{O}$ 用 第  $\mathcal{O}$ は に 則 算 لح 第 0 L 4 + 7 1 項  $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 第 な 自 7 さ 条 年 5 は <del>---</del> 実 号 第 れ 以 施  $\mathcal{O}$ る 内 同 項 L 表 同 に 条 た 第  $\mathcal{O}$ 項  $\mathcal{O}$ 行 規 上 12 う と 項 欄 規 定 t す 定 及 12 1  $\mathcal{O}$ る す ょ لح び 及 第 CK る Ŋ す る 兀 旧 改 口 に 項 正 中 規 般 法 第 定 ガ 法 す 五. ス 条 事 第 る 業 調  $\mathcal{O}$ 百 規 五 査 者 定 + に が に 係 九 条 ょ る 施 第 第 行 る 兀 改 日 項 百 前 正  $\mathcal{O}$ \_\_\_ 兀 後 規 + 条  $\mathcal{O}$ 定 第 法 月 第 に 三 以  $\equiv$ ょ 項 内 + n 及 12 自 涌 び 五. 第 知 5 条 さ 四 実  $\mathcal{O}$ 

第 六 +  $\equiv$ 条 条 ま 施 で 行 に 日 係 前 る に 報 発 告 生 に L た、 0 1 第 7 は 条  $\mathcal{O}$ な お 規 定 従 に 前 ょ  $\mathcal{O}$ る 例 改 12 正 ょ る。 前  $\mathcal{O}$ ガ ス 事 業 法 施 行 規 則 第 百 + 条 カン 5 第 百

第

第 関 条 七 る 改 第 す 条 項 る 正 及 後 項 政 電 CK  $\mathcal{O}$ に 令 気 第 ガ お 事 百 亚 業 ス 1 事 7 法 成 + 業 等 潍  $\dot{\equiv}$ + 法 用  $\mathcal{O}$ 条 施 す 九 \_\_\_ る 部  $\mathcal{O}$ 行 年 規 場 政 を 規 定 合 則 令 改 を  $\mathcal{O}$ 第 正 含 す 以 適 下 る 用 む 12 筡 新 号。 0  $\mathcal{O}$ 1 施  $\mathcal{O}$ 法 て 行 規 律 以 規 定 下 は  $\mathcal{O}$ 則 に \_\_ 整 ょ 部 と れ る 備  $\mathcal{O}$ 5 1 等 届 施 う。  $\mathcal{O}$ 政 出 行 規 を 令 に 定 伴 L 中 لح 第 た う 者 関 百 11 う。 そ + に 係  $\mathcal{O}$ 九 0 政 実 条 11 令 施 第 7 第  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 整 第 + 日 項 備  $\mathcal{O}$ 六 及 第 条 + 条 び 日  $\mathcal{O}$ 第 経 百 前 規 渦 + 措 定 項 لح に 置 条 あ ょ 同 に

るのは、「その実施の日」とする。

第八条 び第七十二条の 整備等政令第三十七条第四 規定の適 用については、これらの 項 の規定による届出をした者につい 規定中「その実 施  $\mathcal{O}$ ての 日 の十日前」とあ 新 施行規則第六十九条及 るの は、

その実施の日」とする。